

市 政 概 要

令 和 6 年 版

柏 市 議 会 事 務 局

市 章

(昭和29年11月21日 制定)



柏市発足の際、市民から募集し、制定されました。
ひらがなの「か」「し」「わ」の三文字を組み合わせたものです。

柏市市民憲章

(昭和49年 9月20日 公告)

わたくしたちは、豊かな緑と水をまもり、潤いのある住みよい柏をつくるために、この憲章を定めます。

- 1 たがいに話し合って、心のかよう明るい柏をつくりましょう。
- 1 老人を敬い子どもを愛する、あたたかい柏をつくりましょう。
- 1 環境をととのえ、安全できれいなまち・柏をつくりましょう。
- 1 教育を重んじ、健康で、文化の薫り高い柏をつくりましょう。
- 1 国際理解を深め、平和な柏をつくりましょう。

市のシンボル

市 の 花	シバザクラ	平成 6年11月 制定
	カタクリ	平成 6年11月 制定
	ヒマワリ	平成 2年 9月 選定(旧沼南町)
市 の 鳥	オナガ	平成 6年11月 制定
市 の 木	カシワ	昭和45年11月 選定
	シイ	昭和45年 9月 制定(旧沼南町)

都市宣言

公明選挙推進都市宣言	昭和38年 3月28日 宣言
交通安全都市宣言	昭和38年 6月26日 宣言
平和都市宣言	昭和60年 3月20日 宣言
気候危機宣言	令和 4年 2月25日 宣言
柏市プラスチック・スマート宣言	令和 5年 2月20日 宣言

目次

第1編 市勢

- 1 沿革 ……………1
- 2 位置と地形 ……………2
 - (1) 概況 ……………2
 - (2) 位置と地形 ……………2
- 3 柏市のあゆみ ……………2
- 4 柏市第五次総合計画
の概要 ……………6
 - (1) 計画の構成、期間 ……………6
 - (2) 基本構想 ……………6
 - (3) 基本計画（後期） ……………6
- 5 人口 ……………8
 - (1) 人口及び世帯数の
年別推移 ……………8
 - (2) 人口移動 ……………9
 - (3) 昼夜間人口 ……………10
 - (4) 産業別就業者数の
推移 ……………12
- 6 土地の地目別面積 ……………13

第2編 議会

- 1 構成 ……………14
 - (1) 組織 ……………14
 - (2) 議員数 ……………14
 - (3) 歴代正副議長 ……………14
 - (4) 議員名簿 ……………16
 - (5) 年齢別議員数 ……………17
 - (6) 当選回数別議員数 ……………17
 - (7) 議員一覧 ……………18
 - (8) 常任委員会 ……………19
 - (9) 議会運営委員会 ……………19
 - (10) 任意の委員会 ……………19
- 2 議会活動 ……………19
 - (1) 本会議開催状況 ……………19
 - (2) 委員会開催状況 ……………20
 - (3) 議決件数状況 ……………20
 - (4) 請願・陳情処理状況 ……………21
 - (5) 意見書及び決議 ……………21

- 3 情報公開・個人情報保護 ……21
 - (1) 柏市議会の個人情報
保護制度について ……………21
 - (2) 柏市議会個人情報
保護条例の趣旨等 ……………21
 - (3) 保有個人情報の開示 ……22
 - (4) 個人情報の保護に
関する法律に係る罰則 ……25
 - (5) 令和5年度保有個人
情報開示等実施状況 ……25
- 4 請負状況の公表について ……26
 - (1) 公表内容 ……………26
 - (2) 令和5年度保
請負状況報告 ……………26
- 5 その他 ……………26
 - (1) 視察来局状況 ……………26
 - (2) 議員報酬 ……………27
 - (3) 政務活動費 ……………27
 - (4) 議会の刊行物 ……………27
 - (5) 議会関係各室 ……………27

第3編 総務

- 1 柏市行政組織図 ……………28
- 2 職員数 ……………33
 - (1) 定員の適正化 ……………33
 - (2) 業務改善の推進 ……………33
- 3 歴代常勤特別職 ……………34
 - (1) 市長 ……………34
 - (2) 助役・副市長 ……………35
 - (3) 収入役 ……………36
 - (4) 教育長 ……………37
 - (5) 水道事業管理者 ……………38
 - (6) 常勤監査委員 ……………38
- 4 報酬・給与 ……………39
 - (1) 市長等の給与額 ……………39
 - (2) 非常勤特別職の報
酬額 ……………39
 - (3) 一般職の初任給 ……………41

(4) 級別給料	42
5 旅費	42
6 職員研修	43
(1) 令和5年度研修 体系図	43
(2) 令和5年度研修 実績	44
7 情報公開・個人情報 保護	44
(1) 柏市情報公開条例 の目的等	44
(2) 公文書の開示	45
(3) 情報公開の総合的 な推進	47
(4) 令和4年度公文 書開示等実施状況	48
(5) 柏市の個人情報保護 制度について	48
(6) 柏市個人情報の保護 に関する法律施行条例 の趣旨等	49
(7) 保有個人情報の開示	49
(8) 個人情報の保護に 関する法律に係る罰則	52
(9) 令和5年度保有個人 情報開示等実施状況	52
(10) 柏市行政不服及び情報 公開・個人情報 保護審議会	53
(11) 公文書開示請求に係 る審査請求の状況	53
(12) 保有個人情報に係る 審査請求の状況	53
8 庁舎	54
(1) 本庁舎	54
(2) 沼南庁舎	56
9 選挙管理委員会	57
(1) 委員構成	57
(2) ポスター掲示場	57
(3) 選挙公報	57

(4) 選挙啓発	57
(5) 市制施行以後の市 長及び市議会議員選 挙投票率等	58
10 監査委員	59
(1) 委員構成	59
(2) 主な監査等	59
(3) 報告及び公表	59

第4編 危機管理

1 防災	61
(1) 柏市災害対策本部 会議構成	61
(2) 地域防災計画	61
(3) 防災施設等	62
(4) 自主防災組織	62
2 基地対策	62
(1) 市内の防衛施設	62
(2) 基地対策	63
(3) 防衛施設周辺のま ちづくり	63
3 防犯(安全安心ま ちづくり推進事業)	63
(1) 犯罪が起こりにく いまちづくり(地域 づくり)事業	63
(2) 安全安心モデル地 区事業	65
(3) 防犯啓発事業	65
(4) 犯罪を起こさせな い人づくり(組織づ くり)事業	66
(5) 防犯関係機関との 連携	67
(6) その他	67
4 交通安全	68
(1) 交通安全教育・啓発	68
(2) 交通安全対策の充実	68

第5編 企画

1	合併の取組	69
(1)	経過	69
(2)	新市建設計画	69
2	中核市への移行	71
(1)	中核市への移行	71
(2)	中核市移行までの取組	71
(3)	全国の中核市一覧	72
3	行政改革	72
(1)	これまでの経過	72
(2)	取組の内容	73
4	広域行政	74
(1)	東葛広域行政連絡協議会	74
(2)	東葛中部地区総合開発事務組合	74
(3)	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	75
5	情報化	76
6	男女共同参画	76
(1)	男女共同参画推進計画	78
(2)	柏市男女共同参画センター	79
7	ホームタウン推進	79
(1)	経過	79
(2)	スポーツによるまちづくり	79
8	国際化の推進	81
(1)	柏市国際交流センター	81
(2)	外国人アドバイザー	81
9	姉妹都市・友好都市	82
(1)	姉妹都市	82
(2)	友好都市	82
(3)	国内の交流都市・姉妹都市	84
第6編 財政		
1	令和6年度の市財政と予算編成方針	86

2	令和6年度一般会計予算	88
(1)	一般会計歳入予算 款別比較	88
(2)	一般会計歳出予算 款別比較	89
(3)	一般会計歳出予算 節別比較	90
(4)	一般会計歳出予算 経費別比較	91
3	一般会計予算・決算の推移	92
4	令和5年度一般会計決算（見込み）	93
(1)	一般会計歳入決算 款別比較	93
(2)	一般会計歳出決算 款別比較	94
5	市税及び国民健康保険料（税）決算額比較	95
6	企業会計予算	96
(1)	病院事業会計	96
(2)	水道事業会計	96
(3)	下水道事業会計	96
7	地方債（一般会計）	97
8	基金	97
9	公有財産	98
(1)	出資による権利	98
(2)	土地及び建物	99
(3)	物権・有価証券	100
10	令和4年度柏市全体の財務4表	101
(1)	貸借対照表	101
(2)	行政コスト計算書	102
(3)	純資産変動計算書	102
(4)	資金収支計算書	103
11	財政の主要指標	104
12	健全化判断比率	104

第7編 消防

1	消防庁舎の現況	105	4	消費生活	116
2	主な消防力状況	105	(1)	消費生活相談受付 状況	116
3	消防水利状況	106	(2)	多重債務問題対策	117
4	火災発生件数・焼損 面積及び損害状況	106	(3)	消費生活情報の提 供	117
5	救急出場状況	107	(4)	消費者教育・啓発	117
(1)	事故種別出場件数	107	(5)	消費生活コーディ ネーター	117
(2)	月別搬送人員	108	(6)	柏市消費者行政推 進協議会	118
(3)	年別出場件数	108	(7)	製品安全4法等立入 検査	118
第8編 広 報			(8)	市民持込みによる 食品等の放射性物質 測定	118
1	広報・広聴	109	5	計量	119
(1)	広報活動	109	(1)	特定計量器の定期 検査及び事前調査	119
(2)	広聴活動	109	(2)	立入検査	119
(3)	市民相談	110	(3)	普及啓発事業	120
(4)	地域ブランディング	110	6	市民活動支援	121
(5)	フィルム コミッション	111	(1)	市民公益活動促進 条例	121
第9編 市民生活			(2)	市民公益活動促進 基金制度	121
1	戸籍・住民登録等	112	(3)	市民公益活動補助 金制度	122
(1)	支所・出張所等	112	(4)	柏市地域活動支援 補助金(+10(プラス テン))	123
(2)	本籍数と本籍人口	112	(5)	市民公益活動団体 の現況	124
(3)	戸籍届出件数	112	(6)	協働事業提案制度 (協働まちづくり 提案制度)	125
(4)	住民基本台帳事務 取扱件数	112	(7)	KIKAI(カシワ ワカモノプロジェクト)	125
(5)	証明書交付件数	113	(8)	柏市民活動センター	126
(6)	住居表示実施状況	113	(9)	パレット柏	126
2	国民健康保険	114			
(1)	国民健康保険の加 入状況	114			
(2)	保険給付状況(療 養諸費)	114			
(3)	保険給付状況(そ の他)	114			
3	国民年金	115			
(1)	被保険者数及び給 付状況	115			
(2)	福祉年金の給付状 況	115			

(10) 市民活動災害補償 保険	127
7 スポーツ推進	128
スポーツ施設	128
8 地域コミュニティ	130
(1) 地域コミュニティ の活性化	130
(2) 近隣センター	131
(3) 地区ふるさと センター	131
(4) 行政連絡業務	131
(5) アミュゼ柏	132
(6) 市民文化会館	132

第10編 環境

1 環境保全事業	133
(1) 柏市環境基本計画	133
(2) 地球環境	133
(3) 水質汚濁	133
(4) 大気汚染	134
(5) ダイオキシン類の 測定	135
(6) ダイオキシン類対策	136
(7) 公害と苦情	137
(8) 自然環境	137
(9) 土壌汚染	137
(10) 浄化槽対策	140
2 産業廃棄物等適正処 理指導	140
(1) 産業廃棄物の適正 処理指導	140
(2) 産業廃棄物処理業 許可及び指導事業者数	141
(3) 産業廃棄物処理施 設の設置許可及び指導	141
(4) 自動車リサイクル 法に基づく登録及び 許可等	141
(5) 産業廃棄物の不適 正処理対策	142

(6) 埋立事業の許可等	142
3 ごみ処理事業	142
(1) 現況	142
(2) ごみ処理の流れ	144
(3) ごみの市収集及び 事業系・直接搬入量 の推移	145
(4) ごみ処理単価の推移	145
(5) ごみ処理施設	145
(6) 資源品処理施設	146
(7) 手数料	146
(8) 資源化とごみ減量 運動	147
(9) 水銀含有廃棄物	149
(10) 使用済小型電子 機器等の再資源化	149
(11) 不法投棄防止	149
(12) ばい捨て防止	149
4 し尿処理事業	150
(1) 現況	150
(2) し尿処理の推移	151
(3) 浄化槽汚泥搬入の 推移	150
(4) し尿処理単価の推 移(旧柏地域)	150
(5) 処理施設	151
(6) 手数料	151
5 放射線対策事業	152
(1) 担当部署の設置	152
(2) 柏市除染実施計画	152
(3) 市施設等の空間放 射線量測定	152
(4) 私有地の測定	152
(5) 除染作業	152
(6) 町会・自治会等に よる除染作業等への 支援	152
(7) 食品等の放射性物 質検査	153

第1編 上下水道

1 上水道	154
(1) 水道事業の沿革	154
(2) 事業拡張の経過	154
(3) 給水普及状況	155
(4) 給水量及び有収水量	155
(5) 現有施設概要	155
(6) 受水状況	156
(7) 水道料金	156
(8) 給水申込納付金	156
(9) 手数料	156
(10) 給水装置工事施行件数	156
(11) 北千葉広域水道企業団	157
2 下水道	158
(1) 下水道事業の沿革	158
(2) 下水道普及状況	158
(3) 下水道施設状況	158
(4) 流域下水道	159
(5) 下水道使用料	159
(6) 公共下水道事業受益者負担金・分担金	160
(7) 排水設備計画確認申請	160
(8) 水洗便所改造資金貸付制度	160

第2編 保健福祉

第1章 高齢者・障害者福祉

1 老人福祉	161
(1) 敬老祝金の支給	161
(2) 在宅福祉	161
(3) 生きがい対策	162
(4) 老人福祉センター	162
(5) 地域包括支援センター	163
(6) 市内の老人ホーム	164
2 介護保険	165
(1) 第1号被保険者	165

(2) 要介護等認定審査状況	165
(3) 要介護（要支援）認定者数	165
(4) 保険給付費状況	165
(5) 地域密着型サービスの充実	166
3 障害者福祉	167
(1) 身体障害者手帳の交付	167
(2) 療育手帳の交付	167
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	167
(4) 障害者医療	168
(5) 手当等の支給	169
(6) 障害福祉サービス（障害者総合支援法に定められたサービス）	170
(7) 補装具費の支給	171
(8) 地域生活支援事業	171
(9) 就労支援事業（市独自の事業）	172
(10) その他の施策	172
(11) 心身障害者福祉施設	173
(12) 地域生活支援拠点	173

第2章 児童福祉

1 児童福祉	174
(1) 手当の支給・医療助成	174
(2) 児童センター	175
(3) 地域子育て支援拠点	176
(4) 利用者支援事業	176
(5) 心身障害児福祉施設等	177
(6) ファミリー・サポートセンター	177
(7) 乳幼児一時預かり事業	178
(8) 遊びの広場	178

(9) 家庭児童相談事業	178
(10) (仮称)柏市子ども・若者総合支援センター整備事業	179
(11) こども短期入所(ショートステイ)事業	179
(12) こどもルーム	180
(13) 子育て情報の提供	182
(14) 子育て支援のネットワーク事業	182
2 ひとり親家庭等福祉	182
(1) ひとり親家庭等相談	182
(2) 子どもの生活・学習支援事業	183
(3) 母子父子寡婦福祉資金	184
(4) ひとり親高等職業訓練促進給付金	184
(5) ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金	185
(6) ひとり親家庭等の医療費助成	185
3 認定こども園・認可保育園・小規模認可保育施設	186
(1) 年齢別在籍状況	186
(2) 保育料	191
(3) 保育時間(市立保育園)	192
(4) 一時預かり事業	192
(5) 柏市保育ルーム委託乳幼児扶助制度	192
(6) 子育てのための施設等利用給付	192
(7) 子育て支援事業	193
(8) 病児・病後児保育事業	193
(9) 柏駅前送迎保育ステーション	194

第3章 その他保健福祉

1 厚生関係	195
(1) 災害救助	195
(2) 民生委員・児童委員	195
2 生活保護	196
(1) 保護の開始・廃止	196
(2) 保護の動向	196
(3) 生活保護費扶助別支出状況	196
3 医療対策事業	197
(1) 救急医療対策	197
(2) 柏市医療センター	197
(3) 柏市立柏病院	199
(4) 柏市立介護老人保健施設はみんぐ	200
4 社会福祉法人等に対する指導監査	201
(1) 令和5年度重点指導事項	201
(2) 令和5年度指導監査計画・実施比較	201

第4章 保健衛生・保健所

1 保健所の概要	203
2 保健所の組織運営体制	203
(1) 基本方針	203
(2) 組織体制	203
(3) 業務体制	204
(4) 職員体制	205
3 施設	206
(1) 保健所	206
(2) 動物愛護ふれあいセンター	206
4 保健所の附属機関	206
(1) 柏市保健衛生審議会	206
(2) 柏市感染症診査協議会	206
(3) 柏市予防接種調査会	207

5	がん対策	207	(1)	営業施設許可業務	215
	(1) 施策別実施事業	207	(2)	施設の監視指導・ 収去検査	216
	(2) その他	208	(3)	自主管理体制の強 化と夏期・年末にお ける食中毒予防対策	216
6	健康危機管理対策	208	1 7	食鳥検査	217
7	厚生統計	208		(1) 食鳥処理場	217
8	医事薬事	208		(2) 食鳥検査	217
	(1) 医療安全相談	208		(3) 衛生指導	217
	(2) 許可等事務	208	1 8	栄養指導事業	218
	(3) 届出受理事務	208		(1) 給食施設指導事業	218
	(4) 進達事務	208		(2) 食品表示法に基づく 指導	218
	(5) 監視指導	209		(3) 栄養関係団体 育成事業	218
9	結核対策	209	1 9	受動喫煙防止対策	218
1 0	感染症対策	209	2 0	試験検査	219
1 1	エイズ対策	210		(1) 健康危機事案に 係る検査	219
1 2	難病対策	211		(2) 臨床検査	219
	(1) 指定難病医療費助 成制度	211		(3) 食品衛生検査	220
	(2) 難病相談事業	211		(4) 環境衛生検査	220
1 3	精神保健福祉	211	第5章 地域保健		
	(1) 精神保健福祉相談 ・訪問事業	212	1	地域健康福祉関係 事業	221
	(2) 家族支援事業	212		(1) 対人保健サービ スに係る人材育成事業	221
	(3) 社会復帰活動等 (当事者・家族等の 支援)	212		(2) 健康都市連合に関 すること	221
	(4) 啓発普及	212		(3) 健康増進施策関係	221
	(5) ボランティア講座	212		(4) 栄養指導事業	222
	(6) 精神科病院の入退 院事務	212		(5) 成人歯科保健事業	222
1 4	環境衛生	213	2	母子保健事業	224
	(1) 確認及び許認可業務	213		(1) 柏市保健衛生審議 会母子保健部会	225
	(2) 登録業務	213		(2) 柏市妊娠子育て相 談センター	225
	(3) 届出受理業務	213		(3) 子育てで電話相談 (にこにこダイヤ	
	(4) 監視指導業務	213			
	(5) 相談支援業務	213			
1 5	動物愛護	214			
	(1) 狂犬病予防事業	214			
	(2) 動物の愛護及び 管理事業	214			
1 6	食品衛生	215			

ルかしわ)	226
(4) ママパパサロン	226
(5) 柏市離乳食教室	226
(6) 妊婦・乳児健康診 査	227
(7) 新生児聴覚検査	227
(8) 8か月児相談	227
(9) 1歳6か月児健康 診査	227
(10) 3歳児健康診査	229
(11) 妊産婦・乳幼児訪 問指導	230
(12) 乳児家庭全戸訪問 事業	230
(13) 出産子育て応援 交付金事業	230
(14) 産後ケア	231
(15) 母と子のつどい	231
(16) 歯科保健事業	231
(17) 小児慢性特定疾病 医療支援事業	233
(18) 養育医療給付事業	234
(19) 療育医療給付事業	234
3 予防接種	234
(1) 定期予防接種 等の実施	234
(2) 任意予防接種等の 実施	234
(3) 市外での定期接種の 機会確保	235
(4) 再接種費用助成の 実施	235
(5) 臨時予防接種(新型 コロナウイルスワクチン) の実施	236
4 柏市民健康づくり推 進員	237
5 健康づくり事業	237
(1) 健康相談	237
(2) 健康教育	237

(3) 健康づくりに関す る啓発	238
(4) ウォーキング推進 事業	238
6 成人健康診査事業	238
(1) がん検診、健康 診査等	238
(2) がんの一次予防	239
(3) へるすアップ相談	239

第13編 教 育

1 教育長及び委員	240
2 第2次柏市教育 振興計画	240
(1) 計画の方向性	240
(2) 基本方針	240
(3) 計画期間	240
(4) 施策体系	241
3 生涯学習	242
(1) 生涯学習支援	242
(2) 社会教育	242
(3) 家庭教育支援	242
(4) 青少年健全育成	243
(5) 中央公民館	243
(6) 図書館	243
4 芸術・文化	245
(1) 文化祭	245
(2) 音楽の街かしわの 創出事業	245
(3) 中学校音楽鑑賞教室	245
(4) 若手芸術家の 人材育成・支援	245
(5) 子ども向け芸術 鑑賞会	245
(6) 柏市文化連盟 加盟状況	245
(7) 市民ギャラリー	246
(8) 文化財保護	246
(9) 柏市郷土資料展示室	248
(10) 市史編さん	248

5	学校教育	251
(1)	学校の概要	251
(2)	育英・奨学	255
(3)	教育研究機関	256
(4)	学校給食	256
(5)	少年補導	258
第14編 経済産業		
1	商業	260
(1)	商業の現況	260
(2)	大規模小売店舗の 出店状況	260
(3)	商圏人口	260
(4)	商店街活性化の補 助事業等	263
2	工業	264
(1)	工業の現況	264
(2)	工業振興	265
(3)	スタートアップ企業 向け支援メニュー	265
(4)	工業団地の現況	266
(5)	東葛テクノプラザ	267
(6)	東大柏ベンチャー プラザ	267
3	中小企業資金融資制度	267
4	労政	268
(1)	かしわ地域若者サ ポートステーション	268
(2)	公益社団法人柏市 シルバー人材センター	269
5	観光	269
(1)	観光の現況	269
(2)	主な観光情報発信	269
6	農業	270
(1)	農業の現況	270
(2)	農業基盤の整備	271
(3)	あけぼの山農業公園	272
(4)	都市農業センター (道の駅しょうなん)	272
(5)	市民農園・体験農園	272

(6)	環境保全型農業	272
(7)	防災協力農地制度	272
7	農業委員会	273
(1)	農業委員・農地利 用最適化推進委員	273
(2)	会議の開催状況	273
(3)	農地転用状況	273
(4)	農業者年金加入状況	274
8	柏市公設総合地方 卸売市場	274

第15編 都市

1	市街化区域・市街化 調整区域	275
2	地域地区	275
(1)	用途地域	275
(2)	高度利用地区	275
(3)	高度地区、防火地 域及び準防火地域	276
(4)	特別緑地保全地区、 生産緑地地区	276
(5)	地区計画	276
(6)	駐車場整備地区	279
3	都市計画マスター プラン	279
4	景観まちづくり	279
(1)	大規模建築物等 新築等の届出	279
(2)	重点地区	280
5	屋外広告物	280
(1)	許可件数	280
(2)	除却件数	280
6	交通政策	281
(1)	かしわコミュニティバス ワニバス (市役所ルート)	281
(2)	かしわコミュニティバス ワニバス (逆井・南増尾・ 沼南コース)	281

(3) 予約型相乗りタク シー カシワニクル	281
7 北部地域総合整備	281
(1) 主な経緯	281
(2) つくばエクスプレ スの概要	283
(3) つくばエクスプレス 沿線のまちづくり計画	284
8 建築行政等	285
(1) 確認申請等件数 (柏市受付分)	285
(2) 指定確認検査機関（民間） から確認業務を引き受けし た旨の報告があった 件数	285
(3) 建築計画概要書等の 写し等の交付件数	285
(4) 道路位置指定申請等 取扱件数	285
(5) 木造住宅等の耐震 補助金交付件数	285
9 開発事業調整等	286
10 開発許可	286
11 土地区画整理事業	287
(1) 施行済の事業	287
(2) 施行中の事業	288
12 柏駅周辺市街地再 開発事業	289
(1) 柏駅東口地区市街 地再開発事業	289
(2) 柏駅東口E街区 第一地区市街地再 開発事業	289
(3) 柏駅西口B-2 地区第一種市街地 再開発事業	290
(4) 柏駅東口A街区 第二地区第一種市 街地再開発事業	290
(5) 柏駅東口D街区	

第一地区第一種市 街地再開発事業	291
(6) 都市再生緊急整備 地域の指定	291
13 市営住宅	292
(1) 公営住宅	292
(2) 改良住宅・公共住宅	294
第16編 建設	
1 道路	295
(1) 市道の状況	295
(2) 道路整備状況	295
(3) 私有道路敷寄附 採納状況	295
2 都市計画道路	295
3 公園・緑化	298
(1) 都市公園・緑地の 設置状況	298
(2) 緑の保全及び緑化 事業	298
4 交通安全	299
(1) 柏市駐輪場駅別 定期利用許可状況	299
(2) 柏市市営駐車場	299
5 治水	300
(1) 雨水幹線の整備状況	300
(2) 貯留浸透施設の 整備状況	300
第17編 外郭団体等	
1 一般財団法人 柏市 まちづくり公社	301
(1) 目的	301
(2) 事業内容	301
(3) 組織人員	301
2 柏市土地開発公社	301
(1) 目的	301
(2) 組織	301
(3) 事業内容	302
3 公益財団法人 柏市	

医療公社	302
(1) 目的	302
(2) 組織	302
(3) 事業内容	303
(4) 事務所	303
4 一般財団法人 柏市	
みどりの基金	303
(1) 目的	303
(2) 事業内容	303
(3) 組織人員	304
5 社会福祉法人 柏市	
社会福祉協議会	304
(1) 目的等	304
(2) 法人認可	304
(3) 基本財産	304
(4) 会員	304
(5) 役員等	304
(6) 主な事業内容	304

第 1 編 市 勢

1 沿革

本市は、北総台地の中央に位置し、利根川と手賀沼に接した都市である。市内に分布する遺跡から、この地方の集落は旧石器時代の紀元前3万年から1万年頃発生したと考えられる。

『続日本紀』その他の史書によると、大化元年（645年）に「柏」の属する下総国府が葛飾郡国府台（市川市）に置かれ、この地域が政治的にも経済的にもかなり整備されていたことを知ることができる。

鎌倉時代から戦国時代にかけては、根戸城、増尾城、戸張城をはじめとする多くの城が築城され、現在にその城址を残している。

江戸時代には、幕府の天領や大名領、旗本の知行地として幕府の基盤をなす穀倉地帯となる一方、「小金牧」と呼ばれる幕府直轄の放牧場が広がっていた。

明治22年に町村制が施行されると、それまで存在していた大小さまざまな村（村落）が統合され、のちに柏市となる千代田村もこのときに誕生した。しかし、現在の柏中心市街地は、水戸街道沿いにあるものの宿場はなく、栄えていたのは現在の松戸市や野田市のような水運の便のある地域であった。

明治29年9月に日本鉄道土浦線（現在のJR常磐線）が敷設され柏駅が開業すると、柏駅を中心に市街地が形成された。さらに、明治44年に野田線、大正12年に船橋線の開通などにより交通の要衝に発展した。その後、大正15年に千代田村は「柏町」となった。

第二次世界大戦中には、憲兵分遣隊や飛行場、陸軍病院が設置されるなど陸空の帝都防衛の基地や軍需工場地帯となったが、戦後は首都東京の近郊都市として、また、通勤者の住宅地帯、蔬菜園芸地帯として注目され、昭和24年の常磐線電化、昭和28年の常磐線南柏駅開設により、都市化が進んだ。

昭和29年に柏町、小金町、田中村、土村の4町村が合併して、「東葛市」となったが、その後、旧小金町の大半を分離、新たに富勢村の一部を合併し「柏市」と改称した。

昭和48年に日本初のベダストリアンデッキ（通称ダブルデッキ）が建設されると、そごう、高島屋、丸井等の百貨店をはじめとする商業施設が進出、「商業のまち柏」として栄えるようになった。

平成17年3月には、沼南町と合併し新市「柏市」が誕生した。このとき手賀沼をはじめとする自然豊かな南東部地域も柏の新たな顔となった。また、同年につくばエクスプレスが開業すると、北部地域にも新たな市街地が形成されるようになった。

平成20年4月からは、中核市の指定を受け、千葉県北西部、東葛飾地域の中核都市として発展を続けている。

2 位置と地形

(1) 概況

本市は、千葉県の北西部に位置し、東西の距離は約18km、南北の距離は約15km、利根川を境に茨城県と接し、隣接の野田市、流山市、我孫子市、松戸市、鎌ヶ谷市、白井市、印西市など、東葛飾地域のほぼ中心にある。

市域114.74km²はほとんど平坦で、利根川、手賀沼及び手賀沼に流入する小河川の流域は、水田・畑として利用されている。

東京から本市を經由して水戸方面に向かう国道6号、千葉から本市を經由して埼玉方面に向かう国道16号、鉄道ではJR常磐線、東武アーバンパークライン、つくばエクスプレスがある。このほか、首都高速道路6号三郷線と三郷インターチェンジで接続し、福島県いわき市とを結ぶ常磐自動車道が、市内で国道16号とのインターチェンジを設け、市北部を通過する。

(2) 位置と地形

ア 位置	[極東]	東経140°6′43″ (柏市布瀬新田地先)
	[極西]	東経139°54′47″ (柏市西原一丁目地先)
	[極南]	北緯35°46′53″ (柏市藤ヶ谷地先)
	[極北]	北緯35°56′09″ (柏市船戸山高野字江川地先)
イ 標高	[最高]	約30.9m (柏市南増尾周辺)
	[最低]	約0.1m (柏市水道橋周辺)
ウ 面積		114.74km ²

3 柏市のあゆみ

昭和29年	9月1日東葛市が誕生、11月15日柏市と改称 市章決定 鈴木悦三氏が初代市長に就任
昭和30年	市営上水道事業給水開始 市中心部大火
昭和31年	住宅公団荒工山団地入居完了 柏駅西口開設
昭和32年	人口5万人突破 住宅公団光ヶ丘団地入居開始 国道6号全線開通
昭和33年	濱嶋千代丸氏が第2代市長に就任
昭和34年	利根川出水により利根土地改良区水稻全滅
昭和35年	公共下水道事業着手
昭和36年	じん荼処理場完成 柏駅西口土地区画整理事業着工
昭和37年	中央公民館完成 元旦マラソン始まる 火葬場設置
昭和38年	柏市民会館オープン
昭和39年	人口10万人突破 都市計画用途地域第二次指定 住宅公団豊四季台団地入居開始
昭和40年	市役所新庁舎完成 市制施行10周年記念式典
昭和41年	常磐線複々線化工事起工式 山澤諒太郎氏が第3代市長に就任
昭和42年	総合計画策定 婦人交通指導員配置
昭和43年	十余二工業団地第一次企業進出決定 柏市民プール（現ひばりが丘市民プール）完成

昭和44年	総合グラウンド完成
昭和45年	人口15万人突破 市の木を「カンワ」に指定 国道16号線全線開通 柏駅西口土地区画整理事業完了
昭和46年	常磐線複々線化完成 公設総合地方卸売市場完成 柏商工会議所発足 十余二工業団地完成
昭和47年	菅平かしわ荘完成 市民文化会館完成 十余二学園開園 柏駅に国鉄（現JR）初の自動改札設置、常磐線快速停車
昭和48年	米国トーランス市と姉妹都市提携 柏駅東口市街地再開発事業完成 柏育成園開園 柏そごう、柏高島屋オープン ダブルデッキ設置
昭和49年	市制施行20周年記念式典 市民憲章制定 青和園開園 老人福祉センター「柏寿荘」完成
昭和50年	人口20万人突破 消費生活センターオープン
昭和51年	市立図書館完成 第1回大堀川クリーン作戦
昭和52年	保健センター、市民体育館完成 米軍柏通信所跡地部分返還 北柏駅南口土地区画整理事業完了
昭和53年	市立柏高校開校 鈴木眞氏が第4代市長に就任 全国初の立体式駐輪場開設 柏まつり（旧柏商業まつり）開催
昭和54年	米軍柏通信所全面返還 消防本部新庁舎完成 北千葉広域水道通水
昭和55年	住宅公団北柏ライフタウン入居開始 中距離電車が柏駅全面停車 新大利根橋有料道路開通
昭和56年	第二次総合計画を策定 教育福祉会館完成 県立柏養護学校開校
昭和57年	人口25万人突破 市役所第二庁舎開庁
昭和58年	姉妹都市提携10周年記念式典にトーランス市長他渡来 中国承德市と友好都市締結
昭和59年	市制施行30周年記念式典 「日中友好柏市民の翼」が訪中 自転車の放置防止に関する条例制定
昭和60年	平和都市宣言 初の地下式雨水貯留施設が増尾に完成 常磐自動車道開通
昭和61年	「アメニティ・タウン」に指定される 朋生園開園 市内中学校に初の格枝場を設置 柏三勢工業団地完成
昭和62年	柏駅東西自由通路開通 第1回手賀沼花火大会開催 東京慈恵会医科大学附属柏病院、保健勤労会館開設
昭和63年	青少年センター完成 消費生活コーディネーター制度発足
平成 元年	人口30万人突破 市制施行35周年記念式典 公文書公開条例制定
平成 2年	利根運河通水100周年記念式典
平成 3年	第三次総合計画を策定 アメリカの淮河グアムと友好都市締結 千葉大学柏の葉キャンパス開設
平成 4年	国立がんセンター東病院開院 市営北柏住宅完成 柏駅西口行政サービスセンター、市民ギャラリー開設
平成 5年	市立柏病院オープン 本多晃氏が第5代市長に就任

平成 6年	あけぼの山農業公園全面開園 市制施行40周年記念式典 市の花を「シバザクラ」「カタクリ」、市の鳥を「オナガ」に指定 只見町、柏村（現つがる市）とふるさと交流都市締結
平成 7年	第1回手賀沼マラソン開催 柏レイソルJリーグ昇格
平成 8年	市立砂川美術工芸館オープン さわやかちば県民プラザオープン
平成 9年	ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例制定 柏駅西口歩道橋架替え完成
平成10年	老人保健施設「はみんぐ」開設 柏パートバンク・柏ワークプラザ、東葛テクノプラザ開設
平成11年	アミューゼ柏オープン 柏駅南口開設 柏ふるさと大橋開通 市営駐車場の開設 柏の葉公園総合競技場オープン
平成12年	情報公開条例制定 東京大学柏キャンパス開設 北千葉導水路完成
平成13年	第四次総合計画を策定 安全で安心なまちづくり推進条例制定 柏駅前行政サービスセンター開設 北柏駅北口土地区画整理事業着工
平成14年	交通バリアフリー基本構想策定 リサイクルプラザオープン 住民基本台帳ネットワークシステム稼動
平成15年	豊四季駅南口土地区画整理事業完了及び自由通路開通 柏市・沼南町合併協議会設置
平成16年	市民との協働に関する指針・市民公益活動促進条例制定 市制施行50周年記念式典 モラージュ柏オープン
平成17年	沼南町と合併 南部クリーンセンター稼動 つくばエクスプレス開業
平成18年	リフレッシュプラザ柏、市民活動センターオープン 「柏ナンバー」導入 ららぽーと柏の葉、イオンモール柏オープン
平成19年	柏市地球温暖化対策条例を制定 旧吉田家住宅を市指定文化財に指定 南柏駅東口土地区画整理事業完了 沼南地区で「かしわコミュニティバス」と「かしわ乗合ジャンボタクシー」運行開始
平成20年	中核市移行 柏市保健所開設 こども図書館・郷土資料展示室オープン
平成21年	秋山浩保氏が第6代市長に就任 柏市都市計画マスタープラン策定
平成22年	人口40万人突破 柏市総合交通計画策定 ウェルネス柏オープン 市役所本庁舎別館完成
平成23年	東日本大震災発生 柏レイソルJ1リーグ優勝
平成24年	柏市除染実施計画策定 緑の都市賞「内閣総理大臣賞」を受賞
平成25年	We Love Kashiwa キャンペーンを開催 姉妹都市提携40周年にトランス市民親善使節団渡来
平成26年	柏市市制60周年記念式典 JR上野東京ライン開業 柏地域医療連携センター開設
平成27年	東京大学宇宙線研究所所長梶田隆章教授がノーベル物理学賞受賞 日立サンロッカーズ、JX-Eneosサンフラワーズが全日本バス

	ケットボール選手権大会優勝
平成28年	第五次総合計画を策定 柏市振り込め詐欺等被害防止等条例制定 パレット柏開設, セブンパークアリオ柏オープン
平成29年	手賀近隣センターオープン 柏の葉 T-SITE オープン 大相撲柏場所初開催
平成30年	姉妹都市提携45周年記念式典にトーランス市長他渡来 友好都市締結35周年記念に承德市を市長他親善訪問 パスポートセンターオープン 柏版図柄入りナンバープレート交付開始
平成31年 (令和元年)	柏市市制65周年記念式典 ラグビーワールドカップのニュージーランド代表・オールブラックス が事前キャンプを実施
令和2年	東京パラリンピック車いすテニスイギリス代表が事前キャンプを実施 南部近隣センターがリノベーション事業を終えリニューアルオープン かしわフレイル予防ポイント制度が開始
令和3年	中央体育館と教育福祉会館が改修工事を終えリニューアルオープン 水道部庁舎の再整備工事が完了 東京パラリンピック車いすテニスイギリス代表が事前キャンプを実施 東京オリンピックにバスケットボール日本代表として出場したENE EOS サンフラワーズの林咲希選手, 宮崎早織選手が銀メダルを獲得 柏市民の国枝慎吾選手が東京パラリンピック車いすテニス男子シング ルスで金メダルを獲得 太田和美氏が第7代市長に就任
令和4年	道の駅しょうなんの新設棟「てんと」がオープン 「気候危機宣言」を行い、「ゼロカーボンシティ」を表明 道の駅しょうなんの既存棟「つばさ」がリニューアルオープン 広報かしわ令和4年4月15日号から紙面を全面カラー化 プロ車いすテニスプレーヤー国枝慎吾選手が生涯ゴールデン Slam を 達成 手賀沼エコマラソンが3年ぶりに開催
令和5年	女子バスケットボール ENEOS サンフラワーズ皇后杯10連覇達成 柏市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を施行 元プロ車いすテニスプレーヤー国枝慎吾氏が国民栄誉賞を受賞 広報かしわをA4冊子型に変更し, 全戸配布を開始 柏市のブランドスローガン「つづくを, つなぐ。」を発表 元プロ車いすテニスプレーヤーの国枝慎吾氏が柏つなぐ大使に就任 柏まつり・手賀沼花火大会が4年ぶりに開催 かしわコミュニティバス「ワニバス」運行開始 姉妹都市提携50周年記念式典にトーランス市長他渡来 承德市との友好都市締結40周年記念式典をオンラインにて開催

令和 6年 柏駅前送迎保育ステーションを開設
子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」がオープン
柏駅前のシンボル「そごう柏店」の解体が開始

4 柏市第五次総合計画の概要

少子高齢化と人口減少が加速していく時代が到来しつつある中で、様々な地域課題や行政需要に着実に対応し、持続可能なまちであり続けるためには、財源確保や戦略的かつ効果的な経営資源の配分を実践する必要がある。

そのために「未来の柏」を市民と共有し、進むべき方向を見誤らない羅針盤として第五次総合計画を策定し、まちづくりを進めている。

(1) 計画の構成、期間

総合計画は、基本構想と基本計画からなる。

ア 基本構想

主に、本市が目指す将来像及びその実現のために取り組むべき方向性として基本的な目標（重点目標）を示したものの。計画期間は平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年とした。

イ 基本計画

基本構想を踏まえ、主に施策の方向性を体系的に示したものの。計画期間は5カ年を1期とし、基本構想の10年を前期、後期に分けた計画とした。

(2) 基本構想

ア 目指す将来像

本市の理想の姿を、「子どもたちが固有の歴史文化や風土、良好な教育環境の中で、未来の様々な分野の担い手に育ったり、心を癒し潤す恵まれた自然の豊かさ等がまちづくりに活かされたりしていることで、個々人の誇りや地域への愛情が高まり、長く住み続け集いたくなるまち」になることと展望して、概ね今後10年を展望した本市の目指す将来像を次のように定めた。

未来へつづく先進住環境都市・柏
～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～

イ まちづくりの基本的な目標（重点目標）

目指す将来像の実現に向け、まちづくりにおいて基本的・重点的に取り組むべき方向性として、以下の3つを掲げている。

- 1 充実した教育が実感でき、子どもを安心して産み育てられるまち
- 2 健康寿命を延ばし、いつまでもいきいきと暮らせるまち
- 3 地域の魅力や特性を活かし、人が集う活力あふれるまち

(3) 基本計画（後期）

ア 経営視点

基本構想に掲げる重点目標の達成に向け、不確実性が高まる社会情勢のなかで、機動的に政策を実行していけるよう、課題設定における思考の在り方や課題解決に

向けたプロセスを示すとともに、経営資源の動向や見通しを共有し、行政運営の基軸となる思考を標準化する。

イ 分野別方針

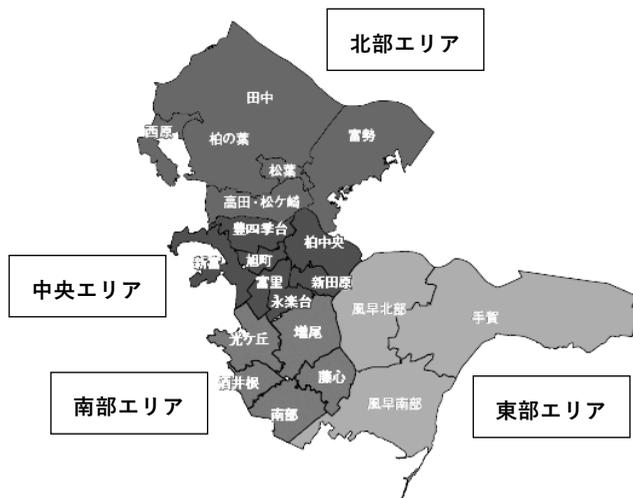
施策体系を固定化せず、大別した6つの分野ごとに目指す状態及び重点課題とそのために取り組む方向性までを示し、時勢に応じた政策を実行していくこととする。

(6つの分野と対応方針)

- ① こども未来
○子育て環境 ○子育て支援 ○学校教育 ○教育環境
- ② 健康・サポート
○健康増進 ○医療・介護 ○包括的支援
- ③ 経済・活力
○街の魅力・活力 ○産業支援
- ④ 地域のちから
○地域活動 ○共生社会 ○生涯学習
- ⑤ 環境・社会基盤
○環境共生 ○都市空間 ○道路・河川排水 ○上下水道
- ⑥ 安全・安心
○防災 ○消防・救急 ○防犯・消費生活 ○公衆衛生

ウ 地域区分

地域の特性により市域を「北部エリア」「中央エリア」「南部エリア」「東部エリア」の4地域に分け、それぞれの魅力や特性を活かした地域づくりを進めていく。



5 人口

(1) 人口及び世帯数の年別推移（各年10月1日現在）

年	人口(人)			世帯数	人口密度 (人/km ²)	備考
	総数	男	女			
S35	63,745	31,780	31,965	13,673	864.9	国勢調査
S40	109,237	55,227	54,010	27,746	1,496.2	国勢調査
S45	150,635	76,562	74,073	40,216	2,063.5	国勢調査
S50	203,065	103,565	99,500	57,445	2,781.7	国勢調査
S55	239,198	121,509	117,689	73,172	3,276.7	国勢調査
S60	273,128	138,150	134,978	84,271	3,741.5	国勢調査
H2	305,058	154,372	150,686	100,398	4,182.9	国勢調査
H7	317,750	159,841	157,909	111,129	4,358.1	国勢調査
H12	327,851	164,209	163,642	121,221	4,496.7	国勢調査
H17	380,963	190,138	190,825	144,013	3,315.6	国勢調査
H18	384,420	191,461	192,959	146,859	3,345.7	
H19	388,350	193,324	195,026	150,782	3,379.9	
H20	391,943	195,148	196,795	154,048	3,411.2	
H21	397,446	197,847	199,599	157,926	3,459.1	
H22	404,012	201,045	202,967	162,287	3,516.2	国勢調査
H23	405,658	201,892	203,766	164,389	3,530.5	
H24	404,578	200,809	203,769	165,375	3,521.1	
H25	406,395	201,680	204,715	167,857	3,536.9	
H26	408,198	202,379	205,819	170,543	3,552.6	
H27	413,954	205,971	207,983	175,691	3,607.8	国勢調査
H28	417,294	207,386	209,908	178,901	3,636.9	
H29	420,824	208,852	211,972	182,382	3,667.6	
H30	424,322	210,387	213,935	185,715	3,698.1	
R1	429,070	212,617	216,453	190,058	3,739.5	
R2	426,468	210,824	215,644	188,022	3,716.8	国勢調査
R3	429,654	212,216	217,438	191,447	3,744.6	
R4	432,450	213,469	218,981	194,837	3,769.0	
R5	434,031	214,127	219,904	197,603	3,782.7	

※ 国勢調査年以外の人口は、千葉県毎月常住人口調査結果による。

(2) 人口移動

年		H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	
人口	総数	421,600	425,195	430,087	427,416	430,096	432,562	
	自然動態	出生	3,152	3,122	3,196	3,067	2,923	2,958
		死亡	3,432	3,641	3,763	4,085	4,491	4,488
		増減	-280	-519	-567	-1,018	-1,568	-1,530
	社会動態	転入	22,390	24,309	22,413	21,935	23,672	22,900
		転出	18,303	18,619	18,019	18,088	19,455	19,422
		増減	4,087	5,690	4,394	3,847	4,217	3,478
増減	3,595	4,892	3,667	2,680	2,466	1,796		
世帯	総数	182,923	186,511	190,750	188,836	191,832	195,274	
	自然動態(減)	1,288	1,403	1,466	1,746	1,915	1,964	
	社会動態	転入	15,658	17,067	16,041	15,469	17,350	17,451
		転出	10,493	11,136	10,676	10,567	11,751	12,455
		増減	5,165	5,931	5,365	4,902	5,599	4,996
増減	3,588	4,239	3,718	2,996	3,442	2,810		

※1 総数は1月1日現在，他は1月1日～12月31日の年間移動数。

2 平成28年1月以降の社会動態における転入・転出人口の数値は，その他の増減数（職権による住民票等の異動）を差し引いた数値となる。

(3) 昼夜間人口

(単位：人)

年	(上段)	市内に常住する者			市外に常住する者		
	夜間人口【A】	(上段) 市内で就業・通学			柏市に就業・通学【C】		
	(下段)	(下段) 市外に就業・通学【B】					
昼間人口	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	
S40	109,237	26,253	23,784	2,469	7,719	5,508	2,211
	87,105	29,851	25,562	4,289			
S45	150,635	36,000	33,555	2,445	15,221	12,819	2,402
	123,361	42,495	34,174	8,321			
S50	203,065	69,307	38,599	30,708	24,442	21,291	3,151
	170,205	57,302	47,222	10,080			
S55	238,925	87,857	44,044	43,813	34,413	29,847	4,566
	201,676	71,662	58,374	13,288			
S60	273,017	100,162	49,908	50,254	44,700	36,827	7,873
	228,427	89,290	72,700	16,590			
H2	305,007	104,045	57,524	46,521	59,017	47,109	11,908
	252,140	111,884	89,911	21,973			
H7	317,586	101,531	62,581	38,950	67,471	53,823	13,648
	266,012	119,045	97,870	21,175			
H12	327,820	101,066	66,648	34,418	68,329	56,095	12,234
	283,974	112,175	95,269	16,906			
H17	380,400	120,053	83,511	36,542	75,561	62,184	13,377
	342,287	113,674	99,504	14,170			
H22	404,012	111,407	74,811	36,596	72,205	60,019	12,186
	362,941	113,276	100,180	13,096			
H27	413,954	110,444	77,216	33,228	75,030	62,661	12,369
	374,159	114,825	101,840	12,985			
R2	426,468	112,838	81,584	31,254	75,482	63,749	11,733
	391,317	110,633	99,741	10,892			

※ 昼間人口 = 【A】 - 【B】 + 【C】

※ 平成22年以降の昼夜間人口は、年齢「不詳」を含む。

(4) 産業別就業者数の推移

(単位：人)

年	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
H2	147,435	2,604 (1.8%)	43,803 (29.7%)	99,572 (67.5%)	1,456 (1.0%)
H7	160,451	2,339 (1.5%)	43,136 (26.9%)	113,178 (70.5%)	1,798 (1.1%)
H12	161,917	1,846 (1.1%)	38,631 (23.9%)	118,148 (73.0%)	3,292 (2.0%)
H17	183,015	2,972 (1.6%)	37,377 (20.4%)	136,873 (74.8%)	5,793 (3.2%)
H22	188,536	2,296 (1.2%)	32,243 (17.1%)	139,571 (74.0%)	14,426 (7.7%)
H27	189,003	2,221 (1.2%)	33,241 (17.6%)	141,545 (74.9%)	11,996 (6.3%)
R2	188,382	2,070 (1.1%)	30,554 (16.2%)	149,997 (79.6%)	5,761 (3.1%)

※ ()内の数字は構成比。

(5) 産業分類別就業者数

(単位：人)

産業（大分類）		R2
第1次産業	A 農業，林業	2,063
	B 漁業	7
第2次産業	C 鉱業，採石業，砂利採取業	19
	D 建設業	12,418
	E 製造業	18,117
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	701
	G 情報通信業	11,359
	H 運輸業，郵便業	13,177
	I 卸売業，小売業	31,715
	J 金融業，保険業	6,351
	K 不動産業，物品賃貸業	5,819
	L 学術研究，専門・技術サービス業	8,852
	M 宿泊業，飲食サービス業	9,930
	N 生活関連サービス業，娯楽業	6,874
	O 教育，学習支援業	10,611
	P 医療，福祉	22,747
	Q 複合サービス事業	726
	R サービス業（他に分類されないもの）	13,918
S 公務（他に分類されるものを除く）	7,217	
分類不能の産業		5,761

※ 産業（大分類）は，日本標準産業分類によるもの。

6 土地の地目別面積（各年1月1日現在）

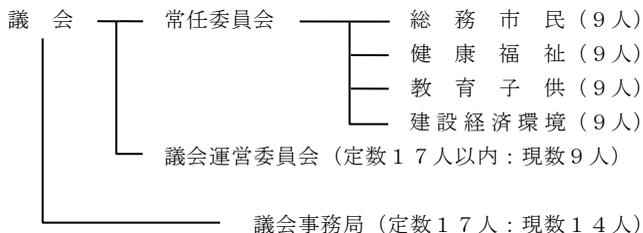
地目	令和5年		令和6年	
	面積(m ²)	構成比(%)	面積(m ²)	構成比(%)
総数	114,740,000	100.0	114,740,000	100.0
宅地	38,550,578	33.5	38,801,206	33.8
工場地	2,765,617	2.4	2,768,592	2.4
商業地	962,097	0.8	989,875	0.9
住宅地	30,538,672	26.6	30,764,531	26.8
その他	4,284,192	3.7	4,278,208	3.7
田	13,864,603	12.1	13,859,998	12.1
畑	14,224,745	12.4	14,047,298	12.2
山林	6,986,815	6.1	6,868,568	6.0
原野	651,619	0.6	650,485	0.6
池沼	640,015	0.6	640,015	0.6
雑種地	10,624,189	9.3	10,636,898	9.2
ゴルフ場・鉄軌道等	1,171,947	1.0	1,171,825	1.0
その他の雑種地	9,452,242	8.3	9,465,073	8.2
その他	29,197,436	25.4	29,235,532	25.5

※ 非課税土地を含む。

第 2 編 議 会

1 構成

(1) 組織（令和6年9月6日現在）



(2) 議員数（令和6年9月6日現在）

条例定数 36人

現員数 36人

(3) 歴代正副議長

議長		副議長	
氏名	在職期間	氏名	在職期間
久田 克位	S29. 9. 1～S29. 10. 4	山中 貞良	S29. 9. 1～S30. 8. 31
小川 喜助	S29. 10. 15～S30. 8. 31		
小川 雄市	S30. 9. 15～S31. 9. 14	袴田 茂作	S30. 9. 15～S31. 9. 14
小川 雄市	S31. 9. 14～S32. 9. 16	染谷 忠次	S31. 9. 14～S32. 9. 12
小川 雄市	S32. 9. 16～S33. 10. 14	松崎 良太郎	S32. 9. 18～S33. 10. 14
松崎 良太郎	S33. 10. 14～S33. 11. 19	藤井 惣司	S33. 10. 14～S33. 12. 15
藤井 惣司	S33. 12. 15～S34. 8. 31	山澤 諒太郎	S33. 12. 15～S34. 8. 31
山澤 諒太郎	S34. 9. 16～S35. 9. 22	増田 保	S34. 9. 16～S35. 9. 22
増田 保	S35. 9. 22～S36. 9. 21	島根 正三	S35. 9. 22～S36. 9. 21
山澤 諒太郎	S36. 9. 21～S36. 11. 10	中島 保	S36. 9. 21～S37. 9. 18
藤井 惣司	S36. 11. 15～S37. 9. 18		
藤井 惣司	S37. 9. 18～S38. 5. 31	小溝 浅一	S37. 9. 18～S38. 8. 31
島根 正三	S38. 5. 31～S38. 8. 31		
藤井 惣司	S38. 9. 16～S39. 9. 21	山澤 諒太郎	S38. 9. 16～S39. 9. 21
山澤 諒太郎	S39. 9. 21～S40. 9. 20	田中 朝吉	S39. 9. 21～S40. 9. 21
山澤 諒太郎	S40. 9. 20～S41. 9. 19	豊島 陽風	S40. 9. 21～S41. 9. 19
中島 保	S41. 9. 19～S42. 8. 31	高橋 一成	S41. 9. 19～S42. 8. 31
高橋 一成	S42. 9. 14～S43. 9. 16	山川 熊吉	S42. 9. 14～S43. 9. 16
高橋 一成	S43. 9. 16～S44. 9. 16	山川 熊吉	S43. 9. 16～S44. 9. 16
山川 熊吉	S44. 9. 16～S45. 9. 7	鈴木 三郎	S44. 9. 16～S45. 9. 7
高橋 一成	S45. 9. 7～S46. 8. 31	鈴木 三郎	S45. 9. 7～S46. 8. 31
高橋 一成	S46. 9. 14～S47. 9. 13	根本 三郎	S46. 9. 14～S47. 9. 13
鈴木 三郎	S47. 9. 13～S48. 9. 11	鈴木 雅晶	S47. 9. 13～S48. 9. 11

鈴木 三郎	S48. 9.11~S49. 9. 6	渡辺 三城	S48. 9.11~S49. 9. 6
鈴木 三郎	S49. 9. 6~S50. 8.31	渡辺 三城	S49. 9. 6~S50. 8.31
根本 三郎	S50. 9.12~S51. 9. 8	平久正 栄	S50. 9.12~S51. 9. 8
根本 三郎	S51. 9. 8~S52. 9.12	平久正 栄	S51. 9. 8~S52. 9.12
根本 三郎	S52. 9.12~S53. 3.14	長谷川 進	S52. 9.12~S53. 9. 4
伊藤 鎌吉	S53. 3.14~S53. 9. 4		
伊藤 鎌吉	S53. 9. 4~S54. 8.31	石橋 剛	S53. 9. 4~S54. 8.31
平久正 栄	S54. 9.14~S55. 9.16	伊藤 武	S54. 9.14~S55. 9.16
平久正 栄	S55. 9.16~S56. 9.17	伊藤 武	S55. 9.16~S56. 9.17
伊藤 武	S56. 9.17~S57. 9. 8	保田 広治	S56. 9.17~S57. 9. 8
伊藤 武	S57. 9. 8~S58. 8.31	小谷 昇	S57. 9. 8~S58. 8.31
藪崎 健蔵	S58. 9.16~S59. 9. 7	永井 康雄	S58. 9.16~S59. 9. 7
保田 広治	S59. 9. 7~S60. 9.11	千葉 清志	S59. 9. 7~S60. 9.11
長谷川 進	S60. 9.11~S61. 9. 5	成島 稔	S60. 9.11~S61. 9. 5
直井 仁	S61. 9. 5~S62. 3.25	小川 富蔵	S61. 9. 5~S62. 6.20
長谷川 進	S62. 3.25~S62. 8.31		
永井 康雄	S62. 9.11~S63. 9. 2	池田 昌	S62. 9.11~S63. 9. 2
千葉 清志	S63. 9. 2~H 1. 9. 1	兼子 喜代松	S63. 9. 2~H 1. 9. 1
伊藤 武	H 1. 9. 1~H 2. 9. 7	宮崎 勝義	H 1. 9. 1~H 2. 9. 7
成島 稔	H 2. 9. 7~H 3. 8.31	海老原 昭夫	H 2. 9. 7~H 3. 8.31
高頭 宏信	H 3. 9. 9~H 4. 9. 4	小橋 迪夫	H 3. 9. 9~H 4. 9. 4
海老原 昭夫	H 4. 9. 4~H 5. 9. 3	程田 晴太郎	H 4. 9. 4~H 5. 9. 3
永井 康雄	H 5. 9. 3~H 6. 9. 2	佐藤 勝次郎	H 5. 9. 3~H 6. 9. 2
千葉 清志	H 6. 9. 2~H 7. 8.31	坂巻 重男	H 6. 9. 2~H 7. 8.31
坂巻 重男	H 7. 9. 8~H 8. 9. 6	日暮 栄治	H 7. 9. 8~H 8. 9. 6
山中 一男	H 8. 9. 6~H 9. 9. 5	溜川 良次	H 8. 9. 6~H 9. 9. 5
坂巻 重男	H 9. 9. 5~H10. 9. 4	小川 達夫	H 9. 9. 5~H10. 9. 4
野口 英雄	H10. 9. 4~H11. 8.31	青柳 直樹	H10. 9. 4~H11. 8.31
山中 一男	H11. 9. 9~H12. 9. 1	西富 啓一	H11. 9. 9~H12. 9. 1
溜川 良次	H12. 9. 1~H13. 8.31	野村 洋子	H12. 9. 1~H13. 8.31
池田 昌	H13. 8.31~H14. 8.30	成島 孝	H13. 8.31~H14. 8.30
西富 啓一	H14. 8.30~H15. 8.31	山田 一一	H14. 8.30~H15. 8.31
成島 孝	H15. 9. 8~H16. 9. 3	山沢 啓伸	H15. 9. 8~H16. 9. 3
青柳 直樹	H16. 9. 3~H17. 9. 2	上橋 泉	H16. 9. 3~H17. 9. 2
山田 一一	H17. 9. 2~H18. 9. 1	海老原 久恵	H17. 9. 2~H18. 9. 1
山沢 啓伸	H18. 9. 1~H19. 8.31	塚田 裕也	H18. 9. 1~H19. 8.31
日暮 栄治	H19. 9.10~H20. 9. 5	田中 晋	H19. 9.10~H20. 9. 5
海老原 久恵	H20. 9. 5~H21. 9. 4	高城 幸治	H20. 9. 5~H21. 9. 4

成島 孝	H21. 9. 4～H22. 9. 3	林 伸 司	H21. 9. 4～H22. 9. 3
山田 一 一	H22. 9. 3～H23. 8. 31	山内 弘 一	H22. 9. 3～H23. 8. 31
古川 隆 史	H23. 9. 9～H24. 9. 7	橋口 幸 生	H23. 9. 9～H24. 9. 7
山内 弘 一	H24. 9. 7～H25. 9. 6	小泉 文 子	H24. 9. 7～H25. 9. 6
田中 晋	H25. 9. 6～H26. 9. 5	小島 晃 治	H25. 9. 6～H26. 9. 5
日暮 栄 治	H26. 9. 5～H27. 8. 31	中村 昌 治	H26. 9. 5～H27. 8. 31
古川 隆 史	H27. 9. 9～H28. 9. 2	塚本 竜太郎	H27. 9. 9～H28. 9. 2
山内 弘 一	H28. 9. 2～H29. 9. 1	永野 正 敏	H28. 9. 2～H29. 9. 1
小泉 文 子	H29. 9. 1～H30. 9. 7	石井 昭 一	H29. 9. 1～H30. 9. 7
山中 一 男	H30. 9. 7～R 1. 8. 31	助川 忠 弘	H30. 9. 7～R 1. 8. 31
石井 昭 一	R 1. 9. 9～R 2. 9. 4	中島 俊	R 1. 9. 9～R 2. 9. 4
助川 忠 弘	R 2. 9. 4～R 3. 9. 3	円谷 憲 人	R 2. 9. 4～R 3. 9. 3
田中 晋	R 3. 9. 3～R 4. 9. 2	後藤 浩一郎	R 3. 9. 3～R 4. 9. 2
円谷 憲 人	R 4. 9. 2～R 5. 8. 31	岡田 智 佳	R 4. 9. 2～R 5. 8. 31
円谷 憲 人	R 5. 9. 8～R 6. 9. 6	松本 寛 道	R 5. 9. 8～R 6. 9. 6
助川 忠 弘	R 6. 9. 6～ 現 在	佐藤 浩	R 6. 9. 6～ 現 在

(4) 議員名簿（会派・常任委員会別名簿）（令和6年9月6日現在）

会派名	総務市民	健康福祉	教育子供	建設経済環境
柏清風	福元 愛一 山田 一 一	後藤 浩一郎 桜田 慎太郎 ◎古川 隆史 渡邊 晋宏	○阿比留 義顯 円谷 憲人 村越 誠	坂巻 重男 佐藤 浩弘 助川 忠弘
公明党	◎小川 百合子 塚本 竜太郎	田中 晋	◎中島 俊 林 伸司	◎小松 幸子 橋口 幸生
日本共産党	矢澤 英雄 渡部 和子	武藤 美津江	平野 光一	田口 康博
みらい民主 かしわ	永山 智仁	伊藤 誠	鈴木 清丞	○岡田 智佳
市民サイド	若狭 朋広	○林 紗絵子		松本 寛道
柏エナジー		北村 和之		上橋 しほと
無所属	○内田 博紀		渡辺 裕二 末永康文	

※◎は委員長，○は副委員長

(5) 年齢別議員数（令和6年9月6日現在）

年齢(歳)	25～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	計
人数(人)	0	2	9	10	11	4	36

※平均年齢は、56.3歳

(6) 当選回数別議員数（令和6年9月6日現在）

当選回数 (回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
人数(人)	7	6	5	3	4	4	3	1	2	1	36

(7) 議員一覧 (令和6年9月6日現在)

氏名	生年月日	年齢	常任委員会	所属党派	当選回数
阿比留 義 顯	S31. 9. 5	68	教 育 子 供	柏 清 風	3
伊 藤 誠	S51. 6. 25	48	健 康 福 祉	みらい民かいわ	1
内 田 博 紀	S46. 4. 27	53	総 務 市 民	無 所 属	4
岡 田 智 佳	S45. 2. 26	54	建 設 経 済 環 境	みらい民かいわ	3
小 川 百合子	S45.11.28	53	総 務 市 民	公 明 党	2
上 橋 しほと	S59. 3. 13	40	建 設 経 済 環 境	柏 エ ナ ジ ー	1
北 村 和 之	S56. 9. 16	42	健 康 福 祉	柏 エ ナ ジ ー	3
後 藤 浩 一 郎	S49. 7. 29	50	健 康 福 祉	柏 清 風	4
小 松 幸 子	S35. 5. 16	64	建 設 経 済 環 境	公 明 党	5
坂 卷 重 男	S23.12. 5	75	建 設 経 済 環 境	柏 清 風	10
桜 田 慎 太 郎	S52. 7. 25	47	健 康 福 祉	柏 清 風	2
佐 藤 浩	S40. 7. 29	59	建 設 経 済 環 境	柏 清 風	2
末 永 康 文	S25. 5. 1	74	教 育 子 供	無 所 属	9
助 川 忠 弘	S49.11.13	49	建 設 経 済 環 境	柏 清 風	5
鈴 木 清 丞	S33.12.31	65	教 育 子 供	みらい民かいわ	2
田 口 康 博	S42. 6. 23	57	建 設 経 済 環 境	日 本 共 産 党	1
田 中 晋	S35. 3. 26	64	健 康 福 祉	公 明 党	7
塚 本 竜 太 郎	S45. 9. 7	53	総 務 市 民	公 明 党	5
円 谷 憲 人	S56. 6. 22	43	教 育 子 供	柏 清 風	4
中 島 俊	S39. 7. 19	60	教 育 子 供	公 明 党	6
永 山 智 仁	H 3. 7. 8	33	総 務 市 民	みらい民かいわ	1
橋 口 幸 生	S38. 5. 18	61	建 設 経 済 環 境	公 明 党	6
林 紗 絵 子	S56. 2. 28	43	健 康 福 祉	市 民 サ イ ド	3
林 伸 司	S36.10.17	62	教 育 子 供	公 明 党	7
平 野 光 一	S31.11.12	67	教 育 子 供	日 本 共 産 党	6
福 元 愛	S49. 5. 2	50	総 務 市 民	柏 清 風	2
古 川 隆 史	S43. 4. 26	56	健 康 福 祉	柏 清 風	7
松 本 寛 道	S52. 6. 18	47	建 設 経 済 環 境	市 民 サ イ ド	6
武 藤 美 津 江	S30.12.29	68	健 康 福 祉	日 本 共 産 党	5
村 越 誠	S35. 9. 21	64	教 育 子 供	柏 清 風	2
矢 澤 英 雄	S25. 2. 16	74	総 務 市 民	日 本 共 産 党	3
山 田 一 一	S20.11.20	78	総 務 市 民	柏 清 風	9
若 狭 朋 広	S48. 5. 12	51	総 務 市 民	市 民 サ イ ド	1
渡 邊 晋 宏	S60. 9. 10	38	健 康 福 祉	柏 清 風	1
渡 辺 裕 二	S49.10.12	49	教 育 子 供	無 所 属	1
渡 部 和 子	S30. 1. 5	69	総 務 市 民	日 本 共 産 党	8

(8) 常任委員会

委員会名	定数(人)	所 管 事 項
総務市民委員会	9	危機管理部・総務部・企画部・財政部・広報部・市民生活部・会計課・消防・選挙管理委員会・監査委員の所管に属する事項, 他の委員会の所管に属しない事項
健康福祉委員会	9	健康医療部・福祉部の所管に属する事項
教育子供委員会	9	こども部・教育委員会の所管に属する事項
建設経済環境委員会	9	環境部・経済産業部・都市部・土木部・農業委員会・上下水道局の所管に属する事項

(9) 議会運営委員会

委員会名	定数(人)	所 管 事 項
議会運営委員会	17人以内	議会の運営に関する事項, 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項, 議長の諮問に関する事項

(10) 任意の委員会 (自治法上の「協議等の場」に位置づけ)

委員会名	定数(人)	所 管 事 項
議会広報委員会	10	議会報, 議会ホームページ等による, 議会の広報に関する事務

2 議会活動

(1) 本会議開催状況 (令和5年)

議会	会 期	会期日数 (日)	本 会 議 日数(日)	議案数 (件)	本会議時間	傍聴者数 (人)
3 月 定例会	2月24日～ 3月20日	25	10	33	29時間55分	146
6 月 定例会	6月2日～ 6月21日	20	8	13	22時間49分	173
9 月 定例会	9月8日～ 10月6日	29	9	47	26時間7分	145
1 2月 定例会	11月24日～ 12月13日	20	8	25	27時間6分	112
計	—	94	35	118	105時間57分	576

(2) 委員会開催状況（令和5年）

委員会	開催日数(日)			開催時間
	会期中	閉会中	計	
(総務委員会) 総務市民委員会	6	0	6	13時間48分
(市民環境委員会) 健康福祉委員会	6	0	6	14時間15分
(教育民生委員会) 教育子供委員会	6	0	6	20時間2分
(建設経済委員会) 建設経済環境委員会	6	1	7	12時間35分
決算審査特別委員会	0	0	0	0時間0分
議会運営委員会	11	8	19	9時間23分
計	35	9	44	70時間3分

※（）内は令和4年度までの委員会の名称

※令和5年は決算審査特別委員会は設置せず、常任委員会の中で審査

(3) 議決件数状況（令和5年）

議会	市長提出案件 (件)					議員・委員会提出 案件 (件)				議決結果 (件)								
	条 例	予 算 ・ 決 算	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	意 見 書 ・ 決 議	そ の 他	計	原 案 可 決	原 案 同 意	原 案 否 決	継 続 審 査	原 案 承 認	原 案 認 定	原 案 可 決 認 定	異 議 な し	計
3月 (定)	7	17	0	5	29	2	2	0	4	31	0	0	0	0	0	0	2	33
6月 (定)	3	2	2	2	9	2	2	0	4	12	0	0	0	2	0	0	0	14
9月 (定)	5	18	0	20	43	0	4	0	4	25	3	0	0	0	9	3	7	47
12月 (定)	7	8	0	8	23	0	2	0	2	24	1	0	0	0	0	0	0	25
計	22	45	2	35	104	4	10	0	14	92	4	0	0	2	9	3	9	118

(4) 請願・陳情処理状況（令和5年）

区 分	受理件数 (件)	委員会付託(件)					結 果(件)					
		総務 (市民課 戸)	健康 福祉 (民生)	教育 子供 (建設 経済 環境)	建設 経済 環境	議 会 運 営	採 択	不 採 択	継 続 審 査	取 下 げ	そ の 他	
3月 (定)	請願	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
6月 (定)	請願	2	2	4	0	1	1	1	7	0	0	0
9月 (定)	請願	5	2	4	3	0	0	6	2	1	0	0
12月 (定)	請願	3	0	5	11	0	0	6	10	0	0	0
計	請願	11	4	14	14	1	1	13	21	1	0	0
	陳情	6										

※（ ）内は令和4年度までの委員会の名称

※委員会付託及び結果の件数は主旨の件数であり，受理件数とは一致しない

(5) 意見書及び決議（令和5年9月定例会以降）

件 名	議決日
教員の残業代を適切に支給するよう教員給与特別措置法の改定を求める意見書	R 5.10. 2
令和6年度教育予算拡充に関する意見書	R 5.10. 2
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	R 5.10. 2
介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書	R 5.12.13
認知症との共生社会の実現を求める意見書	R 5.12.13

3 情報公開・個人情報保護

(1) 柏市議会の個人情報保護制度について

柏市議会では，令和5年4月1日に施行された「柏市議会個人情報保護条例」によって，個人の権利利益の保護等が図られている。このことについては，令和3年5月にデジタル社会形成整備法が成立したことにより個人情報保護法の見直しが行われ，個人情報保護法，行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が統合された。新しい個人情報保護法では地方公共団体に統一的なルールが適用される一方で，地方議会については法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっておらず，議会独自の条例制定が必要となったもの。また，当該条例を施行するために必要な事項については「柏市議会個人情報保護条例施行規程」を制定し，これらの規定を遵守することで個人の権利利益の保護等を図ることとしている。

(2) 柏市議会個人情報保護条例の趣旨等

ア 目的 柏市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

イ 内容 個人情報ファイル簿の作成・公表、開示請求の手續、費用負担、利用停止、審議会への諮問など。

ウ 施行年月日等

(ア) 公布年月日 令和5年3月27日

(イ) 施行年月日 令和5年4月1日

(3) 保有個人情報の開示

ア 個人情報の定義 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 保有個人情報の定義 「保有個人情報」とは議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、柏市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限る。

ウ 特定個人情報の定義 「特定個人情報」とは、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

エ 開示請求権者 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて開示の請求をすることができる。

オ 請求手續 開示請求は、開示請求書を議長に提出してしなければならない。

カ 開示請求に対する決定等

(ア) 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内に行なければならない。

(イ) 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき、又は利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が

行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるときにおける当該利用目的については、この限りでない。

- (ウ) 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (エ) 議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- (オ) 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

キ 不開示情報

- (ア) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報。
- (イ) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - a 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - b 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - c 公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (ウ) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
 - a 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - b 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (エ) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は

相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(オ) 国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

- a 議長が開示決定等をする場合において，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- b 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
- c 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- d 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- e 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- f 独立行政法人等，地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

※ 開示請求に対し，当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，議長は，当該保有個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる

ク 開示の実施の方法

- (ア) 文書又は図画については，閲覧又は写しの交付により行う。
- (イ) 電磁的記録については，議長が定める方法により行う。

ケ 費用負担

- (ア) 開示請求に係る手数料は，徴収しない。
- (イ) 文書又は図画の写しの交付を受ける者は，議長が定める額（A 3判以内1枚白黒10円，カラー20円など）の当該写しの交付に要する費用を負担。
- (ウ) 電磁的記録の開示を受ける者は，当該電磁的記録の種別に応じ，議長が定める開示の実施の方法ごとに議長が定める額（CD-R等に複写したものの交付は実費に相当する額）の当該開示の実施に要する費用を負担。

コ 訂正請求権

- (ア) 何人も，自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは，この条例の定めるところにより，議長に対し，当該保有個人情報の訂正を請求することができる。ただし，当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは，この限りでない。

(イ) 代理人は、本人に代わって訂正の請求をすることができる。

サ 利用停止請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報に柏市議会個人情報保護条例に反した保有・収集・利用・提供をされたと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、利用の停止又は消去、情報の提供の停止を請求することができる。

(イ) 代理人は、本人に代わって利用停止の請求をすることができる。

シ 審査請求があった場合の手続

(ア) 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例に諮問しなければならない。

ア 審査請求が不適法であり、却下する場合。

イ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。

ロ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合。

ハ 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合。

(イ) 諮問をした審査庁は、答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(4) 個人情報の保護に関する法律に係る罰則

ア 職員若しくは職員であった者、若しくは委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ 職員若しくは職員であった者、若しくは委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ウ 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

エ 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(5) 令和5年度保有個人情報開示等実施状況

ア 請求件数 0件

イ 処理状況

区分	開示	部分開示	不開示(うち不存在)	未決定	取下げ	計
件数(件)	0	0	0 (0)	0	0	0

ウ 開示率

(開示+部分開示) ÷ (開示+部分開示+不開示-不存在) × 100 = 0%

4 請負状況の公表について

柏市議会議員が本市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的としている。

(1) 公表内容

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額 (契約金額が定められている請負に限る。)

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 令和5年度請負状況報告

報告件数：0件

5 その他

(1) 視察来局状況

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	件数(件)	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)
4月	0	0	0	0	0	0
5月	0	0	2	22	8	66
6月	0	0	1	10	0	0
7月	0	0	5	45	6	49
8月	0	0	3	30	1	6
9月	0	0	1	11	0	0
10月	0	0	2	19	6	55
11月	0	0	4	34	3	27
12月	1	1	0	0	4	17
1月	0	0	9	85	5	44
2月	1	11	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	2	12
計	2	12	27	256	35	276

(2) 議員報酬

区 分	報酬月額	適用年月日	前報酬月額	適用年月日
議 長	677,600 円	R6. 4. 1	668,000 円	H30. 4. 1
副 議 長	605,600 円	R6. 4. 1	597,000 円	H30. 4. 1
議 員	585,300 円	R6. 4. 1	577,000 円	H30. 4. 1

(3) 政務活動費

区 分	月間交付金額	交付方法	適用年月日
会 派 及 び 議 員	80,000 円	年 2 回	H22. 4. 1
無 所 属 議 員	50,000 円	年 2 回	H22. 4. 1

(4) 議会の刊行物（令和5年度）

区 分	発行回数(回)	制作部数	配付先
会 議 録	4	36 部/回	各会派、図書館、行政資料室 ほか
議 会 報	4	約 100,000 部/回	市内各戸(新聞折込) ほか
市 政 概 要	1	25 部	議員、視察来局者 ほか

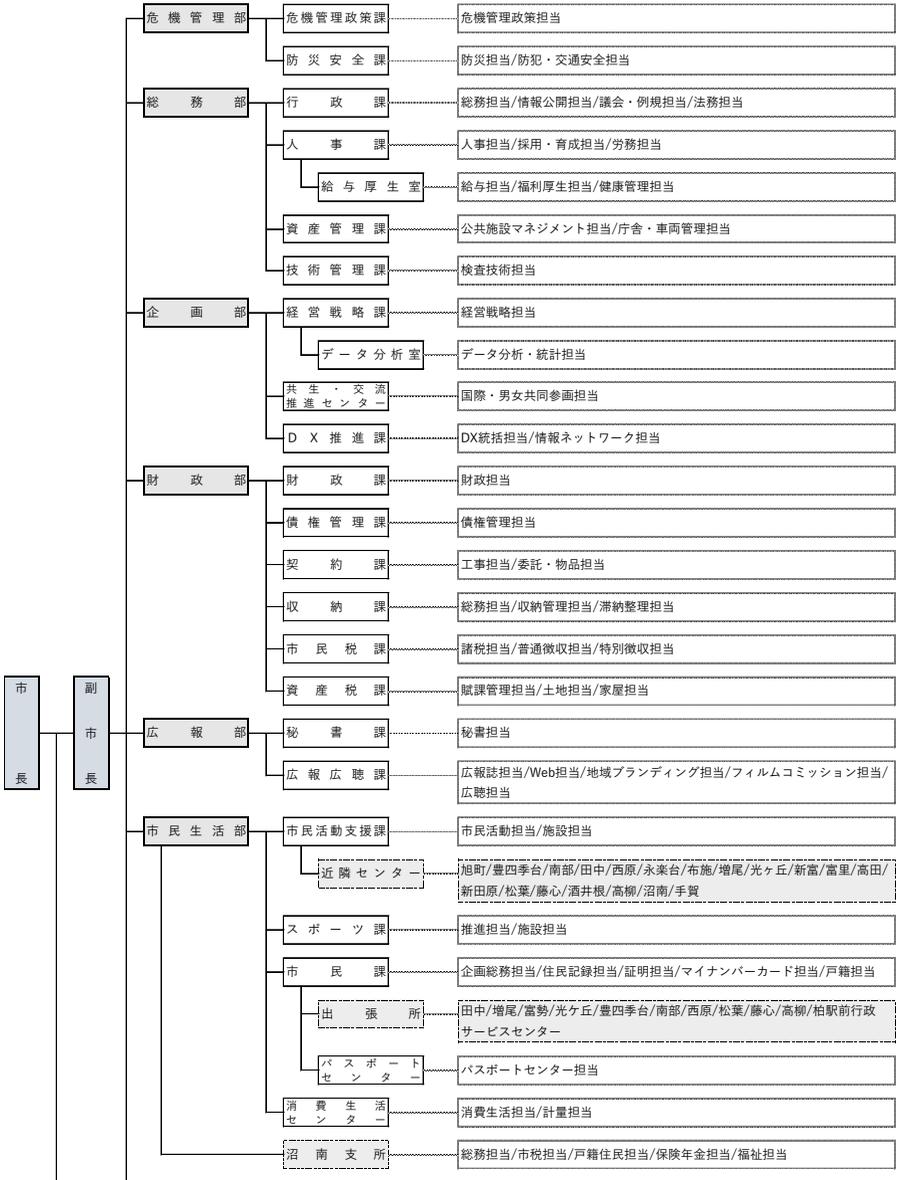
(5) 議会関係各室（令和6年9月6日現在）

区 分		面 積 等
7 階	議 場	424 m ² 【設備】 議員席：48 理事者席：32 事務局席：4 傍聴席：78(車椅子用6含む) 記者席：16
6 階	議 員 控 室	[柏 清 風] 92 m ² [市民サイド] 26 m ² [公 明 党] 46 m ² [柏エナジー] 16 m ² [日本共産党] 29 m ² [無 所 属] 23 m ² [みらい民主かしわ] 25 m ²
	正 副 議 長 室	49 m ²
	応 接 室	46 m ²
	議 員 面 談 室	27 m ²
	議 会 事 務 局	94 m ²
5 階	委 員 会 室	[第1委員会室] 73 m ² [第5・6委員会室] 150 m ² [第2・3委員会室] 148 m ² [議会運営委員会室] 49 m ² [第4委員会室] 73 m ²
	議 会 図 書 室	43 m ²
そ の 他		1,213.81 m ²
合 計		2,646.81 m ²

第3編 総務

1 柏市行政組織図

柏市行政組織図 (令和6年4月1日現在)

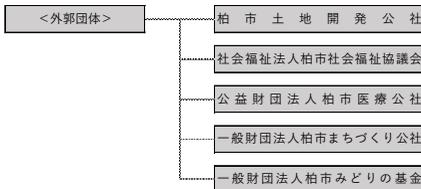
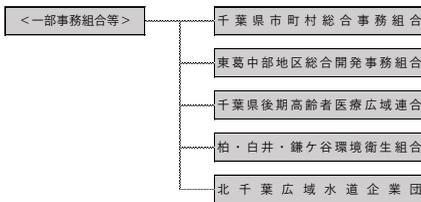
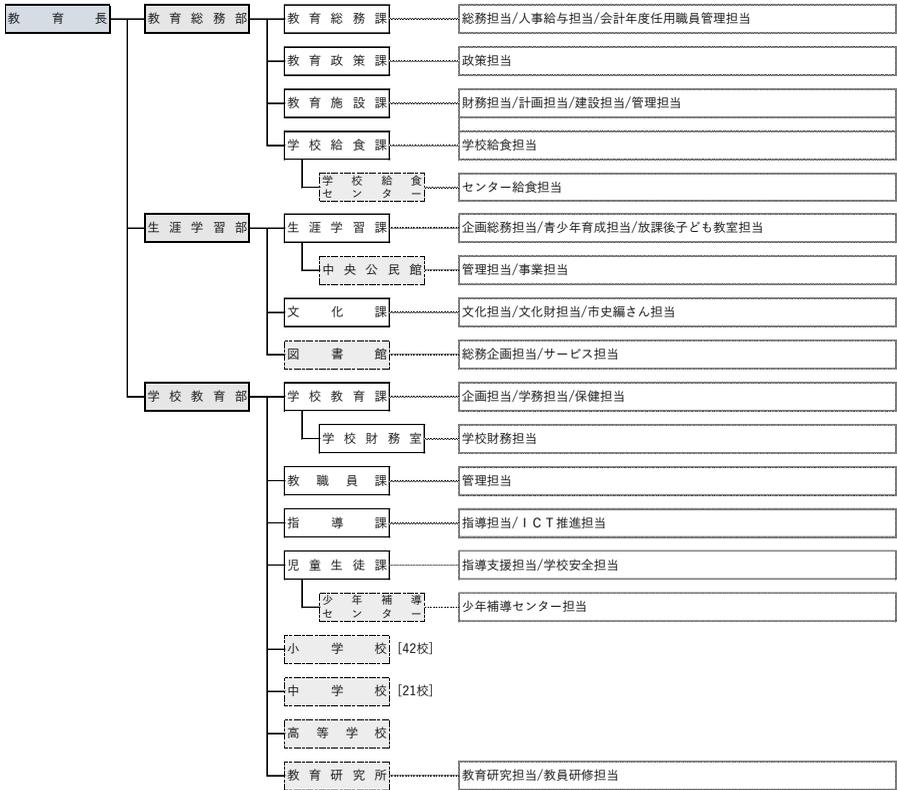


健康医療部	健康政策課	政策担当
	高齢者支援課	計画調整担当/いきがい・施設担当/介護サービス担当/資格保険料担当/認定審査担当
	地域包括支援課	地域ケア推進担当/権利擁護担当
	地域保健課	地域保健担当/母子保健担当/子育て包括担当
	健康増進課	総務担当/予防接種担当/保健事業担当
	保険年金課	企画管理担当/資格・賦課担当/給付担当/収納整理担当/後期高齢者医療担当
		国民年金室
	地域医療推進課	地域医療担当
	医療公社管理課	業務・建設担当
	総務企画課	総務企画担当/医事業事担当
	保健予防課	感染症・疾病対策担当/精神保健福祉担当
	生活衛生課	環境衛生担当/食品衛生担当
		動物愛護 ふれあいセンター
	衛生検査課	検査担当
	福祉部	福祉政策課
指導監査課		法人担当/介護事業者担当/障害事業者担当/保育施設担当
障害福祉課		企画総務担当/手帳・給付担当/権利擁護担当/福祉サービス担当
生活支援課		庶務・事業担当/保護第一担当/保護第二担当
こども部	こども政策課	企画政策担当/複合施設担当
	子育て支援課	子育て支援担当
	こども福祉課	給付・支援担当
	こども相談 センター	家庭児童相談担当/乳幼児担当/学齢児担当/開設準備担当
	学童保育課	入所・整備担当/人事・保育担当
	保育運営課	企画担当/指導運営担当/入園担当/給付担当
		保育園
	こども発達 センター	相談支援担当
	キッズルーム	キッズルームひまわり担当/キッズルームこすもす担当/保育所等訪問支援担当

環境部	環境政策課	環境政策担当/ゼロカーボンシティ推進担当/大気保全担当/水質保全担当
	廃棄物政策課	廃棄物政策担当/資源循環担当
	清掃施設課	整備担当/調整担当
	環境サービス課	廃棄物指導担当/生活環境担当
	北部クリーンセンター	収集担当/管理担当
	南部クリーンセンター	収集担当/管理担当
	産業廃棄物対策課	許可担当/監視担当
経済産業部	産業政策・スタートアップ推進課	政策推進担当
	商工観光課	商工観光担当
	農政課	農業政策担当/農業振興担当/アグリビジネス担当
	公設市場	管理運営担当/整備計画担当
都市部	都市計画課	企画調整担当/都市計画担当
	住環境再生課	再生推進担当/まちづくりデザイン担当
	北部整備課	区画整理担当/まちづくり担当
	建築指導課	企画担当/審査担当/指導担当
	開発事業調整課	調整担当
	宅地課	市街化区域担当/市街化調整区域担当/庶務・宅地安全担当
	住宅政策課	住宅政策担当/市営住宅担当
	公園緑地課	総務緑地担当/管理運営担当/建設計画担当
	市街地整備課	市街地整備担当
	北柏駅周辺整備課	事業推進担当
	中心市街地整備課	都市再生担当/計画調整担当/空間マネジメント担当
	営繕管理課	営繕・保全担当
	土木部	道路総務課
道路保全課		道路再生担当/維持補修担当/施設担当/道路サービス担当
交通政策課		公共交通担当/道路交通担当
自転車対策室		自転車対策担当
道路整備課		計画・用地担当/建設担当
河川排水課		総務用地担当/管理事業担当



【教育委員会】



2 職員数

	条例定数	定数内職員数
市長の事務部局の職員	1,988	1,863
上下水道企業の事務部局の職員	117	108
議会の事務部局の職員	17	15
選挙管理委員会の事務部局の職員	10	9
監査委員の事務部局の職員	8	8
農業委員会の事務部局の職員	9	8
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	290	284
消防職員	471	454
合計	2,910	2,749
定数外職員（公益的法人等派遣条例に基づく派遣職員、育児休業者等）		165
職員実数（定数内職員数＋定数外職員数）		2,914

(1) 定員の適正化

「子育て・教育・福祉」の各分野への重点的な職員配置を行うとともに、児童相談所の開設に向けた検討・準備を進めるため、人材の確保・育成に向け必要な増員を行った。

また、政府が推進する「働き方改革」の実現に向け、長時間にわたる時間外勤務を削減・抑制するための内部事務の改善・効率化・ICT導入・外部委託化に係る取組を強化するとともに、職員のワークライフバランスの実現に向けた職場環境の改善についても、育児休業等を取得する職員の代替職員の確保等の措置を継続して実施した。

【職員数の推移】（地方公共団体定員管理調査による職員数）

令和5年度：2,861人⇒令和6年度：2,909人（＋48人）

(2) 業務改善の推進

令和元年度から、行政改革推進課（現：DX推進課）が担当課の業務の観察及び分析を行い、業務改善の手法を提案する取組を開始した。令和3年度は、時間外勤務が集中している部署の業務分析等を行い、ICTの活用や業務改善について提案を行うとともに、時間外勤務の削減を図るために必要な措置を講じた。

3 歴代常勤特別職

(1) 市長

代	氏 名	在任期間
初	鈴木悦三	昭和29年10月20日～昭和33年10月19日 昭和33年10月20日～昭和33年10月29日
2	濱嶋千代丸	昭和33年11月30日～昭和37年11月29日 昭和37年11月30日～昭和41年10月 7日
3	山澤諒太郎	昭和41年11月13日～昭和45年11月12日 昭和45年11月13日～昭和49年11月12日 昭和49年11月13日～昭和53年11月12日
4	鈴木 眞	昭和53年11月13日～昭和57年11月12日 昭和57年11月13日～昭和61年11月12日 昭和61年11月13日～平成 2年11月12日 平成 2年11月13日～平成 5年10月 1日
5	本多 晃	平成 5年11月21日～平成 9年11月20日 平成 9年11月21日～平成13年11月20日 平成13年11月21日～平成17年11月20日 平成17年11月21日～平成21年11月20日
6	秋山浩保	平成21年11月21日～平成25年11月20日 平成25年11月21日～平成29年11月20日 平成29年11月21日～令和 3年11月20日
7	太田和美	令和 3年11月21日～ 現 在

(2) 助役（～平成19年3月31日）・副市長（平成19年4月1日～）

代	氏名	在任期間
初	外川延明	昭和29年11月5日～昭和33年11月4日
2	松崎健	昭和33年12月23日～昭和37年12月22日 昭和37年12月23日～昭和41年12月22日 昭和41年12月23日～昭和45年12月22日
3	長山巍	昭和46年6月17日～昭和50年6月16日 昭和50年6月17日～昭和54年6月16日 昭和54年6月17日～昭和58年6月16日 昭和58年6月17日～昭和62年6月16日 昭和62年6月17日～平成3年6月16日
4	本多晃	平成3年7月1日～平成5年11月1日
5	土田昭	平成5年4月1日～平成9年3月31日 平成9年4月1日～平成13年3月31日
6	木下貴志	平成8年4月1日～平成11年3月31日
7	高野晴夫	平成11年4月1日～平成15年3月31日 平成15年4月1日～平成17年12月31日
8	松尾恵美子	平成15年1月1日～平成18年3月31日
9	浅羽大嗣 (助役) (副市長)	平成18年4月1日～平成19年3月31日 平成19年4月1日～平成22年3月31日 平成22年4月1日～平成24年3月31日
10	石黒博	平成22年4月1日～平成26年3月31日 平成26年4月1日～平成29年3月31日
11	関口隆明	平成24年4月1日～平成28年3月31日
12	鬼沢徹雄	平成29年4月1日～令和3年3月31日 令和3年4月1日～令和4年3月31日
13	加藤雅美	令和4年4月1日～令和6年3月31日
14	奥田謁夫	令和4年4月1日～現在
15	染谷康則	令和6年4月1日～現在

(3) 収入役

代	氏名	在任期間
初	井戸 弘	昭和29年12月17日～昭和33年12月14日 昭和33年12月17日～昭和37年12月16日 昭和37年12月17日～昭和41年12月16日 昭和41年12月17日～昭和41年12月18日
2	後藤 武男	昭和42年 4月 2日～昭和46年 4月 1日 昭和46年 4月 2日～昭和50年 4月 1日 昭和50年 4月 2日～昭和54年 4月 1日 昭和54年 4月 2日～昭和58年 4月 1日
3	成嶋 二四	昭和58年 6月17日～昭和62年 6月16日 昭和62年 6月17日～平成 3年 6月16日 平成 3年 6月17日～平成 7年 6月16日
4	萩原 功	平成 7年 6月17日～平成11年 6月16日
5	吉野 勇	平成11年 6月17日～平成15年 6月16日
6	谷萩英紀	平成15年 6月17日～平成19年 6月16日

(4) 教育長

代	氏名	在任期間
初	寺村 紘二	昭和29年 9月 1日～昭和30年 3月31日
2	平塚 秋司	昭和30年 4月 1日～昭和30年 9月30日
3	川本 菊雄	昭和30年10月 1日～昭和33年 9月30日 昭和33年10月 1日～昭和36年10月31日
4	仲澤 健次	昭和36年11月 1日～昭和39年 9月30日 昭和39年10月 1日～昭和43年 9月30日 昭和43年10月 1日～昭和47年 9月30日 昭和47年10月 1日～昭和51年 9月30日 昭和51年10月 1日～昭和54年 3月31日
5	古谷 武雄	昭和54年 4月 1日～昭和55年 9月30日 昭和55年10月 1日～昭和59年 9月30日 昭和59年10月 1日～昭和63年 9月30日 昭和63年10月 1日～平成 4年 9月30日 平成 4年10月 1日～平成 7年 3月31日
6	川本 勝彦	平成 7年 4月 6日～平成 8年 9月30日 平成 8年10月 1日～平成12年 9月30日
7	矢上 直	平成12年10月 1日～平成16年 9月30日 平成16年10月 1日～平成20年 9月30日
8	河合 良	平成20年10月 1日～平成24年 9月30日
9	河原 健	平成24年10月 1日～平成28年 3月31日
10	河 寫 貞	平成28年 4月 1日～平成31年 3月31日 平成31年 4月 1日～令和 4年 3月31日
11	田 牧 徹	令和 4年 4月 1日～ 現 在

(5) 水道事業管理者（～令和4年3月31日）・上下水道事業管理者（令和4年4月1日～）

代	氏名	在任期間
初	平川謙讓	昭和47年 1月 1日～昭和50年12月31日 昭和51年 1月 1日～昭和54年12月31日
2	成島義治	昭和55年 1月 1日～昭和58年12月31日 昭和59年 1月 1日～昭和62年12月31日
3	野口重利	昭和63年 1月 1日～平成 3年12月31日 平成 4年 1月 1日～平成 7年12月31日
4	本橋方正	平成 8年 1月 1日～平成11年12月31日 平成12年 1月 1日～平成15年12月31日
5	浅羽大嗣	平成16年 1月 1日～平成18年 3月31日
6	河合良	平成18年 4月 1日～平成20年 9月30日
7	関口隆明	平成20年10月 1日～平成24年 3月31日
8	酒井美一	平成24年 4月 1日～平成28年 3月31日
9	吉川正昭	平成28年 4月 1日～令和 2年 3月31日
10	成嶋正俊	令和 2年 4月 1日～令和 6年 3月31日
11	飯田晃一	令和 6年 4月 1日～ 現 在

(6) 常勤監査委員

代	氏名	在任期間
初	渡邊福次郎	平成 6年 1月 1日～平成 9年12月31日 平成10年 1月 1日～平成13年12月31日
2	渡邊義一	平成14年 1月 1日～平成17年12月31日 平成18年 1月 1日～平成21年12月31日
3	吉井忠夫	平成22年 1月 1日～平成25年12月31日 平成26年 1月 1日～平成28年 3月31日
4	下隆明	平成28年 4月 1日～令和 2年 3月31日
5	加藤雅美	令和 2年 4月 1日～令和 4年 3月31日
6	高橋秀明	令和 4年 4月 1日～ 現 在

4 報酬・給与

(1) 市長等の給与額（令和6年4月1日現在）

区 分	給料月額	適用年月日	前給料月額	適用年月日
市 長	974,900円	R6.4.1	961,000円	H30.4.1
副 市 長	801,400円	R6.4.1	790,000円	H30.4.1
教 育 長	731,400円	R6.4.1	721,000円	H30.4.1
上下水道事業管理者	667,500円	R6.4.1	658,000円	H30.4.1
常 勤 監 査 委 員	667,500円	R6.4.1	658,000円	H30.4.1

(2) 非常勤特別職の報酬額（令和6年4月1日現在）

号	職 名	支給区分	報酬額
1	監査委員（議員）	月額	61,000円
2	監査委員（識見を有する者）	月額	130,000円
4	教育委員会委員	月額	86,500円
5	農業委員会会長	月額	70,000円
6	農業委員会会長職務を代理する者	月額	63,000円
7	農業委員会委員	月額	58,500円
7の2	農地利用最適化推進委員	月額	58,500円
8	選挙管理委員会委員長	月額	61,000円
9	選挙管理委員会委員	月額	49,000円
10	投票所の投票管理者	日額	12,800円以内で市長が定める額
10の2	共通投票所の投票管理者	日額	12,800円以内で市長が定める額
10の3	期日前投票所の投票管理者	日額	15,232円以内で市長が定める額
11	開票管理者及び選挙長	1回	10,800円
12	投票所の投票立会人	日額	10,900円以内で市長が定める額
12の2	共通投票所の投票立会人	日額	10,900円以内で市長が定める額
12の3	期日前投票所の投票立会人	日額	12,940円以内で市長が定める額
12の4	不在者投票に係る投票立会人	日額	10,900円以内で市長が定める額
12の5	開票立会人及び選挙立会人	1回	8,900円
13	固定資産評価審査委員会委員長	日額	9,600円
14	固定資産評価審査委員会委員	日額	9,000円
15	消防団長	年額	126,500円

16	消防団副団長	年額	87,000円
17	消防団方面隊長	年額	66,500円
18	消防団副方面隊長	年額	54,500円
19	消防団分団長	年額	54,500円
20	消防団副分団長	年額	48,000円
21	消防団部長	年額	43,000円
22	消防団班長	年額	38,500円
23	消防団員	年額	36,500円
24	水火災及び地震等の災害に出動した第15号から第23号までに掲げる職員	1回	8,000円以内で任命権者が定める額
24の2	訓練に出動した第15号から第23号までに掲げる職員	1回	3,500円
24の3	前2号に掲げる出動以外の出動をした第15号から第23号までに掲げる職員	1回	2,550円
25	消防車の運転業務を行った第15号から第23号までに掲げる職員	月額	530円
28	市医	日額	25,500円
29	学校医	年額	145,000円
30	学校歯科医	年額	145,000円
31	学校薬剤師	年額	97,000円
32	福祉事務所嘱託医	月額	85,500円
33	保育園嘱託医	年額	85,500円
34	保育園歯科嘱託医	年額	85,500円
35	児童発達支援センター管理医	月額	85,500円
36	介護認定審査会委員	日額	27,000円
36の2	障害支援区分等審査会委員	日額	27,000円
36の3	小児慢性特定疾病審査会委員	日額	25,500円
36の4	感染症診査協議会委員	日額	27,000円
36の5	衛生検査所精度管理専門委員	日額	13,000円
37	産業医	月額	24,500円
38	審理員	1件	120,000円
39	顧問弁護士	月額	120,000円
40	柏市開発事業等紛争調停委員会委員	日額	20,000円
41	いじめ重大事態調査検証委員会委員及びいじめ重大事態再調査委員	日額	24,000円

	会委員		
42	医療的ケア児等保育実施検討審査 会委員	日額	25,500円
43	前各号に掲げるもののほか、法律 若しくはこれに基づく政令又は条 例に基づき設置された附属機関の 委員	日額	8,000円
44	前各号に掲げるもの以外の非常勤 特別職	日額	予算の範囲内で任命権者 が市長と協議し、日額 8,000円以内において定め る額
42の2	スクールロイヤー	日額	56,000円

(3) 一般職の初任給（令和6年4月1日現在）

行 政 職（一）			行 政 職（二）		
区分	初任給	給料月額	区分	初任給	給料月額
高 卒	1級9号給	170,900円	守衛, 技術員	1級37号級 ～93号給	192,200円 ～233,600円
短大卒	1級19号給	184,600円	技能員	1級29号級 ～85号給	179,600円 ～229,400円
大 卒	1級29号給	202,400円	業務員, 給食調理 員	1級21号級 ～77号給	169,000円 ～225,200円

(4) 級別給料（令和6年4月1日現在，単位：円）

ア 行政職（一）

級	人数	平均年齢	最高額	最低額	平均額
9	24	57	513,000	459,900	500,058
8	54	55	477,700	429,900	466,426
7	173	54	457,500	414,200	438,290
6	188	50	433,500	365,900	405,238
5	460	49	419,500	318,200	382,311
4	356	39	369,100	273,000	307,305
3	416	35	352,600	249,500	274,042
2	763	30	272,700	189,600	232,515
1	309	25	250,300	170,900	202,985
全体	2743	38			302,076

イ 行政職（二）

級	人数	平均年齢	最高額	最低額	平均額
5	59	57	392,100	334,200	367,912
4	5	54	316,200	300,600	304,360
全体	64	56			362,947

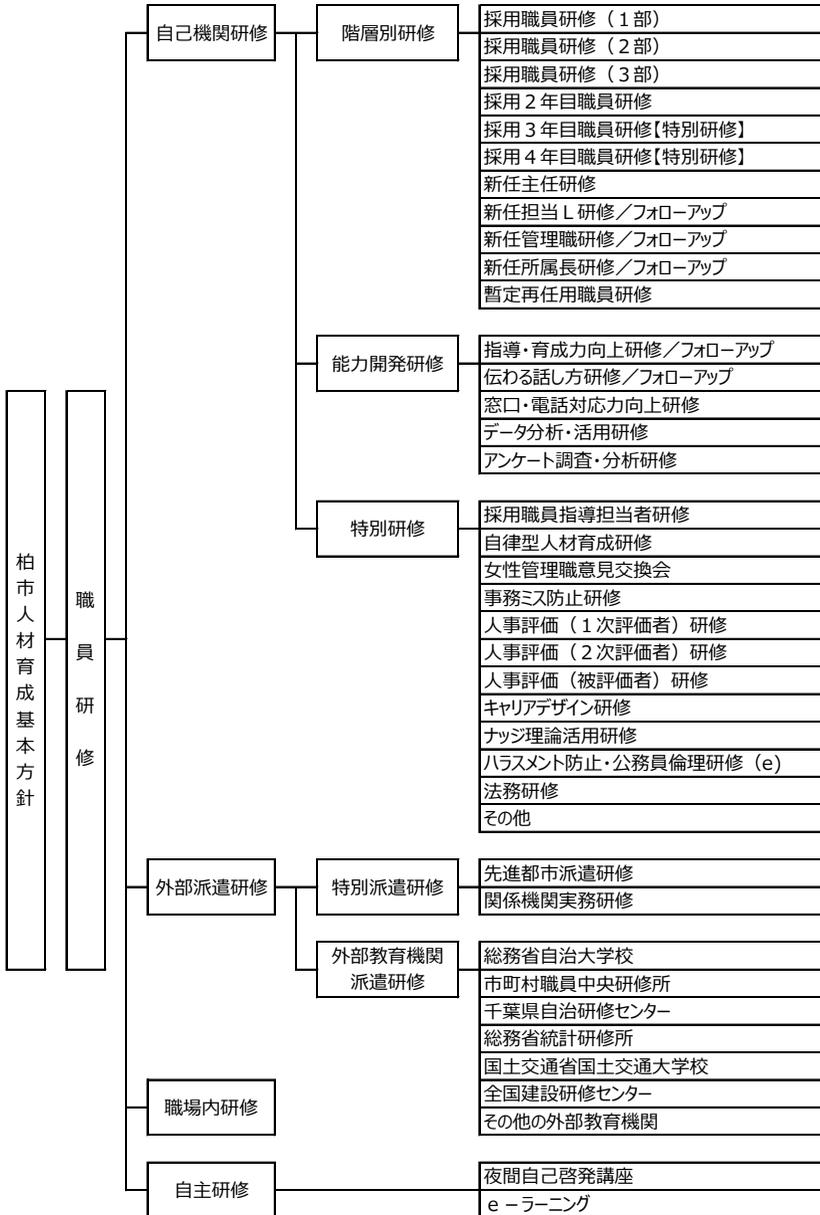
5 旅費

（令和6年4月1日現在）

区分	グリーン料金	旅行雑費(円) (1日当たり)	宿泊料(円) (1夜当たり)	食卓料(円) (1夜当たり)
議員	原則として不支給	400	上限 15,000	上限 2,400
市長，副市長，教育長，上下水道事業管理者及び常勤の監査委員		※災害対応，公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合のみ支給	上限 15,000	上限 2,400
その他の職員			上限 13,000	上限 2,400

6 職員研修

(1) 令和5年度研修体系図



(2) 令和5年度研修実績

ア 階層別研修

研修名	研修日数	受講者数
採用職員研修（1部）	2.0	150
採用職員研修（2部）	2.0	149
採用職員研修（3部）	1.0	145
採用2年目研修	1.5	108
新任主任研修	1.0	78
新任担当リーダー研修	2.0	52
新任管理職研修	1.5	16
新任所属長研修	1.5	24
暫定再任用職員研修	0.5	26
合計		748

イ 能力開発研修

研修名	研修日数	受講者数
指導・育成力向上研修	1.5	13
アンケート調査・分析研修	1.0	28
窓口・電話対応力向上研修	1.0	34
伝える話し方研修	1.5	32
データ分析・活用研修	1.0	32
合計		139

ウ 特別研修

研修名	研修日数	受講者数
採用職員指導担当者研修	0.5	112
人事評価（2次評価者）研修	1.0	26
人事評価（1次評価者）研修	1.0	140
人事評価（被評価者）研修	1.0	160
事務ミス防止研修	1.0	38
女性管理職意見交換会	1.0	45
ナッジ理論入門研修	1.0	42
ハラスメント研修	0.5	30
ハラスメント防止・公務員倫理研修	0.5	1,486
法務研修	0.5	75
自律型人材育成研修	1.5	34
合計		2,188

エ 特別派遣研修

研修名	件数等	受講者数
先進都市派遣研修	—	—
海外派遣研修	—	—
合計		0

オ 外部教育機関派遣研修

研修名	件数等	受講者数
自治大学校	3	3
千葉県自治研修センター	12	62
市町村職員中央研修所	2	2
その他外部教育機関	70	152
合計		219

■ 合計

受講者、派遣者 合計	3,294
------------	-------

7 情報公開・個人情報保護

(1) 柏市情報公開条例の目的等

ア 目的 地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民による市政への参加の充実及び公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

イ 内容 公開性の向上・プライバシーの保護・利用しやすい制度・実効性のある救済制度（柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会）・情報公開制度の総合的な推進など。

ウ 施行年月日等

(ア) 公布年月日 平成12年3月24日

(イ) 施行年月日 平成12年10月1日 ※柏市公文書公開条例を全部改正したものの

(2) 公文書の開示

ア 実施機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者・消防長・議会

イ 対象公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。

ウ 開示請求権者 何人（だれでも）

エ 請求手続 請求書を行政資料室（公開窓口）に提出（電子申請、郵送、ファクシミリも可）。

オ 開示請求に対する決定等

(ア) 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示する旨又はしない旨の決定（開示決定等）をしなければならない。

(イ) 実施機関は、開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を書面により通知しなければならない。この場合において、開示しない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面により通知するものとする。

(ウ) 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を30日以内に限り延長することができる。ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量である場合には、相当の部分につき開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。

(エ) 開示請求に係る公文書に本市以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

カ 不開示情報

(ア) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国等の機関の明示の指示により、公にすることができない情報。

(イ) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの（ただし、公務員の職務上の職及び氏名、実施機関の予算執行に係る公務員以外の者の職及び氏名等を除く）。

(ウ) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、次に掲げるもの（ただし、人の生命、健康等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く）。

a 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

b 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

- (エ) 公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報。
- (オ) 本市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるもの。
- (カ) 本市又は国等が行う事務事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- ※ 公文書の存否に関する情報：開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- キ 開示の実施の方法
公文書の開示は、閲覧等又は交付の方法により行う。
- ク 手数料等
(ア) 開示を受けるものは、別表で定めるところにより手数料を納入しなければならない。ただし、実施機関が、読み取り・出力又は複写をするための機器を保有していない公文書の開示を受けるものは、規則で定める委託等に要する費用を負担しなければならない。

区分	開示の実施方法	手数料の額		
		市民等（在住・在勤・在学のかた、町会等団体）	市内法人等	その他
文書・図画	閲覧（1件あたり50枚までごとにつき）※1	50円	75円	100円
	写しの交付（A3判まで1枚（片面）につき）※2	単色（黒）刷りの場合		
		10円	15円	20円
		カラーの場合		
	20円	30円	40円	
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧（1件あたり50枚までごとにつき）※1	100円	150円	200円
	CD-Rに複写したものの交付※3	1件200円	1件300円	1件400円

※1 1件とは、決裁などの手続が一つであるものをいいます（設計書は、工事案件ごとに1件と数えます。）。なお、一定の条件の下で、閲覧時における対象

公文書のカメラ等による撮影を可能とします。

※2 CD-Rによる複写交付を希望する場合は、別途CD-Rの実費相当額（1枚につき60円）を加算します。

※3 別途CD-Rの実費相当額を加算します。なお、紙媒体にて交付する場合は、文書・図画の区分と同じです。

(イ) 手数料を納入しなければならないものが次のいずれかに該当する場合は、その手数料を減免し、または免除することができる。

a 生活保護法に基づく被保護者

b 被災証明書等により災害を受けたことを、公的に証明された者で、手数料を全額納入することが困難なもの

c その他特に必要があると認められるもの

ケ 審査請求があった場合の手続

(ア) 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

a 審査請求が不適法であり、却下する場合。

b 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く）。

(イ) 諮問をした審査庁は、答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(3) 情報公開の総合的な推進

ア 情報提供施策・情報公表制度

(ア) 実施機関は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、行政資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(イ) 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとともに、市政に関する情報を公表する制度の整備に努めるものとする。

イ 附属機関等の会議の公開等

(ア) 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、法令等の規定により公開することができない場合を除き、会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

a 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合。

b 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがある場合。

(イ) 実施機関は、附属機関等の会議について会議録を作成しなければならない。

(ウ) 実施機関は、公開された附属機関等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

ウ 出資法人等の情報公開

(ア) 本市が資本金等の2分の1以上を出資している法人その他本市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体のうち規則等で定めるものは、出資法人等の保有す

る情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

(イ) 実施機関は、地方自治法に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者が保有する当該公の施設の管理に係る情報の公開に資するため当該情報の取得に努めなければならない。

※平成13年10月1日付けで各出資法人等が公開規程又は要綱を制定・施行

※ 情報公開を実施する出資法人等：一般財団法人柏市まちづくり公社・公益財団法人柏市医療公社・柏市土地開発公社・一般財団法人柏市みどりの基金・社会福祉法人柏市社会福祉協議会・公益社団法人柏市シルバー人材センター

(4) 令和5年度公文書開示等実施状況

ア 請求件数 441件

イ 処理状況

区分	開示	部分開示	不開示(うち不存在)	未決定	取下げ	計
件数(件)	286	104	4 (2)	11(※)	36	441

※ 未決定については、決定期限の延長を行っています。

ウ 開示率

$$\begin{aligned} & (\text{開示} + \text{部分開示}) \div (\text{開示} + \text{部分開示} + \text{不開示} - \text{不存在}) \times 100 \\ & = 99.5\% \end{aligned}$$

エ 不開示理由別内訳

不開示理由	件数(件)	割合(%)
法令等不開示情報	3	2
個人に関する情報	67	46
法人等事業活動情報	42	29
公共安全等維持情報	2	1
審議検討等情報	0	0
行政執行情報	24	17
存否応答拒否情報	1	1
不存在	6	4
その他	0	0
合計	145	100.0

※ 1件中に不開示理由(部分開示の不開示理由を含む)が複数存在するものは、それぞれの欄に計上している。

(5) 柏市の個人情報保護制度について

柏市では、平成17年1月1日に施行された「柏市個人情報保護条例」によって、個人の権利利益の保護等が図られてきた。他方、近年におけるデジタル社会の進展に伴い、「個人情報の保護に関する法律(以下、本項目において「法」という。)」が改正され、民間部門や行政部門における全国的な共通ルールが規定されることとなった。柏市の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日より法の適用を受けるものであることから、令和5年3月31日をもって「柏市個人情報保護条例」は廃止と

している。法の施行にあたって必要とされる事項については、「柏市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、これらの規定を遵守することによって、個人の権利利益の保護等を図ることとしている。

(6) 柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨等

ア 趣旨 個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）の施行に関し、同法に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるもの。

イ 内容 条例個人情報ファイル簿の作成・公表、開示請求の手續、費用負担、審議会への諮問など。

ウ 施行年月日等

(ア) 公布年月日 令和4年12月22日

(イ) 施行年月日 令和5年4月1日

(7) 保有個人情報の開示

ア 市の機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・公営企業管理者・消防長 ※議会を対象とする個人情報保護に係る規定については、柏市議会個人情報保護条例に定めが置かれています。

イ 個人情報の定義 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

ウ 保有個人情報の定義 「保有個人情報」とは、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該市の機関の職員が組織的に利用するものとして当該市の機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

エ 特定個人情報の定義 「特定個人情報」とは個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

オ 開示請求権者 何人も、自己を本人とする保有個人情報を請求することができる。未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって請求することができる。

カ 請求手續 請求書を行政資料室（公開窓口）に提出（郵送も可）。

キ 開示請求に対する決定等

(ア) 市の機関は、開示請求があつた日から14日以内に開示する旨又はしない旨の決定（開示決定等）をしなければならない。

(イ) 市の機関は、開示をしない旨の決定をしたときは、その理由を書面により通知しなければならない。この場合において、開示しない理由がなくなる期日をあら

かじめ明示することができるときは、その期日を当該書面により通知するものとする。

(ウ) 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を30日以内に限り延長することができる。なお、開示請求に係る保有個人情報量が著しく大量である場合は、情報公開における特例と同様に期限を延長することができる。

(エ) 開示請求に係る公文書に本市以外のものに関する情報が記録されているときは、市の機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

ク 不開示情報

(ア) 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報。

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

a 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

b 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

c 公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(ロ) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

a 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

b 市の機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(ハ) 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

(ニ) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報

- (キ) 市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (ク) 市の機関及び国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - a 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - b 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - c 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - d 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - e 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - f 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - g 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

※ 公文書の存否に関する情報：開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、市の機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

ケ 開示の実施の方法

- (ア) 文書又は図画については、閲覧又は写しの交付により行う。
- (イ) 電磁的記録については、要領で定める方法（用紙に出力したものの閲覧・交付、CD-R等に複写したものの交付など）により行う。

コ 費用負担

- (ア) 開示に係る手数料は、徴収しない。
- (イ) 文書又は図画の写しの交付を受けるものは、条例で定める額（A3判以内1枚白黒10円、カラー20円など）の費用を負担。
- (ウ) 電磁的記録の開示を受けるものは、電磁的記録の種別に応じ、条例で定める額（CD-R等に交付したものの交付は実費に相当する額）の費用を負担。

サ 訂正請求権

- (ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき、法の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する市の機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。
- (イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、

本人に代わって訂正の請求をすることができる。

シ 利用停止請求権

(7) 何人も、自己を本人とする保有個人情報に法に違反した保有・収集・利用・提供をされたと思料するときは、法の定めるところにより当該保有個人情報を保有する市の機関に対し、利用の停止又は消去、情報の提供の停止を請求することができる。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって利用停止の請求をすることができる。

ス 審査請求があった場合の手続

(7) 市の機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

a 審査請求が不適法であり、却下する場合。

b 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。

c 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合。

d 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

(イ) 諮問をした審査庁は、答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(8) 個人情報の保護に関する法律に係る罰則

ア 市の機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務・指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

イ 市の機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務・指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する

ウ 市の機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(エ) 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、10万円以下の過料に処する。

(9) 令和5年度保有個人情報開示等実施状況

ア 請求件数 42件

イ 処理状況

区分	開示	部分開示	不開示(うち不存在)	未決定	取下げ	計
件数(件)	16	19	2(0)	2	3	42

ウ 開示率

$$\begin{aligned}
 & (\text{開示} + \text{部分開示}) \div (\text{開示} + \text{部分開示} + \text{不開示} - \text{不存在}) \times 100 \\
 & = 94.6\%
 \end{aligned}$$

(10) 柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会

ア 審議会は、柏市情報公開条例若しくは個人情報の保護に関する法律又は個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に係る審査請求についての調査審議をするほか、情報公開制度・個人情報保護制度その他情報公開・個人情報に関する重要な事項について実施機関及び市の機関に意見を述べるができる。また、平成26年度からは特定個人情報ファイルの取扱い等についての調査審議を、平成28年度からは行政不服審査法第43条第1項の規定による諮問に係る審査請求についての調査審議をすることとなった。

イ 審議会は、委員14人以内をもって組織する。

ウ 審議会は、指名する委員5人以上で構成する部会に、その所掌事務を分掌させることができる。

エ 審議会は、会議を公開するものとする。ただし、不開示情報が含まれる事項について調査審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(11) 公文書開示請求に係る審査請求の状況（令和5年度）

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	1	—	—	—	—	—	1

(12) 保有個人情報に係る審査請求の状況（令和5年度）

ア 開示請求

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	1	—	—	—	—	—	1

イ 訂正請求

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	0	—	—	—	—	0	—

ウ 利用停止請求

区分	件数	処理状況					
		裁決				取下げ	検討中
		認容	一部認容	棄却	却下		
審査請求	0	—	—	—	—	—	—

8 庁舎

(1) 本庁舎

ア 庁舎の概要

区分	本庁舎	別館	分室1	分室2	
工期	着工	S55.12.17	H22.4.12	H6.9.21	S58.9.21
	竣工	S57.12.10	H22.11.30	H6.11.15	S59.2.10
事業費	設計監理料 67,700千円 工事費 3,543,000千円	賃借料(10年) 549,633千円	工事費 74,984千円	工事費 31,370千円	
構造規模	<高層棟> 鉄骨鉄筋コンクリート造 8,893.08 m ² <低層棟> 鉄筋コンクリート造 4,593.98 m ² <食堂棟> 鉄筋コンクリート造 528.23 m ² <計> 14,015.29 m ²	鉄骨造 2,847.09 m ²	軽量鉄骨造 494.14 m ²	鉄骨造 178.20 m ²	
敷地面積	20,275.17 m ²				

区分		分庁舎1	分庁舎2	分室4
工期	着工	S62. 11. 30	H23. 12. 1	
	竣工	S63. 9. 20	H24. 3. 29	S63. 3. 31
事業費		工事費 470,368千円	賃借料(10年) 123,165千円	工事費 53,900千円
構造規模		鉄筋コンクリート造 2,016.02㎡	鉄骨造 993.72㎡	鉄骨造 273.16㎡
敷地面積		1,834.20㎡	1,004.43㎡	305.72㎡
改修工事		H22. 10. 25～ H22. 12. 15		
改修費		26,386千円		

イ 市役所の窓口等の配置図

階数	本庁舎高層棟	本庁舎低層棟	別館
7 F	議場	/	/
6 F	正副議長室 議員控室 議会事務局		
5 F	委員会室（第1～第6・ 議会運営） 議会図書室		
4 F	技術管理課 環境政策課 環境サービス課 廃棄物 政策課 産業廃棄物対策 課 監査事務局 資産管 理課 清掃施設課		
3 F	市長室 副市長室 秘書 課 庁議室	経営戦略課 DX推進課 財政課 柏市土地開発公 社 契約課 広報広聴課 記者クラブ 共生・交流 推進センター 防災安全 課 危機管理政策課	妊娠子育て相談センター こども政策課 こども福 祉課 保育運営課 子育 て支援課
2 F	行政課 人事課 給与厚 生室 職員健康管理室 スポーツ課 市民活動支 援課	債権管理課 収納課 市 民税課 資産税課 会計 課 指定金融機関	福祉政策課 高齢者支援 課 障害福祉課
1 F	市民ロビー 行政資料室	市民課 保険年金課 国 民年金室	生活支援課

階数	分庁舎 1	分庁舎 2
3 F	北部整備課 公園緑地課 市街地整備課 中心市街地整備課	
2 F	道路総務課 道路保全課 道路整備課 河川排水課	都市計画課 住環境再生課 宅地課 開発事業調整課
1 F	交通政策課 営繕管理課 自転車対策室 学童保育課	建築指導課 住宅政策課

(2) 沼南庁舎

ア 庁舎の概要

区 分	第 1 庁舎	第 2 庁舎
工 期	着工	S40. 6
	竣工	S41. 3. 31
事 業 費	工事費 52,614 千円	工事費 1,350,000 千円
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造 1,376 m ²	鉄筋コンクリート造 5,439 m ²
敷 地 面 積	8,552 m ²	
改修工事	H19. 10. 1～H20. 6. 30	
	R3. 6. 25～R4. 2. 25 (第 2 庁舎)	
改 修 費	358,171 千円	
	165,055 千円 (第 2 庁舎)	

イ 窓口等の配置図

階数	第 1 庁舎	第 2 庁舎
5 F		大会議室 会議室
4 F		教育研究所 教育研究所 (授業づくり支援室) 文化課 (市史編さん事務室) 指導課 会議室
3 F		教育長室 教育総務課 生涯学習課 文化課 教育政策課 職員健康管理室
2 F	郷土資料展示室 市民交流サロン	学校教育課 学校財務室 教職員課 教育施設課 学校給食課 児童生徒課
1 F	こども図書館	沼南支所 行政資料コーナー 柏市妊娠子育て相談センター

9 選挙管理委員会

(1) 委員構成

委員 4 人， 補充員 4 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（任期：令和 5 年 1 1 月 2 6 日～令和 9 年 1 1 月 2 5 日）

■ 委員及び補充員名簿

委 員	委員長	久 保 雅 孝
	職務代理者	伊 藤 美八江
	委 員	西 脇 久美子
	委 員	志 賀 勝 正
補充員	第 1 順位	里 村 晃
	第 2 順位	清 宮 喜 博
	第 3 順位	横 尾 静 江
	第 4 順位	田 中 和 子

(2) ポスター掲示場

令和 5 年 8 月 6 日に執行した柏市議会議員一般選挙においては，市内 7 3 投票所で 5 5 2 カ所に設置した。

■ 設置状況

選挙人名簿 登録者数	面 積	投票区投票所	ポスター 掲示場の数
1,000 人以上 5,000 人未満	4k m ² 未満	36 カ所	252 カ所
	4k m ² 以上 8k m ² 未満	2 カ所	16 カ所
	8k m ² 以上	2 カ所	18 カ所
5,000 人以上 10,000 人未満	4k m ² 未満	31 カ所	248 カ所
	4k m ² 以上	1 カ所	9 カ所
10,000 人以上	4k m ² 未満	1 カ所	9 カ所
	4k m ² 以上	0 カ所	0 カ所
合計		73 カ所	552 カ所

(3) 選挙公報

昭和 5 7 年 9 月に柏市選挙公報発行条例を制定し，市議会議員及び市長の選挙公報を発行している。選挙公報は，新聞折り込みと希望者への宅配のほか，市役所，沼南庁舎及び市内各近隣センター並びに市内各新聞専売所に備え置いている。

(4) 選挙啓発

明るい選挙推進のため，昭和 4 3 年に柏市明るい選挙推進協議会を設立し，街頭啓発や一声運動による投票参加を呼びかけている。また，広報車の巡回，防災行政無線，選挙啓発ポスター，広報紙等による投票制度，投票日の周知等を行っている。

(5) 市制施行以後の市長及び市議会議員選挙投票率等

選挙の種類	選挙期日	当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	備考
市長	S29. 10. 20	—	—	—	無投票 (東葛市)
市議	S30. 8. 27	23,943	19,520	81.53	
市長	S33. 9. 28	30,468	19,031	62.46	同時に市議補欠
市長	S33. 11. 30	30,697	15,985	52.07	同時に市議補欠
市議	S34. 8. 29	32,877	27,127	82.51	
市長	S37. 11. 23	42,580	23,006	54.03	
市議	S38. 8. 25	45,021	36,191	80.39	
市長	S41. 11. 13	78,687	36,205	46.01	同時に市議補欠
市議	S42. 8. 20	75,737	50,053	66.09	
市長	S45. 10. 18	95,312	51,739	54.28	同時に市議補欠
市議	S46. 8. 29	99,929	72,061	72.11	
市長	S49. 10. 20	121,235	71,075	58.63	同時に市議補欠
市議	S50. 8. 10	126,383	85,017	67.27	
市長	S53. 10. 22	144,344	79,169	54.85	同時に市議補欠
市議	S54. 8. 5	147,641	87,235	59.09	
市長	S57. 10. 17	163,901	—	—	無投票
市議補欠	S57. 10. 17	163,901	43,374	26.46	
市議	S58. 8. 7	169,548	90,040	53.11	
市長	S61. 10. 26	185,949	85,252	45.85	同時に市議補欠
市議	S62. 8. 9	192,161	96,689	50.32	
市長	H 2. 10. 21	213,280	109,873	51.52	
市議	H 3. 8. 11	218,230	107,051	49.05	
市長	H 5. 11. 21	231,708	94,845	40.93	同時に市議補欠
市議	H 7. 8. 6	238,992	107,653	45.04	
市長	H 9. 10. 26	246,608	73,045	29.62	同時に市議補欠
市議	H11. 8. 8	251,983	111,718	44.34	
市長	H13. 10. 28	257,708	66,394	25.76	
市議	H15. 8. 10	262,710	103,333	39.33	
市長	H17. 10. 23	303,141	91,501	30.18	
市議	H19. 8. 5	309,156	133,690	43.24	
市長	H21. 11. 1	316,876	108,194	34.14	
市議	H23. 8. 7	320,781	120,681	37.62	
市長	H25. 11. 10	322,824	80,659	24.99	
市議	H27. 8. 9	326,636	115,155	35.25	
市長	H29. 10. 22	339,408	166,774	49.14	
市議	R 1. 8. 4	344,575	117,930	34.22	

市長	R 3.10.31	351,573	191,373	54.43	
市議	R 5.8.6	354,917	111,605	31.45	

10 監査委員

市の行政が、公正で合理的かつ能率的に運営されるよう、地方自治法(以下「法」という)、地方公営企業法(以下「公企法」という)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」という)の規定に基づいて監査、検査及び審査を実施している。

(1) 委員構成

定数 4人(識見を有する者2人(うち常勤1人)、議会選出者2人)

■ 委員名簿

区分	氏名	就任年月日	備考
識見	高橋 秀明	令和 4年 4月 1日	常勤(代表監査委員)
	小栗 一徳	平成30年10月 1日	
議選	村越 誠	令和 6年 9月 6日	
	塚本 竜太郎	令和 6年 9月 6日	

(2) 主な監査等

ア 定期監査(財務監査)…法第199条第1項及び第4項

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 随時監査(工事監査)…法第199条第1項及び第5項

工事が設計図書及び仕様書等に基づき合理的かつ効率的に施工されているかどうか、また、経済的に妥当なものであるかどうかを主眼として実施する。

ウ 行政監査…法第199条第2項

一般行政事務の執行が合理的かつ効率的及び適正に行われているかを主眼として実施する。

エ 財政援助団体等監査…法第199条第7項

財政的援助を与えている団体等に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

オ 例月現金出納検査…法第235条の2第1項

会計管理者、上下水道事業管理者及び市長(病院事業)の行う現金の出納事務が、適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

カ 決算審査…法第233条第2項及び公企法第30条第2項

決算書その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

キ 健全化判断比率等審査…健全化法第3条第1項及び第22条第1項

健全化判断比率及び資金不足比率について、計数の確認とともに各比率が適正に算定されているかを主眼として実施する。

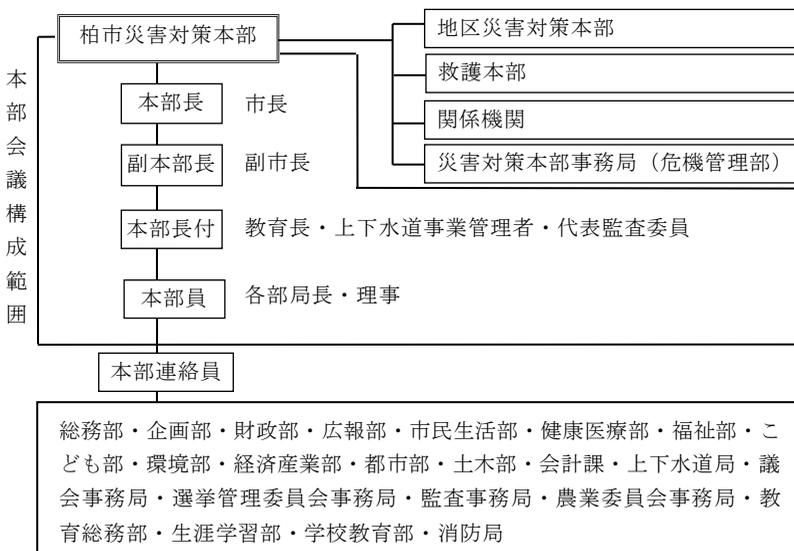
(3) 報告及び公表

監査結果の報告は、議会及び市長並びに関係のある委員会等に提出するとともに、公表する。例月現金出納検査結果の報告は、議会及び市長に提出する。決算審査及び健全化判断比率等審査の結果は、市長に意見を提出する。

第4編 危機管理

1 防災

(1) 柏市災害対策本部会議構成



(2) 地域防災計画

災害対策基本法第42条及び柏市防災会議条例第2条の規定により、柏市防災会議が作成する計画であり、柏市で発生する災害に対し、柏市、県、防災関係機関、公共的団体及び市民が総力を結集し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき対策と今後の方向性を示したものである。計画は、震災編、風水害等編、大規模事故編、放射性物質事故編及び資料編で構成されている。

【計画の基本方針】

- 人命保護を優先した体制の構築
- 自助・共助の育成による被害の軽減
- 男女共同参画の視点に立った計画と障害者等の要配慮者への気遣い
- 広域的な応援や受援体制の構築
- 想定外の事態にも対応可能な体制の構築

(3) 防災施設等

項目	現況	備考
防災行政無線(固定系)	稼働中	基地局 1, 遠隔制御機 1, 屋外受信機 190, 屋内受信機 32
災害用 IP 無線	稼働中	計 300 台
広域避難場所	4 カ所	千葉県立柏の葉公園, 日立柏総合グラウンド, 中原ふれあい防災公園, 大堀川防災レクリエーション公園
指定緊急避難場所	143 カ所	学校の校庭, 公園等
指定避難所	109 カ所	学校の体育館, 近隣センター等
防災備蓄倉庫	43 カ所	単独倉庫(公園, 学校の校庭等) 36, 教室倉庫(小中学校の教室等) 7
耐震性(井戸付)貯水装置	25 カ所	各コミュニティエリアに最低 1 箇所整備
防災用簡易井戸	23 カ所	手押し式

(4) 自主防災組織

地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に、町会又は自治会等を単位とし、昭和 53 年 11 月に発足した。令和 6 年 4 月 1 日現在、228 組織が結成されている。主な事業は、防災知識の普及、地域内の防災環境の点検、防災訓練の実施などである。

2 基地対策

(1) 市内の防衛施設

ア 海上自衛隊下総航空基地

(ア) 所在地 柏市藤ヶ谷 1 6 1 4 番地 1

(イ) 面積 2,625 千㎡(柏市域 1,739 千㎡・鎌ヶ谷市域 886 千㎡)

(ウ) 施設 滑走路(延長 2,250 m, 幅員 45 m), 庁舎, 隊舎, 格納庫, 弾薬庫, 燃料庫 ほか

(エ) 主要装備 P-3C

イ 陸上自衛隊柏高射教育訓練場

(ア) 所在地 柏市大室 1 7 3 9 番地

(イ) 面積 130 千㎡

(ウ) 施設 管理棟

(エ) 主要装備 誘導器

ウ 航空自衛隊航空システム通信隊中央通信隊柏送信所小隊

(ア) 所在地 柏市十余二 1 7 5 - 4

(イ) 面積 69 千㎡

(ウ) 施設 航空機無線局

(エ) 主要装備 無線電話中継機器, アンテナ

(2) 基地対策

ア 騒音対策について

下総基地の航空機から発生する騒音の軽減化を図るため、飛行活動の時間制限の短縮や早朝、夜間及び休日における飛行訓練自粛などについて、下総基地に要請している。なお、柏市で騒音苦情等を受け付けた場合は、基地にその都度苦情内容を報告している。

イ 航空機安全対策の要請について

北関東防衛局や下総航空基地など関係機関に対して、航空機事故の防止を図るため、十分な整備・点検を行うよう要請している。

ウ 飛行訓練等に係る事故への対応について

地域防災計画や危機管理マニュアルを作成し不測の事態に備えている。

なお、事故が発生した場合は、速やかに情報提供することなどを求めている。

エ 防衛関係の情報収集について

基地部隊の改編や航空機更新等の情報を速やかに提供するよう北関東防衛局などの関係機関に要請している。

オ 防衛施設周辺自治体との連携について

基地に関連した計画で、市民生活に大きな影響を及ぼす恐れのある事項については、周辺自治体と連携して関係機関に要請している。

また、全国基地対策協議会、防衛施設周辺整備全国協議会に加盟し、基地が所在する全国の自治体と情報交換し、連携を図っている。

(3) 防衛施設周辺のまちづくり

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく各種補助制度等の活用を図ることにより、計画的なまちづくりを進めている。

3 防犯（安全安心まちづくり推進事業）

柏市は、県内市町村で3番目の生活安全条例となる「柏市安全で安心なまちづくり推進条例」を制定、平成13年4月1日から施行し、市民や事業者の安全意識、防犯意識を高め、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と自覚を持ち、警察署をはじめとする関係機関、団体が一体となり、市全体で犯罪防止のため「犯罪が起りにくいまちづくり（地域づくり）事業」、「防犯啓発事業」、「犯罪を起させない人づくり（組織づくり）事業」の3つの事業体系、「防犯関係機関との連携」等の防犯施策を展開している。

その結果、令和5年中の刑法犯認知件数は2,493件で、令和4年に引き続き2,000件台で推移している。

(1) 犯罪が起りにくいまちづくり（地域づくり）事業

ア エンジョイ・パトロール

子どもを狙った不審者や空き巣など、市民の身近で発生する犯罪を、地域の見守り合いで抑止することを目的に実施している。

これは、市民が日頃、健康増進や趣味の一環として行っている散歩やジョギングにあわせて、都合の良い時間に、好きな場所で、市から貸与された黄色い帽子を被って防犯パトロールを行うもの。令和6年4月現在の登録者数は約12,000人

である。

イ 市民安全パトロール隊事業

パトカーと同様の塗装を施した青色回転灯装備車両（以下「サポカー」という。）4台による地域巡回パトロールを小中学校の下校時間から夜間の駅周辺の防犯効果を狙い、11時から23時、民間警備業者に委託業務として実施している。

パトロールは、柏警察署と連携して、最新の犯罪情勢を基にきめ細かに専門的な知識・技能を持った警備員が行うことで、犯罪の抑止効果を高めている。

平成27年1月からは、柏第七小学校の生徒の声で、平成28年5月16日からは、声優の三石琴乃さんの声で、さらに、平成30年3月からは、柏中央高等学校放送部の生徒の声で呼びかけを行っている。

ウ パトロール用青色回転灯の貸与

サポカーの有効性をふまえ、市内各地域で青色防犯パトロールが積極的に展開されるよう、防犯活動団体へ着脱式青色回転灯を貸与している。

令和6年4月現在、地域の自主防犯活動を推進する上で中心的な役割を担っている柏市防犯協会の13支部に対し65基を貸与している。

エ 庁用車防犯パトロール

犯罪の未然防止や市民への防犯意識の啓発を図るため、庁用自動車に「かしわ市中見廻り隊」のステッカーを貼付し、職員が日常の外出業務等を通し、パトロール活動を行っている。

防犯に配慮した環境の整備を、土木部等の事業実施部署の整備・管理計画等へ取り入れ、推進している。

オ 移動交番との連携

安全で安心できる県民生活の確保と地域の防犯力を強化するため、千葉県警は成田国際空港警察署を除く県下全署（38署）で60台の移動交番を運用している。

現在、柏警察署では市内を北部、南部の2地域に分け、2台体制で運用している。

カ 街頭防犯カメラの設置

ひったくり（平成23年度～）、自動車盗及び車上狙い（平成26年度～）対策として、市内42箇所（167台）の街頭防犯カメラを設置している。

街頭防犯カメラ設置後、ひったくりは設置前の平成22年に228件が、令和5年は7件。14年間で97%減。自動車盗は、設置前の平成25年に279件が、令和5年は64件。11年間で77%減。車上狙いは、設置前の平成25年に463件が、令和5年は114件。11年間で75%減と大幅に減少している。

また、平成30年度からは町会等に街頭防犯カメラ設置費用の一部を補助する制度を開始し、令和5年度は10団体16台分に対し補助金を交付している。

キ 防犯設備維持管理

国道6号に架かる4箇所の地下道に防犯ベルを設置し、歩行者の安全を確保している。緊急時には、防犯ベルを押すことにより、旭町交番に連絡され、警察官が急行する。

ク 地域防犯情報センター

地域防犯情報センターは、自治会などが安全で安心なまちづくりを行うための

拠点とする施設で、設置条件を満たした自治会などの申請により、千葉県が指定する施設。

(2) 安全安心モデル地区事業

ア 合同防犯パトロール

柏駅及び南柏駅周辺で、市民ボランティアによるパトロールを、柏警察署や柏駅周辺防犯推進協会等の協力のもとに、毎月第三金曜日を基本として実施していたが、令和4年度より各地区の町会等が実施している防犯パトロールと連携を開始した。令和5年度は9団体と共同実施した。

イ 日本ガーディアン・エンジェルス柏支部

「日本ガーディアン・エンジェルス」は、防犯ボランティア団体として、トレードマークの赤いベレー帽と白いTシャツで、繁華街のパトロールを行っている。本市においては、平成13年4月から柏駅周辺の夜間巡回パトロールを開始し、平成14年3月24日に国内5番目の支部となる「柏支部」として正式に発足した。設立後は、夜間巡回パトロールを実施するとともに、市と協力しての防犯事業等に参加している。

ウ 防犯環境浄化活動

「安全推進モデル地区」や商店街などを中心として、東電柱、NTT柱及び街路灯柱等の公共物に違法に貼付されているピンクチラシや屋外広告看板等を、柏警察署、庁内関係部署、市民ボランティアなどと連携して、排除する活動をしている。

エ 柏駅周辺の客引き等対策

平成29年6月、県内初となる「柏市客引き行為等禁止等条例」を制定した。

柏駅周辺での広報啓発（音声広報、横断幕・啓発シールの設置、ポスター・チラシの掲示等）、10月1日からは警備委託を開始、11月1日からは行政指導・行政処分を開始するなど、客引き等対策に本格的に取り組んでおり、大幅に減少効果が表れてきたことから、客引き等対策指導員による活動とし、警備委託に関しては令和2年度末に終了した。また、柏駅周辺客引き対策協議会の委員を中心に定期的にパトロールを実施し、市の施策と並行して「客引きゼロ」に向け市民一丸となって広報啓発活動に取り組んだ。

また、平成30年度より、客引きしない宣言店に対する「客引きしない宣言店ステッカー」を交付するとともに、宣言店舗の案内マップやホームページ等にてPRして、地域の活性化につなげている。

(3) 防犯啓発事業

ア 「広報かしわ」への記事掲載

安全安心まちづくり推進事業をPRするため、機会あるごとに「広報かしわ」に記事を掲載し、事業の周知と施策への協力などを呼び掛けている。

イ 防犯ポスター募集・掲示

夏休み期間中に柏警察署との共催により、小・中学生を対象に「安全で安心なまちづくり」をイメージする防犯ポスターを募集し、入選作品を啓発用ポスターとして活用している。

ウ 安全安心まちづくりキャンペーン

秋の全国地域安全運動の期間（10月11日～20日）に柏警察署及び柏市少年補導委員連絡協議会との共催により、柏駅前において、買物客や来訪者の防犯意識の高揚を図るためのキャンペーンを実施している。

エ 犯罪発生マップ

市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、コミュニティエリアごとの犯罪発生件数を表示した犯罪発生マップを作成し、市ホームページへの掲載、各近隣センター等への配付により情報提供する。

オ 防犯情報のメール配信

市民が登録した携帯電話やパソコンへ、市からさまざまな情報をメール配信している。配信する情報は、「災害」、「火災」、「防犯・安全」、「光化学スモッグ」、「広報・イベント」、「保健・健康」、「放射線対策」の7つのカテゴリーに分かれており、登録時に欲しい情報を選択できる。

なお、防犯情報としては、主に警察からの防犯啓発・注意喚起を促す情報や教育委員会からの不審者情報など、身体・生命・財産に影響を及ぼすもので、市域に関する事項を対象としており、令和5年度は34件配信している。

カ 音声広報

柏駅（東口・西口）ダブルデッキにおいて、市・柏警察署共同による防犯音声放送「客引き等対策」「振り込め詐欺対策」を実施している。

キ 犯罪防止キャンペーン

市内の犯罪情勢をふまえ、多発している犯罪の抑止を目的として、キャンペーンを実施している。

依然として多発している振り込め詐欺や自転車盗に重点を置き、柏警察署、柏市防犯協会、庁内関係部署、防犯ボランティアなどと連携して、犯罪防止キャンペーンを随時実施している。

(4) 犯罪を起こさせない人づくり（組織づくり）事業

ア 安全安心キャンペーン

令和3年度まで実施していた「エンジョイ・パトロールAnAnのつどい」を見直し、より多くの市民に防犯・交通安全対策への意識啓発を図るため、令和4年度から「安全安心キャンペーン」と題し、広報啓発を実施している。

イ 振り込め詐欺等の対策

平成28年4月に全国の市区町村では初めてとなる「柏市振り込め詐欺等被害防止条例」を制定し、振り込め詐欺等の抑止に力を入れて取り組んでいる。

主な対策として、平成28年度より、柏市振り込め詐欺等対策電話機等購入等補助金制度を創設し、令和5年度末時点で3,061名の市民が利用している。柏警察署を始めとした振り込め詐欺対策本部との情報交換や詐欺被害が多発した際の対策強化を行っている。また、柏警察署等との広報啓発キャンペーン、防犯情報メールの配信、各種防犯チラシ等を関係機関や地域住民へ配布し、あらゆる機会を通じて広報啓発している。

また令和5年2月に緊急対策として80歳以上を対象とした詐欺撃退自動通話録

音機の無料取付事業を実施し、6,994件の取付を行った。

ウ 子どもを狙う不審者対策

子供を狙う不審者に対して、教育委員会や市内の関係部署と連携して、各種の対応を行っている。

エ 暴力団排除の推進

平成24年7月に柏市暴力団排除条例を施行し、地域社会及び事業者の事業活動からの暴力団の排除をうたった。講習会等を通して、暴力団排除等の推進の普及促進を図っている。令和6年1月31日、市全体で暴力団の排除を推進するため、県警より講師を招聘し、暴力団排除に関する講習会を実施した。

オ 防犯講習会

町会や自治会等の要請により、市内の各地域で防犯講習会を実施している。

市民に対し、犯罪情勢や防犯対策、市の取り組みなどを説明することで防犯意識を高め、地域における自主防犯活動の活発化を図っている。

(5) 防犯関係機関との連携

ア 公益社団法人千葉県防犯協会

犯罪のない明るい社会の実現を理想として、県民の防犯意識を高揚し、各関係団体との連絡協調により、効果的な防犯活動を推進するとともに、少年の非行防止並びに善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化に寄与することを目的に設立された。キャンペーン、総会等に参加している。

イ 柏市防犯協会

柏警察署管内における各種防犯団体等の連絡協調と、防犯効果の向上推進を図るために昭和35年に設立された。会長は柏市長。

ウ 柏駅周辺防犯推進協会

「安全推進モデル地区」の柏駅周辺では、日本ガーディアン・エンジェルズ柏支部、市民パトロール、少年補導委員などにより、様々な防犯活動が展開されている。

このような状況の中、柏駅周辺の商店会等の事業者が主体となり、市、柏警察署、柏商工会議所との連携により、これらの防犯活動を支援するとともに、柏駅周辺における治安悪化の防止を図るため、「柏駅周辺防犯推進協会」を平成15年3月26日に設立し、各種防犯事業を実施している。主な事業は下記のとおり。

(ア) 柏駅周辺における防犯活動への参加

(イ) 防犯ボランティア団体への支援

(ウ) 防犯知識の習得及び普及

(エ) 協会に所属する防犯ボランティアによる自主防犯活動の推進

(オ) その他防犯事業

平成29年4月25日の総会にて、柏市防犯協会職域防犯部への加入が承認され、柏市防犯協会の一団体として活動することとなった。

(6) その他

子ども安全対策連絡会議

平成15年頃、全国的に多発していた子どもを対象とした犯罪に適切に対処し、

庁内各部署の連絡体制の強化と情報の共有化を図り、緊密な連携による事業展開を推進していくため、庁内部署と柏警察署の構成により設置された。

会議は定例会、その他緊急事案発生時に臨時会議を開催するとともに、小中学生の登下校時の見守りパトロールを定期的を実施した。

4 交通安全

(1) 交通安全教育・啓発

交通安全、交通事故防止及び交通安全意識の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序の確保を目的に、広報啓発活動を行うとともに、小・中学生、一般、高齢者等を対象とした交通安全教室を開催している。市内中学校7校で「スクエアード・ストレイト自転車交通安全教室」を開催し、スタントマンによる模擬交通事故を体験。幼児交通安全教室については、園（保育士・教諭）への教材貸出と共に、市主体での出前式交通安全教室を再開した。

■ 交通安全教室開催状況

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
幼 児	0	0	19	990	17	780
小 学 生	136	13,834	95	15,650	113	18,478
中 学 生	2	1,016	7	3,011	7	3,449
高 校 生	3	2,249	0	0	0	0
一 般	3	70	2	75	33	515
高 齢 者	6	148	19	659	14	583
合 計	150	17,317	142	20,385	184	23,805

(2) 交通安全対策の充実

車両や歩行者の安全を確保するため、カーブミラーや注意看板、区画線の設置等、交通安全施設の拡充を図っている。

第5編 企 画

1 合併の取組

(1) 経過

平成12年12月	千葉県が「市町村合併推進要綱」を策定し、東葛飾地域における市町村の結びつきとして「柏市・沼南町」・「野田市・関宿町」が例示された。
平成13年4月	柏市、流山市、我孫子市及び沼南町の担当者により、合併を想定した各種指標の整理等について調査研究を開始。
平成14年4月	3市1町の調査研究結果がまとまる。流山市がこの研究組織から離脱。 柏市、我孫子市及び沼南町はまちづくり研究会を組織し、合併を想定したまちづくりについて調査研究を開始。
211月	2市1町の調査研究結果がまとまる。
平成15年2月	我孫子市は、2市1町の合併には参加しないことを表明。 柏市と沼南町は、これまでの経緯を踏まえて合併検討会を設置し、1市1町で合併した場合でも広域的な課題の解決や中核市への移行など、今後の地域まちづくりに大きなメリットがあるとする調査研究の結果をまとめた。
4月	柏市、沼南町は合併に向けた組織を設置し、合併の準備を開始。
5月	柏市、沼南町は千葉県から合併重点支援地域の指定を受ける。
7月	両市町議会の議決を経て、合併協議会を設置。
平成16年7月	沼南町を柏市に編入するとともに新市の名称は「柏市」とする、沼南町の議員は柏市の議員として在任するなど34の合併協定項目、2,400にわたる事務事業の調整方針と新市建設計画をまとめ、柏市長、沼南町長が合併協定書に調印。
8月	両市町議会の議決を経て、千葉県知事に合併申請書を提出。
10月	県議会の議決を経て、千葉県知事が合併を決定。
11月	両市町の合併について、官報に告示。
平成17年3月	両市町が合併。新「柏市」が誕生。旧沼南町の庁舎は、柏市役所沼南庁舎とし、沼南支所、教育委員会事務局を配置し、業務を開始した。

(2) 新市建設計画

ア 新市建設計画の趣旨

新市建設計画は、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展を進めるために策定。

計画の期間は、合併年度及びこれに続く10カ年。さらに、平成26年度に10カ年延長し、令和6年度までとした。

新市のまちづくりは、合併前の柏市、沼南町のまちづくりの方向性を尊重し、両市町の総合計画に基づいて進める。合併に際して重点的に実施する事業は、この新市建設計画に位置づけて実施していく。

イ 新市のまちづくりの目標

(7) 新市の概況

区 分	柏 市 (平成15年時点)	沼南町 (平成15年時点)	新 市 (平成15年時点)
人 口(人)	332,690	46,604	379,294
世帯数(世帯)	127,976	15,237	143,213
面 積(k㎡)	72.91	41.99	※114.90

※「平成26年度都道府県市区町村別面積調」により面積の計測方法が変更されたことに伴い、平成28年度現在は114.74 k㎡

(イ) 新市のまちづくりの目標

「豊かな水と緑に囲まれ、多様性に満ちた活力あふれる中核都市」

(ウ) 新市のまちづくりの方向性

- ・ 個性と創造力を育む、人が主役の都市
- ・ 水と緑につつまれた生活みらい都市
- ・ 自立した活力のある都市

ウ 新市の重点事業

(7) まちづくりの基本方針

- ・ 計画的な都市基盤整備の推進と地域産業の活性化・育成
- ・ 教育・文化・スポーツ等を通じた人づくり、個性あるまちづくり
- ・ 環境にやさしいまちづくり
- ・ 子どもからお年寄りまで安心、安全に暮らすことができるまちづくり
- ・ 自立性の高い都市の実現

(イ) 重点事業

- ・ まちづくりの基本方針に基づく重点事業については、新市全域にわたる事業と道路整備事業のほか、北部、中央、南部の各ゾーン別の事業を位置づけた。

エ 千葉県事業の推進

(7) 千葉県の役割

- ・ 新市の一体性を高めるための事業の推進、合併に伴う負担を軽減するための財政支援
- ・ 鉄道や一般国道、主要地方道などの広域交通体系の整備促進、柏市の首都圏における学術・産業・文化の交流拠点としての育成・整備
- ・ 新市の中核市移行における権限移譲の推進

(イ) 千葉県事業

- ・ 千葉県の役割に沿って、新市全域にわたる事業、北部、中央、南部各ゾーンの事業、道路整備事業を位置づけた。

2 中核市への移行

(1) 中核市への移行

地方分権が進むなか、柏市は沼南町との合併時の合意を踏まえ、よりきめ細かな行政サービスを市民に提供し、個性的で魅力あるまちづくりを進め、自立性の高い都市を実現するために、平成20年4月1日、より多くの権限を有する中核市へ移行した。

千葉県内においては、船橋市（平成15年4月移行）に次いで2市目。中核市の数は、令和6年4月1日現在62市。

(2) 中核市移行までの取組

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成16年 | 3月 | 柏市・沼南町合併協議会にて、中核市移行を目指すことを承認。 |
| 平成17年 | 3月 | 柏市及び沼南町が合併し、新「柏市」が誕生。 |
| | 4月 | 企画部内に中核市準備室、保健福祉部内に保健所準備室を設置する。 |
| | 6月 | 市議会にて、中核市移行時期を平成20年4月を目途とする旨表明。 |
| 平成18年 | 3月 | 千葉県に対して、中核市移行に向けた協力要請。 |
| | 4月 | 第1回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。事務事業の移譲の基本的な考え方、スケジュールについて協議。 |
| | 5月 | 船橋市の職員を招いて研修会を開催する。 |
| | 9月 | 個別の移譲事務について、県市担当者間の協議・調整作業を開始。 |
| | 11月 | 第2回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。法定移譲事務の取り扱い、保健所準備状況について確認する。 |
| | 12月 | 県・市による保健所政令市移行に伴う厚生労働省との事前相談。 |
| 平成19年 | 1月 | 県・市による中核市移行に伴う総務省との事前相談。 |
| | 2月 | 第3回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。全移譲事務及び今後のスケジュールについて確認する。
県及び市において、保健所政令市・中核市移行に伴う厚生労働省及び総務省のヒアリングを受ける。 |
| | 5月 | 第4回千葉県・柏市中核市移行準備連絡協議会を開催。県の支援措置事項について確認する。 |
| | 6月 | 「中核市の指定の申出」議案が市議会にて承認される。
千葉県知事に対し、「中核市指定の申出」に関する県の同意を要請。 |
| | 9月 | 「中核市指定に係る申出に対する同意について」の議案が県議会にて承認される。 |
| | 10月 | 千葉県知事が「中核市指定に係る申出に対する同意について」を承諾。
柏市長から総務大臣に対して「中核市の指定に係る申出」を行う。 |
| | 11月 | 中核市指定の閣議決定、政令公布。 |

- 1 2月 中核市移行関連条例案を市議会へ上程し、承認される。
- 平成20年 3月 千葉県知事・柏市長が「柏市の中核市移行に伴う引継書」に調印。
- 4月 中核市へ移行、柏市保健所の開設。

(3) 全国の中核市一覧

移行年月	自治体名
平成8年4月(12市)	宇都宮市, 新潟市, 富山市, 金沢市, 岐阜市, 静岡市, 浜松市, 堺市, 姫路市, 岡山市, 熊本市, 鹿児島市
平成9年4月(5市)	秋田市, 郡山市, 和歌山市, 長崎市, 大分市
平成10年4月(4市)	豊田市, 福山市, 高知市, 宮崎市
平成11年4月(4市)	いわき市, 長野市, 豊橋市, 高松市
平成12年4月(2市)	旭川市, 松山市
平成13年4月(1市)	横須賀市
平成14年4月(2市)	奈良市, 倉敷市
平成15年4月(5市)	川越市, 船橋市, 相模原市, 岡崎市, 高槻市
平成17年4月(1市)	東大阪市
平成17年10月(2市)	函館市, 下関市
平成18年10月(1市)	青森市
平成20年4月(4市)	盛岡市, 柏市, 西宮市, 久留米市
平成21年4月(3市)	前橋市, 大津市, 尼崎市
平成23年4月(1市)	高崎市
平成24年4月(1市)	豊中市
平成25年4月(1市)	那覇市
平成26年4月(1市)	枚方市
平成27年4月(2市)	越谷市, 八王子市
平成28年4月(2市)	呉市, 佐世保市
平成29年4月(1市)	八戸市
平成30年4月(6市)	福島市, 川口市, 八尾市, 明石市, 鳥取市, 松江市
平成31年4月(4市)	山形市, 福井市, 甲府市, 寝屋川市
令和2年4月(2市)	水戸市, 吹田市
令和3年4月(2市)	松本市, 一宮市

※ 下線の自治体は、その後政令指定都市に移行

3 行政改革

(1) これまでの経過

- 平成 7年 7月 行政改革推進委員会発足
- 平成 8年 2月 行政改革大綱・実施計画策定
- 平成 9年 1月 行政改革実施本部設置

平成 9 年	2 月	行政改革第 2 次実施計画策定
平成 9 年	7 月	行政改革推進委員会発足（第 2 期）
平成 10 年	2 月	行政改革第 3 次実施計画策定
平成 11 年	7 月	行政改革推進委員会発足（第 3 期）
平成 11 年	7 月	行政改革大綱〔改訂〕策定
平成 11 年	7 月	行政改革第 4 次実施計画策定
平成 13 年	3 月	行政改革実施本部解散
平成 13 年	3 月	行政改革大綱の計画期間終了
平成 18 年	2 月	行政改革実施本部再開
平成 18 年	6 月	行政改革推進委員会発足（第 4 期）
平成 19 年	3 月	第三次行政改革大綱策定
平成 19 年	3 月	集中改革プラン策定
平成 19 年	4 月	集中改革プランの実施（平成 21 年度まで）
平成 22 年	6 月	行政改革推進委員会発足（第 5 期）
平成 23 年	3 月	柏市行政経営方針（第四次行政改革大綱）策定
平成 23 年	4 月	経営管理本部設置（行政改革実施本部を改称）
平成 23 年	4 月	行政経営方針アクションプラン策定・実施
平成 23 年	8 月	行政改革推進委員会発足（第 6 期）
平成 24 年	2 月	補助金の適正化ガイドライン策定
平成 24 年	2 月	補助金の見直しについて（平成 23 年度）策定
平成 25 年	10 月	行政改革推進委員会発足（第 7 期）
平成 26 年	3 月	柏市行政経営方針（財政指標の見直し）策定
平成 26 年	10 月	行政改革推進委員会発足（第 8 期）
平成 28 年	3 月	第二次行政経営方針策定
平成 28 年	4 月	第二次行政経営方針アクションプラン策定・実施（令和 2 年度まで）
平成 29 年	3 月	公共施設等総合管理計画「基本方針編」策定
平成 30 年	3 月	行政改革推進委員会発足（第 9 期）
平成 31 年	3 月	公共施設等総合管理計画「個別施設再編方針」策定
令和 3 年	3 月	行政改革推進委員会発足（第 10 期）
令和 5 年	8 月	行政改革推進委員会発足（第 11 期）

(2) 取組の内容

業務改善の推進

業務改善を取り組むにあたり、各所属の現状を把握するために業務量調査を実施したほか、調査結果をもとに業務フローの見える化及びデータのグラフ化を実施した。

また、各課の事務の効率化や職員の負担軽減を図るために、クラウドサービスの導入、オンライン申請の推進、議事録作成支援システムの拡充など、業務改善の推進を実施した。

4 広域行政

住民ニーズの多様化及び高度化や、市民の日常生活圏の広がりとともに、行政の境界を越えた広域的な行政需要及び行政課題への対応が求められており、関係する市の連携により、共通する課題の解決や事業を共同で実施している。柏市が関わる主なものは次のとおり。

(1) 東葛広域行政連絡協議会

ア 構成（千葉県北西部6市）

柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

イ 設立

昭和41年3月15日

ウ 事業

(ア) 広域行政計画の策定及び共同処理方式その他広域行政計画を実施するための必要な事項の決定

(イ) その他広域行政の推進に関する事項

エ 委員

構成市の長及び議会の議長12人

(2) 東葛中部地区総合開発事務組合（地方自治法に基づく一部事務組合）

ア 構成

柏市、流山市、我孫子市

イ 共同処理する事務

(ア) 火葬場及び葬祭に関する事務

(イ) 障害者支援施設みどり園の設置、管理及び運営に関する事務

(ウ) 共同生活援助事業所の設置、管理及び運営に関する事務

ウ 事務所の位置

千葉県柏市布施281番地の1

エ 組合議会の議員

定数6人（構成市の長（管理者又は副管理者となった長の属する市においては副市長）及び議会の議長）

オ 組合の執行機関の組織

(ア) 管理者、副管理者及び会計管理者を各1人置く。

(イ) 管理者及び副管理者は、構成市の長のうちから選挙する。

(ウ) 会計管理者は、構成市の会計管理者のうちから管理者が命じる。

カ 施設

(ア) ウイングホール柏斎場

位置	柏市布施281番地の1
設置	平成7年11月(式場は平成8年3月)
面積	敷地: 24,367.73 m ² 建物: 5,844.09 m ²
施設	火葬炉12基 式場2室 待合室9室 収骨室3室 ほか

(イ) みどり園（障害者支援施設、共同生活援助事業所）

位置	我孫子市中峠2310番地, 2291番地
設置	昭和57年6月
面積	敷地: 18,539 m ² 建物: 5290.82 m ²
定員	114人 (生活介護)

(3) 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（地方自治法に基づく一部事務組合）

ア 構成

鎌ヶ谷市, 柏市, 白井市

イ 共同処理する事務

(ア) し尿処理に関する事務（施設の建設, 施設の管理及び運営）

(イ) ごみ処理に関する事務（施設の建設, 施設の管理及び運営, 一般廃棄物（し尿を除く）の処理計画の策定並びに収集及び運搬, 一般廃棄物（し尿を除く）の収集若しくは運搬又は処分の事業に係る許可並びに容器包装廃棄物の分別収集計画の策定並びに分別収集及び処理）

(ウ) 組合の施設周辺の環境整備を図る施設に関する事務（施設の建設並びに施設の管理及び運営）

ウ 事務所の位置

鎌ヶ谷市軽井沢2102-1

エ 組合議会の議員

組合の議会の議員の定数は12人とし, 関係市の議会議員のうちから各4人を選出する。

オ 組合の執行機関の組織

(ア) 組合に管理者1人, 副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

(イ) 管理者は, 関係市の長の互選による。

(ウ) 副管理者は, 管理者以外の関係市の長がこれにあたる。

(エ) 会計管理者は, 管理者の属する関係市の会計管理者がこれにあたる。

5 情報化

- (1) 公共施設予約システムを導入し、施設利用の効率化と利用機会の均等化を図った。
(平成12年度)
- (2) 市議会会議録をWEBで公開し情報提供の拡充を図った。(平成14年度)
- (3) 電子入札システムを稼働し、調達事務の効率化、透明化を進めた。(平成16年度)
- (4) 市税のコンビニ収納を開始し、納税機会の拡大を図った。(平成17年度)
- (5) 電子申請・届出サービスを開始しノンストップ・ワンストップサービスの基盤を整備した。(平成18年度)
- (6) 地図情報配信サービスを開始し、視覚的に分かりやすい情報提供の拡充を図った。
(平成19年度)
- (7) 住民記録や税などの基幹系システムについて、ホストコンピューターからサーバーによる処理に切り替えることでコスト削減を図った。(平成19～21年度)
- (8) F A Qシステムを導入し、市役所情報の拡充及び市民等が情報取得時の利便性の向上に寄与した。(平成21年度)
- (9) 広報C M Sを導入し、柏市ウェブサイトの主管部署による更新を可能とし、市役所の情報提供の充実を図った。(平成22年度)
- (10) 建築確認支援システムを構築し、窓口サービスの拡充を図った。(平成22年度)
- (11) 災害時要援護者支援システム及び民生委員支援システムにより、災害等発生時の支援体制拡充を図った。(平成23年度)
- (12) 開発情報窓口支援システムを構築し、宅地開発部門の窓口サービスの拡充を図った。
(平成24年度)
- (13) 基幹系業務におけるバックアップシステムを整備し、プログラムやハード障害等が発生した場合においても窓口業務等が継続できる基盤整備を行った。(平成25年度)
- (14) 市職員の出退勤管理等の庶務事務について、電子決裁機能を付与したシステム化を推進し、事務効率の向上を図った。(平成26年度)
- (15) 社会保障・税番号制度の導入に伴い、同制度の円滑な施行に資するよう、基幹系業務におけるシステムの基盤整備を行った。(平成27年度)
- (16) 社会保障・税番号制度の導入及び自治体情報セキュリティ強化対策事業の実施に伴い、基幹系及び情報系システムにおけるセキュリティ対策の強化を図った。(平成28年度)
- (17) 添付書類の省略等、申請手続の利便性向上のため、社会保障・税番号制度の情報連携及び子育てワンストップサービスの電子申請を開始した。(平成29年度)
- (18) 次年度の改元に向けて、基幹系及び情報系システムの改修を行った。(平成30年度)
- (19) 災害時の情報収集の手段や平時における市民サービス向上のため、ウェルネス柏、沼南庁舎、近隣センターへのW i - F i の設置を開始した。(令和元年度)
- (20) 災害時の情報収集の手段や平時における市民サービス向上のため、令和元年度に引き続き近隣センターへW i - F i を設置した。また、リモート会議を実施するため、

リモート会議用パソコンを各部局へ配備した。(令和2年度)

- (21) 人口縮減時代においても市民生活を支えていくため、「つながる市役所」「業務改革・効率化・価値創造」を将来像とし、どのようにDX(デジタルトランスフォーメーション)を進めていくかを示した、柏市DX推進ガイドライン(期間は令和4年度から令和7年度まで)を策定した。(令和3年度)
- (22) リモート会議需要の拡大に対応するため、本庁舎、本庁舎別館、分庁舎1・2、ウェルネス柏、消防局の各主要施設一部フロアに業務用Wi-Fiを設置した。(令和4年度)
- (23) 市民の文化活動のサポートなど利便性向上や、災害時の情報収集補助のため、全ての近隣センターの会議室や体育館などの貸出スペースに公共Wi-Fiを設置した。(令和5年度)
- (24) 申請手続きの利便性向上のため、SNS上で手続きが完結するサービスの提供を開始した。令和5年度は、証明書の発行申請や子供に関する一部の手続き等が実施可能である。また、同SNS上では、防災・防犯、イベント、子育て・教育、健康・福祉など、ユーザーのニーズにあわせた情報の配信(セグメント配信)を実施している。(令和5年度)

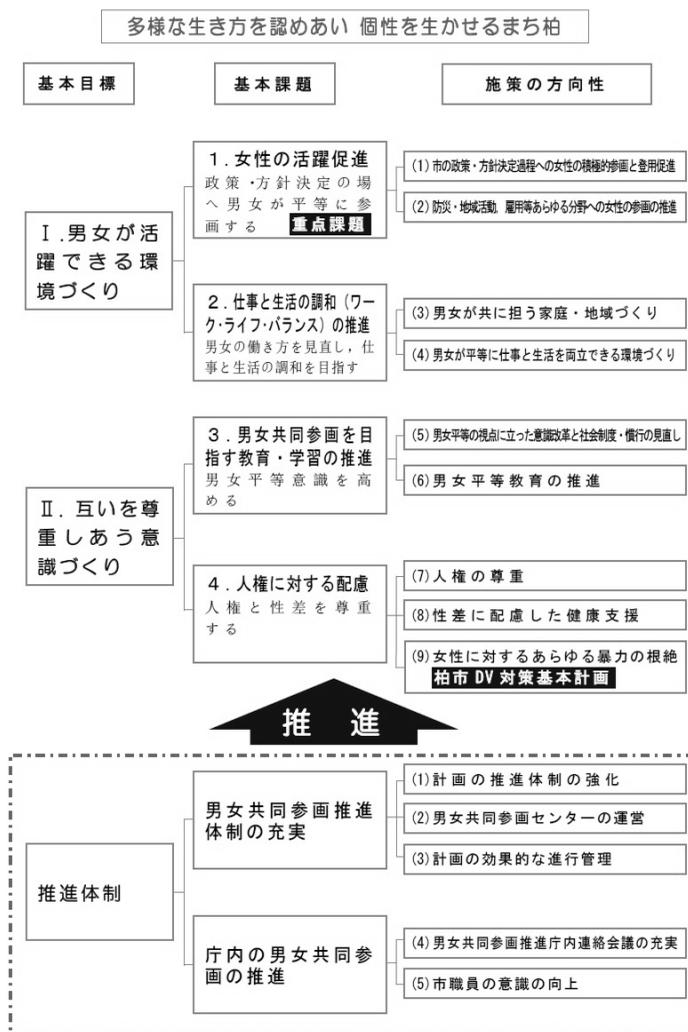
6 男女共同参画

(1) 男女共同参画推進計画

男女がそれぞれ自立し、自由な生き方を認めあえる社会を実現するために「柏市男女共同参画推進計画」を推進している。

この計画は、平成28年度から令和8年度までの11年間の計画で、平成28年度から令和4年度までを前期、令和5年度から令和8年度までを後期とし、計画の進捗状況や社会情勢等を考慮し改定を行う予定としている。

また、計画の推進力を担保するため、推進体制については計画の課題とは別にして特に力を注ぐものとしている。



(2) 柏市男女共同参画センター

男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援し、男女共同参画社会の実現に寄与するため、平成28年5月にパレット柏内に開設した。

男女共同参画を推進していくための拠点として、市民の声を反映させながら、情報発信や啓発事業等を行っていく。

■ 施設概要（平成28年5月開館）

用途	男女共同参画センター事務所、情報コーナー、図書コーナー、交流コーナー
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建物規模	Day One タワー地下1階地上27階建ての3階部分パレット柏内
専有面積	64.5㎡

7 ホームタウン推進

(1) 経過

Jリーグでは、クラブチームのホームスタジアムを中心とした地域を「ホームタウン」と呼んでいる。このホームタウンという言葉は、単に一定の地域だけを指すものではなく、「柏レイソル」というクラブチームが、行政や地域社会と一体となってスポーツを通じて人生を楽しめるまちづくりを進めていくという意味が込められている。

本市は、平成4年から柏レイソルのホームタウンとなり、平成7年には、柏レイソルが待望の「Jリーグ（現J1）」昇格を果たした。

平成18年には、J2リーグに降格したが、1年でJ1リーグへの復帰を果たした。

平成21年には、再びJ2リーグに降格したが、開幕から圧倒的な強さでJ2リーグ優勝を果たし、J1リーグへ復帰1年目の平成23年に念願の初優勝を果たした。

平成30年には、再びJ2リーグに降格したが、リーグ最終節に複数のリーグ記録を更新して大勝するなどの活躍を見せ、1年でJ1リーグへの復帰を果たした。

(2) スポーツによるまちづくり

市では、21世紀を迎えたまちづくりの一つの方向として、「スポーツを柏の個性にしたまちづくり」・「市民の生活の中にスポーツが溶け込んだまちづくり」を進めている。今や、市の象徴的存在となった「柏レイソル」を市民全体でサポートしていくことで、地域の人々が親睦を深めたり、ともに市内にあるスポーツ資源を有効に活用し、スポーツで汗を流したりするきっかけをつくっていきたいと考えている。

平成13年9月には、女子バスケットボールの強豪「JOMOサンフラワーズ（令和2年6月よりENEOSサンフラワーズに名称変更）」が、本市をホームタウンとして活動したいとの申し出があり、支援を開始した。

この他にも、女子バレーボールの「千葉エンゼルクロス」、柏市出身の元プロ野球選手谷沢健一氏が率いる「YBC柏（NPO法人谷沢野球コミュニティ柏）」、社会人野球の「JR東日本野球部」、女子陸上の「積水化学女子陸上競技部」、チアダンスの「柏ゴールデンホークス」が柏市に活動及び練習拠点を置いており、様々な支援を行っている。

また、国際的に通用する選手と指導者の育成，人材交流の場を提供している「TTC（吉田記念テニス研修センター）」では、世界で活躍する多くのプレーヤーを輩出している。令和2年12月には、NEC グリーンロケッツとの間に「ラグビーを通じた地域振興・地域貢献の協働取り組みに関する協定」を締結した。

8 国際化の推進

(1) 柏市国際交流センター

平成28年5月、市民の国際理解を深め、市民の主体的な国際交流活動を促進するとともに、本市の国際化の進展に寄与するため、パレット柏内に開館した。

外国人のための相談窓口や情報コーナー等を設置し、国際交流や多文化共生を推進する。

■ 施設概要（平成28年5月開館）

用途	外国人相談窓口、情報コーナー、国際交流スペース
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建物規模	Day One タワー地下1階地上27階建ての3階部分パレット柏内
専有面積	44.7㎡

(2) 外国人アドバイザー

外国人相談や行政情報等の翻訳、市役所窓口での通訳を行う。

ア 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語 ※ベトナム語は翻訳業務のみ

イ 相談日

言語	相談日 午後1時～5時
中国語	水曜日・金曜日
英語	木曜日
スペイン語	月曜日
韓国語	第2・4火曜日

ウ 相談件数

年度	相談件数
H25	102
H26	104
H27	98
H28	126
H29	77
H30	126
R1	102
R2	127
R3	128
R4	226
R5	226

9 姉妹都市・友好都市

(1) 姉妹都市

■ トーランス市（アメリカ合衆国カリフォルニア州）

(ア) 提携年月日 昭和48年（1973年）2月20日

(イ) 提携までの経過

柏ライオンズクラブがアメリカ合衆国カリフォルニア州の都市と姉妹クラブ関係を協議している過程で、昭和45年6月、柏ライオンズクラブ会長渡辺三城氏が山澤諒太郎市長、高橋一成市議会議長に「先進国である米国内で類似都市と姉妹関係を持つことが、柏市の文化向上のため望ましい」と進言、了承を得た。その後、渡辺氏が国際実業家藤村義朗氏に姉妹都市の紹介を依頼したところ、トーランス市に話が持ちかけられた。また、昭和46年11月、アメリカ合衆国ハワイ州で開催された太平洋アジア都市会議の席上、両市長が姉妹都市提携について意見を交換し、協議を行った。そして昭和47年1月、トーランス市から正式に姉妹都市を結びたい旨申し入れがあり、昭和48年1月に開催された柏市議会全員協議会で、姉妹都市提携の賛同を得た。これを受け、同年2月20日、トーランス市で両市長が調印を行い、わが国で159番目の姉妹都市となった。

(ウ) トーランス市の概要

トーランス市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市の南方約17マイル（27.4km）に位置し、人口約15万人を擁するロサンゼルス郡南部の商業の中心都市である。

市域は約54km²にわたり、長期的な都市計画のもと、工業・商業・住宅地域が整然と区画整理され、金融も含めた商業、産業全般と住民生活のバランスのとれた住みよい環境づくりが進められている。1956年には、「ゆがみのない発展」をしたということでも全米賞を受けている。

気候は、1年を通じて温暖で過ごしやすく、いわゆるウエスト・コーストの中でも豊かで、美しい街として知られている。

(2) 友好都市

ア 承德市（中国・河北省）

(ア) 締結年月日 昭和58年（1983年）11月1日

(イ) 締結までの経過

昭和55年1月、鈴木真市長を団長とする日中友好柏市民訪中団が訪中した折、中日友好協会秘書長、孫平化氏から承德市を紹介される。同年7月、柏市友好都市訪中団（団長・鈴木真）が承德市を訪問、承德市長と懇談し、友好都市締結に関する意見を交換する。その後、承德市長から「両市民の往来を盛んにし、相互理解を深めたい」旨の希望が伝えられる。

昭和58年2月、張喚群承德市長から鈴木真柏市長あて「友好都市締結の条件は成熟した」との書簡が送られる。同年7月、柏市・承德市友好都市締結先遣代表団（団長・伊藤市議会議長）が承德市を訪問、友好都市締結に係る諸事項を協議。同年11月1日、柏市にて、范文彬承德市長と鈴木真市長が出席し、友好都市締結の調印を行う。

(ウ) 承德市の概要

承德市は、中国河北省東北部に位置し、首都北京から約250kmの距離にある。総面積は39,549km²で、人口は約340万人。農業は穀物類、蔬菜類の他に果物、ワラビなども生産。工業は鉄鋼、石炭、機械、化学工業、紡績の他軽工業も盛んで、特に絹織物、缶詰食品は輸出もしている。

承德市には輝かしい歴史と文化があり、その山紫水明と古跡は国外にも名声をはせている。特に「避暑山荘」、「外八廟」は有名

イ グアム（アメリカ合衆国准州）

(ア) 提携年月日 平成3年（1991年）11月30日

(イ) 提携までの経過

グアムとの交流のきっかけは、柏まつり。ミス柏に昭和57年頃から副賞としてグアム旅行が贈られる。また昭和60年、柏まつりにミス・グアムが参加。以来、ミス・グアム及びグアム政府観光局代表が柏まつりに参加するようになる。

また、柏グリーン・ライオンズクラブとグアム・マリアナス・ライオンズクラブとの交流へと広がり、両クラブは平成2年2月姉妹クラブを結び、青少年交換派遣を実施するなど、交流が深まりを見せた。

その中で、友好都市提携についての話が持ち上がり、平成3年5月に柏グリーン・ライオンズクラブから柏市とグアム政府の親善提携を求める陳情書が提出され、市議会平成3年第2回定例会で採択された。

このような経過に基づき、平成3年7月グアム知事に書簡により親善提携の申入れを行ったところ、同知事も快諾。同年11月30日グアムでアダ知事と鈴木眞市長との間で、友好都市提携の調印を行った。

(ウ) グアムの概要

グアムは、米国連邦政府管轄下にあるが、連邦政府とは独立して別個の政治形態、自治権をもつ米国の領土である。面積は約541km²で人口は約17万人。

気候は1年中穏やかで暖かい。グアム島は、日本から距離にして2,500km、飛行機で3時間余の近さにあり、ハワイに次ぐ太平洋上の常夏のリゾート地として、年間約100万人を超える観光客が訪れている。

ウ キャンデン町（オーストラリア・ニューサウスウェールズ州）

(ア) 提携年月日 平成9年（1997年）4月11日

(イ) 提携までの経過

平成元年9月、沼南町国際交流推進協議会（略称SIFA）が、町の呼びかけにより発足、海外に姉妹都市を、という声が上がリ、その活動が始まった。

SIFAでは、独自の調査活動や町民へのアンケートを実施し、その結果、オーストラリアのキャンデン町が候補として浮上した。

その後、青少年の相互派遣等いろいろな交流を重ね、平成9年4月11日、両町の間で友好都市協定が締結された。平成17年3月28日の柏市と沼南町との合併により、友好都市関係は柏市に引き継がれた。

(ウ) キャンデンの概要

シドニーの南西約60kmに位置している。面積は約206平方km、人口は

約12万人。英国艦隊が1795年に本国から連れて来た牛のうちの6頭が、シドニーの牧場から逃げ出し、数年後に40頭に増えた牛が見つかった土地が、キヤムデン発見のきっかけとなった。以後、家畜の育成に適した土地として羊毛の産地として知られるほか、ワインの生産も盛んに行われている。

(3) 国内の交流都市・姉妹都市

ア 只見町（福島県南会津郡）

(ア) 締結年月日 平成6年（1994年）11月19日

(イ) 締結までの経過

昭和56年に交流の申し入れがあり柏市の永楽台地区との交流を開始、これをきっかけとして交流拡大を希望する申し入れがあったため、平成6年11月にふるさと交流都市提携を締結した。

(ウ) 只見町の概要

福島県の西南部に位置し、四方を緑の山々に囲まれている。面積は747.53km²で人口は約3,595人（令和6年6月1日現在）。町の中央に流れる伊南川や只見川の清らかな流れと面積の9割を占める豊かな森林資源に恵まれ、わが国屈指の豪雪地帯という厳しい自然環境から生まれる四季の美しい移り変わりが、緑と水の郷・只見の源となっている。

2014年6月12日には、ユネスコが認定するエコパークに正式登録された。登録名称は「只見ユネスコエコパーク」

イ つがる市（青森県）

(ア) 締結年月日 平成17年（2005年）7月23日

(イ) 締結までの経過

青森県柏村から、「柏レイソルJリーグ昇格」の支援をきっかけとして、全国で唯一の同名自治体ということで交流の申し入れがあり、平成6年11月19日にふるさと交流都市提携を締結した。その後、平成17年2月11日に柏村の他、木造町、森田村、稲垣村、車力村の1町4村が合併してつがる市となったが、交流継続の申し入れがあったことから、平成17年7月につがる市とふるさと交流都市提携を締結した。

(ウ) つがる市の概要

青森県の西北部、津軽平野の中央部から西に位置しており、面積は253.55km²で人口は約29,056人（令和6年6月1日現在）。日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適している地域となっている。旧柏村地域には、日本最古のリンゴの木（明治11年栽植）もあるなど、リンゴ生産に長い歴史を持つ。

ウ 綾瀬市（神奈川県）

(ア) 締結年月日 平成17年（2005年）7月23日

(イ) 締結までの経過

昭和42年春に、当時の千葉県知事が神奈川県を訪問した折、地理的・経済的・規模的に類似した千葉県と神奈川県の市町村間における親善を図りたいと提

案をしたのをきっかけとして、ともに自衛隊の基地があり人口規模も同じくらいということから、昭和42年9月9日に当時の綾瀬町と沼南町との間で姉妹友好都市提携を締結した。その後、平成17年3月28日に沼南町は柏市と合併したが、交流継続の申し入れがあったことから柏市が引き継ぎ、平成17年7月に姉妹都市提携を締結した。

(ウ) 綾瀬市の概要

神奈川県のはぼ中央、都心から約40kmに位置しており、西に大山・丹沢山塊を臨み、遠く富士の秀峰を仰ぐことができる。面積は22.14km²（平成26年10月1日現在）で人口は約83,709人（令和3年6月1日現在）。市北東部には、面積の約18%弱を占める厚木基地がある。

第 6 編 財 政

1 令和6年度の市財政と予算編成方針

令和6年度の予算編成にあたっては、未だに継続する世界的な原油価格・物価高騰の影響等、不確実性が高まる社会情勢において、市民の命と暮らしを守り、将来にわたり持続可能な街として成長しつづけるため、未来志向で施策を展開し、街としての魅力、新たな付加価値を創造していくことが重要となる。

取り組むべき課題の優先順位を厳格に見極め、既存事業の効率化や見直し、財源配分の重点化による「選択と集中」をより一層徹底し、歳出の適正化を図ることで必要な政策の実現に取り組むものとして、次の6分野に重点を置いて編成した。

- (1) 子育てしやすい、子どもにやさしい“まち”柏の実現
- (2) 誰もがいきいきと学べる環境の構築
- (3) 交流人口の拡大に向けたまちの魅力の向上
- (4) スタートアップ・創業支援による地域活力の向上
- (5) カーボンニュートラルに向けた脱炭素地域づくり
- (6) 災害時に強く、安心して暮らせるまちづくり

このほか、市民誰もが、より長く、元気に活躍できて、全ての世代が安心できるまちの実現を目指すための「健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくり」、行政手続きのオンライン化をはじめとした自治体DXの推進により一層の行政サービスの向上を目指す「自治体DXを加速させる体制づくり」の各分野においても、継続した取組を進める。

■令和6年度柏市一般会計・特別会計・企業会計の概況

会 計 別		令和6年度	令和5年度	比 較	
		予算額 (千円)	予算額 (千円)	増減 (千円)	伸率 (%)
一 般 会 計 (A)		165,870,000	149,910,000	15,960,000	10.6
特 別 会 計	国民健康保険事業	38,926,000	39,044,000	△ 118,000	△ 0.3
	公設総合地方卸売市場事業	712,000	782,000	△ 70,000	△ 9.0
	介護老人保健施設事業	139,000	123,000	16,000	13.0
	介護保険事業	32,099,000	31,262,000	837,000	2.7
	柏都市計画事業北柏駅北口 土地区画整理事業	1,613,000	1,512,000	101,000	6.7
	学校給食センター事業	560,000	476,000	84,000	17.6
	母子父子寡婦福祉資金貸 付事業	46,000	59,000	△ 13,000	△ 22.0
	後期高齢者医療事業	7,457,000	6,821,000	636,000	9.3
	計 (B)	81,552,000	80,079,000	1,473,000	1.8
合 計 ((A)+(B)) (C)		247,422,000	229,989,000	17,433,000	7.6
病 院 事 業 会 計 (D)		549,419	510,543	38,876	7.6
水 道 事 業 会 計 (E)		12,726,000	12,656,000	70,000	0.6
下 水 道 事 業 会 計 (F)		17,929,000	16,560,000	1,369,000	8.3
合 計 ((D)+(E)+(F)) (G)		31,204,419	29,726,543	1,477,876	5.0
総 計 ((C)+(G))		278,626,419	259,715,543	18,910,876	7.3

2 令和6年度一般会計予算

(1) 一般会計歳入予算款別比較

	款	令和6年度		令和5年度		比較	
		予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	増 減 (千円)	伸率 (%)
1	市税	70,315,000	42.4	71,670,000	47.8	△ 1,355,000	△ 1.9
2	地方譲与税	907,000	0.5	807,000	0.5	100,000	12.4
3	利子割交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
4	配当割交付金	420,000	0.3	500,000	0.3	△ 80,000	△ 16.0
5	株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.1	400,000	0.3	△ 200,000	△ 50.0
6	法人事業税交付金	820,000	0.5	808,165	0.5	11,835	1.5
7	地方消費税交付金	9,582,000	5.8	10,200,000	6.8	△ 618,000	△ 6.1
8	ゴルフ場利用税交付金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0
9	環境性能割交付金	166,000	0.1	90,000	0.1	76,000	84.4
10	国有提供施設等 所在市町村助成交付金	147,000	0.1	146,000	0.1	1,000	0.7
11	地方特例交付金	2,822,000	1.7	523,000	0.4	2,299,000	439.6
12	地方交付税	5,320,000	3.2	2,720,000	1.8	2,600,000	95.6
13	交通安全対策特別交付金	40,000	0.0	40,000	0.0	0	0.0
14	分担金及び負担金	1,158,062	0.7	1,072,945	0.7	85,117	7.9
15	使用料及び手数料	2,570,753	1.6	2,562,441	1.7	8,312	0.3
16	国庫支出金	34,774,688	21.0	29,917,959	20.0	4,856,729	16.2
17	県支出金	11,963,524	7.2	13,807,841	9.2	△ 1,844,317	△ 13.4
18	財産収入	136,414	0.1	94,442	0.1	41,972	44.4
19	寄附金	387,971	0.2	226,878	0.2	161,093	71.0
20	繰入金	7,649,384	4.6	5,687,841	3.8	1,961,543	34.5
21	繰越金	1,200,000	0.7	500,000	0.3	700,000	140.0
22	諸収入	3,076,304	1.9	2,899,188	1.9	177,116	6.1
23	市債	12,163,900	7.3	5,186,300	3.5	6,977,600	134.5
	合計	165,870,000	100.0	149,910,000	100.0	15,960,000	10.6

(2) 一般会計歳出予算款別比較

款	令和6年度		令和5年度		比較	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	増 減 (千円)	伸率 (%)
1 議 会 費	655,830	0.4	677,973	0.5	△ 22,143	△ 3.3
2 総 務 費	11,369,210	6.9	10,255,297	6.8	1,113,913	10.9
3 民 生 費	80,204,766	48.3	71,550,372	47.7	8,654,394	12.1
4 衛 生 費	17,440,556	10.5	19,474,687	13.0	△ 2,034,131	△ 10.4
5 労 働 費	87,861	0.0	75,943	0.1	11,918	15.7
6 農林水産業費	601,290	0.4	682,753	0.5	△ 81,463	△ 11.9
7 商 工 費	2,467,233	1.5	1,859,174	1.2	608,059	32.7
8 土 木 費	12,876,023	7.8	13,361,364	8.9	△ 485,341	△ 3.6
9 消 防 費	5,634,543	3.4	5,250,011	3.5	384,532	7.3
10 教 育 費	23,542,469	14.2	16,508,516	11.0	7,033,953	42.6
11 災 害 復 旧 費	—	—	—	—	—	—
12 公 債 費	10,690,219	6.4	9,713,910	6.5	976,309	10.1
13 諸 支 出 金	—	—	—	—	—	—
14 予 備 費	300,000	0.2	500,000	0.3	△ 200,000	△ 40.0
合計	165,870,000	100.0	149,910,000	100.0	15,960,000	10.6

(3) 一般会計歳出予算節別比較

節	令和6年度		令和5年度		比較	
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	増 減 (千円)	伸率 (%)
1 報 酬	5,136,516	3.1	4,895,493	3.3	241,023	4.9
2 給 料	9,720,554	5.9	9,620,595	6.4	99,959	1.0
3 職員手当等	9,675,101	5.8	7,855,823	5.2	1,819,278	23.2
4 共 済 費	3,885,126	2.4	3,548,497	2.4	336,629	9.5
7 報 償 費	262,056	0.2	312,174	0.2	△ 50,118	△ 16.1
8 旅 費	195,335	0.1	189,585	0.1	5,750	3.0
9 交 際 費	1,756	0.0	1,756	0.0	0	0.0
10 需 用 費	4,480,571	2.7	4,124,581	2.7	355,990	8.6
11 役 務 費	1,370,041	0.8	1,337,820	0.9	32,221	2.4
12 委 託 料	19,559,794	11.8	21,993,321	14.7	△ 2,433,527	△ 11.1
13 使用料及び 賃借料	3,528,722	2.1	3,182,592	2.1	346,130	10.9
14 工事請負費	13,786,054	8.3	5,422,418	3.6	8,363,636	154.2
15 原 材 料 費	12,321	0.0	11,899	0.0	422	3.5
16 公有財産購 入 費	274,039	0.2	383,365	0.3	△ 109,326	△ 28.5
17 備品購入費	1,207,895	0.7	774,994	0.5	432,901	55.9
18 負担金補助 及び交付金	32,667,801	19.7	28,034,276	18.7	4,633,525	16.5
19 扶 助 費	36,469,511	22.0	34,877,020	23.3	1,592,491	4.6
20 貸 付 金	1,206,381	0.7	1,206,581	0.8	△ 200	0.0
21 補償補填及 び賠償金	177,100	0.1	309,538	0.2	△ 132,438	△ 42.8
22 償還金利子 及び割引料	10,998,737	6.6	10,023,643	6.7	975,094	9.7
23 投資及び出 資 金	718,763	0.4	1,131,141	0.8	△ 412,378	△ 36.5
24 積 立 金	463,256	0.3	758,933	0.5	△ 295,677	△ 39.0
26 公 課 費	7,895	0.0	9,580	0.0	△ 1,685	△ 17.6
27 繰 出 金	9,764,675	5.9	9,404,375	6.3	360,300	3.8
29 予 備 費	300,000	0.2	500,000	0.3	△ 200,000	△ 40.0
合 計	165,870,000	100.0	149,910,000	100.0	15,960,000	10.6

(4) 一般会計歳出予算経費別比較

経費		令和6年度		令和5年度		比較	
		予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	増減 (千円)	伸率 (%)
I	消費的経費	70,233,160	42.4	68,825,321	45.9	1,407,839	2.0
1	人件費	28,291,067	17.1	25,799,713	17.2	2,491,354	9.7
(1)	議員報酬手当	368,598	0.2	360,863	0.2	7,735	2.1
(2)	委員等報酬	6,356,182	3.8	5,480,721	3.7	875,461	16.0
(3)	市長等特別職の給与	73,274	0.1	71,967	0.0	1,307	1.8
(4)	基本給	10,511,822	6.3	10,412,875	6.9	98,947	1.0
(5)	その他の手当	5,722,334	3.5	5,511,674	3.7	210,660	3.8
(6)	職員共済組合負担金	3,860,331	2.3	3,522,589	2.4	337,742	9.6
(7)	その他	1,398,526	0.9	439,024	0.3	959,502	218.6
2	物件費	27,918,528	16.8	29,322,019	19.6	△ 1,403,491	△ 4.8
3	その他の消費的経費	14,023,565	8.5	13,703,589	9.1	319,976	2.3
II	維持補修費	1,547,868	0.9	1,468,382	1.0	79,486	5.4
III	扶助費	52,283,311	31.5	45,919,071	30.6	6,364,240	13.9
IV	投資的経費	18,658,741	11.3	10,979,052	7.3	7,679,689	69.9
1	普通建設事業	18,658,741	11.3	10,979,052	7.3	7,679,689	69.9
(1)	補助事業	9,278,661	5.6	4,480,835	3.0	4,797,826	107.1
(2)	単独事業	9,380,080	5.7	6,498,217	4.3	2,881,863	44.3
2	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
V	公債費	10,690,219	6.4	9,713,910	6.5	976,309	10.1
VI	積立金	463,256	0.3	758,933	0.5	△ 295,677	△ 39.0
VII	投資及び出資金	718,763	0.4	1,131,141	0.8	△ 412,378	△ 36.5
VIII	貸付金	1,206,381	0.7	1,206,581	0.8	△ 200	0.0
IX	繰出金	9,768,301	5.9	9,407,609	6.3	360,692	3.8
X	予備費	300,000	0.2	500,000	0.3	△ 200,000	△ 40.0
合計		165,870,000	100.0	149,910,000	100.0	15,960,000	10.6

3 一般会計予算・決算の推移

年度	人口 (10月1日現在) (人)	予 算 額		決 算 額				
		当 初 予算額 (千円)	対前年 度伸び 率(%)	歳 入 (千円)	対前年 度伸び 率(%)	歳 出 (千円)	対前年 度伸び 率(%)	歳入歳出 差引額 (千円)
S45	150,635	4,839,000	47.9	5,340,787	37.4	5,240,835	41.0	99,952
S50	203,065	16,340,000	21.0	15,674,480	6.2	15,019,624	7.5	654,856
S55	239,198	34,355,000	11.7	34,607,046	3.7	32,795,107	2.9	1,811,939
S60	273,128	41,195,000	3.4	45,626,000	7.2	42,747,392	8.8	2,878,608
H2	305,058	65,060,000	10.6	67,934,619	8.2	64,882,376	10.5	3,052,243
H7	317,750	80,210,000	3.5	82,694,741	4.4	78,805,113	5.3	3,889,628
H12	327,851	85,330,000	△ 1.5	87,525,234	△ 3.3	82,922,023	△ 4.7	4,603,211
H17	380,963	96,510,000	0.5	96,638,447	△ 1.1	92,678,958	△ 1.9	3,959,489
H18	384,420	98,000,000	1.5	100,185,606	3.7	96,197,199	3.8	3,988,407
H19	388,350	97,000,000	△ 1.0	98,474,908	△ 1.7	93,210,291	△ 3.1	5,264,617
H20	391,943	102,190,000	5.4	103,536,180	5.1	97,834,790	5.0	5,701,390
H21	397,446	110,750,000	8.4	118,139,653	14.1	112,743,402	15.2	5,396,251
H22	404,012	111,890,000	1.0	115,015,360	△ 2.6	109,595,462	△ 2.8	5,419,898
H23	405,658	112,920,000	0.9	119,268,779	3.7	111,209,498	1.5	8,059,281
H24	404,578	109,150,000	△ 3.3	122,821,476	3.0	114,951,826	3.4	7,869,650
H25	406,395	110,160,000	0.9	115,620,143	△ 5.9	109,583,067	△ 4.7	6,037,076
H26	408,198	114,350,000	3.8	120,585,764	4.3	115,053,858	5.0	5,531,906
H27	413,954	122,220,000	6.9	130,787,069	8.5	126,002,537	9.5	4,784,532
H28	417,294	124,570,000	1.9	127,015,200	△ 2.9	121,750,687	△ 3.4	5,264,513
H29	420,824	122,730,000	△ 1.5	129,282,701	1.8	123,855,935	1.7	5,426,766
H30	424,322	124,460,000	1.4	128,488,787	△ 0.6	123,027,761	△ 0.7	5,461,026
R元	429,070	134,260,000	7.9	134,299,002	4.5	128,473,963	4.4	5,825,039
R2	426,468	138,170,000	2.9	187,961,056	40.0	180,517,720	40.5	7,443,336
R3	429,654	141,500,000	2.4	160,986,139	△ 14.4	153,133,120	△ 15.2	7,853,019
R4	432,450	148,470,000	4.9	163,942,390	1.8	155,683,940	1.7	8,258,450
R5	434,031	149,910,000	1.0	158,239,068	△ 3.5	152,332,182	△ 2.2	5,906,886

※平成17年度当初予算額は、4月補正後の数値

※令和5年度の決算額は、見込み額

4 令和5年度一般会計決算（見込み）

(1) 一般会計歳入決算款別比較

款	令和5年度		令和4年度		比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減	比率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
1 市税	72,098,313	45.6	71,074,213	43.4	1,024,100	1.4
2 地方譲与税	876,326	0.6	866,884	0.5	9,442	1.1
3 利子割交付金	36,734	0.0	44,915	0.0	△ 8,181	△ 18.2
4 配当割交付金	521,751	0.3	454,476	0.3	67,275	14.8
5 株式等譲渡所得割交付金	626,279	0.4	364,033	0.2	262,246	72.0
6 法人事業税交付金	839,399	0.5	785,208	0.5	54,191	6.9
7 地方消費税交付金	10,221,470	6.5	10,230,215	6.2	△ 8,745	△ 0.1
8 ゴルフ場利用税交付金	24,644	0.0	24,050	0.0	594	2.5
9 環境性能割交付金	143,512	0.1	130,573	0.1	12,939	9.9
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	151,729	0.1	152,827	0.1	△ 1,098	△ 0.7
11 地方特例交付金	582,802	0.4	622,130	0.4	△ 39,328	△ 6.3
12 地方交付税	6,777,358	4.3	5,743,033	3.5	1,034,325	18.0
13 交通安全対策特別交付金	41,783	0.0	45,851	0.0	△ 4,068	△ 8.9
14 分担金及び負担金	1,172,007	0.7	1,133,543	0.7	38,464	3.4
15 使用料及び手数料	2,686,068	1.7	2,550,978	1.6	135,090	5.3
16 国庫支出金	34,969,758	22.1	38,788,724	23.7	△ 3,818,966	△ 9.8
17 県支出金	11,392,544	7.2	14,108,517	8.6	△ 2,715,973	△ 19.3
18 財産収入	220,344	0.1	591,013	0.4	△ 370,669	△ 62.7
19 寄附金	389,437	0.2	208,947	0.1	180,490	86.4
20 繰入金	402,192	0.3	403,956	0.2	△ 1,764	△ 0.4
21 繰越金	5,358,450	3.4	5,353,019	3.3	5,431	0.1
22 諸収入	3,240,085	2.1	3,163,353	1.9	76,732	2.4
23 市債	5,456,000	3.4	7,099,041	4.3	△ 1,643,041	△ 23.1
24 自動車取得税交付金	10,083	0.0	2,891	0.0	7,192	248.8
歳入合計	158,239,068	100.0	163,942,390	100.0	△ 5,703,322	△ 3.5

(2) 一般会計歳出決算款別比較

節	令和5年度		令和4年度		比較	
	決算額 (千円)	構成比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	増減 (千円)	比率 (%)
1 議会費	647,521	0.4	607,695	0.4	39,826	6.6
2 総務費	10,430,250	6.9	9,667,382	6.2	762,868	7.9
3 民生費	76,809,363	50.4	70,708,805	45.4	6,100,558	8.6
4 衛生費	16,673,610	10.9	22,444,000	14.4	△ 5,770,390	△ 25.7
5 労働費	79,858	0.1	66,152	0.1	13,706	20.7
6 農林水産業費	681,125	0.5	834,459	0.5	△ 153,334	△ 18.4
7 商工費	1,975,462	1.3	3,018,474	1.9	△ 1,043,012	△ 34.6
8 土木費	12,841,135	8.4	11,737,019	7.6	1,104,116	9.4
9 消防費	4,965,303	3.3	5,307,132	3.4	△ 341,829	△ 6.4
10 教育費	17,575,230	11.5	22,099,688	14.2	△ 4,524,458	△ 20.5
12 公債費	9,653,325	6.3	9,193,134	5.9	460,191	5.0
合計	152,332,182	100.0	155,683,940	100.0	△ 3,351,758	△ 2.2

5 市税及び国民健康保険料（税）決算額比較

税	令和5年度			令和4年度		
	調定額 (千円)	収入額 (千円)	徴収率 (%)	調定額 (千円)	収入額 (千円)	徴収率 (%)
市 税	73,995,175	72,098,313	97.44	72,996,690	71,074,213	97.37
現年課税	72,183,666	71,467,086	99.01	71,235,617	70,496,688	98.96
滞納繰越	1,811,509	631,227	34.85	1,761,073	577,525	32.79
市 民 税	35,791,279	34,593,662	96.65	35,573,607	34,370,226	96.62
個人市民税	32,186,872	31,069,565	96.53	31,544,385	30,405,523	96.39
現年課税	31,119,756	30,706,600	98.67	30,526,886	30,072,122	98.51
滞納繰越	1,067,116	362,965	34.01	1,017,499	333,401	32.77
法人市民税	3,604,407	3,524,097	97.77	4,029,222	3,964,703	98.40
現年課税	3,550,509	3,515,902	99.03	3,971,518	3,958,717	99.68
滞納繰越	53,898	8,195	15.20	57,704	5,986	10.37
固 定 資 産 税	27,418,854	26,884,390	98.05	26,836,540	26,288,370	97.96
固定資産税	27,386,603	26,852,139	98.05	26,803,833	26,255,663	97.95
現年課税	26,857,248	26,648,989	99.22	26,280,356	26,070,562	99.20
滞納繰越	529,355	203,150	38.38	523,477	185,101	35.36
交付金・納付金	32,251	32,251	100.00	32,707	32,707	100.00
軽 自 動 車 税	695,938	656,961	94.40	675,813	634,897	93.95
現年課税	624,856	612,841	98.08	602,401	590,298	97.99
滞納繰越	36,131	9,169	25.38	37,964	9,151	24.10
環境性能割	34,951	34,951	100.00	35,448	35,448	100.00
市 た ば こ 税	2,769,384	2,769,384	100.00	2,759,373	2,759,373	100.00
現年課税	2,769,384	2,769,384	100.00	2,759,373	2,759,373	100.00
滞納繰越	0	0	0.00	0	0	0.00
市 た ば こ 消 費 税	-	-	-	-	-	-
電 気 税	-	-	-	-	-	-
ガ ス 税	-	-	-	-	-	-
木 材 引 取 税	-	-	-	-	-	-
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-	-	-	-
現年課税	0	0	0.00	0	0	0.00
滞納繰越	0	0	0.00	0	0	0.00
事 業 所 税	1,565,541	1,565,541	100.00	1,509,285	1,509,285	100.00
現年課税	1,565,541	1,565,541	100.00	1,509,285	1,509,285	100.00
滞納繰越	0	0	0.00	0	0	0.00
都 市 計 画 税	5,754,179	5,628,375	97.81	5,642,072	5,512,062	97.70
現年課税	5,629,170	5,580,627	99.14	5,517,643	5,468,176	99.10
滞納繰越	125,009	47,748	38.20	124,429	43,886	35.27
国 民 健 康 保 険 料 (税)	11,260,519	7,772,505	69.02	12,022,102	8,222,833	68.40
現年賦課	7,935,250	7,245,845	91.31	8,532,081	7,711,705	90.38
滞納繰越	3,325,269	526,660	15.84	3,490,021	511,128	14.65

6 企業会計予算

(1) 病院事業会計

予算の編成に当たっては、指定管理者制度の活用により、医療の質の向上と経営の効率化を目指して、公共性と経済性を重視した経営を行うことを基本としている。

区 分		予算額			
		R6年度(千円)	R5年度(千円)	比較	伸び率(%)
収益的 収 支	収入	385,419	385,543	△124	△0.0
	支出	385,419	385,543	△124	△0.0
資本的 収 支	収入	70,605	20,209	50,396	249.4
	支出	164,000	125,000	39,000	31.2

(2) 水道事業会計

「柏市水道事業ビジョン」に掲げた基本理念“生命（いのち）の水を未来につなぐ 柏の水道”の実現のための三つの目標『災害に負けないたくましい水道・いつでも安全で信頼される水道・いつまでも市民とともにある水道』の達成に向け、施設の耐震化、老朽施設の更新、危機管理体制の整備などに努めている。

区 分		予算額			
		R6年度(千円)	R5年度(千円)	比較(千円)	伸び率(%)
収益的 収 支	収入	9,006,336	8,983,070	23,266	0.3
	支出	7,944,000	8,085,000	△141,000	△1.7
資本的 収 支	収入	832,771	839,582	△6,811	△0.8
	支出	4,782,000	4,571,000	211,000	4.6

(3) 下水道事業会計

「柏市下水道事業中長期経営計画」に掲げた経営理念“下水道サービスを将来にわたり安定的に提供する”を実現するため、事業の進行管理を行いながら公営企業の健全経営に努めている。

区 分		予算額			
		R6年度(千円)	R5年度(千円)	比較(千円)	伸び率(%)
収益的 収 支	収入	10,638,000	10,586,000	52,000	0.5
	支出	10,375,000	10,178,000	197,000	1.9
資本的 収 支	収入	5,525,000	4,829,000	696,000	14.4
	支出	7,554,000	6,382,000	1,172,000	18.4

7 地方債（一般会計）

区 分	令和5年度末 現在高見込額 (千円)	令和6年度中 起見込込額 (千円)	令和6年度中 元金償還見込 額 (千円)	令和6年度末 現在高見込額 (千円)
1 普通債	31,168,104	12,427,800	4,040,855	39,555,049
(1) 総務債	912,388	294,700	120,621	1,086,467
(2) 民生債	1,428,619	1,525,100	197,306	2,756,413
(3) 衛生債	1,193,876	1,187,400	146,596	2,234,680
(4) 農林水産業債	43,800	58,000		101,800
(5) 土木債	9,961,594	2,680,500	1,852,089	10,790,005
(6) 消防債	487,135	466,100	105,150	848,085
(7) 教育債	17,140,692	6,216,000	1,619,093	21,737,599
2 災害復旧債	45,900		13,739	32,161
3 合併特例債	9,019,352	1,378,400	2,383,885	8,013,867
4 その他	36,917,220	1,790,000	3,960,951	34,746,269
(1) 減税補てん債	252,695		140,328	112,367
(2) 臨時財政対策債	36,244,846	1,790,000	3,796,054	34,238,792
(3) 減収補てん債	419,679		24,569	395,110
合計	77,150,576	15,596,200	10,399,430	82,347,346

8 基金（令和6年3月31日現在）

基金名	残高 (円)
財政調整基金	19,641,409,195
国民健康保険事業財政調整基金	2,068,273,054
土地開発基金	※4,967,640,635
職員退職手当基金	2,077,796,088
都市整備基金	4,035,016,626
介護保険事業財政調整基金	3,895,959,852
公共施設整備基金	17,596,232,793
寄附基金	985,485,096
市民公益活動促進基金	30,051,356
森林環境譲与税基金	43,643,449
新型コロナウイルス感染症対策利子 補給基金	130,667,000

※ 現金 : 4,489,844,265 円

土地 : 477,796,370 円

貸付金 : 0 円

9 公有財産

(1) 出資による権利

区 分	令和4年度末 現在高(千円)	令和5年度中 増減高(千円)	令和5年度末 現在高(千円)
千葉県信用保証協会	49,790	0	49,790
(一財)柏市まちづくり公社	100,000	0	100,000
千葉県農業信用基金協会	4,230	0	4,230
(社)千葉県畜産協会	175	0	175
(財)千葉県消防協会	940	0	940
北千葉広域水道企業団	5,621,217	0	5,621,217
(公財)千葉交響楽団	1,000	0	1,000
(公財)千葉県文化振興財団	4,479	0	4,479
(公財)ちば国際コンベンションビ ューロー	5,500	0	5,500
(公財)千葉県暴力団追放県民会議	10,923	0	10,923
(公財)千葉ヘルス財団	6,007	△145	5,862
柏市土地開発公社	10,000	0	10,000
(公財)千葉県動物保護管理協会	3,645	0	3,645
(公財)千葉県建設技術センター	4,100	0	4,100
(公財)柏市医療公社	501,000	0	501,000
(一財)柏市みどりの基金	500,000	0	500,000
(公財)千葉県教育振興財団	14,752	0	14,752
首都圏新都市鉄道(株)	9,798,000	0	9,798,000
千葉園芸プラスチック加工(株)	250	0	250
(株)日立柏レイソル	2,000	0	2,000
(株)道の駅しょうなん	4,800	0	4,800
地方公共団体金融機構	20,000	0	20,000

(2) 土地及び建物

(単位 m²)

区 分		土 地			建 物	
					木 造(延べ面積)	
		令和4年度末 現在高	令和5年度中 増減高	令和5年度末 現在高	令和4年度 末現在高	令和5年度 中増減高
本庁舎		33,508.82	0.00	33,508.82	0.00	0.00
機 関	消 防 施 設	39,855.25	239.17	40,094.42	514.58	0.00
	そ の 他 施 設	388,582.97	16,711.54	405,294.51	60.73	0.00
公	学 校	1,356,628.64	△17,670.77	1,338,957.87	399.33	△37.02
	公 営 住 宅	42,854.37	0.00	42,854.37	66.09	0.00
	公 園	1,347,019.32	4,248.23	1,351,267.55	1,878.75	0.00
	そ の 他 施 設	919,026.98	5,555.45	924,582.43	2,796.47	0.00
普 通	貸付	95,590.31	△3,974.80	91,615.51	0.00	0.00
	その他 施設	258,704.39	1,141.94	259,846.33	130.79	0.00
合 計		4,481,771.05	6,250.76	4,488,021.81	5,846.74	△37.02

建 物						
令和5年度 末現在高	非木造(延べ面積)			総 面 積		
	令和4年度 末現在高	令和5年度 中増減高	令和5年度 末現在高	令和4年度 末現在高	令和5年度 中増減高	令和5年度 末現在高
0.00	29,169.66	0	29,169.66	29,169.66	0	29,169.66
514.58	17,069.99	△28.05	17,041.94	17,584.57	△28.05	17,556.52
60.73	101,783.37	4,775.13	106,558.86	101,844.46	4,775.13	106,619.59
362.31	449,490.52	△4,989.42	444,501.10	449,889.85	△5,026.44	444,863.41
66.09	49,683.11	0.00	49,683.11	49,749.20	0.00	49,749.20
1,878.75	11,543.40	0.00	11,543.40	13,422.15	0.00	13,422.15
2,796.47	155,906.88	△1,456.38	154,450.50	158,703.35	△1,456.38	157,246.97
0.00	5,192.40	△1,218.77	3,973.63	5,192.40	△1,218.77	3,973.63
130.79	1,665.60	2,683.34	4,348.94	1,796.39	2,683.34	4,479.73
5,809.72	821,505.29	△234.15	821,271.14	827,352.03	△271.17	827,080.86

(3) 物権・有価証券

区 分		令和4年度末現在高	令和5年度中増減高	令和5年度末現在高
物 権 (㎡)	地上権	52,945.04	45.20	52,990.24
	地役権	1,170.67	0.00	1,170.67
有価証券 (千円)	株 券	6,200	0	6,200

10 令和4年度柏市全体の財務4表

■ 一般会計等財務書類（統一的な基準）

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値等が表示と一致しない場合がある

(1) 貸借対照表（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
1. 固定資産	466,663	1. 固定負債	93,997
(1) 有形固定資産	401,493	(1) 地方債	75,567
(a) 事業用資産	226,345	(2) 引当金(退職手当等)	16,168
(b) インフラ資産	173,412	(3) 長期未払金	38
(c) 物品	1,736	(4) その他	2,225
(2) 無形固定資産	810	2. 流動負債	15,263
(3) 投資その他の資産	64,360	(1) 1年内償還予定地方債	9,185
(a) 投資及び出資金	34,048	(2) その他	6,078
(b) 基金等	30,311		
2. 流動資産	30,160	負債合計	109,261
(1) 現金預金	12,547		
※(4) 資金収支計算書のA			
(2) 基金	16,734		
(3) その他	880		
資産合計	496,823	純資産の部	
		純資産合計	387,563
		※(3) 純資産変動計算書のB	
		負債・純資産合計	496,823

(2) 行政コスト計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：百万円)

経常費用合計		138,506
業務費用	1. 人件費 人件費、退職手当引当金繰入額等	25,186
	2. 物件費等 物件費、減価償却費、維持補修費等	41,666
	3. その他の業務費用 支払利息等	1,749
移転費用 補助金、社会保障給付、他会計への繰出金等		69,905
経常収益合計		4,662
使用料・手数料		2,553
分担金・負担金・寄附金		2,109
臨時損失		275
臨時利益		456
純行政コスト 経常費用－経常収益＋臨時損失－臨時利益 ※(3)純資産変動計算書のC		133,663

(3) 純資産変動計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：百万円)

前年度末純資産残高	376,028
純行政コスト C	△ 133,663
財源 税金等、国県等補助金	145,039
その他	159
本年度末純資産残高 B	387,563

(4) 資金収支計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：百万円)

前年度末資金残高	8,208
本年度資金収支額	376
1. 業務活動収支 税金、国庫支出金、人件費等	16,084
2. 投資活動収支 公共施設等整備費支出、国・県補助金等	△ 13,568
3. 財務活動収支 地方債償還支出、地方債発行収入等	△ 2,139
本年度末資金残高	8,584
前年度末歳計外現金残高	3,885
本年度歳計外現金増減額	78
本年度末歳計外現金残高	3,963
本年度末現金預金残高 A	12,547

1 1 財政の主要指標（決算統計による）

区 分	令和5年度	令和4年度	区 分	令和5年度	令和4年度
基準財政需要額 (千円)	67,910,315	65,328,158	公債費負担比率 (%)	8.9	8.8
基準財政収入額 (千円)	61,846,170	60,134,413	地方債現在高 (千円)	81,131,397	84,751,883
標準財政規模 (千円)	86,901,162	84,554,432	実質収支(千円)	4,893,475	5,913,504
財政力指数	0.91	0.93	単年度収支 (千円)	△1,020,029	421,432
実質収支比率 (%)	5.6	7.0	実質単年度収支 (千円)	△1,012,359	425,442
経常収支比率 ()内は臨時財政対 策債発行可能額によ る比率 (%)	90.6 (90.6)	89.8 (89.2)	\		

1 2 健全化判断比率

項 目	令和5年度	令和4年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率(%)	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率(%)	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率(%)	1.1	2.0	25.0	35.0
将来負担比率(%)	—	—	350.0	\

※「—」は、該当なし

※令和5年度の健全化判断比率は、8月9日現在の暫定値

■資金不足比率

会計の名称	令和5年度 (%)	令和4年度 (%)	経営健全化基 準(%)
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
公設総合地方卸売市場事業特別会計	—	—	

※「—」は、該当なし

第7編 消 防

1 消防庁舎の現況（令和6年4月1日現在）

消防庁舎	所在地	構造	延床面積(m ²)	建築年月
消防局 西部消防署	松葉町七丁目 16 番地の 7	鉄筋コンクリート造 4 階建 地下 1 階, 地上 4 階建	3,574.74	S54.7
消防指令センター	松葉町七丁目 17 番地の 1	鉄骨造(A L C 板張) 2 階建	526.00	H9.3
富勢分署	布施 764 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	821.50	H21.6
たなか分署	船戸一丁目 19 番 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	884.96	H26.10
東部消防署	中央二丁目 10 番 3 号	鉄筋コンクリート造 3 階建	1,717.47	S61.1
逆井分署	逆井 1444 番地の 10	鉄筋コンクリート造 3 階建 地下 1 階, 地上 3 階建	1,171.63	H7.3
光ヶ丘分署	東中新宿四丁目 4 番 25 号	鉄筋コンクリート造 2 階建	674.11	S59.8
旭町消防署	篠籠田 944 番地の 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	840.42	H1.2
西原分署	十余二 155 番地の 18	鉄筋コンクリート造 2 階建	799.91	H2.12
沼南消防署	大津ヶ丘一丁目 56 番 12 号	鉄筋コンクリート造 2 階建 地下 1 階, 地上 2 階建	988.53	S55.1
高柳分署	高柳 826 番地の 5	鉄筋コンクリート造 2 階建	597.80	S61.2
手賀分署	柳戸 511 番地の 10	鉄筋コンクリート造 2 階建	840.45	H24.2
柏市消防訓練センター	布施 764 番地 (富勢分署併設)	鉄骨造 2 階建(訓練施設棟) 鉄骨造(訓練塔)	384.00 工作物	H21.6 H21.6

2 主な消防力状況（令和6年4月1日現在）

種別	基準	現有	過不足	充足率(%)
署所の数(箇所)	13	11	△ 2	84.6
消防ポンプ自動車(台)	19	14	△ 5	73.7
化学車(台)	2	2	0	100.0
はしご自動車(台)	4	4	0	100.0
救助工作車(台)	4	3	△ 1	75.0
救急車(台)	14	14	0	100.0
指揮車(台)	6	6	0	100.0
消防職員(人)	537	477	△ 60	88.8

3 消防水利状況 (令和6年4月1日現在)

防火水槽	消火栓	プール等
1,839箇所	5,674箇所	102箇所

4 火災発生件数・焼損面積及び損害状況 (各年12月31日現在)

年		R3	R4	R5
出火件数 (件)	建 物	42	44	51
	林 野	1	-	-
	車 両	9	8	11
	その他	29	25	31
	計	81	77	93
損害見積額 (千円)	建 物	67,449	37,547	184,566
	林 野	-	-	-
	車 両	460	19,458	5,806
	その他	93	444	1,587
	計	68,002	57,449	191,959
建物焼損面積 (㎡)	焼損床	914	610	1,115
	焼損表	155	82	234
焼損棟数(棟)		57	61	56
り災世帯(世帯)		38	51	44
死傷者数 (人)	死 者	7	2	5
	負傷者	5	11	19
	計	12	13	24
り災者(人)		78	119	102

5 救急出場状況

(1) 事故種別出場件数（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

（単位：件）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
火 災	17	16	12	12	7	9		
自 然 災 害	-	-	-	-	-	3		
水 難	-	-	-	2	-	-		
交 通	114	96	93	126	107	104		
労 働 災 害	13	13	16	7	7	14		
運 動 競 技	8	8	11	19	20	8		
一 般 負 傷	369	319	336	336	328	308		
加 害	5	18	10	12	15	11		
自 損 行 為	16	18	12	21	24	19		
急 病	1,633	1,245	1,243	1,309	1,366	1,531		
そ の 他	転院搬送	148	124	109	117	88	104	
	医師搬送	-	-	-	-	-	-	
	資材輸送	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	44	28	49	57	61	52	
合 計	2,367	1,885	1,891	2,018	2,023	2,163		
区 分	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
火 災	14	10	11	16	9	22	155	
自 然 災 害	-	-	2	1	-	-	6	
水 難	-	-	-	1	-	-	3	
交 通	117	118	122	125	145	135	1,402	
労 働 災 害	25	25	21	14	9	14	178	
運 動 競 技	28	16	13	15	16	9	171	
一 般 負 傷	371	351	336	345	347	463	4,209	
加 害	5	6	8	11	9	11	121	
自 損 行 為	22	28	20	18	15	17	230	
急 病	1,760	1,931	1,554	1,410	1,349	1,557	17,888	
そ の 他	転院搬送	125	101	99	116	132	110	1,373
	医師搬送	-	-	-	-	-	-	-
	資材輸送	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	68	64	50	50	59	63	645
合 計	2,535	2,650	2,236	2,122	2,090	2,401	26,381	

(2) 月別搬送人員（令和5年1月1日～令和5年12月31日）（単位：人）

月別	男	女	合計
1月	1,081	1,010	2,091
2月	845	850	1,695
3月	907	791	1,698
4月	933	879	1,812
5月	895	913	1,808
6月	987	953	1,940
7月	1,144	1,113	2,257
8月	1,227	1,096	2,323
9月	1,035	956	1,991
10月	987	941	1,928
11月	951	928	1,879
12月	1,118	1,017	2,135
計	12,110	11,447	23,557

(3) 年別出場件数（各年12月31日現在）

年	R3 (件)	R4 (件)	R5		
			件数(件)	構成比率(%)	
火災	133	107	155	0.59	
自然災害	2	1	6	0.02	
水難	3	4	3	0.01	
交通	1,196	1,281	1,402	5.31	
労働災害	189	188	178	0.67	
運動競技	110	138	171	0.64	
一般負傷	3,315	4,041	4,209	16.00	
加害	128	112	121	0.45	
自損行為	204	175	230	0.87	
急病	13,659	17,107	17,888	67.80	
その他	転院搬送	1,213	1,348	1,373	5.20
	医師搬送	-	-	-	-
	資材輸送	-	-	-	-
	その他	458	481	645	2.44
合計	20,610	24,983	26,381	100.00	

第8編 広 報

1 広報・広聴

(1) 広報活動

ア 刊行物

広報かしわ

令和5年5月から、毎月1日を発行日とするA4判32ページの誌面にリニューアルし、併せて配布方法を新聞折り込みと宅配からポスティングに切り替えて市内の全世帯へ配布。他にも、市のホームページやスマートフォン向けアプリ「マチイロ」でも配信。また、市民ボランティアの朗読奉仕サークル及び点字サークルがそれぞれ「声の広報」・「点字広報」を作成、視覚障害者に郵送している。

イ ホームページ【<https://www.city.kashiwa.lg.jp/>】

平成9年9月1日開設。市政情報を中心に、各種催し案内・見どころ案内など幅広い情報を掲載。

経過

平成18年 4月	有料バナー広告の掲載を開始
平成25年 4月	市の魅力を伝えるコンテンツの掲載を開始
令和 3年 2月	リニューアルを実施（スマートフォンでの閲覧しやすさ向上）
令和 6年 1月	リニューアルを実施（各ページの導線見直し・デザイン改修）

ウ パブリシティ

柏記者クラブ加盟各社をはじめ、地方紙、ミニコミ誌、フリーペーパー等に対し、市政情報を提供し、購読者等への情報提供を行っている。平成27年度より、提供翌日のホームページへの掲載を開始

エ メール配信サービス

「災害」「火災」「防犯・安全」「光化学スモッグ」などの計6分野から希望する情報を選択してもらい、市民のかたが登録した携帯電話やパソコンのアドレスに情報を送信するサービス。平成17年4月より運用開始

オ SNS等

(ア) X（旧Twitter）

平成23年8月に公式ツイッターアカウントを開設・運用を開始。平成24年4月から、担当課によるアカウントの開設・運用を開始した。

(イ) LINE

令和3年8月15日に公式ラインアカウントを開設・運用を開始。令和5年3月20日から、受信設定を行うことで、欲しい情報を選択して受信できるセグメント配信を開始。市政情報、防犯・安全情報、イベント情報など市民に有益な情報を発信している。

(2) 広聴活動

ア 市長への手紙

市政に対する意見・要望などを寄せてもらうため、市内39カ所で専用の封筒及び便箋を配布している。

(7) 設置場所 市役所、沼南庁舎、各出張所、各近隣センター、県立柏の葉公園、沼南社会福祉センター、沼南体育館、各老人福祉センター、かしわインフォメーションセンター、柏市保健所など

(イ) 件数 令和5年度：637通・766件

イ パブリックコメント

市民からの意見を直接聴取するため、パブリックコメントの方法により、広く市政への意見・提案を提出してもらう制度

令和5年度：17回

ウ よくある質問（FAQ）検索システム

平成21年4月稼働開始。市民から寄せられる「よくある質問と回答」を「Q&A集」として市ホームページ（柏市オフィシャルウェブサイト）に掲載。また、各担当部署と市民がシステムを通じて直接電子メールで双方向に問合せ・回答ができる。平成29年4月にリニューアル

(3) 市民相談（令和6年4月1日現在）

件名	相談日
法律相談	毎週月・水・木曜日（不定休あり，第2水曜日のみ夜間法律相談）
人権身の上相談	第1・3火曜日
行政相談	第1・2水曜日，第3月曜日
税理士による税務相談	第2金曜日（左記に加え，1・2月は第3金曜日，3月は第1金曜日）
不動産相談	第1金曜日
登記相談	第2火曜日
司法書士による相談	第2・3火曜日（第3火曜日は偶数月のみ）
行政書士の暮らしの手続き相談	第4火曜日
社会保険労務士による相談	第4金曜日

(4) 地域ブランディング

地域ブランディングを進めていくための取組として、次の事業を実施した。

ア ブランドスローガンの作成

地域ブランディングを進めていくための合言葉となるブランドスローガンと、それを掲げる柏市の宣言であるステートメントを作成

(7) ブランドスローガン 「つづくを、つなぐ。」

(イ) ブランドステートメント

柏の木が、つぎの若い芽にバトンを渡していくように。

みんなで、柏をつないでいこう。

これまででも、しなやかに変わってきたように。

つづくために、私たちにできることがある。
ひとりひとりの、あしたをよくする知恵と工夫で。
柏市は、つづくをつなぐ、まちになります。

イ 柏つなぐ大使の任命

柏市にゆかりがある方に、柏の魅力について広く発信していただくことで、柏市のイメージアップを図ることを目的とした「柏つなぐ大使」制度を創設し、第1号として元プロ車いすテニスプレーヤーの国枝慎吾さんを任命

ウ ブランドロゴとプロモーション動画の作成

ブランディングの旗印であるロゴマークとプロモーション動画を作成

エ ブランディングサイトの作成

柏市のブランドスローガン「つづくを、つなぐ。」に込めた考え方や想いをより多くの方に伝えていくために、「柏市『つづくを、つなぐ。』サイト」を作成

オ 駅前プロモーションの実施

ブランドスローガン・ブランドロゴマークを広く浸透させていくためのプロモーションとして、令和5年7月15日からJR及び東武線の柏駅周辺で、ポスター・フラッグの掲示やプロモーション動画を放映

カ 柏市制施行70周年記念ロゴマークの作成

市制施行70周年を記念したロゴマークを作成

(5) フィルムコミッション

令和5年度にフィルムコミッション担当を新設。立上げ初年度はフィルムコミッションとしての基盤を整備するため、次の取組を進めた。

(ア) ワンストップサービスの提供

ロケーション撮影の誘致から関係機関との調整まで、柏市として撮影支援に係るワンストップサービスを提供するための業務フロー構築。

(イ) ロケ誘致の強化

ロケ地候補を幅広く募り、リスト化するとともに、ホームページやメールに加えて、業界関係者が出席するイベントを通じて情報提供を行うなど、撮影を誘致するため営業活動を強化。

第9編 市民生活

1 戸籍・住民登録等

(1) 支所・出張所等

ア 設置状況

(ア) 沼南支所

(イ) 出張所

田中・増尾・光ケ丘・豊四季台・南部・西原・松葉・藤心・高柳（左記の9カ所については、近隣センターと併設）・富勢・柏駅前行政サービスセンター

(ウ) 柏の葉サービスコーナー

イ 取扱業務

戸籍，住民基本台帳，印鑑登録，埋火葬等の許可，マイナンバーカードの交付，国民健康保険及び国民年金（住所異動に伴う手続に限る。），税その他収入金の収納，市税証明（納税・所得・評価等）等

※柏の葉サービスコーナーでは，このうち戸籍及び住民基本台帳（証明書の発行に限る。），印鑑登録証明書及び印鑑登録，市税証明（納税・所得・評価等）に関する業務を取り扱っている。

(2) 本籍数と本籍人口（令和6年3月末日現在）

年度	R3	R4	R5
本籍数	124,790	125,742	126,730
本籍人口(人)	311,546	312,786	314,210

(3) 戸籍届出件数

年度	R3	R4	R5
本籍人(件)	8,131	8,000	7,884
非本籍人(件)	4,305	4,437	4,408
他市町村から送付(件)	4,461	4,464	4,401
計(件)	16,897	16,901	16,693

(4) 住民基本台帳事務取扱件数

年度	R3	R4	R5
転入届(件)	15,595	18,827	18,111
転出届(件)	14,170	15,723	15,981
転居届(件)	6,740	6,559	6,427
その他(件)	21,012	20,787	20,806
計(件)	57,517	61,896	61,325

(5) 証明書交付件数

年度	R3	R4	R5
戸籍(件)	42,183	47,306	52,237
除籍(件)	13,022	13,617	13,853
住民票・戸籍の附票(件)	198,351	199,451	188,590
印鑑(件)	109,628	108,993	109,676
計(件)	363,184	369,367	364,356

(6) 住居表示実施状況(令和6年3月末日現在)

区域	面積(km ²)	世帯数(世帯)	人口(人)
市全体	114.74	207,027	435,633
住居表示実施区域	19.58(17.06%)	100,350(48.47%)	204,764(47.00%)

2 国民健康保険

(1) 国民健康保険の加入状況

年 度	R3		R4		R5	
	世帯	人数(人)	世帯	人数(人)	世帯	人数(人)
人 口	192,533	430,032	196,147	432,985	198,819	434,462
被 保 険 者 数	56,260	83,816	54,781	80,107	54,082	77,876
被保険者資格 取 得 者 数	10,986	16,601	12,761	18,298	12,720	18,064
被保険者資格 喪 失 者 数	11,767	18,777	14,137	21,752	13,868	20,765
国民健康保険 加 入 率 (%)	29.2	19.5	27.9	18.5	27.2	17.9

※被保険者資格取得者数及び被保険者資格喪失者数については、年度内に資格の取得・喪失がともにあった場合を含む。

(2) 保険給付状況（療養諸費）

年度	総額(千円)	療養の給付等(千円)	療養費(千円)
R3	22,481,284	22,240,385	240,899
R4	21,999,738	21,771,077	228,661
R5	21,742,082	21,515,277	226,805

(3) 保険給付状況（その他）

年度	総 額 (千円)	高額療養費 (千円)	移送費 (千円)	葬祭費 (千円)	出産育児 一時金 (千円)	傷病手当金 (千円)
R3	3,436,202	3,314,076	1	23,700	96,309	2,116
R4	3,264,888	3,141,138	19	24,800	93,716	5,215
R5	3,343,311	3,211,280	0	24,200	107,053	778

3 国民年金

(1) 被保険者数及び給付状況

年度	区 分	総 数	内 訳			
			老齢基礎 年 金	障害基礎 年 金	遺族基礎 年 金	寡婦年金
R3	被保険者数(人)	80,346	—	—	—	—
	受給権者数(人)	110,115	106,498	3,008	579	30
	年金支給額(千円)	74,394,364	71,374,090	2,541,934	466,497	11,843
R4	被保険者数(人)	78,725	—	—	—	—
	受給権者数(人)	110,683	106,873	3,164	611	35
	年金支給額(千円)	74,676,834	71,516,055	2,661,633	485,787	13,360
R5	被保険者数(人)	77,135	—	—	—	—
	受給権者数(人)	111,283	107,344	3,275	627	37
	年金支給額(千円)	76,809,394	73,472,824	2,815,974	506,106	14,490

(2) 福祉年金の給付状況

所得が一定額以下であることを条件として給付される無拠出制の年金

年度	区 分	総 数	内 訳	
			老齢福祉年金	障害基礎年金
R3	受給権者数(人)	2,749	0	2,749
	年金支給額(千円)	2,438,331	0	2,438,331
R4	受給権者数(人)	2,909	0	2,909
	年金支給額(千円)	2,526,837	0	2,526,837
R5	受給権者数(人)	3,007	0	3,007
	年金支給額(千円)	2,667,907	0	2,667,907

4 消費生活

昭和50年5月1日に「消費生活センター」を設置し、消費生活相談、消費者被害の未然防止、消費者教育及び啓発など、消費者問題に対し積極的に取り組んできた。

昨今の少子高齢化の進展、スマートフォンの利用やインターネット取引、キャッシュレス決済の拡大などにより、本市に寄せられる消費者トラブルに関する相談は、世代を問わず、ここ数年、高い水準で推移しているところである。こうした中、柏市消費生活センターでは、「柏市消費者教育推進計画」に沿って、消費生活相談体制の確保をはじめ、消費者啓発、消費者教育を推進すべき各施策を、計画かつ体系的に行っている。なお、2022年4月に民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあって、若者の消費者トラブルの未然防止に取り組む必要性がこれまで以上に高まっている。今後は相談支援体制の更なる充実と多様なツールを活用した啓発に努めていく。

(1) 消費生活相談受付状況

資格を有する消費生活相談員が、消費生活における商品やサービスに関する苦情・問い合わせ等を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っている。

区 分		R4 年度 (件)	R5 年度 (件)	対前年度	
				増減数 (件)	増減率 (%)
商 品	教養娯楽	269	284	15	5.6
	食料品	191	167	△24	△13.6
	商品一般	351	335	△16	△4.6
	土地・建物・設備	103	100	△3	△2.9
	住居品	150	128	△22	△14.6
	被服品	191	177	△14	△7.3
	その他の商品	501	458	△43	△8.6
	小計	1,756	1,649	△107	△6.2
役 務 (サ ー ビ ス)	運輸・通信サービス	223	229	6	2.6
	金融・保険サービス	221	232	11	5.0
	他の役務	220	220	0	0
	保健・福祉サービス	279	283	4	1.4
	レンタル・リース・賃借	162	175	13	8.0
	教養・娯楽サービス	278	273	△5	△2.8
	工事・建築・加工	207	210	3	1.4
	その他の役務	235	284	49	20.9
	小計	1,825	1,906	81	4.4
その他		200	168	△32	△16.0
合 計		3,781	3,723	△58	△1.5

(2) 多重債務問題対策

庁内関係各課と「柏市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、連携を図るとともに、東葛地区6市と千葉県弁護士会松戸支部で「東葛多重債務問題対策フォーラム」を設け、多重債務問題の対策に取り組んでいる。

令和5年度の主な取り組みは、東葛多重債務問題対策フォーラム主催による相談会を5月と11月に開催、千葉県弁護士会松戸支部の協力による市独自の相談会を6回開催した。

また、平成31年1月に千葉県弁護士会と協定を締結し、消費生活センターが多重債務に関する相談者に対し、専門知識を有する弁護士を直接紹介できるようにした。

(3) 消費生活情報の提供

消費者被害の未然防止を図るため、消費生活センターに寄せられた相談情報を集計し、最新の事例や対処法等の情報を「柏市消費生活センターつうしん」として発行し、市のホームページに掲載するとともに、関係機関及び消費者講座等で配付した。

(4) 消費者教育・啓発

平成30年4月に策定した「柏市消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育・啓発を推進した。高齢者を主な対象として悪質商法等をテーマとした消費者講座を、消費者団体や地域包括支援センター等とも連携を図りながら実施したほか、市内の高等学校等からの依頼により、2022年からの成年年齢引き下げに向けた消費者講座を実施した。

また、市内で活動する消費者団体を講師として、こどもルームの児童に対し、紙芝居の朗読及びお小遣い帳の付け方講座を開催した。学校における消費者教育の推進を図るため、教育委員会、小・中・高等学校の教員で構成する「柏市消費者教育推進連絡会」を3回開催した。

■ 消費者講座の開催状況

年度	開催回数(件)	受講者数(人)
R3	12	216
R4	20	383
R5	22	742

■ 児童に対する消費者教育の開催状況

受講団体	開催回数(回)	受講者数(人)
学童保育施設 (こどもルーム)	6	158

(5) 消費生活コーディネーター

地域における市民の消費生活の安全と向上を図ることを目的に昭和63年度から、市内ふるさと協議会から推薦を受けた市民を消費生活コーディネーターとして委嘱している(令和6年4月1日現在、36名)。

任期は2年で、消費生活センターが実施する研修会に参加し、地域における消費者啓発活動、消費生活相談への案内、消費者トラブルの未然防止及び各種消費生活に関する情報提供等を行っている。

(6) 柏市消費者行政推進協議会

市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会を設置している。令和5年度は、主に若年者の消費者トラブル防止に向けた事業について、若年者の消費生活相談の最近の状況を踏まえ、各ライフステージでの消費者教育及び啓発等について協議するため、対面での協議会を2回開催した。

(7) 製品安全4法等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき表示が義務付けられた製品（表示の有無、表示内容等）について、立入検査を実施した。

根拠法令	検査店舗数	検査個数	違反件数
家庭用品品質表示法	9	73	1
消費生活用製品安全法	4	12	0
電気用品安全法	4	19	0
ガス事業法	1	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	1	4	0

(8) 市民持込みによる食品等の放射性物質測定

市民の食の安全・安心の確保のため、公的機関の検査対象となっていない家庭菜園で栽培された野菜、自宅の庭に自生している果実及び井戸水等の飲料物等、自家消費される食品を対象に、委託検査機関による放射性物質の測定を実施した。

食品区分	基準値 (Bq/kg)	測定件数	基準値を超過 した件数	検出下限値を 超過した件数
飲料水（井戸水）	10	4	0	0
牛乳	50	0	0	0
乳児用食品	50	0	0	0
一般食品	100	10	0	3
合計		14	0	3

※ 基準値の数値は、セシウム134と137の合計値

※ Bq/kgとは、ベクレル/キログラムのこと

5 計量

正確な計量の実施を確保するため、商店、工場、病院等で取引や証明に使用されているはかりの定期検査及び商品量目等の立入検査の他、適正計量に関する指導・啓発事業及び計量に関する苦情処理等を行っている。

(1) 特定計量器の定期検査及び事前調査

特定計量器（質量計）の性能及び器差を一定水準以上に維持することを目的に、計量法第19条第1項の規定により、奇数年度は常磐線より南区域、偶数年度は主に常磐線より北区域を中心とした市内全域の特定計量器、分銅及びおもりについて、指定定期検査機関による定期検査を2年ごとに実施している。

また、次年度、新規に定期検査対象者となる者を把握するため、事前調査を実施している。

■ 定期検査（市実施分）

検査戸数	検査個数		不合格個数
432	計量器	937	3
	分銅等	99	0

■ 事前調査

調査戸数	次年度検査対象戸数
32	24

(2) 立入検査

適正な計量を確保するために、スーパーマーケット及び事業所等に立ち入り、商品量目並びに特定計量器の使用方法及び定期検査有効期間について検査を実施し、不適正な商品及び特定計量器等が存在する場合は、指導を行っている。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前期の商品量目立入検査及び質量計使用方法検査は中止にした。

■ 特定計量器立入検査

内容	台帳検査				器物検査			
	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
タクシーメーター	7	0	136	0	7	1	13	1
燃料油メーター	—	—	—	—	7	0	70	0
液化石油ガスメーター	—	—	—	—	1	0	2	0
ガスメーター（石油ガス用）	6	0	1,177	0	8	0	22	0

※検査戸数は、検査を実施した物件数

■ 商品量目立入検査

検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
14	6	1,038	30

■ 質量計使用方法検査

検査戸数	指導戸数	検査個数	指導個数
14	6	42	10

(3) 普及啓発事業

市民の計量意識の向上及び販売者等に対する正確計量の推進を図るため、計量思想の普及啓発に取り組んでいる。

事業名等	開催日	場所	参加人数	内容
夏休み 子ども教室 「天びんはかりを作ろう！」	令和5年 8月3日	青少年 センター 創作室	13組 (親子)	・「消費生活センターにおける計量の仕事」の講義 ・天びんはかりの工作
	令和5年 8月4日		14組 (親子)	
沼南まつり	令和5年 10月8日	セブンパーク アリオ柏	404人 ※	・計量クイズ ・計量啓発グッズの配布 ・アンケートの実施
ポスター掲示	令和5年 10月26日～ 同年11月30日	・本庁舎 ・アミュゼ柏 ・沼南庁舎	—	計量強調月間用ポスターの掲示
家庭用計量器 無料簡易検査	令和5年 11月13日～ 同月24日 のうち9日間	消費生活 センター	42名	・体重計 26器 ・キッチンスケール 23器 ・体温計 57器 ・血圧計 24器

※ アンケートの件数から割り出した人数

6 市民活動支援

(1) 市民公益活動促進条例

市民活動は、地縁型活動であれ、テーマ型活動であれ、新たな公共領域の重要な担い手であり、地域社会の様々な課題に柔軟に対応できる可能性を持っている。

こうした可能性やそれぞれの特性を十分に活かし、効果的に公益的な事業やサービスが提供されるためには、市民公益活動の自立的発展を促進する支援策が必要と考え、「市民との協働に関する指針」を策定し（平成16年4月1日）、「市民公益活動促進条例」を制定した（施行：平成16年10月1日）。

市民公益活動促進条例では、市民公益活動に関する基本理念や市民、市民公益活動団体及び市の責務などを定めることにより、市民公益活動の促進を図ることを目的としている。

(2) 市民公益活動促進基金制度

NPO等の市民公益活動団体は、今後ますます公共領域を担うことが期待されるが、多くの団体の財政基盤は脆弱である。多様な活動を活性化し地域社会全体を元気にしていくためには、行政だけでなく地域全体で活動を支援する仕組みが必要と考え、平成25年度から市民公益活動促進基金（柏・愛らぶ基金）を創設した。

この制度は、市民や事業者から寄附を募り、その寄附を原資とした補助金制度である。特徴としては、寄附者が応援したい市民公益活動団体を選んで寄附をすることができる。活動団体にとって使いやすい補助制度（原則、食糧費以外は補助対象）。ふるさと寄附制度に該当するため、税控除の対象となる。

■ 寄附状況

区分 年度	団体応援寄附		一般寄附		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	117	2,538,000	12	260,054	129	2,798,054
H28	92	2,128,000	10	293,923	102	2,421,923
H29	107	3,050,700	13	346,400	120	3,397,100
H30	90	1,880,000	23	909,257	113	2,789,257
R1	90	1,751,005	40	1,403,629	130	3,154,634
R2	63	2,171,000	54	1,689,926	117	3,860,926
R3	60	3,251,800	106	2,150,811	166	5,402,611
R4	57	1,729,400	411	16,933,000	468	18,662,400
R5	40	1,247,000	119	7,208,480	159	8,455,480
合計	716	19,746,905	788	31,195,480	1,504	50,942,385

■ 補助金の交付状況

年度	柏・愛らぶ基金
H28	15 団体
H29	16 団体
H30	20 団体
R1	19 団体
R2	20 団体
R3	21 団体
R4	17 団体
R5	14 団体
R6	12 団体
交付団体	①NPO 法人 ちば里山トラスト ②柏自主夜間中学 ③特定非営利活動法人 NPO こどもすぺーす柏 ④特定非営利活動法人 ホスピスケアを広める会 ⑤柏市消費生活かたくりの会連絡協議会 ⑥柏ジュニアストリングオーケストラ ⑦特定非営利活動法人 ケアラーネットみちくさ ⑧柏市ひとり親（母子，父子，寡婦）福祉会 ⑨特定非営利活動法人 せっけんの街 ⑩介護・認知症の家族と歩む会 ⑪できる街プロジェクト ⑫一般社団法人 セカンドライフファクトリー

(3) 市民公益活動補助金制度

平成16年度からスタートした制度で，自主的な市民公益活動を行っている団体の自立や発展に向けて，活動事業費を一部補助するもの

これまで立ち上げ支援（たまごコース...補助率90%・上限10万円）と自立支援（ひよこコース...補助率50%・上限50万円）の2部門としていたが，平成21年度より新たに連携支援（かるがもコース...補助率50%・上限50万円），平成24年度からはふる協・町会モデル支援（すずめコース...補助率90%・上限10万円）が加わり4部門制となった。たまご・すずめは1カ年，ひよこ・かるがもは3カ年までの補助年数制限がある。

平成25年度から補助金の制度を見直し，従来のものを一本化し柏市民公益活動育成補助金（たまご補助金）とする。補助率90%・上限20万円と市民公益活動団体が利用しやすくなった。

■ 補助金の交付状況（平成24年度まで）

年度	たまごコース	ひよこコース	かるがもコース	すずめコース
H22	8 団体	6 団体	1 団体	
H23	5 団体	3 団体	1 団体	
H24	5 団体	5 団体	1 団体	8 団体

（平成25年度から）

年度	柏市民公益活動育成補助金（たまご補助金）
H26	10 団体
H27	12 団体
H28	9 団体
H29	13 団体
H30	12 団体
R1	16 団体
R2	10 団体
R3	7 団体
R4	7 団体
R5	7 団体
R6	5 団体
交付団体	①柏の葉eスポーツ研究会 ②虹色未来大学 ③Chloris Music（クロリス・ミュージック） ④風早南部かるたプロジェクトチーム ⑤ちゃーりんぐ柏

(4) 柏市地域活動支援補助金（+10（プラステン））

ふるさと協議会や町会・自治会・区等の地縁団体による地域の課題解決への取り組みを支援するため、活動事業費の一部を補助するもの

平成24年度、柏市民公益活動補助金制度に「ふる協・町会モデル支援（すずめコース）」として新設したものを見直し、平成25年度から別制度とした。

対象事業は、「環境美化・保全」、「防災・防犯」、「交流イベント等」、「ICT推進」の4分野とし、上限額は10万円、同一分野における事業への補助は3回まで（1回目の補助率90％、2回目・3回目の補助率80％）。なお、「すずめコース」での受給は、1回目の受給とみなす。

平成28年度から申請を2期制とした。また、令和3年度に「ICT推進」分野を創設した。

■ 補助金の交付状況

年度	柏市地域活動支援補助金 (+ 1 0)
H30	1 3 団体
R1	1 3 団体
R2	9 団体
R3	7 団体
R4	8 団体
R5	1 2 団体
交付団体	①第一住宅増尾団地自治会 ②柏の葉三丁目町会 ③豊四季台地域ふるさと協議会 ④加賀町会 ⑤千代田町会 ⑥増尾町会 ⑦前原町会 ⑧布施新町町会 ⑨松葉三丁目町会 ⑩新青田町会 ⑪柏市つくしが丘町会 ⑫北柏町会

(5) 市民公益活動団体の現況 (登録団体数)

※柏市民公益活動促進条例に基づく登録数(令和6年4月1日現在)

団体の種類	団体数	団体の種類	団体数
1 保健・医療・福祉の増進	101	1 1 国際協力及び国際化の推進	9
2 社会教育の推進	32	1 2 男女共同参画社会の形成	3
3 まちづくりの推進	59	1 3 子どもの健全育成	43
4 観光の振興	5	1 4 情報化社会の発展	4
5 農村の振興	1	1 5 科学技術の振興	2
6 学術・文化・芸術・スポーツの振興	84	1 6 経済活動の活性化	3
7 環境の保全	48	1 7 雇用機会の拡充	3
8 災害救援	1	1 8 消費者の保護	3
9 地域安全活動	4	1 9 特定非営利団体に対する助	3
1 0 人権の擁護又は平和の推進	4	言・援助活動	
		合 計	411

(6) 協働事業提案制度（協働まちづくり提案制度）

協働事業提案制度は、市民公益活動団体が企画・提案した事業について、選考の上、1年間かけて成案化に向けて調整し、実現していくことを目指すシステムで、平成17年度から開始した。

この制度の導入により、公共サービスの質の向上、市民公益活動団体の事業力強化及び市職員の協働意識の醸成を図るとともに、将来的には既存事業の見直しを図ることを目的としている。

平成26年度から制度を見直し、市民公益活動団体からの提案について、庁内各課、双方の協働の意識向上、更には、市政における提案内容の重要性や必要性等、事業優先度の精査を重視し、これまでの選考委員会型から、提案団体と庁内各課をつなぐ協働コーディネーターによる協議型にした。

平成30年度からは制度のあり方について検討しており、新たな提案募集は実施していなかったが、令和2年度より、新たに「協働まちづくり提案制度」として再開した。

■ 提案件数並びに成案化件数

年度	提案件数	成案化件数
H27	3	2
H28	3	0
H29	7	3
R2	5	1
R3	2	2
R4	0	0
R5	1	0

(7) KIKAI（カシワカモノプロジェクト）

柏市に思いを持つ35歳未満の若者たちが集い、若者自らの提案により自主的に活動する、若者を中心とした新しいコミュニティとして、平成31年3月に『KIKAI～新たな柏のチャンスを探求する次世代実験コミュニティ～』としてスタートした。

KIKAIの意味は、柏の別漢字「櫨」は木（キ）と解（カイ）でできているため、「柏の中には機会がある。チャンスがある。解（答え）がある。」という思いが込められている。

このコミュニティでは、若者たちが、楽しさや気軽さを求めながら集い、繋がり、若者の発想力を活かした教育、福祉、子育て、学び、仲間づくりなど様々な施策について自らが考え、活動しながら成長することを目指している。（35歳以上でもコミュニティを支えるサポーターとして関わることができる形式としている。）

また、若者らしいアイデアによるイベントの開催やWebを活用した参加者の募集や活動紹介を、Facebook、InstagramなどのSNSを活用し、若者を中心に幅広い情報発信をする等市と協働で事業を行ってきたが、令和5年4月より市民活動団体として自立した活動に変更した。

(8) 柏市民活動センター

市民公益活動の促進を目的に平成18年10月に開設し、情報、相談、交流、場の提供など、市民公益活動団体の活動拠点となる施設として、会議室やオープンスペース、作業室等、市民公益活動に必要な施設を備えるとともに、市民活動フェスタ（5月開催）や市民活動フォーラム（10月開催）、市民活動講座等、市民公益活動を活性化させる事業を実施、また、機関誌を発行した。

平成28年5月からパレット柏内に移転、市民活動サポートコーナーとして拡大された。

(9) パレット柏

平成28年5月に開館し、柏市民交流センター、柏市民ギャラリー、柏市国際交流センター、柏市男女共同参画センター、市民活動サポートコーナーの5つの施設を併設する複合施設である。多くの市民が集い、活動や交流・連携、芸術の発表や鑑賞の場として期待されている。

柏市民交流センターは、市民の自主的な活動を支援するとともに、行政と市民そして成り立ちや目的も異なる各主体間が相互理解を深め信頼関係を構築し、地域課題を共有する協働のまちづくりの拠点である。市民が利用できる施設として、7つのミーティングルーム、キッチンやピアノがある2つの多目的スペース、いつでも自由に使えるオープンスペースのほか、NPO法人等が事務所代わりに使えるコワーキングスペースがある。

市民活動サポートコーナーは、市民公益活動、交流活動、協働事業、各種補助金等に関する相談業務のほか、市民活動を促進するための各種事業を実施する。

■ 施設概要（平成28年5月開館）

施設名称	柏市文化・交流複合施設（愛称：パレット柏）
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建物規模	Day One タワー地下1階地上27階建ての3階部分
専有面積	2,324㎡
主な施設	柏市民交流センター（ミーティングルーム・多目的スペース・オープンスペース・コワーキングスペース）、柏市民ギャラリー（展示スペース・控室・倉庫）、柏市国際交流センター（国際交流スペース）、柏市男女共同参画センター（男女共同参画交流スペース）、市民活動サポートコーナー

■ 利用状況

年度	総来館者数	柏市民交流センター	柏市民ギャラリー	その他
H29	404,208 人	121,689 人	93,076 人	189,443 人
H30	412,771 人	124,364 人	90,687 人	197,720 人
R1	425,575 人	115,832 人	86,791 人	222,952 人
R2	151,270 人	46,001 人	8,264 人	97,005 人
R3	215,826 人	59,237 人	35,912 人	120,677 人
R4	275,953 人	70,776 人	52,264 人	152,913 人
R5	309,640 人	79,905 人	47,403 人	182,332 人

(10) 市民活動災害補償保険

市民団体が市民活動中に起こした事故に対して補償するもので、市がその保険料を負担し、市民活動の支援を図っている。

ア 対象となる活動

地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉奉仕活動及び市主催事業への参加・協力

イ 補償の内容

内 容		補償額
損害賠償責任 保険（※免責 額 1 万 円）	身体賠償	限度額 1 名 6,000 万円, 1 事故 2 億円
	財物賠償	限度額 1 事故 100 万円
	受託品賠償	限度額 1 事故 100 万円
傷害保険	死亡	200 万円
	後遺障害	200 万円～6 万円
	入院	1 日 3,000 円
	通院	1 日 2,000 円

7 スポーツ推進

本市においては、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会を実現するため、スポーツ環境の整備に努めている。

スポーツ施設

施設名	開設	施設概要	利用者数(人)		
			R2年度	R3年度	R4年度
柏市中央体育館	S52.4	アリーナ、柔道場、剣道場、幼児体育室、弓道場、相撲場、小体育室、会議室、トレーニング室	26,825	208,952	202,643
柏市沼南体育館	H6.9	アリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、大会議室、会議室、フットサル場、舞台、トレーニング室	110,188	123,000	136,868
柏市富勢運動場	S44.7	野球場(4)、庭球場(12)、庭球場管理棟、多目的広場、ゲートボール場、管理棟1階会議室、管理棟2階大会議室	81,264	98,433	95,043
柏市逆井運動場	S59.8	庭球場(10)、多目的広場、自由広場、ゲートボール場、会議室	80,095	91,721	88,120
柏市宮田島運動場	H7.4	少年野球場・一般ソフトボール場、フットサル場(2)、ゲートボール場	20,354	26,206	26,058
柏市柏の葉庭球場	H4.4	庭球場(8)、第2管理棟、シャワー室	36,176	43,544	44,410
新十余二第一公園	S47.10	多目的広場	4,946	6,709	5,737
新十余二第二公園	S47.10	庭球場(3)	11,288	12,470	11,780
松葉第一近隣公園	S56.10	野球場	5,624	5,771	5,681
松葉第二近隣公園	S56.10	庭球場(3)	11,115	10,536	10,071
柏市塚崎運動場	S55.8	野球場、庭球場(2)、多目的広場、ペタン	30,808	38,134	37,353

		ク場			
大津ヶ丘中央公園	S51.5	少年野球場，庭球場(3)	35,118	38,625	38,464
手賀の丘公園	S62.4	庭球場(6)，野球場・多目的広場，ゲートボール場(2)	23,271	26,733	27,888
しいの木台公園	H8.11	庭球場(2)	10,718	12,135	12,022
柏の葉公園運動場	H18.6	多目的広場	14,972	19,323	16,452
利根運動場	S55.8	野球場(4)，サッカー場(2)	7,250	12,741	14,531
柏市ひばりが丘市民プール	S43.7	50m，25m，幼児プール	0	0	4,361
柏西口第一公園市民プール	S45.8	25m，幼児プール(2)	0	0	3,166
柏市逆井市民プール	S59.8	25m，幼児プール	0	0	6,014
柏市船戸市民プール	S58.7	流水プール，スライダー，幼児プール	0	0	7,457
大津ヶ丘中央公園市民プール	S53.7	25m，幼児プール	0	0	428
名戸ヶ谷運動広場	S55.8	多目的広場，少年野球場	856件	1,206件	1,181件
船戸運動広場	S55.9	少年野球場			
逆井運動広場	S57.4	多目的広場，ゲートボール場			
山高野運動広場	S58.7	ソフトボール場(2)			
高田運動広場	S59.1	多目的広場			
柏ビレッジ運動広場	H2.9	少年野球場，サッカー場			
中の橋運動広場	S53.6	庭球場(2)	1,853件	2,808件	2,778件
利根サイクリングコース	S46.8	全長往復19km			

8 地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの活性化

急激な都市化によって市民相互の連帯感や郷土意識が希薄となりつつあった昭和56年に、本市では、『ふるさと柏』の創造を基本理念として、近隣センターを拠点とする「ふるさと協議会」を組織し、新旧住民の融和や住みよいまちづくり運動を進めてきた。

令和6年4月1日現在、21の地域ふるさと協議会が組織され、町会の枠を超えた地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、各種の事業を展開している。その活動は、夏祭り・文化祭・運動会などのイベントのほか、環境・保健福祉・防災など多岐の分野にわたる。

地域には、分野ごとに異なる地域住民組織が多数存在しており、重複した事業の実施により、人的負担の増大、事業効率及び経費効率の低下が地域住民組織の課題となっているため、より効率的で、地域の特色を発揮できるような総合的な組織となるよう地域住民組織の見直しを推進。令和6年4月1日現在、20のふるさと協議会で地区社会福祉協議会との一本化が進められ、より実効のあがる体制を目指している。

また、近年は、地域コミュニティを取り巻く環境が変化しており、特に少子高齢化による社会構造の変化に伴う多様な地域課題が指摘されている。市では、それらの地域課題に対応するため、平成23年度から、ふるさと協議会や他の地域団体、大学等多様な主体が連携することにより、地域の資源・特性を活かしたまちづくりや人材発掘・育成をする「地域づくり推進事業」に取り組んでいる。

(2) 近隣センター

近隣センターは、集会施設のほか、出張所、図書館分館、体育室なども含まれた、市民が「集まり・学び・活動する」複合施設で、コミュニティづくりを推進するための施設として地域住民に広く利用されている。

■ 近隣センターの所在及び利用状況

名称	所在地	利用者数(人)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
田中近隣センター	大室 249 番地 1	25,675	15,289	30,568
柏ビレジ近隣センター	大室 1285 番地 1	18,202	23,064	20,545
北部近隣センター	大青田 1541 番地 2	15,591	16,114	16,545
西原近隣センター	西原三丁目 2 番 48 号	20,800	20,229	21,881
布施近隣センター	布施 1196 番地 5	11,509	12,123	13,507
根戸近隣センター	根戸 467 番地 178	35,690	40,379	40,557
松葉近隣センター	松葉町四丁目 11 番地	47,257	57,585	61,358
高田近隣センター	高田 693 番地 2	28,050	32,657	11,203
豊四季台近隣センター	豊四季台一丁目 1 番 116 号	42,162	48,918	58,921
柏中央近隣センター	柏六丁目 2 番 22 号	41,699	55,998	58,438
新富近隣センター	豊四季 945 番地 1	22,397	25,319	24,660
旭町近隣センター	旭町五丁目 3 番 32 号	34,873	39,763	45,442
新田原近隣センター	東柏二丁目 2 番 15 号	34,262	36,408	39,007
富里近隣センター	富里二丁目 4 番 4 号	17,163	22,225	23,276
永楽台近隣センター	永楽台二丁目 11 番 25 号	13,693	15,709	17,481
増尾近隣センター	増尾三丁目 1 番 1 号	34,014	38,141	36,492
光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地 200 番 5 号	35,123	40,719	43,926
南部近隣センター	新逆井二丁目 5 番 13 号	41,630	47,205	48,956
藤心近隣センター	藤心四丁目 1 番 11 号	26,269	29,776	30,934
酒井根近隣センター	酒井根 653 番地 4	38,305	42,180	42,633
高柳近隣センター	高柳 1652 番地 10	24,817	26,484	28,452
沼南近隣センター	大島田 440 番地 1	31,427	46,457	54,867
手賀近隣センター	柳戸 511 番地 11	4,834	7,374	8,034

※ 個人開放を含む数値

(3) 地区ふるさとセンター（町会等の集会施設）

131 館（令和 6 年 4 月 1 日現在の施設数）

(4) 行政連絡業務

市政の円滑な推進に資することを目的に、平成 8 年 4 月 1 日から制度化した。町会・自治会・区等に対し、行政資料の配布・回覧・掲示等を依頼するもの

(5) アミュゼ柏

平成11年4月に開館し、近隣センターと音楽等の活動を主体とした多目的ホールを備えた複合施設である。市民の暮らしと芸術の薫りが溶け合う新しい文化施設として、多くの方々に利用されている。

ア 施設概要（令和6年4月1日現在）

用途	近隣センター・多目的ホール	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造	
建物規模	地上5階 地下1階	
面積	敷地面積 2,014.42 m ² 延床面積 5,569.11 m ²	建築面積 1,418.43 m ²
主な施設	近隣センター(会議室・和室・料理実習室・工芸室・音楽室) クリスタルホール(400席) プラザ(移動席(150席)) リハーサル室(移動席(50席))	

イ 利用状況

年度	クリスタルホール		プラザ		リハーサル室	
	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)
R3	369	23,544	516	17,295	703	6,664
R4	541	45,231	715	31,999	790	11,695
R5	562	55,912	680	34,916	908	11,797

(6) 市民文化会館

昭和47年10月に開館し、芸術文化の向上と活動実践の場として、多くの市民に利用されている。大ホール及び小ホールを有し、地域に根ざした文化の拠点となっている。

ア 施設概要（令和6年4月1日現在）

構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨トラス造（屋根部分）	
建物規模	大ホール 地上5階・小ホール 地上3階	
面積	敷地面積 13,928.77 m ² 延床面積 5,816.49 m ²	建築面積 3,233.86 m ²
主な施設	大ホール(1,338席) 小ホール(300席) 多目的室(3) 和室(1) 楽屋(6)	

イ 利用状況

年度	大ホール			小ホール		
	使用件数 (件)	使用区分数 (区分)	利用人数 (人)	使用件数 (件)	使用区分数 (区分)	利用人数 (人)
R3	206	476	58,211	138	247	13,839
R4	250	557	96,880	199	376	27,231
R5	267	612	125,055	210	435	28,643

第 1 0 編 環 境

1 環境保全事業

(1) 柏市環境基本計画（第三期）

環境問題を巡る国内外の情勢の変化や、本市のまちづくりの基本となる柏市第五次総合計画の策定等を受け、平成28年3月に環境分野のマスタープランとして柏市環境基本計画（第三期）を策定した。

計画期間は平成28年度から令和7年度の10年間とし、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4つの分野を対象に、環境分野に関連する各種計画と連携しながら、環境の保全及び創造に関する取組を組織横断的に推進している。

(2) 地球環境

ア 地球温暖化対策

実効性の高い地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出量の削減目標などを定めた柏市地球温暖化対策条例を平成19年3月に制定した。同条例に基づき、柏市地球温暖化対策計画を平成20年3月に、第二期柏市地球温暖化対策計画を平成26年3月に策定した。令和元年10月には、パリ協定の発効を受けた国の地球温暖化対策計画が策定されたこと等を踏まえ、第三期柏市地球温暖化対策計画を策定した。

令和4年2月25日には更に脱炭素施策を進めるため、第1回市議会定例会において、「気候危機宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

ゼロカーボンシティの達成に向け、一事業者としての柏市役所の排出削減を目指す「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン」を令和5年2月に策定した。本計画では、平成25年度比で令和12年度までに柏市役所の温室効果ガス排出量を51%以上削減することを目指している。

令和6年7月には、令和2年10月の国のカーボンニュートラル宣言、令和3年10月の国の地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、「第三期柏市地球温暖化対策計画（改定版）」を策定した。本計画では、「持続可能な未来へつなぐ 脱炭素のまち 柏」を将来社会像とし、市民・事業者・行政が相互に連携して地球温暖化対策を推進することで、平成25年度比で令和12年度までに市内の温室効果ガス排出量を46%削減することを目指している。

イ 環境マネジメントシステムの推進

本市では、平成13年3月に本庁舎を対象にISO14001の認証を取得し、環境負荷低減等に取り組んできたが、認証取得後7年が経過し、職員に環境マネジメントシステムが浸透したことから、平成19年度末をもって認証登録を返上した。平成20年度より、本市の全部署を対象とした柏市版の環境管理システム（KEMS）を新たに導入し、環境保全に係る施策を一元的に管理運用している。

(3) 水質汚濁

ア 概況

本市を流れる代表的な河川である大堀川及び大津川では、生活環境項目の代表的な汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）値は改善してきており、環境基準を達成した。

また、これらの河川が流入している手賀沼の水質は、全国の中で一番汚濁が進んだ沼とされていた時期の状況からは大きく改善されたが、依然として環境基準の達成には至っていない。

■ 大津川、大堀川、染井入落及び手賀沼の水質状況

(単位：mg/l 75%値)

測定項目 (水域・地点)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	環境基準
BOD (大堀川・北柏橋)	2.3	2.0	1.9	3.7	3.1	8 以下
BOD (大津川・上沼橋)	2.7	2.9	2.5	2.3	2.9	5 以下
BOD (染井入落・染井新橋)	2.3	1.9	1.6	2.5	3.0	—
COD (手賀沼・沼中央)	10	11	10	11※	11※	5 以下
COD (手賀沼・下手賀沼中央)	13	13	11	12	14	5 以下

※千葉県速報値

イ 水質保全体制

本市は、昭和61年4月1日に水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法の政令市に指定された。これにより、これらの法に基づく届出、受理、立入検査、水質常時監視等の事務を本市で行うことで、一貫した水質保全行政を推進している。

ウ 手賀沼水質浄化対策

手賀沼は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼に指定された。千葉県では、昭和61年度から5年ごとの湖沼水質保全計画を策定し、令和3年度には、令和7年度までの第8期手賀沼に係る湖沼水質保全計画が策定され、計画的に水質保全対策の推進を図るものである。

なお、第8期手賀沼に係る湖沼水質保全計画による手賀沼水質浄化の主な諸施策は次のとおりである。

- (ア) 北千葉導水事業 (国土交通省)
- (イ) 水生生物の植栽・回収及び植生帯の整備による水質浄化 (千葉県)
- (ウ) 下水道整備 (手賀沼流域下水道として、千葉県・構成流域市)
- (エ) 水生植物の刈取り (千葉県・構成流域市・NP0・住民)
- (オ) 高度処理型合併処理浄化槽の設置補助事業 (千葉県・構成流域市)
- (カ) 水質浄化啓発 (水切りネット等の配布) (千葉県・構成流域市)

(4) 大気汚染

ア 概況

本市の大気汚染の状況は、ここ数年横ばい傾向にある。

令和5年度の環境基準適合状況は、光化学スモッグ発令基準である光化学オキシダントが不適合であったが、二酸化硫黄他は環境基準に適合した。

なお、本市を含む東葛地域における光化学スモッグ注意報等は、2回発令された。

イ 監視体制

本市では、一般環境大気測定局3局及び自動車排出ガス測定局4局計7局を設置して常時監視を行い、大気データをテレメータにより遂次柏市環境政策課及び千葉県に送信している。

■ 測定局の測定機配備状況 (令和6年3月31現在)

項目	永楽台	大室	南増尾	旭	伊勢原	西原	大津ヶ丘
二酸化硫黄	○	○					
浮遊粒子状物質	○	○	○		○	○	○
オキシダント	○	○	○				
窒素酸化物	○	○	○	○	○	○	○
非メタン炭化水素	○			○			
一酸化炭素				○			○
微小粒子状物質	○	○					○
気温・湿度	○	○	○		○		○
風向・風速	○	○	○		○		○
降水量	○						
騒音					○	○	

(5) ダイオキシン類の測定

令和5年度は、大気6地点、河川・湖沼水4地点、地下水2地点、底質4地点及び土壌2地点でダイオキシン類の測定を実施した。結果は下手賀沼中央の水質が環境基準を超過したが、その他の項目はすべて環境基準を達成した。

ア 大気

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	平均	環境基準	R4年度
	R5. 5. 24 ～R5. 5. 3	R5. 7. 5 ～R5. 7. 1	R5. 10. 11 ～R5. 10. 18	R6. 1. 11～ R6. 1. 18			
大室測定局 (田中小学校)	0.0071	0.011	0.020	0.030	0.017	0.6	0.023
永楽台測定局 (柏第八小学校)	0.013	0.0098	0.014	0.025	0.015		0.019
旭測定局	0.011	0.0091	0.017	0.027	0.016		0.018
大津ヶ丘第一小学校	0.013	0.018	0.020	0.047	0.025		0.029
高柳西小学校	0.015	0.016	0.027	0.032	0.023		0.022
藤ヶ谷ふれあいセンター	0.014	0.015	0.027	0.052	0.027		0.040

イ 河川・湖沼水

(単位：pg-TEQ/ℓ)

調査地点	春季	秋季	平均	環境基準
	R5. 6. 8	R5. 10. 20		
北柏橋（大堀川）	0.043	0.057	0.050	1.0
上沼橋（大津川）	0.10	0.11	0.11	
染井新橋（染井入落）	0.54	0.070	0.31	
下手賀沼中央（下手賀沼）	1.0	1.2	1.1	

ウ 地下水

(単位：pg-TEQ/ℓ)

調査地点	調査日	環境基準
	R5. 11. 16	
若柴	0.014	1.0
片山	0.014	

エ 底質

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	調査日	環境基準
	R5. 6. 8	
北柏橋（大堀川）	0.60	150
上沼橋（大津川）	1.1	
染井新橋（染井入落）	1.4	
下手賀沼中央（下手賀沼）	13	

オ 土壌

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	調査日	環境基準	調査指標値
	R5. 6. 15		
藤心小学校	0.028	1,000	250
松葉第二小学校	0.35		

(6) ダイオキシン類対策

平成14年4月1日に施行した柏市ダイオキシン類発生抑制条例に基づくごみ焼却炉の設置等の届出状況は、次のとおりである。また、平成20年4月より中核市となり、ダイオキシン類対策特別措置法の基づく特定事業場に対する規制及び指導等が新たに加わった。

■ ごみ焼却炉の届出状況（令和6年3月31日現在）

種別	使用廃止 (基)	新規設置 (基)	届出焼却炉 (基)(R5年度)
家庭用	0	0	5
事業用	3	3	42
合計	3	3	47

(7) 公害と苦情

令和5年度における苦情受付は210件であった。

公害の種類別にみると、大気が78件(37.1%)と最も多く、次いで騒音61件(29.0%)、悪臭34件(16.2%)、振動23件(11.0%)、水質汚濁7件(3.3%)、その他5件(2.4%)、地盤沈下2件(1.0%)となっている。

(8) 自然環境

市民が身近に触れて親しめる場として、名戸ヶ谷湧水をはじめとした湧水地を開放している。

また、名戸ヶ谷湧水を活用し、水辺や水田の多様な生きものが生息できるビオトープとして平成13年度に整備した。平成14年度からは、市民参加による「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を創設し、水田耕作や観察会を行いながら動植物の多様化を進めており、また老朽化した木道の改修をし、利用者の利便性を図っている。さらに、「柏ホテルの会」によりヘイケホテルの自生に向けた取組やホテル観察会を中心とした環境教育、希少生物の保全等を進めている。

(9) 土壌汚染

令和6年3月31日現在、本市内において4箇所が土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されており、その区域は以下の表のとおり。

また、これまでに指定が解除された区域は以下の表のとおり。

■ 現在、土壌汚染対策法に基づく指定区域(令和6年3月31日現在)

区域の種類	指定年月日	指定区域の所在地	指定区域の面積(m ²)	指定基準不適合であった特定有害物質
形質変更	平成27年7月27日	新十余二7番1,7番5,7番6の各一部	52,158	テトラクロロエチレン, シスー1, 2-ジクロロエチレン, 六価クロム化合物, シアン化合物, ふっ素及びその化合物, ほう素及びその化合物
形質変更	平成29年9月19日	新十余二7番5の一部	5,514	テトラクロロエチレン, シスー1, 2-ジクロロエチレン, 六価クロム化合物, シアン化合物, ふっ素及びその化合物, ほう素及びその化合物
形質変更	令和3年9月27日	新十余二11番1の一部	1,817.21	鉛及びその化合物
形質変更	令和4年5月18日	柏の葉6丁目2番1の一部	100.00	鉛及びその化合物

要措置	令和5年7月4日	酒井根六丁目257番9の一部, 同番10	404.1	テトラクロロエチレン
-----	----------	----------------------	-------	------------

■ これまでに土壤汚染対策法に基づく区域指定を解除された区域 (令和5年3月31日現在)

区域の種類	解除年月日	指定区域の所在地	指定区域の面積 (㎡)	指定基準不適合であった特定有害物質
指定区域	平成20年1月18日	布施1121番1の一部	962.0	鉛及びその化合物
指定区域	平成21年11月24日	布施1081番1の一部	9407.05	鉛及びその化合物
形質変更	平成22年7月22日	花野井627番24の一部他17筆	6,888.3	ふっ素及びその化合物, トリクロロエチレン他
要措置	平成23年8月4日	高田1384番の一部他	200	鉛及びその化合物
要措置	平成25年6月20日	新十余二13番12の一部	200	ふっ素及びその化合物
形質変更	平成25年7月9日	鷺野谷1027番23の一部	200	ふっ素及びその化合物
要措置	平成26年10月30日	鷺野谷1027番15の一部	2273.5	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
形質変更	平成26年10月30日	鷺野谷1027番32の一部	215.3	鉛及びその化合物
形質変更	平成29年3月31日	豊四季264番1, 265番1, 265番10の各一部	334.0	シアン化合物, セレン及びその化合物
要措置	平成31年3月22日	新十余二7番1, 7番5, 7番6の各一部	51,877	テトラクロロエチレン, トリクロロエチレン, シス-1, 2-ジクロロエチレン, 1, 1-ジクロロエチレン, 六価クロム, ふっ素及びその化合物, ほう素及びその化合物

形質変更	令和3年 3月3日	篠籠田字八幡 1400-1 の一 部, 篠籠田字 後原 1402-8 の 一部	181.9	鉛及びその化合物
要措置	令和3年10 月15日	篠籠田字後原 1402 番 9 , 1402 番 38 の 各一部	198	鉛及びその化合物
形質変更	令和3年11 月1日	藤ヶ谷字上人 塚 1641 番 12, 1642 番 4, 1642 番 5 の 各一部	500	鉛及びその化合物
形質変更	令和3年12 月27日	新十余二11番 1 の一部, 12 番6 の一部	4756.24	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
要措置	令和3年11 月24日	新十余二11番 1 の一部, 12 番6 の一部	400	六価クロム化合物
形質変更	令和3年12 月3日	藤ヶ谷字滝谷 台 1731 番の一 部	100	カドミウム及びその化合 物
形質変更	令和4年1月 13日	藤ヶ谷字上人 塚 1636 番の一 部, 柏市藤ヶ谷 字駒形 1634 番 1 の一部, 柏市 藤ヶ谷字割山 1669 番の一部	233.27	鉛及びその化合物
要措置	令和4年 11月21日	風早一丁目10 番13 の一部	200.9	六価クロム
形質変更	令和4年 12月19日	大青田字南田 599 番の一部	757.77	鉛及びその化合物
要措置	令和5年 1月16日	大青田字庚塚 649 番の一部	104.44	ふっ素及びその化合物

※区域の種類について、「指定区域」は旧法の汚染区域を、「要措置」は要措置区域を、「形質変更」は形質変更時要届出区域を表す。

(10) 浄化槽対策

平成20年4月1日からの中核市移行に伴い、浄化槽に関する事務が千葉県から移譲され、浄化槽保守点検業者の登録、浄化槽の設置届の受理、維持管理の指導及びその不備による悪臭苦情の処理等を独自に実施している。

浄化槽は、生活様式の向上に伴い市民の水洗化志向が高まったことにより、公共下水道の整備が遅れている区域ではその普及が進んでいる。浄化槽が正常な機能を発揮し、適正な放流水質を確保するためには適切な維持管理が必要であり、浄化槽法は、浄化槽の適正な維持管理をその設置者に義務付けている。

また、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、昭和63年度からし尿と家庭雑排水を併せて処理できる合併浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付している。

平成13年度からは、浄化槽法が改正され、浄化槽を設置する場合は、合併処理浄化槽を設置することが義務付けられた。

ア 年度別浄化槽設置基数

年度	合併処理浄化槽(基)	単独処理浄化槽(基)
R1	6,634	17,137
R2	6,744	17,027
R3	6,879	16,892
R4	6,995	16,830
R5	7,101	16,765

イ 年度別合併処理浄化槽補助基数

年度	基数(基)	補助額(千円)
R1	3	1,478
R2	6	4,352
R3	4	2,693
R4	6	4,220
R5	5	3,831

2 産業廃棄物等適正処理指導

(1) 産業廃棄物の適正処理指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、産業廃棄物の排出事業者に対し、適正処理を指導する。

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理指導

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を期限内に完了させるための指導を行う。

イ 多量産業廃棄物排出事業者に対する指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物を年間1千トン以上

(特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上) 排出する事業者に対し、廃棄物の排出削減の指導を行う。

ウ その他の適正処理指導

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出指導、アスベスト廃棄物発生事業場に対する保管状況の確認等により適正処理を指導する。

エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況届出事業者数 (令和6年3月31日現在)

項目	事業者数
ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況届出事業者数	67

オ 多量産業廃棄物処理計画等届出事業者数 (令和6年3月31日現在)

項目	事業者数
多量産業廃棄物処理計画等届出事業者数	60

(2) 産業廃棄物処理業許可及び指導事業者数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務及び処理業者に対する指導を行う。

■ 産業廃棄物処理業者数 (令和6年4月1日現在)

項目	事業者数
産業廃棄物収集運搬業者	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	0
産業廃棄物処分業者	14
特別管理産業廃棄物処分業者	2

(3) 産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可事務及び指導を行う。また、柏市産業廃棄物不適正処理防止条例に基づく小規模産業廃棄物処理施設の設置許可事務及び指導を行う。

■ 産業廃棄物処理施設等設置数 (令和6年4月1日現在)

施設の種類	施設数
産業廃棄物処理施設	14 (うち、自社物用4)
小規模産業廃棄物処理施設	9 (うち、自社物用1)

(4) 自動車リサイクル法に基づく登録及び許可等

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業及びフロン回収業の登録事務並びに解体業及び破砕業の許可事務を行うとともに、これらの自動車リサイクル関連業者に対する適正処理指導を行う。

■ 使用済自動車関係業者数 (令和6年4月1日現在)

項目	事業者数
引取業者数	76
フロン回収業者数	34
解体業者数	23
破砕業者数	3

(5) 産業廃棄物の不適正処理対策

市域内での産業廃棄物の不法投棄や不適正焼却、不適正堆積等の対策として、パトロールを実施するとともに、把握した不適正処理に対する是正指導を行う。

(6) 埋立事業の許可等

土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、「柏市土砂等埋立て等規制条例」に基づき、事業区域の面積が300㎡以上の埋立事業に関し、許可・届出審査及び指導を行っている。

■ 柏市土砂等埋立て等規制条例の新規許可(届出)件数

年度	許可件数(件)	届出件数(件)
R1	1	9
R2	6	3
R3	4	3
R4	3	4
R5	7	6

3 ごみ処理事業

(1) 現況

旧柏地域では、北部クリーンセンターの負荷軽減を目的に、平成7年度からプラスチックごみの分別収集を開始し、さらに平成9年4月に施行された容器包装リサイクル法を受けて、ペットボトルの資源回収を開始した。現在は可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、容器包装プラスチック類及び資源品の6分別収集を実施している。

現在、家庭ごみの収集は、可燃ごみを週2回、容器包装プラスチック類を週1回、平成27年10月からは、一部地域を民間業者に委託して実施し、その他地域を南部・北部クリーンセンターが実施している。不燃ごみ及び有害ごみを月2回、粗大ごみを随時・有料とし、民間業者に委託して実施している。また、事業系ごみは許可業者又は事業者が南部・北部クリーンセンターに直接搬入している。

ごみの処理は、容器包装プラスチック類以外は南部・北部クリーンセンターに運ばれ、9割以上を占める可燃ごみは焼却処分し、不燃ごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎して金属類を選別した後に焼却するなどの処理を行っている。また、容器包装プラスチック類は、容器包装リサイクル法を適用し、平成13年度からは委託により圧縮保管施設で選別・圧縮梱包し、その後、再商品化施設で処理している。北部クリーンセンターより排出される有害ごみについては、外部処理委託を実施している。

旧沼南地域では、平成3年度に締結した鎌ヶ谷市とのごみ処理共同化協定に基づき、沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合(現：柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合)により収集及び処分を実施している。

平成10年度には、ごみの分別を従前の2分別(可燃・不燃)から5分別(燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック系ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)とし、平成

12年度からは循環型社会の構築を推進するため、燃やすごみから紙類・布類を分離して資源ごみに追加するとともに、平成15年度からは新たに危険・有害物とペットボトルの分別を実施した。

なお、令和6年度から、主なごみの分別名称について旧柏地域を基本に統一し（可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック類・資源品に名称変更）、可燃ごみ及び容器包装プラスチック類については指定ごみ袋を旧柏地域と同様の色に変更した。

現在、家庭ごみの収集は、可燃ごみを週3回、不燃ごみ・ペットボトルを月2回、容器包装プラスチック類・資源品を週1回、危険・有害物を月1回、粗大ごみを随時・有料とし、民間業者に委託して実施している。

処理方法は、可燃ごみは平成11年度に稼動したクリーンセンターしらさぎで鎌ヶ谷市と共同で焼却処理し、焼却灰は外部処理委託を実施している。

また、不燃ごみは、民間施設において破碎処理後、金属類を資源化し、可燃性残渣をクリーンセンターしらさぎで焼却処理している。容器包装プラスチック類は、容器包装リサイクル法に基づき資源化を推進し、埋め立てごみの減量を図っている。

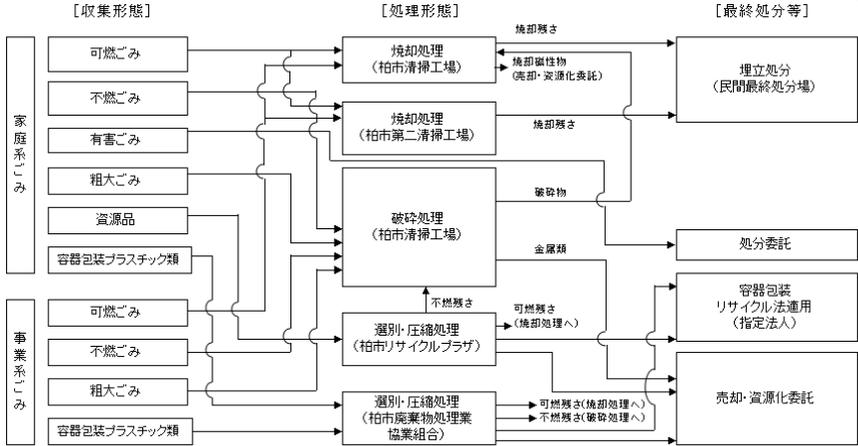
旧柏地域・旧沼南地域において、令和2年10月1日より、ごみを集積所まで運ぶことが困難な方に対し、無償で玄関先まで収集に伺う「ごみ出し困難者支援収集」を開始した。

なお、旧柏地域では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質を原因として、南部・北部クリーンセンターから指定廃棄物（8,000Bq/kg超の飛灰等）が発生したため、放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づき、当該指定廃棄物が国等に引き渡されるまでの間の保管を実施している。また、平成24年7月から草木ごみの分別収集（月2回）を開始したほか、草木ごみの混焼率の調整や灰溶融処理の停止などの放射能濃度低減対策を実施することにより、焼却灰の市外民間最終処分場での処分が可能となっている。

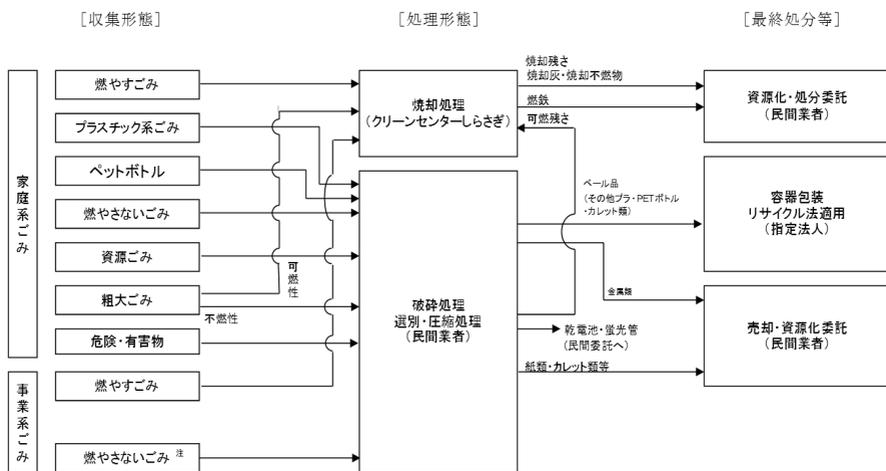
平成29年度から、草木ごみと可燃ごみの混焼実験を行ってきた結果、焼却灰の放射能濃度低下を確認できたため、令和2年10月1日より、以前と同じように草木ごみを可燃ごみの日に収集する方法に戻した。

(2) ごみ処理の流れ (令和5年度)

ア 旧柏地域



イ 旧沼南地域



注 たがし、資源ごみ及びプラスチック系ごみを含む

(3) ごみの市収集及び事業系・直接搬入量の推移

ア 旧柏地域

年度	市収 集量 (t)	事業系 ・直搬 搬入量 (t)	総量(t)	内訳(t)			日平均 排出量 (t/日)	市民1人 当たりの 排出量 (g/日)
				可燃 ごみ	容器包装 プラスチ ック類	不燃・ 粗大等		
R3	63,208	36,831	100,039	86,272	5,350	8,417	274	725
R4	61,790	37,822	99,612	86,594	5,153	7,865	273	716
R5	59,380	37,097	96,477	84,036	4,948	7,493	264	690

イ 旧沼南地域

年度	市収 集量 (t)	事業系 ・直搬 搬入量 (t)	総量(t)	内訳(t)			日平均 排出量 (t/日)	市民1人 当たりの 排出量 (g/日)
				可燃 ごみ	容器包装 プラスチ ック類	不燃・ 粗大等		
R3	9,080	5,343	14,423	12,386	796	1,241	40	746
R4	8,919	5,230	14,149	12,208	771	1,170	39	730
R5	8,596	5,123	13,719	11,854	738	1,126	37	698

※市民1人当たりの排出量は、ごみ総量(資源品を除く。)を年度末の人口数で除し、1日当たりに換算したもの

(4) ごみ処理単価(1t当たり)の推移(柏市全域)

年度	収集(円/t)	処理(円/t)	総原価(円/t)
R3	16,465	23,100	33,363
R4	17,060	22,556	33,198
R5	18,658	23,105	34,432

※ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については、受け入れた会計年度の単価の算定に反映

(5) ごみ処理施設

施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	処 理 施 設		稼動(開 設)年月
柏市北部 クリーン センター	柏市船戸山 高野 538 番 地	26,455	焼却 施設	焼却処理能力 300 t/日 (100 t×3) 定格処理能力 222 t/日 形式 旋回流型流動床焼却炉 設計施工 (株)荏原製作所	H3.4
			粗大 ごみ 処理 施設	処理能力 50 t/5h 形式 併用設備(横型回転式 破砕機) 設計施工 (株)栗本鉄工所	S52.9

柏市南部 クリーン センター	柏市南増尾 56番地2	約37,680	焼却 施設	焼却処理能力 250 t/日 (125 t×2) 定格処理能力 175 t/日 形式 全連続燃焼式火格子焼 却炉 設計施工 日造・前田・椎 名・小倉特定建設工事共同 企業体	H17.4
			灰溶 融炉	処理能力 23 t/日 形式 電気式溶融炉 設計施工 日造・前田・椎 名・小倉特定建設工事共同 企業体	
クリーン センター しらさぎ	柏市藤ヶ谷 1582番地	15,663	焼却 施設	焼却処理能力 256.5 t/日 (85.5 t×3) 定格処理能力 171 t/日 形式 全連続燃焼式流動床式 焼却炉 設計施工 (株神戸製鋼所)	H12.4
柏市第二 最終処分 場	柏市若白毛 757番地	17,500	処分 地	埋立容量 31,500 m ³ 施工 間・石浜建設共同企業 体	H16.4
			浸出 水処 理設 備	処理能力 80 m ³ /日 施工 (株神鋼環境ソリューシ ョン)	H14.8

※クリーンセンターしらさぎは、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合設立の施設

※浸出水処理設備とは、最終処分場の浸出水を浄化・滅菌し、放流する設備

(6) 資源品処理施設

施設名	所在地	敷地面積 (m ²)	処 理 施 設		稼動(開 設)年月
柏市リサ イクルプ ラザ	柏市十余二 348番地の 202	約11,800	選別・ 圧縮処 理施設	処理能力 176 t/日 (5h) 設計施工 バブ日立・若 柴・長谷川特定建設工事 共同企業体	H14.4

(7) 手数料

旧柏地域の手数料の徴収については「柏市廃棄物処理清掃条例」で、旧沼南町地域の
手数料の徴収については「柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合手数料条例」で定めてい

る。

ア 旧柏地域（令和6年4月1日現在）

種別	区分	単位	手数料(円)
一般廃棄物（容器包装プラスチック類、犬、猫などの死体、浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10kg までごとに	198
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		
	許可業者が搬入するもの		
	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集、運搬及び処分をするもの	1件	1,100
容器包装プラスチック類（産業廃棄物を除く）	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10kg までごとに	176
	許可業者が搬入するもの		
犬・猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	330

イ 旧沼南地域（令和6年4月1日現在）

種別	単位	手数料(円)	
事業系一般廃棄物	10kg 以上 10kg につき	198	
小動物の死体	1体	1,650	
産業廃棄物	10kg 以上 10kg につき	242	
粗大ごみ	1点	組合が収集及び運搬をするとき	880
		組合の処理施設に搬入するとき	440

(8) 資源化とごみ減量運動

旧柏地域では、昭和57年1月から「可燃ごみ」・「不燃・粗大ごみ」・「資源品」の3分別収集体制を確立し、適正な分別排出と排出物の再資源化によるごみ減量運動を展開してきた。

この運動は、町会・自治会を窓口とし、市民のごみに対する関心を高め、ごみの分別・減量のための協力をお願いするもので、市はごみ減量の指導を図る一方、分別の徹底により排出される資源品を町会・自治会単位で回収しており、すべての世帯の参加協力のもとで進めている。

平成3年2月からは資源品の回収日を月2回に増やし、平成4年7月からは資源品目に紙バックを追加した。

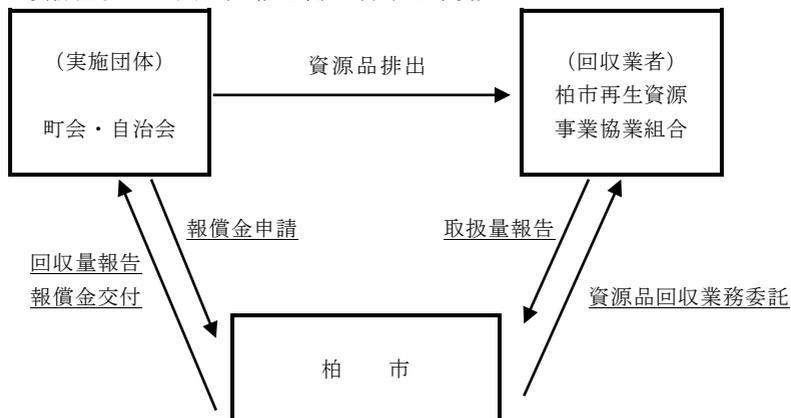
また、清掃工場の負荷軽減のため、平成7年4月からプラスチックごみの分別収集を開始し、平成12年3月まで一部を固形燃料化した。

平成9年4月の容器包装リサイクル法の施行に伴い、ペットボトルとガラスびんの一部について同法による処理を開始し、平成12年4月からは容器包装プラスチックも同法を適用している。ただし、ペットボトルについては平成17年度から独自に売却を行っていたが、平成20年度から一部に、平成21年度から全部に同法を適用している。

平成13年4月に市内に民間のプラスチック処理施設が設置され、さらに、平成14年4月には柏市リサイクルプラザがオープンし、それぞれの施設でプラスチック及び資源品の選別加工を行っている。

さらに、事業系ごみの減量・資源化を図るため、市ホームページ等で呼びかけるとともに、指定多量廃棄物排出者に対する事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び現地確認を実施しているほか、「3R推進事業所及び3R推進店推奨制度」を設け、事業者によるごみ減量及び3Rの活動を推奨している。

ア 資源回収のしくみ(旧柏地域) (令和5年度)



イ 資源品処理状況(旧柏地域)

年 度		R3	R4	R5	
品 目	古 紙	処理量(kg)	10,289,400	9,961,890	9,213,980
		構成比(%)	56.0	56.9	55.8
	古 布	処理量(kg)	1,793,980	1,593,060	1,555,330
		構成比(%)	9.8	9.1	9.4
	ペットボトル	処理量(kg)	1,125,130	1,127,960	1,157,980
		構成比(%)	6.1	6.4	7.0
	ビ ン	処理量(kg)	2,282,540	2,217,490	2,152,430
		構成比(%)	12.4	12.7	13
	金 属	処理量(kg)	2,871,940	2,603,570	2,442,750
		構成比(%)	15.6	14.9	14.8
	合 計		18,362,990	17,503,970	16,522,470
	報 償 金(円)		54,918,570	52,536,480	48,892,260

ウ 旧沼南地域

旧沼南地域は、平成3年度から町会、学校、団体等による有価物集団回収事業を開始し、平成12年度の分別方法の変更（布類及び紙類の追加）に伴い、事業目的を網羅したことから回収事業を終了した。

(9) 水銀含有廃棄物

環境汚染の一因となる水銀含有廃棄物（使用済乾電池等）は、旧柏地域では有害ごみ、旧沼南地域では危険・有害物として収集し、民間の処理業者に処理・処分を委託している。

(10) 使用済小型電子機器等の再資源化（使用済小型家電リサイクル）

使用済小型家電に利用されている有用金属等の再資源化により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、平成26年11月から国による実証事業として、平成27年4月からは市の自主事業として、使用済小型家電のボックス回収を開始。再資源化事業計画の認定事業者に引渡し、再資源化を行っている。

なお、令和5年度は約4.2tを回収した。

(11) 不法投棄防止

「柏市不法投棄対策条例」の施行に伴い、土地所有者や関係機関との連携のもと、パトロール等の実施を通して不法投棄の防止及び早期発見、廃棄物の撤去など、市民、事業者、行政等が不法投棄に関する情報を共有し、一体的な対策を講じるよう努めている。

■ 不法投棄廃棄物処理状況（令和6年4月1日現在）

年度	市処理分		処理業者依頼分 (廃棄物)		処理業者依頼分 (自動車)		合計 (件)
	件数(件)	処理量	件数(件)	処理量	件数(件)	処理量	
R3	220	10,574kg	2	廃タイヤ 3,080 kg 廃家電 199 台	0	0 台	222
R4	176	9,069kg	3	廃タイヤ 1,410 kg 廃家電 212 台	0	0 台	179
R5	74	2,920kg	2	廃タイヤ 2,010 kg 廃家電 242 台	0	0 台	76

※令和2年度から、廃タイヤは重量で計上。

(12) ばい捨て防止

平成9年7月に施行した「柏市ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例」を一部改正し、市内の快適な生活環境を保持することを目的として、平成17年4月に「柏市ばい捨て等防止条例」を施行した。

この条例では、ばい捨て、路上喫煙及び違反ごみ出しを禁止し、市民や事業者の責務等を定めている。特に、柏駅周辺で指定する禁煙等強化区域内において、条例に違反してばい捨て及び路上喫煙をした者に対しては、過料に処することとしている。

4 し尿処理事業

(1) 現況

旧柏地域のし尿は、平成20年度から委託収集し、山高野浄化センター（市設置のし尿処理場）で処理している。浄化槽汚泥は許可業者が収集し、し尿と同じく山高野浄化センターで処理している。

旧沼南地域のし尿は委託収集し、アクアセンターあじさい（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合設置のし尿処理場）で処理している。浄化槽汚泥は許可業者が収集し、し尿と同じくアクアセンターあじさいで処理している。

(2) し尿処理の推移

ア 旧柏地域

年度	収集戸数(戸)	収集人口(人)	収集量(kl)	収集日数(日)	収集日量(kl)
R3	885	1,890	1,524	294	5
R4	855	1,806	1,453	294	5
R5	830	1,737	1,430	294	5

イ 旧沼南地域

年度	収集戸数(戸)	収集人口(人)	収集量(kl)	収集日数(日)	収集日量(kl)
R3	607	1,357	1,482	242	6
R4	585	1,293	1,498	244	6
R5	570	1,243	1,343	244	6

(3) 浄化槽汚泥搬入の推移

ア 旧柏地域

年度	搬入量(kl)	処理日数(日)	処理日量(kl)
R3	13,043	365	36
R4	12,537	365	34
R5	12,186	366	33

イ 旧沼南地域

年度	搬入量(kl)	処理日数(日)	処理日量(kl)
R3	5,147	365	14
R4	4,979	365	14
R5	5,377	366	15

(4) し尿処理単価の推移（旧柏地域）

年度	収集(円/kl)	処理(円/kl)	計(円/kl)
R3	39,228	15,628	54,856
R4	40,958	17,014	57,972
R5	41,205	16,871	58,076

(5) 処理施設

ア 旧柏地域

施設名称	山高野浄化センター
設置者	柏市
所在地	柏市船戸 2115 番地
敷地面積	55,079.63 m ²
施設概要	処理能力 100kl/日 処理方法 標準脱窒素処理方式+高度処理 設計施工 荏原インフィルコ(株)
開設年月	昭和44年3月

イ 旧沼南地域

施設名称	アクアセンターあじさい
設置者	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
所在地	鎌ヶ谷市軽井沢 2102 番地 1
敷地面積	7,155 m ²
施設概要	処理能力 138kl/日 (し尿 52kl/日, 浄化槽汚泥 86kl/日) 処理方法 高負荷脱窒素処理方式+高度処理 設計施工 (株)クボタ
開設年月	平成11年3月

※高負荷脱窒素処理方式とは、し尿除去後のし尿及び浄化槽汚泥を無希釈のまま、生物学的脱窒素法及び凝集分離法で処理する方式をいう。

(6) 手数料

ア 旧柏地域 (令和6年4月1日現在)

区 分	単 位	手数料(円)
し尿(一般家庭)	1世帯当たり・月額	440
し尿(事業所及び共同住宅等で継続して収集するもの)	10lにつき	3.52
し尿(許可業者が搬入するもの)及び浄化槽汚泥	1,800lにつき	550

イ 旧沼南地域 (令和6年4月1日現在)

区 分	単 位	手数料(円)
し尿(柏市, 白井市又は鎌ヶ谷市が許可した業者が搬入するものに限る。)の処理	10kgにつき	11
浄化槽汚泥の処理		

5 放射線対策事業

(1) 担当部署の設置

放射線対策事業の総括的な推進を目的として、平成23年8月19日から平成28年3月末まで環境部内に放射線対策室を設置した。平成28年4月から環境政策課放射線対策担当として組織を変更し、経常的な業務として引き続き放射線対策事業に取り組んでいた。令和2年4月から環境政策課大気・水質・放射線監視担当に名称変更し、継続して放射線対策業務を実施し、令和5年4月からは当該業務を環境政策担当が引き継いでいる。

(2) 柏市除染実施計画

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、法定計画として柏市除染実施計画を策定した。

計画に基づき、市内における毎時の空間放射線量率が0.23マイクロシーベルト以上となる場所をできる限り少なくすることを目標に、各施設における除染作業の進捗管理を行った。

ア 汚染状況重点調査地域の指定日：平成23年12月19日

イ 除染実施計画策定日：平成24年3月15日

ウ 計画期間：平成26年3月31日まで

(3) 市施設等の空間放射線量測定

ア 各所管課により管理する施設の測定を定期的に行い、施設ごとの測定マップを作成し、市ホームページ等にて結果を公表している。なお、令和4年度からは環境政策課が市有施設の空間放射線量の測定を実施している。

イ 平成23年9月から平成24年8月まで、子ども施設（135施設）において個人の積算ばく線量を測定し、市ホームページ等にて結果を公表した。

ウ 平成24年10月から、市内主要道路及び駅周辺について、携帯型環境放射線測定器を用いた車載走行・歩行による測定を定期的に行い、市ホームページ等にて結果を公表している。

(4) 私有地の測定

ア 平成23年11月から市による私有地の測定を開始し、3,534件の測定を実施した。

イ 平成23年11月から市内20箇所ですみ戸への測定器貸出を開始し、16,194件の貸出を実施した。

(5) 除染作業

柏市除染実施計画に基づき、各施設の所管課により市施設除染作業を進め、幼稚園、認可保育園、市立小・中・高等学校、市立公園・スポーツ施設の除染作業を実施した。

(6) 町会・自治会等による除染作業等への支援

町会等が除染作業を実施する場合に、除染支援相談員及び除染アドバイザーを派遣し事前の相談、作業計画の策定、事前測定、除染作業等を支援するとともに、必要な消耗品類の提供を行い、112の町会等から相談を受け、うち79の町会等において除染作業を実施した。

(7) 食品等の放射性物質検査

各所管課により，次のとおり測定を実施している。

ア 市内農産物（平成23年7月から） 2, 417検体

イ 学校給食食材（平成23年8月から令和3年度） 1, 476検体 ※業者委託

ウ 実際に提供した給食（平成24年1月から） 学校，給食センター，市内保育施設・幼稚園・キッズルーム ※業者委託

エ 市民持込の食品，井戸水等（平成24年4月から） 3, 882検体

オ 市場流通食品（平成24年5月から） 994検体 ※業者委託

第 1 1 編 上下水道

1 上水道

(1) 水道事業の沿革

本市水道事業は、昭和29年5月に創設認可を受け、翌昭和30年6月から給水を開始した。昭和54年6月には北千葉広域水道企業団からの浄水受水を開始し、増え続ける水需要に対応しつつ現在までに6回の拡張事業を実施してきた。また、平成17年3月28日の沼南町との市町合併に伴い、沼南町水道事業を柏市水道事業に統合した。

令和5年度の業務量については、令和6年3月31日現在で給水人口にあつては411,804人、普及率にあつては94.8%、年間給水量は41,834,692m³であつて、県内水道事業体においては、千葉県営水道（千葉県企業局）に次いで2番目の規模となっている。業務量の推移については、給水人口は増加の傾向にあるが、節水機器の普及や節水意識の定着などにより1人あたりの給水量が減少しているため、年間給水量は微減の傾向にある。

(2) 事業拡張の経過

事業名	認可等 (目標年度)	起工年月 竣工年月	事業費 (千円)	計画給水 人口(人)	計画最大給水量		水源	給水区域 面積(km ²)
					1日(m ³)	※		
創設	S29.5.20 (S43)	S29.6 S32.9	97,000	20,000	4,000	200	地下水	4.58
同上 変更	S32.9.16 (S43)	S32.10 S34.3	124,000	25,000	5,000	200	〃	4.58
第一次 拡張	S37.3.22 (S45)	S37.4 S42.9	339,448	57,000	20,000	350	〃	15.08
富勢簡 易水道	S40.4.9 (S49)	S40.5 S43.3	28,658	5,000	750	150	〃	2.05
第二次 拡張	S44.1.22 (S53)	S44.4 S54.3	3,301,425	150,000	67,500	450	〃	48.21
同上 変更	S47.11.17 (S53)	S47.11 S54.3	3,301,425	150,000	67,500	450	〃	48.21
第三次 拡張	S49.3.7 (S55)	S49.4 S55.3	2,337,912	234,000	117,000	500	地下水・表 流水(受水)	73.00
第四次 拡張	S59.6.28 (H7)	S59.7 H8.3	13,473,374	289,200	122,500	424	〃	72.93
第五次 拡張	H8.3.29 (H10)	H8.4 H11.3	813,732	300,300	126,300	421	〃	72.91
第六次 拡張	H14.3.29 (H22)	H14.4 H23.3	31,871,650	350,900	145,800	416	〃	72.91
同上 変更	H17.3.28 (H22)	H14.4 H23.3	40,744,604	400,500	169,800	424	〃	114.74
同上 変更	R2.3.26 (R11)	/	/	427,150	133,570	313	〃	114.74

※1人1日当たりの量(ℓ)

(3) 給水普及状況

年度	行政区域内人口【A】	行政区域内世帯数	給水人口【B】	給水戸数	普及率【B/A×100】
R3	430,032人	192,533世帯	407,014人	194,399戸	94.6%
R4	432,985人	196,147世帯	410,137人	197,197戸	94.7%
R5	434,462人	198,819世帯	411,804人	199,444戸	94.8%

(4) 給水量及び有収水量

年度	年間給水量	年間有収水量	有収率	1日最大給水量(給水日)	1日平均給水量	1人1日最大給水量	1人1日平均給水量
R3	42,149,168 m ³	39,866,208 m ³	94.6%	125,776 m ³ (R3.12.31)	115,477 m ³	309 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$	284 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$
R4	41,649,650 m ³	39,548,759 m ³	95.0%	123,649 m ³ (R4.6.26)	114,109 m ³	301 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$	278 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$
R5	41,834,692 m ³	39,570,417 m ³	94.6%	122,708 m ³ (R5.7.2)	114,302 m ³	298 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$	278 $\frac{\text{リットル}}{\text{日}}$

(5) 現有施設概要(令和4年度)

名称	供用開始	給水能力	水源	敷地面積	備考
第一水源	S30.6	—	地下水・送水	4,327 m ²	平成27年3月から配水を休止しているため、給水能力は第三水源に加えている。
第三水源	S40.8	36,200 m ³ /日	地下水・表流水受水	20,194 m ²	表流水は北千葉広域水道企業団からの受水
第四水源	S46.6	25,500 m ³ /日	地下水・表流水受水	14,110 m ²	
第五水源	S49.8	26,600 m ³ /日	地下水・表流水受水	13,754 m ²	
第六水源	S63.11	34,900 m ³ /日	表流水受水・送水	10,908 m ²	北千葉広域水道企業団からの受水・第五水源からの一部送水
岩井水源	S53.4	13,300 m ³ /日	表流水受水	12,807 m ²	北千葉広域水道企業団からの受水

※第二水源は、昭和59年12月に廃止した。

※富勢水源は、平成24年10月に廃止した。

(6) 受水状況

年度	取水量【A】	内 訳		【B/A×100】
		自己水源	受 水【B】	
R3	42,212,930 m ³	6,463,443 m ³	35,749,487 m ³	84.7%
R4	41,722,833 m ³	6,618,879 m ³	35,103,954 m ³	84.1%
R5	41,909,570 m ³	6,528,058 m ³	35,381,512 m ³	84.4%

(7) 水道料金

使用口径による基本料金と従量料金との合計に100分の110を乗じて算出する。

ア 基本料金（1カ月につき）

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
料金(円)	460	1,240	2,030	6,240	9,200	23,100	49,400	113,000	210,000

イ 従量料金（1カ月につき1m³当たり）

水量(m ³)	1～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～	公衆浴場用
料金(円)	60	100	155	210	280	370	35

※現行料金は、平成18年4月1日から実施している。

(8) 給水申込納付金

新しく水道を引いたり、大きい水道メーターの口径に取り替える場合に納付するもので、次の区分による額に100分の110を乗じて算出する。

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200
納付金(千円)	82	193	362	1,120	1,700	4,200	9,000	20,000	41,000

※現行料金は、平成18年4月1日から実施している。

(9) 手数料

ア 設計審査	1件	4,000円
イ 完工検査	1件1回	4,000円
ウ 給水装置確認	1件	8,000円
エ 各種証明	1件	300円
オ 給水装置工事事業者指定	1件	15,000円
カ 給水装置工事事業者指定更新	1件	13,000円
キ 給水装置工事事業者証再交付手数料1件	3,000円	

※現行料金は、令和2年4月1日から実施している。

(10) 給水装置工事施行件数

口径(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200	計
R3	685	3,248	93	31	17	8				4,082
R4	782	3,253	35	32	12	5	1		1	4,121
R5	731	3,219	61	29	6	7	1			4,054

(11) 北千葉広域水道企業団

北千葉広域水道企業団は、1県7市の構成団体が共同して事務処理するために設けられた一部事務組合であり、水道水を各家庭に供給している構成団体に、安全で良質な水道用水を安定的に供給する役割を担っており、現在、1日最大525,000m³の水道用水の供給を目途に事業を進めている。

〔事業概要〕

項目	内容
構成団体	千葉県，松戸市，野田市，柏市，流山市，我孫子市，習志野市，八千代市
創設	認可 昭和48年3月31日
水源種別	利根川水系 江戸川表流水
給水開始	一部構成団体に給水 : 昭和54年6月1日 全構成団体に給水 : 昭和56年4月1日
計画1日最大取水量	564,400m ³ /日
計画1日最大給水量	525,000m ³ /日

2 下水道

(1) 下水道事業の沿革

昭和35年度に事業を着手し、昭和45年10月に十余二処理区、昭和48年10月に柏処理区の供用を開始した。流域関連では、昭和56年4月に手賀沼処理区（一部）、平成3年1月に江戸川左岸処理区（一部）の供用を開始した。柏処理区は、平成11年度に手賀沼流域下水道に接続、十余二処理区も平成21年度に手賀沼処理区に接続し、単独処理場は廃止している。

また、柏市・沼南町の合併に伴い、平成18年度に柏市第3号公共下水道事業と沼南町第1号公共下水道事業を統合している。

令和5年度末の処理面積は、4,832ha、普及率90.9%となった。一方、雨水については、全体計画面積7,360haの整備を目指しており、平成30年度には区域拡大の事業計画変更を行った。

現在、浸水被害の解消に向けて、雨水幹線整備を計画的に進めている。

(2) 下水道普及状況（各年度末現在。平成24年度から、人口に外国人を加算）

年度	処理面積	処理人口	水洗化人口	普及率
R3	4,800 ha	390,717 人	356,225 人	90.6%
R4	4,820 ha	393,779 人	359,349 人	90.7%
R5	4,832 ha	396,043 人	361,864 人	90.9%

(3) 下水道施設状況

区 分	柏市第3号 公共下水道事業	柏市第4号 公共下水道事業
処 理 区 名	手賀沼処理区	江戸川左岸処理区
都 市 計 画 決 定	令和3年3月9日	平成30年3月23日
下 水 道 法 事 業 計 画	令和6年3月4日	令和4年12月15日
都 市 計 画 法 事 業 認 可	令和6年3月26日	令和5年2月17日
全 体 計 画 面 積	7,045ha	315ha
全 体 計 画 人 口	372,700 人	21,700 人
事 業 施 工 期 間	昭和47年度～令和8年度	昭和63年度～令和6年度
事 業 計 画 面 積	5,115ha	257ha
事 業 計 画 人 口	357,990 人	19,600 人
事 業 計 画 管 渠 延 長	汚水 94,260m 雨水 75,420m	汚水 4,010m 雨水 —
排 除 方 式	分流式	分流式
処 理 場 名	手賀沼終末処理場	江戸川第1・第2終末処理場
処 理 方 法	—	—
処 理 能 力	—	—
供 用 (処 理) 開 始 年 月	昭和56年4月	平成3年1月
計 画 事 業 費	229,826,444 千円	13,339,396 千円

(4) 流域下水道

区 分		手賀沼流域下水道	江戸川左岸流域下水道
関 係 市 (○は供用市)		○我孫子市 ○鎌ヶ谷市 ○柏市 ○松戸市 ○流山市 ○印西市 ○白井市	○市川市 ○松戸市 ○流山市 ○野田市 ○柏市 ○鎌ヶ谷市 ○船橋市 ○浦安市
供用開始年度		昭和 56 年 4 月	昭和 56 年 4 月
着 手 年 度		昭和 46 年度	昭和 47 年度
全 体 計 画 (令 和 4 年 度 末 時 点)	処 理 面 積	12,102ha	20,417ha
	処 理 人 口	658 千人	1,421 千人
	計 画 水 量	330.7 千 m^3 /日最大	764.4 千 m^3 /日最大
	ポ ン プ 場 (名称)	1 カ所 (名戸ヶ谷)	3 カ所 (市川・本北方・習志野)
	終末処理場 の名称及び 面積(位置)	手賀沼終末処理場 約 40ha (我孫子市・印西市)	江戸川第 1 終末処理場 約 30ha (市川市) 江戸川第 2 終末処理場 約 26ha (市川市)
処 理 方 式		標準活性汚泥法+急速ろ過法	標準活性汚泥法+急速ろ過法
排 除 方 式		分流式	分流式・一部合流式

(5) 下水道使用料 (1カ月分・税抜)

一般汚水	基本料金	543 円	
	従量料金 (1 m^3 につき)	10 m^3 までの分	46 円
		10 m^3 を超え 20 m^3 までの分	114 円
		20 m^3 を超え 30 m^3 までの分	136 円
		30 m^3 を超え 50 m^3 までの分	183 円
		50 m^3 を超え 100 m^3 までの分	233 円
		100 m^3 を超え 500 m^3 までの分	292 円
	500 m^3 を超える分	351 円	
公衆浴場の汚水	1 m^3 につき	12.00 円	
※参考	1人世帯 (10 m^3 と認定)	1,003 円	
井戸水を利用している一般家庭の場合、汚水排除量を認定の上、賦課する。	2人世帯 (16 m^3 と認定)	1,687 円	
	3人世帯 (22 m^3 と認定)	2,415 円	
	4人以上の世帯 (28 m^3 と認定)	3,231 円	

(6) 公共下水道事業受益者負担金・分担金

区分	負担区等の名称	区域(ha)	負担金 (円/㎡)	納付方法	賦課時期
受益者負担金	柏第一負担区	233	110	5年分割(1年を4期)又は一括	前年度に係る工事を開始した区域
	柏第二負担区	336	464		
	柏第三負担区	622.8	479		
	柏第四負担区	3,058.2	530		
	柏第五負担区	62.84	1,050		
	沼南第一負担区	31.74	364		
	沼南第二負担区	24	484		
	沼南第三負担区	30.73	615		
	沼南第四負担区	69.66	700		
	沼南第五負担区	138.57	700		
	沼南第六負担区	12.78	700		
	沼南第七負担区	19.55	700		
	沼南第八負担区	221	530		
分担金	柏第一分担区	5.14	1,050		

(7) 排水設備計画確認申請

本市では、昭和48年度から宅地内の排水設備工事の確認事務を行っている。

年度	手賀沼流域	江戸川左岸流域	計
R3	1,952件	103件	2,055件
R4	1,910件	143件	2,053件
R5	2,036件	84件	2,120件

(8) 水洗便所改造資金貸付制度

くみ取り便槽は1槽につき50万円以内、浄化槽は1基につき30万円以内で、水洗便所への改造資金を無利息で貸し付けている。資金の償還は、くみ取り便槽については50回以内、し尿浄化槽については30回以内の月賦償還としている。

年度	くみ取り便槽	浄化槽	計
R3	0件	5件	5件
R4	0件	1件	1件
R5	0件	0件	0件

第 1 2 編 保健福祉

第 1 章 高齡者・障害者福祉

1 老人福祉

(1) 敬老祝金の支給

4月1日に本市に居住し、当該年度中に100歳の年齢に達する方（当該年度の9月1日前に市外に居住をした方等を除く。）に対し、祝金を支給する。支給額は、100歳の年齢に達する方について30,000円。

■ 敬老祝金の支給状況

年度	対象人員(人)	支給額(円)
R3	83	2,490,000
R4	82	2,460,000
R5	101	3,030,000

(2) 在宅福祉

ア 介護用品（紙おむつ）給付

常時紙おむつを使用している65歳以上の方のうち、要介護2以上若しくは重度身体障害者で、対象要件を満たす方に紙おむつを給付する。

イ 生活支援短期宿泊

おおむね身の回りのことができるものの体調の調整等が必要な65歳以上の方が、年間10日を限度に養護老人ホーム等に宿泊する際の費用の一部を助成する。

ウ 緊急通報システム

65歳以上の一人暮らしまたは世帯員が疾病等で緊急対応できない高齢者で、対象要件を満たす方に緊急通報装置を貸与する。市民税の課税状況に応じて自己負担がある。

エ 寝具乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の要介護認定者又は要支援認定者等で、疾病等により自ら布団を干すことができない方のうち、対象要件を満たす方に寝具乾燥消毒券を交付する。また、ねたきり、認知症等により失禁症状のある方に、寝具丸洗い券を交付する。

オ 配食サービス費助成

65歳以上の要介護認定者又は要支援認定者で、嚥下やそしゃくが困難な方のうち、対象要件を満たす方に対し、嚥下食（ミキサー食やムース食など）に相当する配食費用の一部を助成する。

カ 送迎費助成

要介護3以上のねたきりの状態にある65歳以上で対象要件を満たす方に、自宅から医療機関への往路、復路の際に利用するストレッチャー付ワゴン車の送迎に係る費用の一部を助成する。

キ 住宅改造費の補助

要介護認定者又は要支援認定者である65歳以上の方で、対象要件を満たす方に、既存住宅の改造を行う費用の一部を補助する。市民税の課税状況に応じて補助額を決定する。

ク 訪問理髪費助成

要介護認定者等でねたきりの状態にある65歳以上の方のうち、対象要件を満た

す方に、自宅で理髪サービスを受ける際の費用の一部を助成する。

ケ 福祉サービス利用援助事業利用料助成

柏市社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業（福祉サービス利用援助・財産管理サービス）を利用し市民税非課税等の方に、利用料金の一部を助成する。

(3) 生きがい対策

ア 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにするため、地域福祉活動、教養の向上、健康増進、地域交流活動等の活動を行う会員組織団体である。

■ 単位老人クラブの現況

年度	クラブ数(団体)	加入者数(人)	補助総額(円)
R3	74	4,272	7,545,000
R4	73	3,990	9,499,000
R5	67	3,591	9,757,500

イ 借上バス利用費の補助

市内の地域活動に貢献している団体が民間のバスを借り上げて、視察・研修などをする場合に、当該団体に対しバス借上料を補助する。

■ 補助の実績

年度	件数(件)
R3	6
R4	62
R5	137

(4) 老人福祉センター

市内居住の60歳以上の方が利用することができ、生活や健康などの各種相談に応じるとともに、介護予防に役立つ講座、レクリエーションなどの実施を通して、高齢者が健康で明るい生活ができるよう支援する施設。

利用時間は午前9時30分～午後4時、休館日は日曜日・祝日・年末年始。

■ 老人福祉センターの概要

名称	構造	延べ床面積 (㎡)	年度ごとの利用者数(人)		
			R3	R4	R5
柏寿荘	鉄筋コンクリート造 平屋建	1,351.20	12,593	16,650	17,314
南部老人福祉センター 「かたくりの里」	鉄筋コンクリート造 2階建	1,546.16	25,876	39,725	42,652
沼南老人福祉センター 「いこい荘」	鉄筋コンクリート造 2階建	756.50	19,919	27,667	29,356

(5) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、保健・医療・福祉の専門職が連携し、介護保険サービスだけでなく、地域におけるフレイル予防活動や住民活動などとも連携し、総合的に支援している。

■ 地域包括支援センターの概要

名 称	所在地	地 域
柏北部地域包括支援センター (柏たなか駅西口近く)	小青田 1-2-7 アスタリスク 102 号	田中
柏北部第 2 地域包括支援センター (西原近隣センター近く)	西原 2-9-4 ネオス 1 階	西原, 柏の葉
北柏地域包括支援センター (介護老人保健施設はみんぐ 1 階)	布施 1-3	富勢
北柏第 2 地域包括支援センター (モラージュ柏 2 階)	大山台 2-3	松葉, 高田・松ヶ崎
柏西口地域包括支援センター (柏地域医療連携センター近く)	豊四季台 1-3-1	豊四季台
柏西口第 2 地域包括支援センター (イオンモール柏 3 階)	豊町 2-5-25	新富, 旭町
柏東口地域包括支援センター (柏銀座通り商店街)	東上町 2-6 久大マンション 1 階	柏中央, 新田原
柏東口第 2 地域包括支援センター (柏第三小学校入口近く)	中央 2-9-12 リッツハウス C 号室	富里, 永楽台
光ヶ丘地域包括支援センター (光ヶ丘小学校近く)	今谷南町 4-20	光ヶ丘, 酒井根
柏南部地域包括支援センター (リフレッシュプラザ柏 1 階)	南増尾 58-3	藤心, 南部
柏南部第 2 地域包括支援センター (ほのぼのプラザますお内)	加賀 3-16-8	増尾
沼南地域包括支援センター (沼南社会福祉センター 1 階)	風早 1-2-2	風早北部, 風早南部, 手賀
沼南地域包括支援センター 高柳相談窓口 (ヤオコー柏高柳駅前店 3 階)	高柳 1-6-6	風早北部, 風早南部, 手賀

(6) 市内の老人ホーム ※()内は令和6年7月1日現在の入所定員数

ア 養護老人ホーム

ひかり隣保館(70)

■ 本市による、ひかり隣保館への老人福祉法第11条第1項第1号に基づく措置の状況

年度	件数(件)
R3	18
R4	14
R5	9

イ 特別養護老人ホーム

(広：広域型 地：地域密着型 従：従来型 ユ：ユニット型)

望陽荘(76広従)、八幡苑(100広従)、藤心八幡苑(60広従)、ひかり隣保館(83広従)、輝陽園(60広従)、四季の里(従来型)(50広従)、アネシス(50広従)、沼風苑(58広従)、マーガレットヒル(74広従)、ハートかしわ(60広従)、八幡苑然然(従来型)(50広従)、温雅荘(従来型)(50広従)、マザーズガーデン(70広ユ)、柏きらりの風(80広ユ)、新柏ヴィヴァンホーム(100広ユ)、柏こひつじ園(90広ユ)、沼風苑新館(54広ユ)、四季の里(ユニット型)(100広ユ)、かしわ安心館(100広ユ)、あおいの里・柏(100広ユ)、八幡苑然然(ユニット型)(50広ユ)、温雅荘(ユニット型)(50広ユ)、グリーンヴィラ(29地ユ)、藤心八幡苑ユニット館(18地ユ)、輝陽園(29地ユ)、大津川八幡苑(29地ユ)、沼南の里(29地ユ)、マザーズガーデン(29地ユ)

ウ ケアハウス

つるの家(50)、四季の里(50)、望陽荘(50)、沼南の里(50)

エ 介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームボンノールガーデン(75)、サンシティ柏(399)、有料老人ホーム「グランシア北柏」(55)、そんぼの家 柏豊四季(56)、シーハーツ柏(41)、ホームステーションらいふ柏南・はなみずき(40)、アビリティーズ・気まま館柏(40)、シーハーツ柏の葉(78)、ニチイホーム柏の葉(100)、ヒューマンサポート柏の葉(80)

オ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護)

さわやか柏館(100)

2 介護保険

(1) 第1号被保険者（65歳以上の方）（各年度末現在）

年度	65歳以上75歳未満(人)	75歳以上(人)	合計(人)
R3	54,119	57,555	111,674
R4	50,859	61,246	112,105
R5	48,503	64,181	112,684

(2) 要介護等認定審査状況

ア 介護認定審査会審査状況

年度	審査会開催回数(回)	審査件数(件)	再調査等(件)	判定件数(件)
R3	429	13,751	2	13,751
R4	534	15,445	0	15,445
R5	682	14,517	2	14,517

イ 要介護（要支援）認定結果状況（単位：件）

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	非該当	合計
R3	2,270	1,633	2,813	2,123	1,592	1,623	1,264	150	13,468
R4	2,315	1,576	2,770	2,040	1,605	1,661	1,324	220	13,511
R5	2,702	1,994	3,620	2,720	1,918	2,016	1,609	238	16,817

※ 職権による介護度延長（令和4年度末をもって原則廃止）の案件を除く

(3) 要介護（要支援）認定者数（各年度末現在）（単位：人）

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
R3	3,122	2,401	4,335	2,914	2,277	2,069	1,399	18,517
	(33)	(43)	(97)	(82)	(49)	(38)	(51)	(393)
R4	3,229	2,444	4,461	2,923	2,390	2,318	1,401	19,166
	(34)	(36)	(81)	(84)	(50)	(45)	(61)	(391)
R5	3,322	2,577	4,642	3,145	2,478	2,333	1,503	20,000
	(33)	(42)	(99)	(98)	(47)	(52)	(64)	(435)

※（ ）内は、第2号被保険者（40歳以上64歳以下の方）の内数

(4) 保険給付費状況

年度	介護サービス等諸費(千円)	介護予防サービス等諸費(千円)	高額介護サービス等費(千円)	審査支払手数料(千円)	特定入所者介護サービス等費(千円)	合計(千円)
R3	23,979,135	560,240	791,102	23,828	503,292	25,857,597
R4	24,512,312	600,474	792,149	24,863	398,934	26,328,732
R5	26,117,940	685,832	846,547	26,475	409,467	28,086,261

(5) 地域密着型サービスの充実

市内を7つの「日常生活圏域」に分け、各生活圏域ごとにサービス提供のための基盤整備を行っていく。また、サービスを提供する事業所を市が指定し、指導監督を行う。

■ 地域密着型サービスの概要（令和6年4月1日現在）

サービスの名称	内 容	箇所数
小規模多機能型居宅介護	通い、訪問、泊まりを組み合わせたサービス	9※1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回訪問や随時の通報により、利用者に対して介護・看護サービスを一体的に行うサービス	7
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス	1
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的・通報による訪問介護	2
認知症対応型通所介護	認知症対応のデイサービス	1
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者グループホーム	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の介護専用型特定施設	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホーム	6
地域密着型通所介護	定員18人以下のデイサービス	67

※1 うち2箇所は休止中

3 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者が各種の支援を受けるために必要な手帳で、指定の医師の診断書等を添えて、障害福祉課に申請し交付を受ける。

■ 身体障害者手帳所持者数（令和6年3月31日現在）（単位：人）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	246	290	52	76	128	45	837
聴覚・平衡機能障害	24	238	122	278	5	358	1,025
音声・言語・そしゃく機能障害	8	12	120	64			204
肢体不自由	1,311	1,214	905	1,385	492	245	5,552
内部障害	2,740	73	641	1,193			4,647
合計	4,329	1,827	1,840	2,996	625	648	12,265

(2) 療育手帳の交付

知的障害者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳で、障害福祉課を経由し、児童相談所や障害者相談センターの判定結果をもとに、千葉県知事に申請し交付を受ける。

■ 療育手帳所持者数（令和6年3月31日現在）（単位：人）

㉠ (最重度)	A-1 (重度)	A-2 (重度)	B-1 (中度)	B-2 (軽度)	合計
536	635	34	801	1,289	3,295

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者が各種の支援を受けるために必要な手帳で、所定の診断書等を添え、障害福祉課を経由して申請し、精神保健福祉センターの審査会の判定結果をもとに、千葉県知事から交付を受ける。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和6年3月31日現在）（単位：人）

1級(重度)	2級(中度)	3級(軽度)	合計
510	2,614	1,398	4,522

(4) 障害者医療

ア 自立支援医療

障害者総合支援法に基づく公費負担医療で、自己負担が費用の1割に軽減されるとともに、課税状況に応じて毎月の自己負担上限も設定されている。

■ 自立支援医療の概要

区分	対象者	令和4年度 受給状況	
更生医療	視覚、聴覚、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能のいずれかの障害により身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、医療によりその障害を取り除き、又は軽減できると判断された方	実人数 (人)	581
育成医療	18歳未満の方で、現存する疾患を放置すると、将来において視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能、肝臓機能、免疫機能、その他の内臓機能障害のいずれかを残す場合に、医療によりほぼ正常と変わらない機能を回復できると判断された方	実人数 (人)	33
精神通院	通院により精神疾患の治療を受けている方	対象者 (人)	7,116

イ 重度心身障害者（児）医療費給付

重度の身体・知的・精神障害者（児）が負担した医療費（保険診療分）の自己負担金を助成する。身体障害者（児）は等級が1級・2級の方、知的障害者（児）は障害程度が ㉔・㉕ - 1・㉖ - 2・A - 1・A - 2、精神障害者は1級の方を対象とする。

■ 医療費受給資格者数

年度	受給者数(人)
R3	4,549
R4	4,405
R5	4,339

ウ 精神障害者医療費の助成

精神疾患（精神作用物質による急性中毒・依存症、知的障害及び認知症を除く。）により入院した場合の医療費（保険診療）の自己負担額の2分の1を助成する。

(5) 手当等の支給

ア 柏市福祉手当

(7) 制度の概要

区分	対 象	支給月額(円)
寝たきり身体障害者	身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた方で、居宅において寝たきりの症状がおおむね6カ月以上続いており、介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難な65歳未満の、介護保険の保険給付を受けていない方	12,500
在宅重度知的障害者	重度以上の知的障害と判定された方で、在宅で介護保険の保険給付を受けていない方	12,500
その他成人	身体障害者手帳(1・2級)の交付を受け、又は中度以上の知的障害と判定された在宅の方	11,000
児童の重度	身体障害者手帳(1・2級)の交付を受け、又は重度以上の知的障害と判定された在宅の20歳未満の方	14,500
児童の中度	身体障害者手帳(3・4級)の交付を受け、又は中度の知的障害と判定された在宅の20歳未満の方	13,000
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた在宅の方	11,000

(イ) 支給状況

年度	区 分	児 童	成 人
R3	人 数(人)	492	5,775
	支給額(円)	77,155,000	748,793,500
R4	人 数(人)	495	5,798
	支給額(円)	76,289,000	750,488,500
R5	人 数(人)	497	5,665
	支給額(円)	80,797,000	747,672,000

イ 国の福祉手当

(7) 制度の概要

区分	対 象	支給月額(円)
障害児	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする障害児で、20歳未満の方	18,690(市独自の手当3,000円を含む。)※令和6年4月～
特別障害者	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者で、20歳以上の方	31,840(市独自の手当3,000円を含む。)※令和6年4月～

(イ) 支給状況

年度	人数(人)	支給額(円)
R3	412	121,591,370
R4	415	125,267,570
R5	444	132,023,700

ウ 特別児童扶養手当

心身に障害を有する児童（20歳未満）を扶養する者に対し重度の障害児については月額55,350円、中度の障害児については月額36,860円を支給する。

※令和6年4月～

エ 心身障害者扶養年金

心身障害者を扶養している保護者が生存中一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のことがあったとき、残された障害のある方に終身一定の年金が給付される制度。

■ 加入状況

年度	加入者数(人)	年金受給者数(人)
R3	99	107
R4	95	106
R5	91	105

オ 特定疾病療養者見舞金

千葉県の特設医療費（指定難病）受給者証、特定疾病医療費受給者票または柏市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けているかたに対し、年額30,000円を見舞金として支給する。

(6) 障害福祉サービス（障害者総合支援法に定められたサービス）

区分	種別	支給決定者数(人)		
		R3年度	R4年度	R5年度
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	635	652	668
	重度訪問介護	31	42	45
	行動援護	20	23	23
	重度障害者等包括支援	0	0	0
	同行援護	107	109	113
	療養介護	30	31	29
	生活介護	671	703	736
	短期入所(ショートステイ)	888	915	971
	施設入所支援	185	187	185
訓練等給付	共同生活援助	450	543	624
	自立訓練	17	38	34
	就労移行支援	153	151	182
	就労継続支援	760	830	894

(7) 補装具費の支給

障害の部位を補うことや機能低下への代償、変形への対応などを目的とする補装具の購入や修理に要した費用の一部又は全部を助成している。

(8) 地域生活支援事業

障害者（児）がその有する能力や適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、次の事業を実施している。

事業名称	内容
相談支援機能強化事業	地域における相談支援が適性かつ円滑に実施されるよう専門的職員がいる事業者に相談支援事業を委託している。
意思疎通支援事業	手話通訳者の設置及び派遣並びに要約筆記者の派遣を行っている。
日常生活用具費助成金	日常生活上の便宜を図るための用具を購入する費用の一部又は全部を助成している。
移動支援事業	重度の下肢障害・体幹機能障害・移動機能障害・知的障害・精神障害（1級・2級）の方で、屋外での移動が困難な方の外出を支援する。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与していく。
日中一時支援事業	障害者（児）を介護している家族等が一時的に介護できない場合に、施設等で日中の見守り等を行う。
訪問入浴サービス	家族等の介護者による入浴が困難な場合に、訪問入浴車による自宅での入浴を提供する。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者向けに、点字や音訳による広報等を発行する。
奉仕員養成・研修事業	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成のための講習会を開催する。
運転免許取得費・改造費助成	身体障害者が運転免許を取得する費用や、障害に合わせて運転補助装置を取り付ける場合の改造に要する費用を助成する。
障害者就労支援事業	障害者への就労支援や、企業に対して障害者雇用に関する相談等を実施する。

(9) 就労支援事業（市独自の事業）

障害者が自立した生活を営めるよう、就労を支援するとともに、障害者雇用を推進している。

事業名称	内容
ジョブコーチ派遣事業	障害者が長く働けるように、ジョブコーチを派遣し、本人へのコミュニケーションの改善や事業主への障害に配慮した支援など両者に対し支援・助言等を行う。

(10) その他の施策

ア 助成金支給

(7) 心身障害者自動車燃料費の助成

障害者が日常生活に使用する自動車の燃料費の一部（ガソリン 54 円/ℓと軽油 33 円/ℓの税額相当分）を、年間最大 600 リットルを限度として助成する。

(イ) 福祉タクシー料金の助成

タクシーを利用する障害者に対し、年最大 120 枚（腎臓障害 1 級で人工透析治療を受けている方は年最大 240 枚）の利用券を交付し、乗車 1 回につき 720 円（迎車料金を含む）を上限に助成する。

(ウ) 聴覚障害者等ファックス基本料金の助成

聴覚障害者等の日常生活を円滑にし、経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳の交付を受けた方で聴覚障害及び音声・言語障害 3 級以上の方に、ファックスの基本料金の一部（回線使用料：1,600 円、屋内配線使用料：60 円を上限とし、実際に要した額）を助成する。

(エ) 一時介護委託料の助成

在宅障害者（児）を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭介護が困難となった場合に、一時的に有料で介護を委託した際の費用の一部を助成する。

助成額は、1 日 5 時間未満の場合については日額 2,500 円以内、1 日 5 時間以上の場合については日額 5,000 円以内。1 回につき 7 日限度とし、年間 50,000 円を限度とする。

(11) 心身障害者福祉施設

区 分	名 称	構 造	延べ床面 積 (㎡)	定員 (人)	入所者数(人)		
					R3	R4	R5
指定障害 福祉サー ビス事業 所	柏市立朋生園	鉄筋コンクリ ート造 平屋 建	855.55	50	48	47	43

(12) 地域生活支援拠点

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、相談、体験の機会、緊急の対応等、障害児者の地域生活を一体的に支援している。

■ 地域生活支援拠点の概要

名 称	所在地	地 域
地域生活支援拠点あおば	高田三勢 1087-5	北部
地域生活支援拠点たんぽぽ	柏下 93-2	中央
地域生活支援拠点しょうなん	大津ヶ丘 2-19-5	東部 (旧沼南)
地域生活支援拠点ぶるーむの風	中原 1817-1	南部

第2章 児童福祉

1 児童福祉

(1) 手当の支給・医療助成

ア 児童手当

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

支給額は、3歳未満の子ども一人当たり月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子の子ども一人当たり月額10,000円、第3子以降の子ども一人あたり月額15,000円、中学生の子どもは一人当たり月額10,000円が支給される。

ただし、所得制限限度額以上に該当する受給者には、「特例給付」として子ども一人当たり一律月額5,000円が支給される。

令和4年6月分に制度改正があり、特例給付受給者のうち所得上限限度額以上に該当する受給者は支給対象外となった。

■ 令和5年度支給状況（世帯数・児童数は2月定期支給時の数）

区 分		R5年度
児童手当 下段は、特例給付 (内数)	世帯数(世帯)	29,917 (2,946)
	児童数(人)	47,162 (4,560)
	給付額(円)	6,007,435,000 (271,275,000)

イ 児童扶養手当

ひとり親家庭等において、その児童を養育するひとり親、または父母にかわって児童を養育しているかたに対し手当を支給して、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度である。

支給額は、児童1人につき月額45,500円（令和6年4月時点）で、第2子目の児童については月額10,750円を加算し、第3子目以降の児童については月額6,450円を加算する。ただし、所得が一定以上の場合には、支給されないか、減額になる。

■ 対象者数等

年度	受給者数	全部支給 停止者数	計	支給総額（円）
R3	1,994	510	2,504	1,016,130,126
R4	1,934	518	2,452	974,262,480
R5	1,855	535	2,390	963,425,510

ウ 遺児等に対する養育手当

遺児等を扶養しているかたに対し、手当及び一時金を支給するもの。

支給額は、中学生1人につき月額9,000円、小学生1人につき月額8,500円、幼児1人につき月額8,000円である。

■ 支給状況

年度	世帯数(世帯)	児童数(人)	支給総額(円)
R3	122	171	15,767,500
R4	123	171	16,317,500
R5	127	174	16,419,000

■ 遺児扶養者死亡による一時金

R4 1件 50,000円

R5 0件

エ 子ども医療費助成事業

子どもの保健対策及び保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費を助成し、子育て環境の充実に努めるもの。

なお、市民税所得割課税世帯は、通院・入院1回、1日あたりの自己負担は300円まで、調剤についての自己負担はなく、市民税所得割非課税世帯は通院・入院についても自己負担はない。

令和2年11月よりひとり親医療費が現物給付化となり、ひとり親医療費対象者へは子ども医療費助成受給券は発券しないこととなった。

令和5年4月1日受診分より助成対象を中学生までから高校生相当の年齢の児童までに拡大し、令和5年8月1日からは、高校生相当の年齢の児童についても子ども医療費助成受給券を発行し現物給付での助成を開始した。

令和5年8月受診分より同一月、同一医療機関について入院11日以降、通院6回目以降の自己負担額が無料とした。

■ 支給状況

年度	支給件数(件)	支給総額(円)
R3	647,336	1,222,080,944
R4	699,580	1,286,641,714
R5	901,941	1,714,852,864

(2) 児童センター

就学前の子どもと保護者の支援、18歳までの子どもの居場所、地域の人たちとのふれあいの場。子どもが自由に利用できるほか、各年齢・親子などを対象に各種の事業を行っている。また、児童厚生員が公園等に出向いて、未就園児親子の遊びや交流の時間を提供する「ふれあい親子広場わいわい」や親支援事業としてBPプログラムやペアレント・プログラムなどを行っている。

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
しこだ児童センター※	20,050	9,261	12,048	15,905	20,963
豊四季台児童センター※	14,241	7,401	13,617	14,624	15,265
光ヶ丘遊戯室	6,167	3,478	4,024	4,491	6,977
永楽台児童センター	15,442	5,356	8,619	10,922	11,113
高柳児童センター※	16,948	4,830	9,561	11,381	14,944
南部こどもの広場※	2,551	10,460	16,396	19,751	23,829
布施遊戯室	4,333	3,754	3,864	4,101	5,659

※ 地域子育て支援拠点事業を実施

(3) 地域子育て支援拠点

子育ての孤立の防止及び負担を軽減するため、乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを実施している。

■公立

名 称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
こあら(酒井根保育園)	4,322	790	643	945	888
らっこ(富勢保育園)	3,896	1,456	1,307	布施遊戯室へ統合	
はぐはぐひろば沼南	22,922	14,153	14,442	13,966	18,449
はぐはぐひろば柏たなか(若柴)	10,910	11,271	16,850	17,280	19,863

※ はぐはぐひろば沼南は平成28年5月開設

※ はぐはぐひろば若柴は平成29年11月開設。設置場所である柏市青少年センターの建て替えに伴い、令和6年2月に柏市地域子育て支援施設内に移転。名称を「柏たなか」に変更し継続運営。

(4) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、妊娠している方が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用でき、また、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担の軽減を図ることを目的としている子育て支援アドバイザーによる相談事業。

■相談件数

名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
みずたま相談室(はぐはぐひろば沼南)	708	1,023	1,202	949	832
相談室ほぼら(はぐはぐひろば柏たなか(若柴))	273	341	507	424	263

※ みずたま相談室(はぐはぐひろば沼南)は平成29年5月開設

※ 相談室ぼぼら（はぐはぐひろば若柴）は平成31年4月開設。設置場所である
 柏市青少年センターの建て替えに伴い、令和6年2月柏市地域子育て支援施設へ
 移転。

(5) 心身障害児福祉施設等

区分	名称	構造	延べ床面積 (㎡)	定員 (人)	利用者数(人)		
					R3	R4	R5
相談支援 事業	こども発達セン ター	鉄筋コンクリ ート造 4階 建の2階部分 と1階の一部	2,555.1 (キッズルー ム含む)	—	1,541	1,672	1,818
福祉型児 童発達支 援センタ ー	キッズルームひ まわり	鉄筋コンクリ ート造 4階 建の2階部分	971.72	55	51	50	50
医療型児 童発達支 援センタ ー	キッズルームこ すもす	鉄筋コンクリ ート造 4階 建の2階部分	817.75	40	28	25	22

(6) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を行いたい者（協会員）と、育
 児の援助を受けたい者（利用会員）で構成する会員組織で、会員相互による育児の
 援助活動を行うことにより、地域の子育て支援の充実及び仕事と子育てを両立でき
 る環境をつくることを目的とする。

柏市社会福祉協議会に業務委託し、平成13年1月から事業を開始した。

ア 援助活動の内容

- (ア) 保育所、幼稚園、小学校及び学童保育所の開始時間までと終了時間後の児童の
 預かり
- (イ) 保育施設への児童の送迎
- (ウ) 児童の軽度の病気時及び保育施設等の休日時における終日の児童の預かり
- (エ) 保護者が病気の時、急用ができた時、リフレッシュしたい時の預かり

イ 援助活動時間

午前6時～午後10時のうち、援助が必要な時間

ウ 利用料

- (ア) 月曜日～金曜日の午前7時～午後8時 700円（1時間）
- (イ) 上記以外の時間と土曜日・日曜日・祝日・年末年始 800円（1時間）

エ 対象児童

生後6か月～小学校6年生

オ 会員数（令和6年3月31日現在）

2,777人（うち協会員351人、利用会員2,279人、両方会員147

人)

(7) 乳幼児一時預かり事業

家庭で保育することが一時的に困難になった場合に預かりの理由を問わず子どもを預かることにより、子育て中の保護者を支援するとともに、その負担を軽減することを目的としている。

ア 対象

生後6か月～就学前の乳幼児

イ 利用日及び利用時間

月曜日～土曜日、午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

ウ 利用料

1時間につき500円

エ 定員

1時間あたり10人

■ 利用実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人)	206	127	260	280	266
利用者数(人)	433	742	1,163	1,343	1,749

※ はぐはぐポケット中央は令和元年11月に開設。令和6年4月に柏市子ども・子育て支援複合施設へ移転。

(8) 遊びの広場

遊びの広場を子ども・子育て支援複合施設内に設置し、乳幼児から小学3年生までの親子を対象に、子どもの主体的な遊びを促進し、保護者相互の交流を支援している。

※遊びの広場は、令和6年4月に開設

(9) 家庭児童相談事業

子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、ニーズや課題、環境等の状況をもとに、関係機関と連携しながら相談援助活動を実施している。

また、市における児童虐待の通告先としての役割もあり、様々な相談を受けての援助・対応を行っている。

家庭児童相談員を7名配置している。

■ 新規相談件数

(単位: 件)

区 分		R3	R4	R5
養護 相談	児童虐待	1,004	908	1,205
	その他養護	579	540	535
保健相談		7	0	1
障 害	肢体	0	0	0
	視聴覚	0	0	0
	言語発達	1	0	0
	重症心身	0	0	0

非行	知的	0	1	0
	発達障害	3	2	2
	ぐ犯	3	0	2
	触法	0	0	0
育成	性格行動	21	18	10
	不登校	8	9	12
	適性相談	0	1	0
	育児 しつけ	59	26	62
その他		185	34	18
合 計		1,697	1,735	1,846

※ 相談件数は児童・妊婦数

(10) (仮称) 柏市こども・若者相談センター設置検討事業

子ども・若者の総合的な支援の拠点として、児童相談所の機能を含めた「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」を令和8年度に開設するため、施設の整備業務のほか、運営体制の検討や職員の育成を推進している。

■ 職員派遣

児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等の業務に係る知識やスキルの修得を図るため、令和5年度は以下のとおり職員を派遣した。

派遣先	職種	人数
千葉県柏市児童相談所	児童福祉司	6名
	児童心理司	2名
千葉県中央児童相談所	児童心理司	1名
千葉市児童相談所	児童福祉司	4名
江戸川区児童相談所	児童心理司	2名
	一時保護所職員	3名
荒川区児童相談所	事務	1名
さいたま市児童相談所	児童福祉司	2名
	医師	1名

(11) こども短期入所(ショートステイ)事業

保護者の疾病その他の理由により居宅において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業(利用者負担金有り)。

ア 対象児童

1歳以上18歳未満

イ 利用時間

(ア) 宿泊(午前7時～翌日午後6時)

(イ) 日帰り(午前7時～午後6時)

(ウ) 夜間(午後6時～午後10時)

ウ 場所

児童養護施設 晴香園（松戸市根木内 145）

■ 利用実績

年度	利用実児童数	延利用日数
R3	52	951
R4	48	833
R5	70	1,075

(12) こどもルーム

放課後児童の健全育成の施設として42学区に43ヶ所の公立こどもルームがある。

■ こどもルームの概要（令和6年4月1日現在）

名称	設置場所	開設年	入所状況(人)	
			定員	現員
柏六小こどもルーム	柏第六小学校	H24	110	115
酒井根東小こどもルーム	酒井根東小学校	H13	80	65
柏五小こどもルーム	柏第五小学校	S47	130	168
富勢小こどもルーム	富勢小学校	H29	100	122
柏三小こどもルーム	柏第三小学校	H19	185	231
中原小こどもルーム	中原小学校	H19	120	132
旭小こどもルーム	旭小学校	H5	105	115
柏七小こどもルーム	柏第七小学校	H7	190	225
増尾西小こどもルーム	増尾西小学校	H7	80	102
酒井根小こどもルーム	酒井根小学校	H9	80	96
土南部小こどもルーム	土南部小学校	H9	80	69
柏一小こどもルーム	柏第一小学校	H10	112	143
藤心小こどもルーム	藤心小学校	H10	50	34
柏二小こどもルーム	柏第二小学校	H11	75	68
松葉二小こどもルーム	松葉第二小学校	H11	80	96
光ヶ丘小こどもルーム	光ヶ丘小学校	H12	110	161
柏四小こどもルーム	柏第四小学校	H12	100	115
田中小こどもルーム	田中小学校	H12	150	193
西原小こどもルーム	西原小学校	H13	90	115
十余二小こどもルーム	十余二小学校	H13	90	114
土小こどもルーム	土小学校	H14	70	88
酒井根西小こどもルーム	酒井根西小学校	H14	50	40
富勢西小こどもルーム	富勢西小学校	H15	50	41
高田小こどもルーム	高田小学校	H16	70	89
柏八小こどもルーム	柏第八小学校	H16	80	95
名戸ヶ谷小こどもルーム	名戸ヶ谷小学校	H16	60	94
大津ヶ丘一小こどもルーム	大津ヶ丘第一小学校	H15	50	51

大津ヶ丘二小こどもルーム	大津ヶ丘第二小学校	H6	45	47
高柳小こどもルーム	高柳小学校	H7	105	131
高柳西小こどもルーム	高柳西小学校	H11	50	36
風早北部小こどもルーム第一	風早北部小学校	H14	80	80
風早北部小こどもルーム第二	沼南庁舎バス乗継場隣	H24	50	47
風早南部小こどもルーム	風早南部小学校	H16	50	48
豊小こどもルーム	豊小学校	H17	90	113
松葉一小こどもルーム	松葉第一小学校	H18	120	137
逆井小こどもルーム	逆井小学校	H19	50	37
花野井小こどもルーム	花野井小学校	H20	85	72
旭東小こどもルーム	旭東小学校	H21	50	66
柏の葉小こどもルーム	柏の葉小学校	H24	280	282
手賀西小こどもルーム	手賀西小学校	H25	30	18
富勢東小こどもルーム	富勢東小学校	H26	30	24
田中北小こどもルーム	田中北小学校	H27	195	267
手賀東小こどもルーム	手賀東小学校	H31	25	27
合計			3,882	4,409

(13) 子育て情報の提供

ア かしわこそだてハンドブック

市の子育てに関する制度や相談窓口，市内の遊び場などの情報をまとめ，冊子として発行している。

イ 子育てサイト「はぐはぐ柏」

【<https://www.city.kashiwa.lg.jp/haguhagu/>】

柏市オフィシャルウェブサイト内に子育て情報を掲載。制度の情報だけでなく，イベント情報等も掲載している。

ウ LINE及びInstagram公式アカウント

市の子育て支援に関する制度やイベント情報等，子育てサイト「はぐはぐ柏」に掲載されている最新情報を無料コミュニケーションアプリを通じて配信している。

(14) 子育て支援のネットワーク事業

地域における子ども・子育て支援の質の向上と横の連携による基盤強化を図ることを目的とする。子どもの育ちや子育てに対する支援の必要性等について，地域社会の理解・協力がさらに進むことを目的とする。

ア はぐはぐフォーラム

子育て中の方，子育て支援者からなる市民実行委員を結成し，子育て応援イベントを開催する。イベントの開催を通じて子ども・子育てに関わる人たちがつながり情報を共有し，共に学び，考える場を提供する。

イ 柏市子育て応援情報誌「touch」の作成

冊子作成の講座や企画・取材・編集・印刷等を市民編集委員により行うことを通じて，編集委員のスキルアップとともに，市民同士や市民と支援者，市民と子育て支援施設などのネットワークを作り，市民の活動力向上及び地域資源の発掘を行う（市民活動団体への委託事業）。

2 ひとり親家庭等福祉

(1) ひとり親家庭等相談

ア 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭または寡婦に対し，生活全般の相談に応じ，自立に必要な相談指導を行う。3名を配置している。

■ 相談の件数

年度	件数(件)
R3	1,469
R4	1,621
R5	1,905

イ 母子世帯の原因及び世帯数（児童扶養手当受給世帯）（単位：世帯）

年度	総数	死亡	離婚	未婚の母	遺棄	その他
R3	1,907	25	1,621	198	4	59
R4	1,855	21	1,568	207	5	54
R5	1,777	20	1,499	201	5	52

ウ 父子世帯の原因及び世帯数（児童扶養手当受給世帯）（単位：世帯）

年度	総数	死亡	離婚	未婚の父	遺棄	その他
R3	77	2	73	0	0	2
R4	72	2	66	0	1	3
R5	71	3	65	0	0	3

(2) 子どもの生活・学習支援事業

子どもの貧困の連鎖を防ぐため、生活や学習に課題のあるひとり親家庭等の児童を対象に、平成27年度から学習を主とした通塾型で事業を進め、令和元年度からは、学習に加えて生活支援も行う居場所型で事業を行っている。

■ 参加児童数状況

年度	参加児童数(人)
R3	108
R4	85
R5	72

(3) 母子父子寡婦福祉資金

ひとり親家庭または寡婦の経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を推進するために資金の貸付けを行う。平成26年10月の制度改正により父子家庭も貸付の対象となった。

■ 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

種類	年度	母子福祉資金			寡婦福祉資金	父子福祉資金
		R3	R4	R5	R3～R5	R5
修学資金	件数(件)	14	10	12	0	0
	金額(円)	8,319,600	5,357,700	8,041,359	0	0
事業継続資金	件数(件)	0	1	0	0	1
	金額(円)	0	1,180,000	0	0	928,400
技能習得資金	件数(件)	1	0	0	0	0
	金額(円)	816,000	0	0	0	0
修業資金	件数(件)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
生活資金	件数(件)	1	0	0	0	0
	金額(円)	1,440,000	0	0	0	0
住宅資金	件数(件)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
転宅資金	件数(件)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
就学支度資金	件数(件)	2	1	0	0	0
	金額(円)	439,000	146,600	0	0	0
合計	件数(件)	18	12	12	0	1
	金額(円)	11,014,600	6,684,300	8,041,359	0	928,400

※ R3, R4 の父子福祉資金の実績はなし

(4) ひとり親高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士などの国家資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給する。

■ 支給実績

年度	支給件数
R3	21
R4	24
R5	17

(5) ひとり親高等職業訓練促進資金貸付金

高等職業訓練促進給付金を活用して看護師・准看護師・介護福祉士・保育士の4資格の取得を目指す場合に、給付金の支給と同期間において、月額5万円以内の貸付けを行う制度。なお、資格取得後、業務に通算5年間従事することで、貸し付けた全額の償還を免除する。

■ 支給実績

年度	支給件数
R3	9
R4	8
R5	7

(6) ひとり親家庭等の医療費助成

18歳年度末（一定の障害児は20歳未満）までの児童を扶養している、所得が一定額未満のひとり親家庭の父母等及びその児童が保険診療による医療給付を受けた場合、当該ひとり親家庭の父母等に対し、医療費、調剤費、食事療養費及び診療・調剤報酬証明手数料の自己負担分の全部又は一部を助成する。

なお、令和2年11月に制度改正があり、償還払い方式から現物給付方式(受給券)への変更及び自己負担額の変更を行った。令和2年11月1日より、課税世帯の保護者分の入院・通院についてのみ自己負担が300円/日・回とし、調剤についての自己負担はなく、市民税所得割非課税世帯及び児童分は通院・入院についても自己負担はない。

■ 助成状況 助成延べ件数：件 助成金額：円

年度	母（父・養育者を含む）	児童	助成延べ件数合計	助成金額
R3	41,756	37,123	78,879	159,048,104
R4	43,221	38,183	81,404	167,001,578
R5	46,133	43,087	89,220	180,781,635

※ 件数は、延べ件数

3 認定こども園・認可保育園・小規模認可保育施設

(1) 年齢別在籍状況 (令和6年4月1日現在)

施設名		定員 (人)	在籍児数(人)				
			総数	0~2歳	3歳	4歳	5歳
認定 こども 園	認定こども園みくに学園	180	189	39	50	54	46
	認定こども園くるみこども園	214	231	57	55	59	60
	柏みどりこども園	215	242	—	82	79	81
	認定こども園柏こぼと学園 (分園含む。)	269	231	53	48	63	67
	認定こども園柏めぐみ園	126	120	36	28	27	29
	認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園	285	260	59	60	66	75
	認定こども園ホザナ幼稚園	232	220	35	61	58	66
	柏の葉こども園	179	180	48	42	41	49
	認定こども園みくになかよしこども園	120	117	30	29	29	29
	認定こども園とみせ幼稚園	218	202	48	52	52	50
	認定こども園まつがさきの森幼稚園	224	235	55	63	59	58
	認定こども園柏ひがし幼稚園	150	108	—	20	44	44
	認定こども園くりの木幼稚園	216	205	42	52	56	55
	認定こども園第二ますお幼稚園	220	217	40	60	57	60
	こぼとこどもえんネスト	220	204	48	47	52	57
	柏の葉はぐくみこども園	112	102	37	24	20	21
	認定こども園たなか幼稚園	394	414	36	124	126	128
	認定こども園晴山幼稚園	270	191	—	61	61	69
	認定こども園まつばようちえん	114	116	22	18	29	47
認定こども園豊四季幼稚園	480	249	—	74	88	87	
合 計		4,438	4,033	685	1,050	1,120	1,178

施設名		定員 (人)	在籍児数(人)				
			総数	0～2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園 新制度移行	大津ヶ丘幼稚園	90	82	—	26	30	26
	沼南幼稚園	75	69	—	21	22	26
合 計		165	151	—	47	52	52

施設名		定員 (人)	在籍児数(人)				
			総数	0～2歳	3歳	4歳	5歳
市立 保 育 園	桜台保育園	160	152	66	30	28	28
	若葉保育園	130	123	51	24	24	24
	あけぼの保育園	90	86	31	18	17	20
	富勢保育園	115	105	40	20	18	27
	東中新宿保育園	130	133	48	27	29	29
	豊四季保育園	245	229	92	42	47	48
	増尾保育園	100	119	42	24	26	27
	豊住保育園	130	131	47	27	28	29
	土南部保育園	130	132	48	27	29	28
	西原保育園	130	123	50	23	22	28
	豊町保育園	159	159	69	30	30	30
	富士見保育園	130	97	34	21	20	22
	酒井根保育園	220	210	82	40	44	44
	名戸ヶ谷保育園	127	124	47	27	25	25
	田中保育園	100	113	41	22	25	25
	旭町保育園	130	132	50	27	27	28
	東町保育園	130	131	49	27	26	29
	高野台保育園	130	129	48	23	28	30
	しこだ保育園	130	128	47	25	26	30
	松葉保育園	150	143	58	28	27	30
高柳保育園	60	60	18	13	16	13	
高柳西保育園	85	92	37	18	18	19	
合 計		2,911	2,851	1,095	563	580	613

施設名		定員 (人)	在籍児数(人)				
			総数	0～2歳	3歳	4歳	5歳
私立 保 育 園	ひかり隣保館保育園	110	126	51	24	24	27
	おお田保育園	90	78	33	14	15	16
	花の井保育園	90	99	42	17	20	20
	柏保育園	81	86	35	15	18	18
	あいみ保育園	120	132	52	25	27	28
	巻石堂さくら保育園	60	71	35	12	12	12
	柏の葉キャンパス保育園	90	91	36	18	19	18
	みなみ高柳保育園	90	90	36	18	18	18
	吉野沢保育園	90	97	43	18	18	18
	柏さかさい保育園	120	134	62	24	24	24
	とばり保育園	120	121	48	23	25	25
	西口保育園	60	51	21	10	9	11
	柏中央保育園	90	106	50	19	19	18
	アイグラン保育園柏たなか 駅前	90	95	44	15	18	18
	ヴィヴァン保育園	90	100	41	20	19	20
	小学館アカデミー柏しこだ の森保育園	90	87	40	16	16	15
	ういず南柏保育園	90	106	42	22	21	21
	咲保育園	90	92	39	18	18	17
	ミアヘルサ保育園ひびきか しわ	98	102	40	19	19	24
	ピノキオ幼児舎南柏保育園	27	23	23	—	—	—
	ニチイキッズ柏保育園	47	37	37	—	—	—
	ニチイキッズ逆井みなみ保 育園	65	75	32	15	14	14
	北の杜保育園	60	53	22	9	11	11
柏しんとみ保育園	90	95	41	17	19	18	
ヴィヴァン亀甲台保育園	90	101	41	20	20	20	
キッズエンカレッジ	65	64	26	12	15	11	
ら・くれしゅ柏駅前保育園	28	26	26	—	—	—	
北柏駅前保育園わらび	30	39	10	10	10	9	

柏みどり保育園	78	91	91	—	—	—
咲さく良保育園	90	92	41	18	17	16
かしわのはこころ保育園	80	88	40	16	15	17
かしわたなこころ保育園	90	104	45	19	20	20
さくらさくみらい 柏の葉	90	86	31	18	17	20
めばえ保育園	60	66	28	13	13	12
柏E C E C保育園	80	93	41	18	16	18
豊四季はぐくみ保育園	90	101	43	19	20	19
まなびの森保育園豊四季	90	95	39	18	18	20
AIAI NURSERY 新柏	60	72	34	13	13	12
ひなた保育園	90	99	42	18	20	19
船戸ブロッサム保育園	90	95	40	17	19	19
かしわきゃんぱすこころ 保育園	80	82	37	16	15	14
Gakken ほいくえん柏の 葉 (分園含む。)	120	103	46	18	19	20
プチ・ナーサリー柏の葉 保育園 (分園含む。)	99	98	41	19	20	18
AIAI NURSERY 第二新柏	60	68	30	13	13	12
AIAI NURSERY 豊四季	90	95	40	19	18	18
T Xかしわこころ保育園	80	80	35	15	15	15
つじなか柏の葉保育園	70	72	32	14	13	13
オハナゆめ保育園柏の葉	75	73	27	19	10	17
かしわおおむろこころ保 育園	60	59	30	10	8	11
AIAI NURSERY 高柳	90	107	46	20	21	20
AIAI NURSERY 柏たなか	70	73	40	14	16	3
かしわなどがやこころ保 育園	80	74	37	15	15	7
LIFE SCHOOL 柏の葉菜	90	47	24	12	6	5
あんのん保育園	60	49	29	11	5	4
酒井根ひがし保育園	60	48	30	12	6	—
合 計	4,433	4,587	2,087	844	836	820

施設名		定員 (人)	在籍児数(人)				
			総数	0～2歳	3歳	4歳	5歳
小規模認可保育	よしだベビーハウス	15	12	12	—	—	—
	豊四季もりの保育園	19	21	21	—	—	—
	チェリーガーデン	19	15	15	—	—	—
	Gakken ほいくえん柏豊四季台	19	19	19	—	—	—
	キッズルームアリス高柳保育園	19	12	12	—	—	—
	柏こぼと保育園ぷりん	19	7	7	—	—	—
	北柏小規模保育園わらび	16	16	16	—	—	—
	フェアリーガーデン	19	18	18	—	—	—
	柏の葉わんぱくの杜保育園	19	20	20	—	—	—
	アルタベビー南柏園	19	14	14	—	—	—
	オハナゆめキッズハウス柏の葉チヨル	19	19	19	—	—	—
	柏の葉みらい保育園	19	10	10	—	—	—
	童夢ガーデン柏保育園	19	13	13	—	—	—
	保育室みどりの木	12	12	12	—	—	—
	アルタベビー柏園	19	12	12	—	—	—
	晴山の森	19	22	22	—	—	—
柏サンフラワー保育園	19	16	16	—	—	—	
ういず南柏第二保育園	19	12	12	—	—	—	
合 計	328	270	270	—	—	—	

(2) 保育料

■ 保育利用者用

各月初日に在籍・入園する児童の属する 世帯の階層区分		令和6年度保育料(月額)	
		0～2歳児	保育短時間 0～2歳児
1	生活保護世帯・里親	0	0
2	市民税非課税	0	0
3-1	市民税均等割のみ課税	5,900	5,790
3-2	市民税 所得割	5,000円未満	7,560
3-3		5,000～18,599円	9,330
3-4		18,600～33,599円	11,100
3-5		33,600～48,599円	12,870
4-1		48,600～56,999円	16,120
4-2		57,000～66,999円	19,360
4-3		67,000～76,999円	22,600
4-4		77,000～86,999円	25,850
4-5		87,000～96,999円	29,090
5-1		97,000～114,999円	32,340
5-2		115,000～132,999円	35,580
5-3		133,000～150,999円	38,820
5-4		151,000～168,999円	42,070
6-1		169,000～194,999円	45,310
6-2		195,000～220,999円	48,560
6-3		221,000～246,999円	51,800
6-4		247,000～272,999円	55,040
6-5		273,000～300,999円	58,290
7-1	301,000～332,999円	61,530	
7-2	333,000～364,999円	64,770	
7-3	365,000～396,999円	68,010	
8-1	397,000～444,999円	71,250	
8-2	445,000～499,999円	74,490	
8-3	500,000円以上	77,730	
備考			
1 入園児童(幼稚園・認定こども園・障害児通園施設等含む)2人以上の世帯の保育料は、第2子以降の保育料が軽減される。軽減後の保育料は、第2子が半額、第3子以降が無料となる。			
2 市民税所得割57,699円以下の世帯のうち、生計を一にする兄・姉がいる世帯の保育料は、第2子以降の保育料が軽減される。軽減後の保育料は、第2子が半額、第3子以降が無料とな			

る。

- 3 市民税所得割 77,100 円以下の世帯のうち、母子世帯・父子世帯・在宅障害児（者）世帯の保育料は、第1子が半額（0～2歳…半額が 9,000 円を超える場合は 9,000 円）、第2子以降が無料となる。

(3) 保育時間（市立保育園）

保育標準時間（就労時間が月 1 2 0 時間以上の場合）	7:00～18:00
保育短時間（就労時間が月 1 2 0 時間未満の場合）	8:30～16:30

※利用可能時間以外はすべて延長保育となり、1回につき 1 0 0 円の延長保育利用料がかかる。

(4) 一時預かり事業

公立の若葉・豊町・高柳西・増尾・名戸ヶ谷・高野台の各保育園では、本市に居住する生後 4 カ月児から小学校就学前まで（高柳西保育園は満 1 歳から、増尾保育園は満 1 歳 6 カ月以上かつ離乳食完了後から）の児童を対象とした、次の事業を実施している。

保育時間は平日の 8 時 3 0 分から 1 7 時まで、土曜日の 8 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで（土曜日は緊急保育サービス事業のみ実施）で、1日の利用料は、3歳未満児が 2, 3 0 0 円、3歳以上児が 1, 1 0 0 円である（半日は半額）。

私立では、1 6 園が実施しており、利用料等は園によって異なる。

ア 非定型的保育サービス事業

保護者の就労形態等により、家庭における保育が平均週 3 日を限度として断続的に困難となる児童を保育する。

イ 緊急保育サービス事業

保護者が社会的にやむを得ない事由で、緊急一時的に保育が困難となる児童を保育する。

ウ 私的保育サービス事業

保護者の買い物などの私的な理由で、一時的に保育が困難となる児童を保育する（週 1 回を限度とする。）。

(5) 柏市保育ルーム委託乳幼児扶助制度

家庭で保育のできない 0 歳児から 2 歳児までの乳幼児を、本市の認定を受けた認可外保育施設（柏市保育ルーム）または国の指導監督基準を満たした認可外保育施設及び企業主導型保育施設（地域枠に限る。）に預けた場合に、認可保育施設等を利用した際に適用される保育料額との差額（認可外保育施設は月額 7 0, 0 0 0 円、企業主導型保育施設は 3 7, 0 0 0 円（0 歳児は 3 7, 1 0 0 円）を支給上限額とする。）を扶助する。

(6) 子育てのための施設等利用給付

家庭で保育できない 3 歳児から 5 歳児（施設等利用給付 2 号認定を受けたかたに限る。）について、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における利用料のうち月額 3 7, 0 0 0 円を上限に、施設等利用費として扶助する。

(7) 子育て支援事業

保育園が持っている子育てのノウハウを活用し、育児不安の解消を図るため、次の子育て支援事業を実施している。

ア 地域子育て支援センター事業

子育てサロン（母親同士の情報交換の場）・妊婦サロン（先輩ママとの交流、0歳児の育児体験）の設置、育児相談、育児講座の開催、地域交流及び育児サークル・ボランティアの育成支援を行う。

イ 育児相談事業

就学前の子供を持つ親を対象に、子育ての相談活動（電話相談・面接相談）を行う。

ウ 地域交流事業

子育て家庭との交流（小学校就学前の児童と親が保育園で遊びを体験し、保育士・園児との交流を持つ）及び世代間交流（園児が老人施設を訪問したり、保育園に老人を招待する）を実施している。

エ 育児講座

子育て中の親を対象に、子育ての知識や情報を提供する。

オ 一日保育士

6カ月～1歳11カ月の第1子を持つ母親とその子供を対象に、保育園での保育士体験を通して、子育てのノウハウを学ぶ。

(8) 病児・病後児保育事業

乳幼児・児童が病気の回復期であり、かつ集団保育を行うことが困難な状態にある場合等に、医療機関等に付設された保育施設において当該児童の一時預かりを行う。

■ 事業の概要

項目	内容
実施施設	1 名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ （柏市新柏2丁目1番地1） 2 柏たなか病院病児・病後児保育室たんぼぼ （柏市小青田一丁目2番地11）
保育時間	午前8時～午後6時 通常保育 午後6時～午後7時 延長保育
休業日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日
利用できる期間	連続して7日以内
定員	1 1日につき4人 2 1日につき3人
利用料金	対象乳幼児・児童が市民の場合 1人1日当たり2,400円（4時間以内は半額） 対象乳幼児・児童が市外の場合 1人1日当たり3,600円（4時間以内は半額）

(9) 柏駅前送迎保育ステーション

保護者に代わり、対象の認定こども園まで園児を送迎するサービスを実施し、自宅及び通勤経路から離れた園を利用する保護者の利便性向上を図る。

■ 事業の概要

項目	内容
送迎先の園	1 手賀の丘幼稚園・保育園 2 柏みどりこども園 3 認定こども園まつばようちえん
利用要件	次のいずれにも該当する児童が利用可 1 柏市から保育の必要性の認定（教育・保育給付認定の2号認定又は施設等利用給付の新2号認定）を受けている又は申請している 2 送迎先の園の3歳児・4歳児・5歳児クラスに在籍している又は在籍見込みである 3 自宅から送迎先の園までの送迎時間が片道10分以上である
休所日	日曜日、祝日、12月29日～1月3日
定員	各園24人
利用料金	月額1,000円 延長保育料1回100円

第3章 その他保健福祉

1 厚生関係

(1) 災害救助

大規模な災害発生の場合には災害救助法に基づき救助作業が行われるが、火災等の場合は、市から被害者に災害見舞金等が支給される。また、日本赤十字社千葉県支部柏市地区からは見舞金の支給及び応急物資の配布がされ、千葉県共同募金会柏市支会からは見舞金の支給がされる。

■ 救助状況

区 分	R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	件数(件)	被災者数(人)	件数(件)	被災者数(人)	件数(件)	被災者数(人)
全 焼	4	5	8	17	11	28
半 焼	3	5	-	-	1	1
その他	8	3	-	-	11	26
合計	15		8		23	
見舞金額	705,000 円		500,000 円		1,310,000 円	

(2) 民生委員・児童委員

本市の民生委員は現在 5 8 4 人の定数で、市内を 2 2 地区に分け、各地区ごとに単位民生委員・児童委員協議会を置き、地域福祉の諸活動を行っている。

また、民生委員定数 5 8 4 人のうち 4 5 人が児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員の定数となっている。

なお、民生委員法による民生委員は、児童福祉法第 1 6 条により児童委員に充てられたものとするされており、民生委員に委嘱されると同時に児童委員となる。

■ 地区民生委員・児童委員協議会（令和 6 年 7 月 1 日現在）

名 称	民生委員 数 (人)	男 (人)	女 (人)	担当地区
柏中央地区民生委員児童委員協議会	24 (2)	4	20	柏中央
新田原地区民生委員児童委員協議会	18 (2)	2	16	新田原
永楽台地区民生委員児童委員協議会	19 (2)	5	14	永楽台
富里地区民生委員児童委員協議会	25 (2)	8	17	富里
豊四季台西地区民生委員児童委員協議会	29 (2)	5	24	豊四季台
豊四季台地区民生委員児童委員協議会	16 (1)	2	14	豊四季台
旭町地区民生委員児童委員協議会	21 (2)	10	11	旭町
新富地区民生委員児童委員協議会	26 (2)	8	18	新富
高田地区民生委員児童委員協議会	21 (2)	2	19	高田・松ヶ崎
松葉地区民生委員児童委員協議会	13 (1)	2	11	松葉
田中地区民生委員児童委員協議会	34 (2)	7	27	田中
田中・柏の葉地区民生委員児童委員協議会	14 (2)	3	11	田中
西原地区民生委員児童委員協議会	26 (2)	8	18	西原
富勢地区民生委員児童委員協議会	37 (2)	10	27	富勢

土地区民生委員児童委員協議会	23 (0)	11	12	増尾
藤心地区民生委員児童委員協議会	23 (2)	7	16	藤心
光ヶ丘地区民生委員児童委員協議会	25 (2)	6	19	光ヶ丘
南光ヶ丘地区民生委員児童委員協議会	24 (2)	5	19	光ヶ丘
酒井根地区民生委員児童委員協議会	12 (1)	6	6	酒井根
南部地区民生委員児童委員協議会	42 (3)	9	33	南部
風早南部手賀地区民生委員児童委員協議会	37 (2)	18	19	風早南部・手賀
風早北部地区民生委員児童委員協議会	33 (2)	9	24	風早北部
合 計	542 (40)	147	395	欠員 42(5)

※ 民生委員数の欄の()内の数字は主任児童委員の内数

2 生活保護

(1) 保護の開始・廃止

年度	保護開始		保護廃止	
	世帯数(世帯)	人員数(人)	世帯数(世帯)	人員数(人)
R3	606	726	482	558
R4	595	726	494	562
R5	604	721	531	634

(2) 保護の動向 (各年度末現在)

年 度	R3	R4	R5
人 口(人)	429,865	432,540	434,023
被保護世帯(停止を除く)(世帯)	3,923	4,030	4,103
被保護人員(停止を除く)(人)	4,903	4,987	5,021
保護率(千分率)	11.44	11.55	11.60
生活扶助人員(人)	4,270	4,347	4,401
住宅扶助人員(人)	4,346	4,440	4,490
教育扶助人員(人)	279	268	236
介護扶助人員(人)	1,021	1,060	1,130
医療扶助人員(人)	4,208	4,269	4,384
医療扶助率(%)	85.8	85.6	87.3

(3) 生活保護費扶助別支出状況

(単位：千円)

年 度	R3	R4	R5
生 活 扶 助 費	2,585,444	2,594,179	2,667,484
教 育 扶 助 費	30,812	29,067	27,054
住 宅 扶 助 費	1,694,468	1,722,523	1,757,288
医 療 扶 助 費	4,069,391	3,990,798	4,266,112
介 護 扶 助 費	314,648	341,775	350,616
出 産 扶 助 費	814	6	0

生業扶助費	12,817	14,167	12,660
葬祭扶助費	22,739	24,912	20,549
施設事務費	33,124	29,969	30,325
委託事務費	0	5,852	5,777
法外援護費	40	897	87
合計	8,764,297	8,754,145	9,137,957

3 医療対策事業

(1) 救急医療対策

市民の健康と安全を守るため、日曜・休日の日中における急病者の診療を、柏市医師会の協力を得て輪番制による当番医制度により実施している。また、休日当番医の電話案内を実施し、医療機関の診療科目、所在地などの案内を行っている。

■ 日曜・休日当番医事業実施状況（令和5年度）

休日数(日)※年末年始含む	73
協力医療機関数(カ所)	83
内科・小児科(人)	9,841
外科・整形外科・眼科・産婦人科・耳鼻咽喉科・皮膚科・脳外科・その他(人)	1,403
患者数(人)	11,244

(2) 柏市医療センター

ア 急病診療事業の概要

所在地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内
開設日	昭和52年4月17日
事業内容	夜間における急病患者に対する初期診療
診療時間	夜間(午後7時00分～午後10時00分)及び年末年始の昼間等
診療科目	内科・小児科
従事医師	柏市医師会員による輪番制
従事薬剤師	柏市薬剤師会員による輪番制
管理運営	公益財団法人柏市医療公社

■ 急病診療の実施状況

年度	小児科系 (0～15歳)(人)	内科系 (16歳以上)(人)	患者数(人)	診療日数(日) (※)
R3	164	120	284	253
R4	234	220	454	295
R5	1,161	1,506	2,667	366

※令和3,4年度は、コロナワクチン夜間接種センターを設置したため、診療日数が例年より減少している。

イ 特殊歯科診療事業の概要

所在地	柏市柏下 65 番地 1 ウェルネス柏内
開設日	平成 22 年 8 月 26 日
事業内容	火曜日から土曜日まで。 障害者及び高齢者を対象とした特殊歯科診療
受付時間	午前 9 時～午前 11 時 30 分及び午後 1 時～午後 4 時 ※診察は予約制。診察には基本的に紹介状が必要。
診療内容	障害児・者、要介護者の歯科診療・予防。摂食機能療法・精密検査。外科的難症例。
管理運営	公益財団法人柏市医療公社

■ 特殊歯科診療の実施状況

年度	年 代 別(人)			患者数 (人)	診療日数 (日)
	16 歳未満	16～64 歳	65～ 歳		
R3	1,364	1,433	396	3,193	242
R4	1,353	1,625	424	3,402	240
R5	1,392	1,931	476	3,799	244

ウ 休日急患歯科診療事業の概要

所在地	柏市柏下 65 番地 1 ウェルネス柏内
開設日	平成 23 年 11 月 1 日
事業内容	日曜・休日・年末年始(12/29～1/3)・お盆における急病患者に対する第 1 次診療
受付時間	日曜・休日・お盆…午前 9 時 45 分～正午 年末年始…午前 9 時 45 分～正午及び午後 1 時 30 分～午後 4 時
従事医師	柏市歯科医師会員による輪番制
管理運営	公益財団法人柏市医療公社

■ 休日急患歯科診療の実施状況

年度	性 別(人)		年 代 別(人)			患者数 (人)	診療日数 (日)
	男	女	16 歳未満	16～64 歳	65 歳以上		
R3	142	145	29	174	84	287	74
R4	106	88	17	118	59	194	70
R5	146	120	30	171	65	266	75

(3) 柏市立柏病院

所在地	柏市布施1番地3
開院日	平成5年7月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柏市が開設者として土地、建物、医療器械等を整備する。 ・ 地域の基幹病院として、市民の健康維持・増進を図り、質の高い地域医療の確保を目指している。
施設規模	敷地面積 33,620.79 m ² 【主な建物】 外来管理治療棟（鉄筋コンクリート造2階建） 5,255.96 m ² 病棟（鉄筋コンクリート造4階建） 4,323.15 m ² サービス棟（鉄筋コンクリート造1階建） 997.62 m ² 医師宿舎（コンクリートブロック造2階建） 260.76 m ² 看護師宿舎（鉄筋コンクリート造4階建） 399.92 m ² プレハブ事務所（鉄骨プレハブ造2階建） 359.83 m ² 院内保育室（木造モルタル1階建） 99.79 m ²
診療科目	内科、内分泌・代謝内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、腎臓内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、小児科 脳神経外科
病床数	一般病床 200床
受付時間	月曜～土曜：午前8時30分～午前11時
休診日	日曜・休日・年末年始(12/29～1/3) ただし、急病患者には、受付時間外または休診日も診療する。
管理運営	公益財団法人柏市医療公社

■ 診療状況

年度	年間延入院患者数 (人)	年間延外来患者数 (人)	年間延患者数 (人)	入院診療 日数(日)	外来診療 日数(日)
R3	37,239	158,967	196,206	365	293
R4	37,144	159,546	196,690	365	293
R5	42,632	151,310	193,942	366	293

(4) 柏市立介護老人保健施設はみんぐ

所在地	柏市布施1番地3
開所日	平成10年7月1日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や障害の程度が安定していて、病院での治療や入院の必要はないが、体力や日常生活機能が不十分のため介護を必要としている方に、医師の管理のもとで身体・精神機能の回復訓練や看護・介護などを提供し、できるだけ早く自立した状態で在宅への復帰ができるよう支援する全国でも数少ない超強化型老健施設である。 ・施設には居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション及び地域包括支援センターを併設し、介護を必要とする高齢者の自立・在宅復帰の支援を行っている。 ・併設する病院との機能提携のもと医療・介護・福祉の体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築に貢献することを目指している。
定員	入所：100人(短期入所は空床利用)、通所：25人/日
構造規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 延床面積 4,556.70㎡
管理運営	公益財団法人柏市医療公社

■ 利用状況

年度	入所 (人)	短期入所 (人)	入所者計 (人)	通所者計 (人)	入所利用日数 (日)	通所利用日数 (日)
R3	34,101	833	34,934	4,852	365	308
R4	34,976	758	35,734	4,329	365	308
R5	33,618	1,739	35,357	4,519	366	308

4 社会福祉法人等に対する指導監査

社会福祉法令等に基づき、法人及び各施設に立ち入り、指導及び監査を行っている。

(1) 令和5年度重点指導事項

指摘の多いものや国が示した項目を昨年度の指導監査の重点項目として次のとおり設定した。

ア 適正な法人運営・施設運営の確保

イ 適正な会計管理の確保

(2) 令和5年度指導監査計画・実施比較

実地監査は178件計画し、176件実施し、書面監査を0件計画し0件実施した。

監査種別		実地監査			書面監査			
		計画数	実施数	差引※	計画数	実施数	差引※	
対象								
社会福祉法人	老人福祉施設のみ	2	2	0	0	0	0	
	障害（サービス含む）	2	2	0	0	0	0	
	保育所のみ	1	1	0	0	0	0	
	社会福祉協議会	1	1	0	0	0	0	
	老人＋保育	0	0	0	0	0	0	
	障害＋保育	1	1	0	0	0	0	
	小計①	7	7	0	0	0	0	
社会福祉施設	老人福祉施設	10	10	0	0	0	0	
	内訳	特別養護老人ホーム	10	10	0	0	0	0
		養護老人ホーム	0	0	0	0	0	0
		ケアハウス	0	0	0	0	0	0
	児童福祉施設等	159	157	2	0	0	0	
	内訳	保育所	77	77	0	0	0	0
		小規模保育事業	17	17	0	0	0	0
		幼保連携型認定こども園	16	16	0	0	0	0
		幼稚園型認定こども園	2	2	0	0	0	0
		その他保育所	12	10	2	0	0	0
		家庭的保育事業	1	1	0	0	0	0
		事業所内保育事業	20	20	0	0	0	0
		企業主導型保育事業	14	14	0	0	0	0
	障害者支援施設	1	1	0	0	0	0	
	社会事業授産施設	1	1	0	0	0	0	
小計②	171	169	2	0	0	0		
合計①＋②	178	176	2	0	0	0		

※差引…計画数と実施数の差異を示したもの。

第4章 保健衛生・保健所

1 保健所の概要

名 称	柏市保健所
設置年月日	平成20年4月1日
所管区域	柏市全域
設置場所	<p>【所在地】 柏市柏下65番地1（ウェルネス柏内） 平成22年4月5日移転</p> <p>【土地】 7,259.82㎡（市所有）</p> <p>【建物】 延床面積：9,920.57㎡（うち保健所分3,425.35㎡） 鉄筋コンクリート造 地上4階建て</p>

2 保健所の組織運営体制

(1) 基本方針

市民の健康の保持と増進を目的とした保健衛生の向上と健康・安心・安全なまちづくりを推進するために必要な体制整備を図る。

(2) 組織体制

平成22年4月5日より柏市総合保健医療福祉施設（通称：ウェルネス柏）がオープンし、これまでの施設から移転し、ウェルネス柏内で業務を行っている。新施設においては複合施設としての機能を活かし、部門間の連携を積極的に進めることにより、地域保健サービスの総合的・一体的な実施を図る。

■ 組織と職員配置

【柏市保健所（74人）】

※派遣職員を含む，育児休業代替任期付職員及び再任用職員を除く

健康医療部長 (1人)	┌───総務企画課 (14人)	総務企画担当 医事薬事担当
	├───保健予防課 (26人)	感染症・疾病対策担当 精神保健福祉担当
保健所長 (1人)	├───生活衛生課 (18人)	環境衛生担当 食品衛生担当
└───	┌───動物愛護ふれあいセンター (6人)	動物愛護担当
	├───衛生検査課 (8人)	検査担当

(3) 業務体制

千葉県から移譲された業務（保健所業務・動物愛護業務・食鳥検査業務）と、市の地域保健業務を集約・統合して推進する。

ア 対人保健サービス

柏市保健所組織に保健センター機能を統合することにより、これまで県と市がそれぞれ実施してきた健康増進業務を一元化したほか、感染症予防対策、精神保健福祉対策、難病対策など専門的かつ技術的な対人保健サービスを提供する。

イ 対物保健サービス

医事薬事、食品衛生、環境衛生業務などの専門的かつ技術的な対物保健サービスを提供する。

ウ 試験・検査業務

臨床細菌検査、ウイルス検査、食品衛生検査及び環境衛生検査などの検査業務を実施する。

■ 組織と業務

課・室	担当	主な業務
総務企画課	総務企画担当	健康危機管理の施策、地域保健に関する調査・研究、学生実習・地域保健臨床研修、地域保健関係職員の人材育成、所内事業調整、保健統計、柏市保健衛生審議会関係、柏市総合保健医療福祉施設管理、所内庶務、健康増進法及び食品表示法に基づく指導等に関すること、調理師法に関すること
	医事薬事担当	医療安全相談、医療従事者等の免許、医療法・医療品医療機器等法等に関すること、薬物乱用防止対策、内部制度管理の統括
保健予防課	感染症・疾病対策担当	感染症対策（結核・エイズ・性感染症等）、難病対策、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業、千葉県肝炎治療特別促進事業、千葉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業
	精神保健福祉担当	精神保健福祉に関する相談支援、知識の普及・啓発
生活衛生課	環境衛生担当	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場等の環境衛生に関すること
	食品衛生担当	飲食店等の食品衛生に関すること、食鳥検査
動物愛護ふれあいセンター	動物愛護担当	狂犬病予防、並びに動物の愛護及び管理に関すること

衛生検査課	検査担当	エイズ予防・性感染症・肝炎対策・結核対策等に係る臨床検査，三歳児健康診査等に係る尿検査，腸内細菌検査，感染症・食中毒等の健康危機事案に係る検査，食品衛生業務に係る検査，飲用井戸水・浴槽水等環境衛生業務に係る検査
-------	------	---

(4) 職員体制

保健所業務の適正な執行のためには，専門的な知識及び技術を有する職員の存在は不可欠であることから，地域保健法をはじめとする関係法令により必要とされている医師，薬剤師，獣医師，保健師，管理栄養士など専門職員を適宜配置する。

また，保健所業務の水準を継続して確保するため，1名の県職員の派遣を受けている。

3 施設

(1) 保健所

平成22年4月5日より、総合保健医療福祉施設（ウェルネス柏）内に移転。

(2) 動物愛護ふれあいセンター

人と動物が共生できるまちづくりを目指し、犬の登録、狂犬病予防注射済票交付、収容動物・逸走動物情報の提供管理などのほか、動物の愛護や適正飼養についての啓発等行う施設として、平成26年4月1日より、動物愛護ふれあいセンターを開設。

4 保健所の附属機関

(1) 柏市保健衛生審議会

ア 設置根拠

柏市保健所条例第4条

イ 事務

地域保健、地域医療及び公衆衛生について、市長の諮問に応じて調査審議し答申するほか、地域保健等に関して講じられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

ウ 委員

14人（令和6年7月現在）

（内訳）医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、医療機関、大学、食品衛生協会、柏市民健康づくり推進員、民生委員・児童委員協議会、看護協会、公募委員、美容業生活衛生同業組合

(2) 柏市感染症診査協議会

ア 設置根拠

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条、柏市感染症診査協議会条例

イ 事務

- (ア) 一類感染症から三類感染症までの患者又は無症状病原体保菌者に対する就業制限に関する審議
- (イ) 一類感染症又は二類感染症の患者に対する入院の勧告に関する審議
- (ウ) 入院の勧告を受けて入院している一類感染症又は二類感染症の患者に対する入院期間の延長に関する審議
- (エ) 結核患者の医療費の公費負担に関する審議
- (オ) 市長が緊急を要するため委員長の見解を持って協議会の意見として就業制限の通知をした場合にする、その通知の内容についての協議会に対する報告に関し、意見を述べること
- (カ) 感染症法第19条の規定により市長が入院の勧告又は措置をしたときの協議会に対する報告に関し、意見を述べること

ウ 委員

5人

(内訳) 感染症指定医療機関の医師，学識経験を有する者（感染症の患者の医療，法律，医療及び法律以外）

(3) 柏市予防接種調査会

ア 設置根拠

柏市附属機関設置条例及び柏市予防接種調査会規則

イ 事務

(ア) 予防接種による健康被害又はその疑いのある場合に予防接種健康被害救済制度の対象として申請するか審議

(イ) 誤接種報告

(ウ) その他予防接種に関する報告・検討

ウ 委員

6人

(内訳) 一般社団法人柏市医師会の会長の会長の職にある者又はその者が当該法人の構成員のうちから指名する者，予防接種の専門知識を有する医師，柏市保健所の長の職にある者

5 がん対策

がん対策については、「予防と啓発」「検診・早期発見」「治療から緩和ケアまで」「地域相互支援」の4つの施策に区分し，それぞれ事業を実施した。

(1) 施策別実施事業

ア 「予防と啓発」に関する事業

(ア) 禁煙についての普及啓発

小中学校及び母子保健事業等における喫煙防止・タバコ対策に関する啓発

(イ) 受動喫煙防止対策

(ウ) 禁煙サポート

(エ) 生活習慣病予防についての普及啓発

健診事業及びイベント等における望ましい生活習慣やバランスのとれた食事，歯と口腔の健康づくりに関する啓発

(オ) 柏地域・職域連携推進事業の推進

イ 「検診・早期発見」に関する事業

(ア) 検診情報の提供

個別通知，電子媒体の利用，ポスターの掲示，リーフレット配布

(イ) がん検診受診率向上対策の実施

a 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施

b 特定健康診査と結核・肺がん検診，大腸がん検診の同日実施

(ウ) がん検診の精度管理

(エ) 精密検査未受診者への受診結果把握と受診勧奨の定期的な実施

ウ 「治療から緩和ケアまで」「地域相互支援」に関する事業

- (7) 相談体制の整備
 - ・がんサポートハンドブックの発行
- (イ) 在宅医療の体制整備
- (ウ) 介護保険要介護認定をすみやかに調整
- (エ) 若年がん患者支援
 - ・若年がん在宅療養支援事業を実施
- (オ) がん患者アピアランス支援
 - ・がん患者ウィッグ等購入費等助成事業を実施（令和5年10月開始）

(2) その他

- ア 柏市議会第2回定例会において、柏市がん対策基本条例に基づき、がん対策の取組を報告
- イ 庁内関係各課及び関係機関と連携し、柏市がん対策検討会議を開催。

6 健康危機管理対策

柏市（保健所）健康危機管理対処計画―感染症編―をもとに、事案発生時にスムーズに対処できるよう、健康危機管理に必要な項目を平時において体制を築き進捗管理を行っていく。

7 厚生統計

厚生労働行政諸施策の企画及び運営に必要な基礎資料を得るため、国の基幹統計をはじめ各種統計調査を実施するとともに、得られた情報の市民等への提供及び保健所が行うさまざまな施策での活用を図る。

8 医事業事

(1) 医療安全相談

患者又はその家族からの医療に関する相談や苦情及び医療機関からの相談に迅速に対応し、医療機関に対し情報提供や指導等を行うことにより、医療の安全と信頼を高め、もって医療機関における患者サービスの向上に寄与するため、総務企画課内に柏市医療安全支援センターを設置している。

(2) 許可等事務

診療所・助産所の開設の許可、開設許可事項の変更の許可、病室等の使用に関する許可、薬局・医薬品販売業・医療機器販売業及び貸与業の許可、毒物劇物販売業の登録の事務を行う。

(3) 届出受理事務

診療所・助産所・歯科技工所・施術所の開設の届出の受理、開設届出事項の変更・廃止に関する届出の受理、薬局・医薬品販売業・医療機器販売業及び貸与業・毒物劇物販売業・毒物劇物業務上取扱者等の各種届出の受理を行う。

(4) 進達事務

医療従事者等免許・病院・医療法人・毒物劇物製造業及び輸入業・覚醒剤・覚醒剤

原料の申請及び届出を受理し、進達する。

(5) 監視指導

医療法、医薬品医療機器等法及び毒物劇物取締法に基づき病院、診療所、薬局、医薬品販売業、医療機器販売業及び貸与業、毒物劇物販売業等に対して計画的に立入検査を実施する。

■ 主な医事業事関係施設一覧（令和6年4月1日現在）

施設名等	施設数(件)	病床数(床)
病院	18	5,271
診療所（一般）	280	26
診療所（歯科）	220	0
助産所	16	/
薬局	171	
薬局製造販売医薬品製造販売業	5	
薬局製造販売医薬品製造業	5	
医薬品販売業	121	
高度管理医療機器販売、貸与業	302	
毒物劇物販売業	91	
毒物劇物業務上取扱者（要届出）	2	

9 結核対策

結核対策は、感染症法にのっとり健康診断、患者管理、患者の療養支援、結核医療、発生动向調査等の一貫した管理を行う。

患者の療養支援については、治療の完遂を目的として保健師が入院中から訪問支援を開始し、退院後も訪問・面接等に重点をおいた生活・服薬支援を展開している。令和5年の市内新規登録患者数は36人である。

10 感染症対策

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権を守りながら市民の安全な生活を守る。

また、感染症に関する情報の発信・知識の普及に努め、市民への予防啓発活動を行う。

■ 発生件数（令和5年）

種 類		件数（件）
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	6
	細菌性赤痢	1
	パラチフス	1
四類感染症	レジオネラ症	10

	E型肝炎	6
五類感染症 (全数報告のみ)	アメーバ赤痢	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5
	後天性免疫不全症候群	4
	破傷風	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	12
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1
	梅毒	95
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎，西部ウマ脳炎，ダニ媒介脳炎，東部ウマ脳炎，日本脳炎，ベネズエラウマ脳炎，リフトバレー熱を除く。）	-
	水痘（入院を要するもの）	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
	百日咳	2
	播種性クリプトコックス症	1

11 エイズ対策

感染予防及びまん延防止のための無料の匿名による相談（随時）・検査を実施している。また、性感染症の罹患とHIV感染の関係が深いことなどから、性感染症対策とHIV感染対策の両面からクラミジア・梅毒・HBs抗原・HCV抗体の検査を行っている。

また、世界エイズデーに合わせたストップエイズキャンペーン等啓発普及活動を行う。

■ 事業実績（令和5年度）

事業名	実績（件）	
HIV等検査	平日検査	234
	休日検査	160
	夜間検査	116
エイズに関する相談	一般相談	4
	専門相談	2

1 2 難病対策

(1) 指定難病医療費助成制度

平成27年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、原因が不明で治療法が確立していない指定の疾患については厚生労働省令で定めるところにより、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該指定特定医療に要した費用について、千葉県が医療費を助成している。

本市は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、千葉県から事務の一部が委ねられ、認定申請の受付・受給者証の送付事務を行っている。

■ 受給者数（令和5年度末現在 柏市在住者）

項目	人数
特定医療費（指定難病）受給者数	3,768

(2) 難病相談事業

難病患者等の療養上の不安の軽減を目的として、病気や治療、介護、福祉制度等、療養生活にかかる相談について、保健師等が随時、電話や面接、訪問にて対応している。

■ 実施状況

	訪問相談（延件数）		面接相談 （延件数）	電話相談 （延件数）
	保健師	訪問相談員		
3年度	5	27	305	287
4年度	4	26	179	165
5年度	16	17	234	342

1 3 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談・訪問事業

精神科医師による、こころの健康相談を月4回、アルコール悩みごと相談を月1回定例で実施している。

■ 相談・訪問指導状況（令和5年度）

項目	件数(件)
こころの健康相談	70
アルコール悩み事相談	11

また、職員による相談（電話・面接・訪問）は必要に応じ随時行っている。

■ 相談・訪問指導状況（令和5年度）

項目	件数(件)
電話相談	8,299
来所相談	636
訪問	524

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づく通報件数は、17件。松戸保健所へ伝達とした。

(2) 家族支援事業

家族が疾病を正しく理解し本人への接し方を学ぶこと、家族同士が集まり悩みを話し合うことで、不安を解消し本人へのサポート力を高めることを目的として実施。

■ 実施状況（令和5年度）

項目	参加延人数(人)
アルコール家族教室（6回）	29

(3) 社会復帰活動等（当事者・家族等の支援）

K-HAPPYプログラム（減酒プログラム）

過量な飲酒による健康障害の予防と健康をテーマに、飲酒の仕方を見直し、リスクの少ない飲酒へ自ら行動変容を起こすよう支援することを目的として実施。

■ K-HAPPYプログラムの実施状況（令和5年度）

開催回数	参加人数(人)
3（1コース）	8

酒害教室

アルコール依存症者やその家族を対象に、断酒新生会会員の司会によるミーティングを実施。

■ 実施状況（令和5年度）

項目	参加延人数(人)
酒害教室	93

(4) 啓発普及

市民講座：精神保健福祉に関する一般市民への啓発として年1回実施。

■ 実施状況（令和5年度）

項目	参加延人数(人)
「思春期のメンタルヘルスについて」（動画配信）	-

出前講座：要請があった団体へ出向き、メンタルヘルスの問題について、職員による講座を開催。

■ 実施状況（令和5年度）

項目	参加延人数(人)
出前講座（8回開催）	169

(5) ボランティア講座

精神保健福祉分野で活動するボランティアの育成を目的に実施。

■ 実施状況（令和5年度）

項目	参加人数(人)
ボランティアフォローアップ養成講座	8

(6) 精神科病院の入退院事務

管内精神科医療機関より提出される書類を受理し、県の審査機関へ進達する。

■ 実施状況（令和5年度）

項目	医療保護入院届	医療保護入院者の退院届	応急入院	措置入院者の定期病状報告	医療保護入院者の定期病状報告	仮退院	措置症状消退届
件数	509	525	0	5	472	0	38

1 4 環境衛生

(1) 確認及び許認可業務

理容所、美容所及びクリーニング所の開設並びに専用水道及び小規模専用水道布設の確認、旅館、公衆浴場及び興行場の営業、化製場の設置並びに温泉利用の許認可を行う。

(2) 登録業務

環境衛生事業の登録を行う。

(3) 届出受理業務

環境衛生関係法令及び要綱に基づく届出の受理を行う。

(4) 監視指導業務

環境衛生関係施設への立入検査及び衛生管理指導を行う。

■ 環境衛生関係施設数（令和5年度）

種 別	施設数	立入検査数
理容所	239	64
美容所	728	234
クリーニング所	139	25
旅館・ホテル	51	44
公衆浴場	31	25
興行場	7	3
化製場	0	0
動物飼養・収容施設	27	25
温泉利用施設	7	4
特定建築物	117	24
環境衛生事業所	40	13
専用水道	65	33
簡易専用水道	600	14
小規模専用水道	9	4
小規模簡易専用水道	48	4
遊泳用プール	27	20

(5) 相談支援業務

衛生害虫及び住環境に関する相談を行う。

1 5 動物愛護

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法、狂犬病予防法施行規則及び柏市狂犬病予防法施行細則に基づき、犬の登録、注射済票の交付等の事務及び登録台帳の管理を行うとともに、集合注射に係る案内や注射未実施犬飼い主への督促状の通知により、狂犬病予防注射接種率の向上を図る。

■ 原簿保有鑑札交付数等（令和5年度）

原簿保有数(件)	鑑札(件)			マイクロチップ(件)※		注射済票(件)		死亡届出(件)
	交付	交換交付	再交付	登録	転入	交付	再交付	
25,875	180	266	17	1,512	908	16,093	19	1,460

※令和4年6月1日から狂犬病予防法の特例制度によりマイクロチップによる登録が開始。

(2) 動物の愛護及び管理事業

動物の愛護及び管理に関する法律及び柏市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬・猫の適正な飼養を推進し、動物による人への危害発生を防止するため、動物の正しい飼い方の指導及び動物の愛護に関する普及啓発を行う。

また、動物取扱業の登録事務と立入検査による監視、特定動物の飼養の許可事務及び施設監視を行う。

ア 犬、猫等の収容・引取等

野良犬や徘徊犬の捕獲、飼い犬・猫等の引取、負傷した動物の収容を行うとともに、ホームページでの情報提供等により飼い主への返還を推進する。また、殺処分しない方針の下、柏市犬・猫譲渡要領に基づき譲渡を推進する。

■ 犬・猫の収容・引取数等（令和5年度）

	捕獲	引取	負傷	返還	譲渡
犬 (頭)	43	10	1	25	29
猫 (匹)	—	170	89	4	214
その他 (匹)	—	—	10	1	7

■ 動物愛護に関する普及啓発状況（令和5年度）

	犬	猫	その他	計
苦情件数(件)	216	368	3	587
相談件数(件)	4,117	1,965	25	6,107

イ 地域猫の不妊・去勢手術助成

市内で飼い主のいない猫を適正に管理する活動を行う団体および個人に対して、柏市猫の不妊去勢手術助成金交付要綱により不妊・去勢手術に要する費用の一部を助成する。

おす	めす	計
61	96	157

ウ 動物愛護フェスティバル

動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を図るため、動物愛護週間の期間中に実施する。9月23日に柏市動物愛護ふれあいセンターにて開催。来場者約120人。

エ 犬猫の飼い方・しつけ方教室

犬猫の飼養者に対してしつけの基本的な知識と技術の習得、適正な飼養を指導することを目的として開催する。

	実施回数(回)	参加人数(人)
犬	3	39
猫	2	10

オ 動物取扱業関係

(7) 登録等及び立入検査

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業に関する登録申請及び第二種動物取扱業の届出(変更、廃止等を含む。)の受理並びに施設への立入検査等の事務を行う。

■ 第一種動物取扱業登録数及び立入検査数(令和5年度)

	登録数	登録申請数	変更届出数	廃業届数	立入検査数
件数(件)	209	15	27	5	40

■ 第二種動物取扱業届出数及び立入検査数(令和4年度)

	登録数	登録申請数	変更届出数	廃業届数	立入検査数
件数(件)	4	0	0	0	0

(4) 動物取扱責任者研修会

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱責任者研修会を実施する。

■ 実施回数及び参加人数(令和4年度)

実施回数(回)	参加人数(人)
1	21

カ 特定動物関係

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、特定動物を飼養しようとする者に対して許可(変更、廃止等を含む。)の申請受理及び施設への立入検査等の事務を行う。

■ 特定動物飼養許可数及び立入検査数(令和4年度)

	許可	許可申請	変更許可	変更等届出	廃止届出	施設監視
件数(件)	8	0	0	0	0	0

16 食品衛生

(1) 営業施設許可業務

市内には立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また公設市場も設置されていることなどから食品関係営業施設は数・集中度ともに県内有数となっている。

■ 食品衛生関係施設及び許可・届出数（令和5年度）

	許可 (旧法)	許可 (改正法)	届出
営業施設数(カ所)	2,231	2,241	2,024
新規許可件数(件)	—	883	
継続許可件数(件)	—	—	
廃業件数(件)	348	69	
無許可件数(件)	—	5	
ふぐ認証施設数(カ所)	22	21	

(2) 施設の監視指導・収去検査

市内の食品の安全性を確保するため、食品の収去検査を行うとともに、食品関係営業施設の一斉監視及び食品製造施設等の監視指導を実施し、営業者に対し自主管理の啓発に努める。

■ 施設の監視指導及び処分等の数（令和5年度）

	許可 (旧法)	許可 (改正法)	届出
監視件数	649	338	239
指導票交付	1	1	—
営業停止	—	1	—
その他	—	—	—
口頭説諭	14	11	—

■ 収去検査数（令和5年度）

食品の収去検査検体数(件)	104
食品の収去検査項目数(件)	1,869

(3) 自主管理体制の強化と夏期・年末における食中毒予防対策

食品衛生知識の普及向上を図るため、食品営業者等を対象に衛生講習会を開催する。また、食中毒予防の啓発事業等を実施する。

■ 衛生講習会実施回数及び参加人数（令和5年度）

	実施回数(回)	参加人数(人)
食品衛生講習会	14	514

■ 食中毒予防の啓発事業期間（令和5年度）

	期 間
夏期一斉取締り	7月1日～ 7月31日
食品衛生月間の実施	8月1日～ 8月31日
年末一斉取締り	12月1日～ 12月28日

17 食鳥検査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理場において食鳥肉の安全と衛生を確保するため食鳥検査を行い、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止する。

(1) 食鳥処理場

施設数：1

認定小規模食鳥処理場(※)

施設数：0

※認定小規模食鳥処理場：年間処理羽数が30万羽以下で、事業者が自ら作成した確認規程が厚生労働省令の定める基準に適合する旨の認定を市長から受けた施設

(2) 食鳥検査

■ 検査等羽数（令和5年度）

	羽数(羽)	日数(日)
食鳥検査	2,682,546	264

(3) 衛生指導

柏市食品衛生監視指導計画に基づき、食鳥処理場及び付帯する食品営業許可施設（食肉処理業）の衛生監視指導を行う。また、衛生意識の向上や知識の普及を図るため、ふきとり検査の実施や従事者へ衛生講習を行う。さらに、食鳥処理場の外部検証機関として、衛生管理計画や手順書が妥当であるか、衛生管理が適正に行われているか確認を行うと共に、微生物試験を行い食鳥肉の衛生的な取扱いについて検証を行う。

■ 衛生指導等の状況（令和5年度）

	実施回数(回)	備考
監視指導回数	0	
ふきとり等検査回数	2	
衛生講習	0	
外部検証（記録検査・現場検査）	4	
外部検証（微生物試験）	12	

18 栄養指導事業

(1) 給食施設指導事業

給食施設に対し、栄養管理及び衛生管理について巡回指導を行うとともに、給食施設管理者及び従事者の資質の向上を図るための研修会を実施する。

■ 給食施設開始及び廃止状況（令和5年度）

総施設数(カ所)	開始/再開届出数(件)	廃止/休止届出数(件)
197	8	2

■ 給食施設指導状況（令和5年度）

個別指導		集団指導	
巡回指導数(カ所)	電話等指導数(件)	回数(回)	延施設数(カ所)
80	124	2	157

(2) 食品表示法に基づく指導

適正な食品表示の普及啓発を行う。

(3) 栄養関係団体育成事業

地域の食育推進を図る役割を担う栄養関係団体に対して助言・指導を行う。特に、調理師会においては、野菜を食べよう柏協力店推進の担い手として育成する。

19 受動喫煙防止対策

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止するよう、多数の者が利用する施設について、その利用者に応じた類型によって医療機関・教育機関・行政機関等は原則敷地内禁煙（屋内完全禁煙）、飲食店・事業所等は原則屋内禁煙が義務付けられたり、喫煙可能な場所を設けた場合、標示義務が課せられた。これにより、受動喫煙防止に向けた周知啓発、施設の管理権限者等に対する助言等を実施している。また、経過措置として、既存特定飲食提供施設が喫煙可能施設を設置等した場合、届出の受理を行う。

■ 喫煙可能施設 届出書受理件数

※令和2年1月6日から受付開始

	登録 累計数	令和2年度 登録数	令和3年度 登録数	令和4年度 登録数	令和5年度 登録数
登録施設数	139	79	3	1	0
変更届出数	0	0	0	0	0
廃止届出数	0	0	0	0	0

20 試験検査

(1) 健康危機事案に係る検査

ア 感染症に係る検査

感染症の患者又はその接触者等を対象に、当該感染症の原因となった病原体の検査を実施している。

イ 食中毒等に係る検査

保育施設や老人福祉施設等において胃腸炎等が流行した場合や、飲食店等で食中毒が疑われる事案が発生した場合に、その原因となった病原体を特定するための検査を実施している。

■ 健康危機事案に係る検査（令和5年度）

検査内容	件数(件)
感染症に係る検査	40
食中毒等に係る検査	422

(2) 臨床検査

ア 便検査

食品営業者や水道事業者など便検査を希望する市民等を対象に、腸内細菌の検査を実施している。

イ 血液検査

H I V、梅毒トレポネーマ、B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスについて、抗原及び抗体のスクリーニング検査を実施している。また、結核菌について、I G R A検査（Q F T検査）を実施している。

ウ 尿検査

母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく三歳児健康診査及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく健康診断等において、尿検査を実施している。

エ 喀痰検査

結核菌の塗抹検査及び培養検査を実施している。

■ 臨床検査（令和5年度）

検査内容		件数(件)
便検査		2,597
血液検査	H I V（抗原検査及び抗体検査）	510
	梅毒トレポネーマ（抗体検査）	494
	B型肝炎ウイルス（抗原検査）	477
	C型肝炎ウイルス（抗体検査）	477
	結核菌（I G R A検査）	155
尿検査		2,976
喀痰検査	結核菌（塗抹・培養検査）	3

(3) 食品衛生検査

ア 食品収去検査

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき収去された食品について、細菌及び食品添加物等の検査を実施している。

イ 食鳥処理場衛生検査

食鳥処理場におけるH A C C P方式による衛生管理指針に基づき、と体及び機械器具等の細菌検査を実施している。

■ 食品衛生検査（令和5年度）

検査内容	件数(件)
食品細菌検査	84
食品化学検査	27
食鳥処理場衛生検査（ふきとり）	30

(4) 環境衛生検査

ア 飲用井戸の水質検査

家庭で使用する井戸水の水質検査を希望する市民等を対象に、水道水の水質基準のうち10項目について検査を実施している。

イ 浴槽水等の検査

公衆浴場等から採水された浴槽水等について、レジオネラ属菌の検査を実施している。

■ 環境衛生検査（令和5年度）

検査内容	件数(件)
飲用井戸の水質検査	225
浴槽水等の検査	60

第 5 章 地域保健

1 地域健康福祉関係事業

(1) 対人保健サービスに係る人材育成事業

保健所人材育成計画等に基づき、保健師等の対人保健サービスに係る人材育成を推進する。また、市内病院等の看護管理者を対象に研修及び情報交換会を実施する。

(2) 健康都市連合に関すること

第19回健康都市連合日本支部総会及び大会に参加

■ 総会及び大会開催状況（令和5年度）

実施日	実施会場	参加市町数
令和5年7月13, 14日	愛知県あま市	26

(3) 健康増進施策関係

ア 柏市保健衛生審議会健康増進部会

柏市健康増進計画の進捗状況として、現状の健康課題等を把握するとともに、次期計画の策定に係る方向性の検討を行った。

■ 分科会開催状況（令和5年度）

【単位：人】

開催日	内容	参加委員数
令和5年7月27日 (対面とウェブ形式併用開催)	次期柏市健康増進計画策定について	11
令和5年10月12日 (対面とウェブ形式併用開催)	・柏市健康増進計画策定に向けた市民の健康状態の評価について ・柏市健康増進計画と柏市食育推進計画の一体的策定について	8

イ タバコ対策

(ア) 柏ノースモッチ子作戦

「子どもたちをタバコの煙から守る」ことをテーマに、家庭・教育・医療・行政・民間団体の連携のもと「柏ノースモッチ子作戦」と称し各種事業を推進。

(イ) 各種実施事業

a 小中学校での普及啓発

- ・6校の市立小中学校でタバコに関する出張講座を実施。
- ・小学4年生から中学3年生を対象とした「柏ノースモッチ子新聞」を世界禁煙デーを鑑み5月に発行。

b 母子保健事業等での普及啓発

- ・妊娠届出書及び幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児）問診票に保護者の喫煙状況項目等を追加し現状把握するとともに、必要に応じてリーフレット等を配布し、啓発を実施。

c 禁煙サポート

- ・本市内の禁煙外来のある医療機関及び柏市薬剤師会の講習会を受けた禁煙支援薬局を明示した「禁煙外来☆禁煙支援薬局マップ」を作成し配布。

d 受動喫煙防止対策

- ・禁煙に取り組む飲食店等を受動喫煙対策推進施設として登録する「おいでよ！カシワニ禁煙ステッカー等配付事業」を実施。
- ・受動喫煙防止キャンペーンとして、ティッシュ及び使い捨てカイロを配布し周知啓発を図った。

ウ 柏地域・職域連携推進協議会

平成26年度に保健所圏協議会として設置。行政機関，事業所等の関係者が，相互の情報交換を行い，保健事業の実施に要する社会資源の相互活用や連携事業の実施等を通して，市民の継続的な健康増進を図ることを目的として協議会を開催。

【協議会参加団体】

全国健康保険協会千葉支部，柏労働基準監督署，柏労働基準協会，東葛北部地域産業保健センター，柏商工会議所，柏市沼南商工会，代表企業（2社），柏市医師会，柏歯科医師会

(4) 栄養指導事業

ア 栄養士業務連絡会

地域住民に対する生涯を通じた栄養改善・健康増進等の継続的な支援を推進することを目的とし，各部署の栄養士が専門的知識・技術習得のため講演会の開催や業務研究，情報交換等を行う。

イ 野菜を食べよう柏協力店事業

栄養・食生活の課題である，市民の野菜摂取量不足の改善を図るため，市内飲食店等との協働により展開する事業である。飲食店等において野菜料理の提供を促進することで，野菜摂取増加に向けた食の環境整備を図る。

(5) 成人歯科保健事業

ア 歯周病検診

満30歳・40歳・50歳・60歳の市民を対象に市内指定医療機関において，歯の喪失防止を目的に歯周病検診を実施した。

■ 実施状況

	委託医療機関数(件)	実施人数(人)
令和3年度	160	1,882
令和4年度	159	1,783
令和5年度	162	1,571

イ かしわ歯科相談室

乳幼児から成人・高齢者までを対象に、歯や口の中の健康について歯科医師が相談に応じ、指導・助言を行うとともに歯科衛生士が歯みがきの指導などを実施している。

■ 実施状況

	日数(日)	実施人数(人)
令和3年度	12	65
令和4年度	12	85
令和5年度	12	78

ウ その他の歯科保健指導

各種団体等の一般市民に対し、歯周病予防や歯の喪失防止、健口体操等の歯科保健指導を実施した。

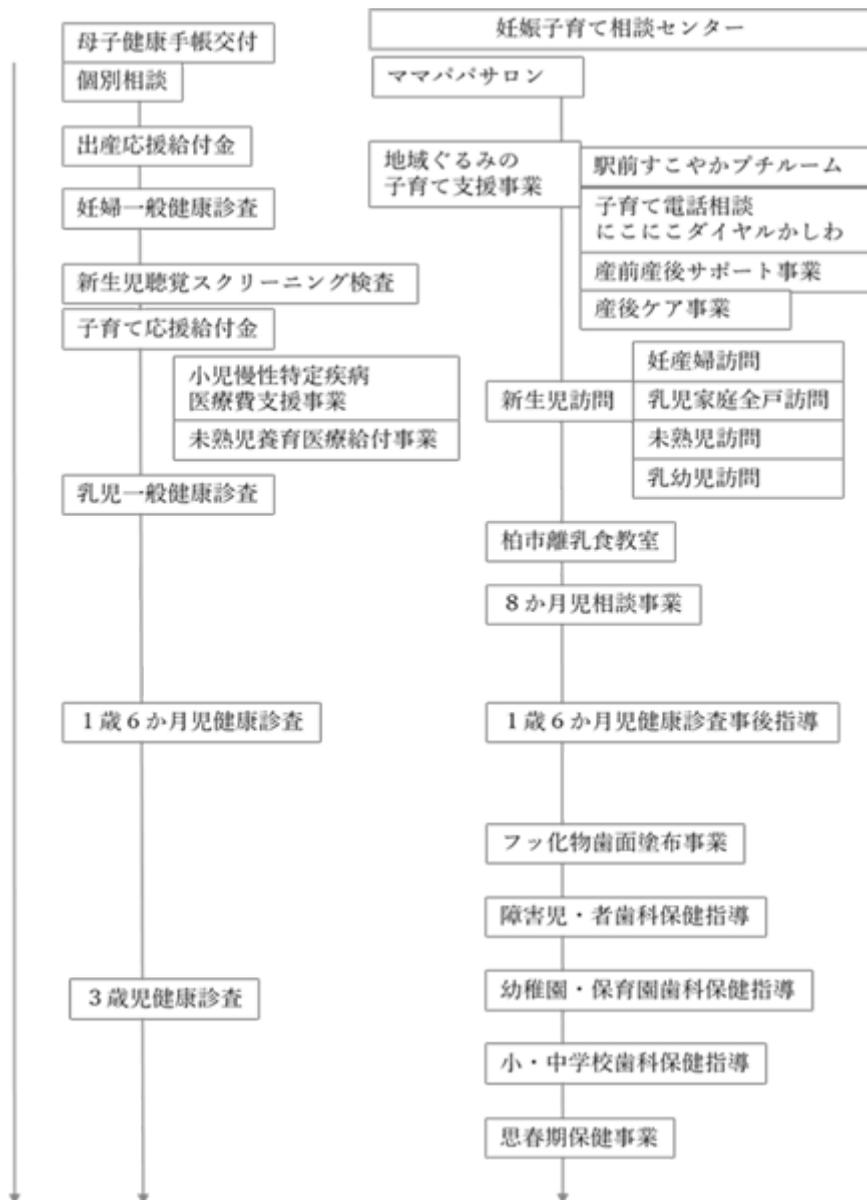
■ 実施状況

	依頼による歯科保健(成人)		個別電話相談(成人)	
	日数(日)	実施人数(人)	日数(日)	実施人数(人)
令和3年度	0	0	60	60
令和4年度	1	21	39	39
令和5年度	1	18	55	55

2 母子保健事業

安心して産み育てることのできる環境づくり及び子どもが健やかに育つ環境づくりを推進している。

【母子保健事業体系】



(1) 柏市保健衛生審議会母子保健部会

母子保健計画の進捗管理、妊娠・出産・子育てに関する現状及び課題に即した母子保健施策の位置づけや方向性を協議するもの。

■ 開催状況

(単位：人)

開催日	内容	委員数
令和5年10月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度柏市保健衛生審議会について ・柏市母子保健計画の推進について ・柏市母子保健事業の取組について 	14人

(2) 柏市妊娠子育て相談センター

妊産婦・乳幼児及びその他市民の健康相談を受けるとともに、妊娠届出書の受理(母子保健法第15条)及び母子健康手帳の交付(母子保健法第16条)並びに子育て支援情報の提供(母子保健法第9条)を行っている。

■ 利用状況

(単位：人，%)

区分		年度			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
内 訳	総数	延数(率)	8,802(100.0)	8,486(100.0)	8,301(100.0)
	妊産婦	延数(率)	3,407(38.7)	3,509(41.4)	3,833(46.2)
	乳幼児	延数(率)	3,405(38.7)	2,198(25.9)	3,519(42.4)
	その他	延数(率)	1,990(22.6)	2,779(32.7)	949(11.4)

■ 利用状況

(単位：人，%)

区分		年度	
		令和4年度	令和5年度
総数	実数(率)	3,072(100.0)	2,864(100.0)
妊娠11週以前 (3か月以前)	実数(率)	2,938(95.6)	2,739(95.6)
妊娠12～19週 (4～5か月)	実数(率)	105(3.4)	86(3.0)
妊娠20～27週 (6～7か月)	実数(率)	19(0.6)	20(0.7)
妊娠28週以後 (8か月以降)	実数(率)	8(0.3)	16(0.6)
その他 (出産後等)	実数(率)	2(0.1)	3(0.1)

■ 利用状況

(単位：人，%)

	総数	内訳	
		初産	経産
3年度	2,994(100.0)	1,418(47.4)	1,576(52.6)
4年度	3,072(100.0)	1,359(44.2)	1,713(55.8)
5年度	2,864(100.0)	1,328(46.4)	1,536(53.6)

(3) 子育て電話相談 (にこにこダイヤルかしわ)

本市の子育て支援施策の一環として相談専用電話回線を設け、妊産婦や乳幼児の健康、育児などの不安や悩みに対し専任の助産師・保健師が相談及び助言を行っている。

■ 利用状況

	項目	総数	妊産婦	乳児	幼児	7～17歳	18歳以上
3年度	人数(人)	1,267	70	520	440	136	101
	構成比(%)	100.0	5.5	41.1	34.7	10.7	8.0
4年度	人数(人)	1,164	78	476	328	174	108
	構成比(%)	100.0	6.7	40.9	28.2	14.9	9.3
5年度	人数(人)	983	85	513	262	68	55
	構成比(%)	100.0	8.6%	52.2%	26.7%	6.9%	5.6%

(4) ママパパサロン

健全な親子の育成及び、ともに支えあえる友達づくりや、夫婦が協力して出産・育児に臨めることを目的に、初めて出産を迎える妊婦を対象として妊娠、分娩及び育児に関する知識・情報の提供をオンラインで行っている。

■ 実施状況

※対象者数は、妊娠届出書による初妊婦数

	実施日数(日)	対象者数(人)	受講延べ人数(人) (※妊婦+パートナー)
4年度	4	1,359	161
5年度	6	1,328	180

※令和4年度は、オンライン開催

(5) 柏市離乳食教室

離乳の進め方についての講話と身近な食材を使った段階別の簡単な離乳食作りの実演を行っている。

■ 実施状況

	実施回数(回)	参加者数(組)
3年度	16	154
4年度	16	152
5年度	16	324

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3、4年度は個別相談形式で実施。

(6) 妊婦・乳児健康診査

異常の早期発見及び保健指導を目的に、医療機関に委託して健康診査（妊婦：14回、乳児：2回）を実施している。

■ 実施状況

	妊 婦 (人)			乳 児 (人)
	基本検査	選択検査 (再掲)		
		子宮頸がん検査	超音波検査	
3年度	36,243	2,808	11,610	5,707
4年度	36,142	2,842	11,834	5,645
5年度	34,799	2,670	11,140	5,363

(7) 新生児聴覚検査

新生児を対象に生まれつきの難聴を早期発見し、早期の療養につなげられるよう医療機関に委託して実施している。令和3年度から新規事業として開始した。

■ 実施状況

年度	実件数
3年度	2,666
4年度	2,725
5年度	2,607

(8) 8か月児相談

8か月児とその保護者を対象に、乳児の育児不安や負担を軽減し、安心して子育てができるよう、専門職による講話・相談を実施している。平成30年度から新規事業として開始した。

■ 実施状況

	実施回数(回)	参加者数(人)
3年度	20	531
4年度	0	0
5年度	42	1,300

※令和3年度と令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大により中止期間あり。

(9) 1歳6か月児健康診査

満1歳6か月児の幼児を対象に、保護者が責任とゆとりを持ち子育てができるように支援するとともに、子どもの心身の異常の早期発見、早期家族支援を実施できるように、総合的な相談事業を実施している。令和2年度から全数歯科診察を開始。

■ 実施状況

	3年度	4年度	5年度
対象者数 (人)	3,549	3,376	3,213
受診者数 (人)	3,228	3,195	3,136
受診率 (%)	91.0	94.6	97.6
小児科医師診察者数(人)	389	453	312

歯科医師診察数 (人)		3,225	3,190	3,133
相談の内訳	保健相談者数 (人)	3,228	3,195	3,136
	歯科相談者数 (人)	3,225	3,190	3,133
	発達相談者数 (人)	175	153	147
	栄養相談者数 (人)	1,052	935	868

■ 精密健康診査実施状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	精密健康診査結果の内訳(人)		
			異常なし	要経過観察	要治療
3年度	12	5	2	2	1
4年度	25	16	5	7	4
5年度	18	11	1	9	1

ア ブックスタート事業

1歳6か月児健康診査の際に、絵本を通じて親子の絆を深め、心豊かな子どもを育てるためのメッセージをボランティアが伝えながら絵本を手渡ししている。

この事業は、こども部子育て支援課、健康医療部地域保健課及び生涯学習部図書館と市民ボランティアが協働で実施している。

■ 実施状況

	受診者数(人)	受取者数(人)	ボランティア参加人数(人)
3年度	3,228	3,230	0
4年度	3,195	3,194	21
5年度	3,136	3,134	210

※令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大によりボランティアの参加中止。令和5年3月にボランティア参加で試行。

※希望者には、健診会場外で絵本の受け渡しあり。

イ 1歳6か月児健康診査事後指導（ひよこルーム）

1歳6か月児健康診査の結果、事後指導が必要と認められる幼児とその保護者を対象に、集団での遊びを通して親子のかかわり方の助言・指導を行い、幼児の発育・発達を支援している。

■ 実施状況

	参加者実数(人)	参加者延べ数(人)
3年度	42	157
4年度	43	148
5年度	41	171

(10) 3歳児健康診査

満3歳6か月児の幼児を対象に、保護者が責任とゆとりを持ち子育てができるように支援するとともに、子どもの心身の異常の早期発見、早期家族支援を実施できるように、総合的な相談事業を実施している。

■ 実施状況

		3年度	4年度	5年度	
対象者数	(人)	3,741	3,694	3,520	
受診者数	(人)	3,295	3,441	3,353	
受診率	(%)	88.1	93.2	95.3	
小児科医師診察者数	(人)	217	248	176	
小児科要精密健康診査者数	(人)	8	9	19	
耳鼻科要精密健康診査検査者数	(人)	167	183	149	
眼科要精密健康診査者数	(人)	204	301	300	
歯科医師診察者数	(人)	3,286	3,432	3,349	
尿検査数	(人)	2,975	3,073	2,930	
要尿2次検査数	(人)	269	328	336	
要尿精密健康診査者数	(人)	12	55	53	
相談助言 の内訳	保健相談者数	(人)	3,295	3,441	3,352
	栄養相談者数	(人)	543	554	468
	歯科相談者数	(人)	96	76	120
	発達相談者数	(人)	146	152	179

■ 精密健康診査の内訳

項目	年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診結果の内訳			
				異常なし	要経過観察	要治療	不明
小児科	3年度	8	3	2	1	0	0
	4年度	9	9	2	5	2	0
	5年度	19	16	5	8	3	0
耳鼻科	3年度	167	66	41	20	5	0
	4年度	183	93	51	27	15	0
	5年度	149	71	38	21	12	0
眼科	3年度	204	137	9	88	40	0
	4年度	301	230	11	145	74	0
	5年度	300	235	22	117	95	1
尿検査	3年度	12	7	4	3	0	0
	4年度	55	31	22	8	1	0
	5年度	53	47	30	16	1	0

(11) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦及び乳幼児とその母親を対象に、必要に応じて家庭訪問による生活及び育児に関する指導を行っている。

■ 実施状況（柏市保健師実施）

	妊産婦(人)		乳 児(人)			幼 児 (人)	総 数 (人)
	妊 婦	産 婦	新生児	未熟児	乳 児		
3年度	77	465	118	31	337	146	1,174
4年度	32	605	274	41	311	372	1,635
5年度	157	885	222	63	629	158	2,114

■ 妊産婦・新生児訪問指導状況（訪問指導員実施）

	産婦(人)	新生児(人)	未熟児	乳児	総数(人)
3年度	2,206	593	91	1,522	4,412
4年度	2,146	527	115	1,504	4,292
5年度	2,188	715	114	1,359	4,376

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の母親や養育者を支援しながら養育環境を整えることを目的に、生後5か月頃までの乳児がいるすべての家庭へ訪問を実施している。

ア 新生児・産婦訪問事業

生後3か月までの新生児および乳児並びに産婦を対象とした助産師・保健師による訪問。

イ こんにちは赤ちゃん事業

本市で新生児・産婦訪問を受けていないすべての世帯を対象とした看護師・保健師による訪問。

■ 実施状況（4月末現在）

	対象者数 (人)	実施者数 (人)	再掲 (実施 内容)	終了	要支援 支援中	転出	その他
3年度	3,161	3,132		2,505	627	29	0
4年度	3,020	2,985		2,538	447	35	0
5年度	3,043	3,019		2,563	456	23	0

(13) 出産子育て応援交付金事業（経済的支援）

妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担の軽減を図る経済的支援を行うもの。令和5年2月20日にその効力を令和4年4月1日に遡る形で事業を開始。

<支給要件>

ア 出産応援給付金（妊婦1人につき5万円）

対象：妊娠届出時に市職員と面談をした妊婦等

イ 子育て応援給付金（新生児1人につき5万円）

対象：新生児訪問時等に市職員と面談した養育者等

■ 出産子育て応援給付金支給状況（遡及対象者含む）（単位：件）

年度	出産応援給付金	子育て応援給付金
4年度	3,979	2,474
5年度	3,135	3,038

(14) 産後ケア事業

産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、宿泊又は通所、訪問により、母親の心身のケアや育児サポートを実施。宿泊型は、近隣自治体の助産院や病院、他県の産後ケア施設に、デイサービス型は市内の産婦人科や産後ケア施設に、訪問型は千葉県助産師会へ委託して実施。令和3年度よりこども福祉課から地域保健課へ事業を移管

■ 産後ケア事業実施状況

（単位：組、日）

	実利用 母子組数	利用延べ日数					
		宿泊型	デイサービス型			アウト リーチ	計
			個別	グループ 1日	グループ 半日		
4年度	187	178	695	0	0	7	880
5年度	247	282	851	0	36	32	1,201

(15) 母と子のつどい

母親の育児に対する不安・悩みの相談に応じたり、親同志の交流により互いに解決し合う場を提供するなど、子育て支援を目的に実施している。平成30年度から実施主体が柏市民健康づくり推進員へ変更。

■ 実施状況

	実施回数(回)	参加者延べ人数(人)
3年度	0	0
4年度	121	1,865
5年度	204	4,059

※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

令和4年度より感染対策を講じ順次再開。

(16) 歯科保健事業

ア 母と子のつどいにおける歯科保健指導

乳幼児とその保護者を対象に、歯や口腔に関するミニ講話や個別相談等を実施している。（依頼地域のみ実施）

■ 実施状況

	日数(日)	実施人数(人)
3年度	0	0
4年度	8	38
5年度	13	124

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

イ 離乳食教室における歯科保健指導実施状況

乳児とその保護者を対象に、歯や口腔に関するミニ講話や個別相談等を実施している。

■ 実施状況

	日数(日)	実施人数(人)
5年度	16	681

ウ 8か月児相談における歯科保健指導実施状況

■ 実施状況

	日数(日)	実施人数(人)
3年度	20	531
4年度	0	0
5年度	42	1,301

※令和3年度と令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止期間あり。

エ 1歳6か月児健康診査における歯科保健指導

1歳6か月児とその保護者を対象に、歯科医師による歯科診察及び歯科衛生士による個別歯科保健指導を行った。

■ 実施状況

	日数(日)	診察者数(人)	個別指導数(人)
3年度	48	3,225	3,225
4年度	48	3,190	3,190
5年度	48	3,133	3,133

オ フッ化物歯面塗布事業

2歳6か月児に対し、フッ化物歯面塗布受診券を送付し、指定医療機関（柏歯科医師会）において、フッ化物歯面塗布を実施している。

■ 実施状況

	委託医療機関数(件)	実施人数(人)
3年度	139	1,602
4年度	136	1,534
5年度	142	1,455

カ 3歳児健康診査における歯科保健指導

3歳6か月児とその保護者を対象に、歯科医師による歯科診察を行った。また

必要に応じて、個別歯科保健指導を実施している。

■ 実施状況

	日数(日)	診察者数(人)	個別指導数(人)
3年度	48	3,286	96
4年度	48	3,432	76
5年度	48	3,349	120

キ 小学校・中学校における歯科保健指導

小学生及び中学生を対象に、むし歯予防や歯周疾患予防のための歯みがき指導を実施している。また、希望により保護者指導も実施している。

■ 実施状況

	日数(日)	実施人数(人)
3年度	0	0
4年度	0	0
5年度	2	453

※令和3、4年度より新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

ク その他の母子歯科保健指導

各種団体等の一般市民に対して、むし歯予防等の歯科保健指導や歯みがき実習、健口体操等を実施している。

■ 実施状況

	依頼による歯科保健		個別電話相談	
	日数(日)	実施人数(人)	日数(日)	実施人数(人)
3年度	0	0	26	26
4年度	0	0	32	32
5年度	3	177	22	22

※令和3、4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、依頼による歯科指導は中止

ケ 障害児歯科保健指導

口腔衛生の自己管理及び治療が難しい障害児・者を対象に、こども発達センター(キッズルームこすもす・ひまわり)等において定期的に口腔内観察及び歯科保健指導を実施している。

■ 実施状況

	日数(日)	実施人数(人)
3年度	2	52
4年度	4	115
5年度	10	223

(17) 小児慢性特定疾病医療支援事業 (H27. 1～)

平成27年1月1日に児童福祉法の改正に伴い、医療の質を担保する観点から、小児慢性特定疾病医療機関制度や指定医制度が整備された。対象疾病は令和3年1月1日より、現在の16疾患群（788疾患）まで拡大されている。

■ 受給状況

	受給者数（人）
3年度	424
4年度	389
5年度	380

(18) 養育医療給付事業

母子保健法に基づき、医師が「未熟児」であり、かつ、指定医療機関での入院治療が必要と認められた児であって、以下のいずれかが認められた児に対して、養育医療の入院に伴う医療費の給付を行う。

ア 出生時体重が2,000グラム未満である。

イ 生活力が特に薄弱であって、問題となる症状を有している。

■ 受給状況

	受給者数（人）
3年度	44
4年度	59
5年度	48

(19) 療育医療給付事業

結核に罹患している児童が健全に育成できるよう、医療給付及び入院中の生活や教育面について、必要な学習用品や日用品の支給を行う。

■ 受給状況

	受給者数（人）
元年度	0
2年度	0
3年度	0

3 予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種の実施及び市外での定期接種の機会確保を行った。また、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、予防接種法が改正され臨時接種を行うこととなり、新型コロナウイルスワクチン接種を実施した。

(1) 定期予防接種等の実施

A類疾病（四種混合、麻しん風しん混合、Hib、日本脳炎 等）

B類疾病（高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌）

(2) 任意予防接種等の実施

妊娠を希望する女性等の風しん抗体検査及び風しん、おたふくかぜ、小児インフルエンザ

(3) 市外での定期接種の機会確保

千葉県内相互乗り入れ制度

滞在先医療機関との委託契約、定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上での償還払い

(4) 再接種費用助成の実施

任意接種の一環として骨髄移植等の医療行為により免疫を消失した方への再接種費用助成を実施

■ 実施状況

【単位：件】

	項目	令和4年度	令和5年度
定期	四種混合	11,921	12,599
	三種混合	0	0
	二種混合	2,972	2,692
	不活化ポリオ	3	0
	麻しん風しん混合(MR)	6,652	6,667
	麻しん	0	0
	風しん	1	0
	日本脳炎	17,614	15,096
	B C G	2,995	2,942
	H i b	11,808	11,741
	小児用肺炎球菌	11,841	11,790
	子宮頸がん	4,895	5,670
	水痘	6,045	5,933
	B型肝炎	8,731	8,766
	ロタウイルス	6,442	6,556
	高齢者インフルエンザ	58,833	55,519
	高齢者肺炎球菌	3,343	3,852
	風しん第5期抗体検査	2,494	1,451
	風しん第5期予防接種	461	280
		定期合計	157,051
任意	風しん抗体検査	550	284
	風しん(MR含む。)	234	214
	おたふくかぜ	6,485	5,999
	小児インフルエンザ	34,675	30,923
	高齢者肺炎球菌	178	324
	再接種助成	2	4

項目	令和4年度	令和5年度
任意合計	42,124	37,748
総合計（定期＋任意）	199,175	189,302

※件数は、委託料被請求件数及び償還払い件数の計

(5) 臨時予防接種（新型コロナウイルスワクチン）の実施

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的に、希望者が身近な場所で迅速にワクチン接種を受けられるよう、接種体制を整備している。

■表1-2 接種人数と接種率（令和6年5月13日現在のVRSデータを使用）

ア 高齢者の接種状況（113,404人）（単位：人，％）

	接種人数	接種率
第1回目接種	105,268	92.8
第2回目接種	105,172	92.7
第3回目接種	102,862	90.7
第4回目接種	96,237	84.9
第5回目接種	85,688	75.6
第6回目接種	70,609	62.3
第7回目接種	53,741	47.4
オミクロン株接種（R5.5.7以前）	89,217	78.7
オミクロン株接種（R5.5.8以降）	67,988	60.0
XBB	65,277	57.6

※対象の113,404人は令和6年3月31日で柏市に住民登録がある65歳以上の高齢者

イ 柏市全体の接種状況（435,633人）（単位：人，％）

	接種人数	接種率
第1回目接種	352,649	81.0
第2回目接種	351,239	80.6
第3回目接種	295,629	67.9
第4回目接種	199,035	45.7
第5回目接種	125,639	28.8
第6回目接種	84,482	19.4
第7回目接種	59,017	13.5
オミクロン株接種（R5.5.7以前）	196,173	45.0
オミクロン株接種（R5.5.8以降）	80,997	18.6
XBB	96,392	22.1

※対象の435,633人は令和6年3月31日で柏市に住民登録がある者。（11歳以下の者も含む）

4 柏市民健康づくり推進員

市民が主体となった地域ぐるみの健康づくり・地域ぐるみの子育て支援を推進するため、昭和57年度に「保健推進員」を発足し、平成9年度に市内全域に設置。

平成10年度より「保健推進員」から「健康づくり推進員」に名称を改めるとともに、生活習慣病の予防を進めるため新たに「食生活推進員」を新設。併せて「柏市民健康づくり推進員」と総称し、柏市民健康づくり推進員連絡協議会を発足させて、市民が健康で安心して暮らせる地域づくりを目指して活動している。

活動を通し、健康づくり推進員活動が「子育て支援」「健康づくり」「食育推進」の3本柱であることを再認識したことから、平成24年度には食生活推進員制度を廃止し、従来の食生活推進員の役割を含めた3部会制での取り組みを開始している。

■ 活動状況

項目	3年度	4年度	5年度
設置地域数 (地域)	20	20	20
柏市民健康づくり推進員 (人)	271	273	273
推進員の赤ちゃん訪問 (件)	494	1,937	2,375
地域での母子健全育成活動 (人)	0	1,975	4,827
地域での成人の健康づくり活動 (人)	112	1,318	3,110
研修参加者数 (人)	172	416	432

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域ぐるみの子育て支援活動（母と子のつどい含む）を中止。推進員の赤ちゃん訪問事業は令和3年11月～令和4年1月のみ実施した。

5 健康づくり事業

(1) 健康相談

保健師・栄養士・歯科衛生士が電話や来所による健康相談を実施している。

■ 実施状況（令和5年度）

区分	総合健康相談	健康相談		総数
		食生活	歯	
回数(回)	30	34	67	131
人数(人)	23	34	133	197

(2) 健康教育

生活習慣病やがんを予防し、自らの健康づくりの意識を高め、実践することができるよう、様々な団体からの依頼を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士の専門職が健康講座等を行っている。

■ 実施状況（令和5年度）

区分	生活習慣病予防 がん予防	食生活	口腔・歯	総数
回数(回)	4	2	1	5

人数(人)	98	70	18	98
-------	----	----	----	----

(3) 健康づくりに関する啓発

図書館及びかしわインフォメーションセンターにおいて健康づくりに関する企画展示による啓発を行った。

(4) ウォーキング推進事業

歩くことが好きな市民を増やし、主体的・積極的な健康づくりをすすめ、いきいきと暮らすことができるために、手軽に取り組める「ウォーキング」を推進している。

ア 柏ウォーキングパスポートの発行

ウォーキングのきっかけづくり及び習慣化を目的に、毎日の歩数を記録する「柏ウォーキングパスポート」を発行している。30・150・300万歩ごとに景品を設け、ウォーキングに関する簡単なアンケートと引き換えにお渡しすることで、ウォーキングに関する現状把握に努めている。

6 成人健康診査事業

(1) がん検診，健康診査等

がんの早期発見，生活習慣病の予防，ウイルス性肝炎及び骨粗しょう症の早期発見を目的に，各種健康診査を実施している。

平成25年度より，子宮頸がん検診の検診間隔は2年に1回となった。

平成30年度より，胃がん検診は50歳以上に対し，内視鏡検査を導入した。乳がん検診は40歳代に対し，マンモグラフィ検査2方向撮影を導入。胃がん，乳がん検診の検診間隔は2年に1回とした。大腸がん検診は個別検診を導入した。

健康増進法に基づく事業として，肝炎ウイルス検査，骨粗しょう症検査，柏市健康診査を実施。骨粗しょう症検査と柏市健康診査の事後フォローとして，へるすアップ相談を実施した。

■ 実施状況

【単位：人】

	3年度	4年度	5年度
骨粗しょう症検査	4,572	4,636	4,541
肝炎ウイルス検査	4,393	4,919	4,273
柏市健康診査	384	440	407
胃がん検診	5,033	7,021	5,661
大腸がん検診	16,920	17,151	17,604
子宮頸がん検診	13,165 ※ (161)	9,611 ※ (107)	12,707 ※ (120)
乳がん検診	18,888 ※ (878)	20,996 ※ (738)	19,764 ※ (854)
結核・肺がん検診	15,859	16,258	15,744

※ 無料クーポン券利用によるがん検診受診者数

検診の受診促進とがんの早期発見，正しい健康意識の普及啓発を目的に，特定の年齢の方を対象として，子宮頸がん及び乳がんの無料検診を実施している。

(2) がんの一次予防

がん検診受診率の向上を目的として、がん検診の登録制を周知するために、新規対象者及び転入者に登録勧奨通知を行っている。

(3) へるすアップ相談

平成29年度から、骨粗しょう症検査及び柏市健康診査の結果、予防域となった者を対象に、相談事業を開始した。

検査・健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な者に、保健師及び管理栄養士による生活に即した個別相談を実施している。

■ 実施状況（令和5年度） 【単位：回，人】

回数	人数
26	49

第 1 3 編 教 育

1 教育長及び委員

職名	氏名	就任年月日
教育長	田 牧 徹	R 4. 4. 1
教育長職務代理人	牧 田 謙太郎	H28. 10. 1
委員	森 秀 夫	H29. 10. 1
委員	氏 田 青津子	R 1. 10. 5
委員	渡 部 麻 有	R 4. 10. 1

2 第2次柏市教育振興計画

柏市教育振興計画後期基本計画の計画期間満了を受け、教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定（令和3年3月策定）。

(1) 計画の方向性

ア 学ぶ意欲を育成する

子どもたちが生涯にわたり学び続ける基礎を培うため、教職員の指導力を高めることで、学校図書館、ICT、人的支援を効果的に活用した、子どもたちの実態に合った分かる授業を推進し、子どもたちの学ぶ意欲を育成します。

イ 互いの立場を尊重し合い、安心して学び合える環境をつくる

いじめ・不登校対策の充実、特別支援教育の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境に向けた取組を推進します。また、互いに認め合い、多様性を尊重する意識の醸成に向けた取組を推進します。

ウ 教職員の力量・学校の組織力を高める

独自性のある研修を実施することで、教職員が個々の力量を高めつつ、相互に学び合い、高め合える体制づくりを推進するとともに、子どもに向き合う時間を確保するため、教職員の負担軽減に向けた取組を推進します。

エ 地域・家庭とともにある学校をつくる

全校が、コミュニティ・スクールとなることで、地域とともにある学校づくりを進め、持続可能な取組を継続していくことにより、地域の活性化につなげていきます。また、家庭教育の支援の充実・放課後の子どもの居場所づくりに向けた取組を推進します。

(2) 基本方針

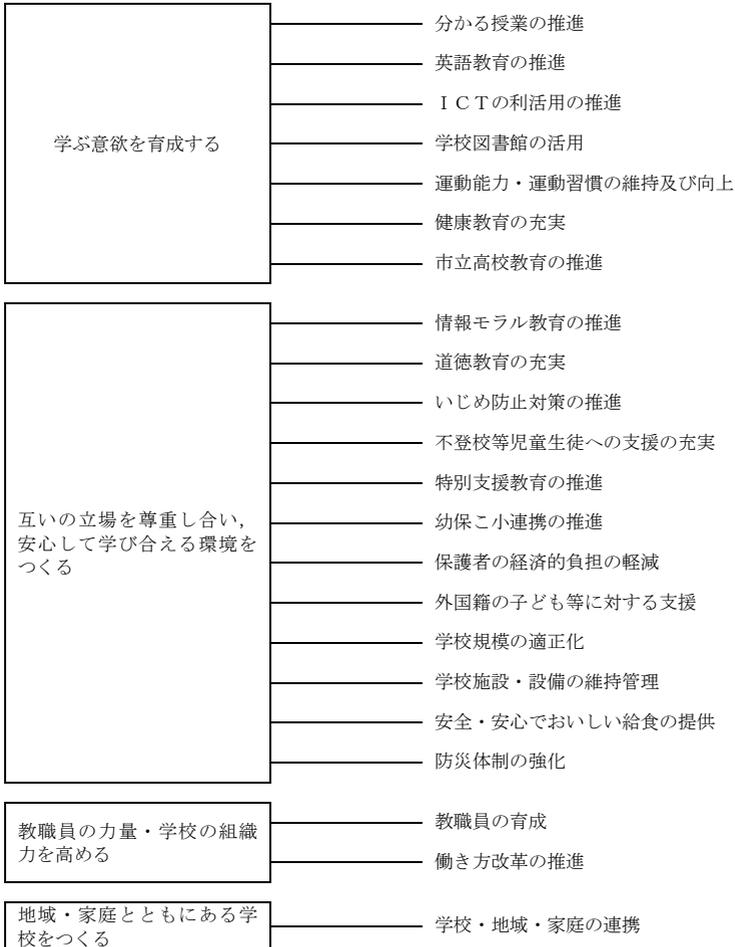
未来につなぐ柏の教育

～学び続ける力の育成、多様性の尊重、安全・安心な学校づくり～

(3) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(4) 施策体系



3 生涯学習

(1) 生涯学習支援

ア 生涯学習情報の提供（らんらんかしわ）

生涯学習施策に係る事業及び市内・近隣の生涯学習関連団体の事業等をインターネットにより情報提供し、市民の自主的な生涯学習活動を支援している。

イ 生涯学習ボランティア登録事業

市民の生涯学習を支援するため、専門的な又は多様な生活経験から得た知識や技能等を有している人に、生涯学習ボランティアとして登録してもらい、学びたい人に情報を提供している。

ウ 生涯学習まちづくり出前講座

市民の学習会に市の職員等が講師として出向き、市の事業や施策等について情報を提供することにより、市民の学習活動を支援している。

原則市民10人以上で構成する団体及びグループを対象に行っており、令和5年度は50講座を実施した。

(2) 社会教育

ア 放課後子ども教室

文部科学省及び厚生労働省による放課後対策「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた事業で、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民からの参画を得ながら子どもが補充学習や体験活動を行える居場所を整備するもの

令和5年度は、市内小学校41校における平日及び夏休みのステップアップ（補充学習）、平日及び夏休みの体験講座等を実施した。

イ 柏市成人式～二十歳の集い～

柏市の成人式は、市内在住の新たに20歳を迎える方を祝い励ますため、毎年成人の日に行われてきた。令和4年4月1日に施行された民法の一部改正により、成年年齢が18歳に引き下げられたが、柏市の成人式は引き続き市内在住の20歳になる方を対象とし、その名称を「柏市新成人のつどい」から「柏市成人式～二十歳（はたち）の集（つどい）い～」に変更して実施している。

令和6年1月に実施した成人式は、例年通り1日間3部制で開催した。また、昨年度に引き続き、対面による開催と併せて、配信（LIVE・アーカイブ）を実施した。

(3) 家庭教育支援

ア 家庭教育推進団体等支援事業

PTA等が実施する、家庭教育の推進を目的とした講演会や学習会等の事業に対して、報償費の支援をする。

イ 「みんなの子育て広場」支援事業

学校・家庭・地域が連携し、保護者等の情報収集・交換や、気軽に相談できる機会を設けることで、家庭教育の大切さを再認識してもらおう場としている。令和5年度は市内小学校40校で実施した。

(4) 青少年健全育成

■ 青少年健全育成活動の組織（令和5年度）

団体名	団体数(団体)	会員・構成員数(人)
青少年健全育成推進連絡協議会	16	32
青少年相談員連絡協議会	21	174
子ども会育成連絡協議会	19	1,088
スカウト連絡協議会	10	310

(5) 中央公民館

中央公民館は昭和56年に開館した。公民館の主催による各種講座の開催と各種市民団体やサークル活動への会場の貸し出し等を行っている。

ア 施設の概要

名称	収容人数(人)	名称	収容人数(人)	名称	収容人数(人)
会議室 3 A	25	集会室 2	31	茶室	17
会議室 3 B	25	集会室 3	61	和室	15
会議室 3 C	25	交流室	40	多目的室	52
会議室 4 A	25	料理実習室	25	音楽室	80
創作室 1	25	会議室 5 A	25	講堂	171
創作室 2	25	会議室 5 B	25	オープンスペース	—
集会室 1	31	会議室 5 C	25		

イ 利用状況（令和5年度）

施設利用者数 (人)	主催事業等		登録団体等の利用	
	件数(件)	参加者数(人)	件数(件)	利用者数(人)
119,192	3,508	29,087	8,091	75,150

(6) 図書館

本館は昭和51年3月に開館した。平成20年8月沼南庁舎に開館した「こども図書館」を含めた17分館とあわせ、計18館でサービスを実施している。令和3年2月に、ららぽーと柏の葉北館1階に図書返却ポストを設置。令和5年1月より電子書籍の貸出・返却が出来る電子図書館サービスを開始した。また、令和6年2月に実施したプラネタリウムの投映機のオーバーホール（大型修繕）は、その費用をガバメントクラウドファンディングにて募り、45名の支援により目標金額の100万円を達成したことで実施することができた。

ア 施設概要と利用者数等（令和5年度）

館名	開館年月	面積(㎡)	蔵書数(冊)	利用者数(人)	貸出数(冊)
本館	S51.3	2,005.00	278,448	84,864	255,990
豊四季台分館	S49.10	198.52	29,970	51,108	144,117
田中分館	S54.5	171.75	35,207	35,740	142,265
西原分館	S54.5	105.00	28,776	22,116	67,206
南部分館	S54.5	264.20	27,717	26,218	90,283
布施分館	S55.5	196.32	29,070	9,660	28,850
永楽台分館	S55.5	131.75	29,972	27,327	81,131
増尾分館	S57.1	168.00	32,951	27,787	83,567
光ヶ丘分館	S57.5	187.00	35,676	45,578	131,492
新富分館	S57.5	165.00	30,812	22,286	75,347
高田分館	S58.4	137.06	18,236	11,713	32,775
根戸分館	S58.4	118.00	29,223	17,907	51,015
新田原分館	S59.10	109.50	26,765	16,968	50,175
松葉分館	S62.10	205.02	39,207	49,964	134,264
藤心分館	S62.10	146.62	29,540	20,291	55,597
沼南分館	S53.4	380.00	48,887	19,020	49,153
高柳分館	H7.5	127.00	23,836	18,732	59,686
こども図書館	H20.8	472.70	31,771	23,552	147,751
合計			806,064	530,831	1,680,664

イ 図書館利用に障害のある方へのサービス

昭和57年11月から、身体障害者、寝たきりの状態その他の理由で来館できない市民に対し、図書のほか朗読CDなどの郵送による宅配サービスを実施している。

ウ 参考資料室

種々の事典類を中心に調査・研究用資料を収集しているほか、柏市関連資料を集めた「柏の資料コーナー」を設置し、市民の利用に供するとともに、資料照会（レファレンス）にも応じている。

エ 学校図書館支援

平成20年から、こども図書館内に「学校図書館配送コーナー」を設置し、学校図書館流通システムを構築することで、資料と物流の面で支援を行っている。

4 芸術・文化

(1) 文化祭

毎年10月上旬から11月中旬にかけて、市内各施設を会場に柏市文化連盟の加盟団体と一般市民が日ごろの研さんの成果を発表する総合祭典。柏市教育委員会と柏市文化祭実行委員会の共催で開催している。

令和5年度は、コロナ禍前と同様に文化連盟・一般参加の作品展示部門、舞台発表部門を10月7日（土）から11月19日（日）まで開催した。

(2) 音楽の街かしわの創出事業

「ららぽーと柏の葉ミュージックふえすた」をららぽーと柏の葉ミュージックふえすた実行委員会との共催で開催している。令和5年度は、24団体が出演し、8,150人が観覧した。

「旧吉田家住宅土間コンサート、アウトリーチコンサート」は身近な地域で生の音楽に触れる機会として、市内6か所で実施。音楽を通じた地域づくりを進めるとともに演奏者である柏ゆかりのアーティストの活動を支援している。令和5年度は、6回開催し、766人が参加した。

(3) 中学校音楽鑑賞教室

中学校在学中に一度は生のオーケストラ演奏を聴く機会を提供するため、千葉県環境生活部との共催により実施している。令和5年度は、4日間・7校で開催し、3,798人が参加した。

(4) 若手芸術家の人材育成・支援

小中学生対象のワークショップ「かしわ塾」は、従前どおり対象者を小学6年生及び中学2・3年生として実施し、151人が受講した。

美術ワークショップは、柏市ゆかりの芸術家を招き、紅型（びんがた）染めのワークショップを行い32人が参加した。

(5) 子ども向け芸術鑑賞会

子どもたちの豊かな感性や創造性の育成を目的に、小学生を対象とした柏市ゆかりのアーティストによる体験型の鑑賞会を行うもの。2校で実施し、070人が参加した。

(6) 柏市文化連盟加盟状況（令和6年4月1日現在）

部門	団体数(団体)	部門	団体数(団体)
邦楽	34	書道	6
洋楽	11	手工芸	1
民謡民舞	28	園芸	1
茶道香道	17	美術写真	4
文芸文化	4	合計	118
華道	12		

(7) 市民ギャラリー

市民に美術・工芸作品の発表及び鑑賞の場を提供するために設置している。

平成28年度に柏高島屋ステーションモール8階から柏駅東口のDayOneタワー3階バレット柏に移転した。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、ソーシャルディスタンスの確保を求めながら開館した。

■ 市民ギャラリー使用状況（令和5年度）

項目	美術	書道	手工芸	生花	写真	その他	計
入場者数(人)	18,829	3,926	9,538	1,469	5,803	7,838	47,403

(8) 文化財保護

ア 文化財の指定と継承

地域の歴史・文化等を正しく理解するために欠くことのできない文化財の中から重要なものを市指定文化財として指定して保護を図るとともに、生活様式や社会環境が激しく変化している中において地域の人々の努力によって守り受け継がれてきている郷土芸能についても次の世代へ伝えることができるよう努めている。

■ 指定文化財一覧表

種別		文化財	所在地	指定年月日
国指定	有形・建造物	旧吉田家住宅 主屋、書院、新座敷、長屋門、向蔵、新蔵、道具蔵、西門の8棟	花野井	H22.12.24
	有形・絵画	紙本墨画淡彩弄玉仙図 岩佐勝に筆	財団法人摘水軒記念文化振興財団（千葉市美術館寄託）	H21.7.10
国登録	有形・建造物	伊藤家住宅 主屋、離れ、隠居屋、土蔵、牛小屋、井戸上屋の6棟	増尾	H30.11.2
		染谷家住宅 主屋、風呂場、前蔵、文庫蔵、肥料小屋、井戸屋形、稲荷社、長屋門の8棟	鷲野谷	H31.3.29
		旧陸軍高射砲第二連隊照空予習室	根戸	R6.3.6
	記念物・名勝	旧吉田氏庭園	花野井	H24.9.19
染谷氏庭園		鷲野谷	R2.3.10	
県指定	有形・建造物	東海寺 本堂・楼門・鐘楼	布施 東海寺	H18.3.14
		旧手賀教会堂 (史跡としては市指定)	手賀	H24.3.16
	有形・絵画	聖画	手賀（手賀教会堂内）	H24.3.16
	有形・彫刻	木造大日如来坐像	松ヶ崎 覚王寺	S50.3.28
		木造阿弥陀如来坐像	増尾 萬福寺	H1.3.10
木造聖観世音菩薩坐像		柳戸 弘誓院	H3.2.15	

	有形・歴史資料	妙法蓮華経版木（開結とも）	柏市教育委員会	H12. 2. 25
	無形・民俗	篠籠田の獅子舞	篠籠田 西光院	S50. 12. 12
	記念物・史跡	藤ヶ谷十三塚	藤ヶ谷	S53. 2. 28
北ノ作1号, 2号墳		片山	H7. 3. 14	
市指定	有形・建造物	福寿院観音堂	高柳 福寿院	S53. 2. 13
		車ノ前五輪塔	大井 福満寺	S50. 12. 4
		鮮魚街道常夜燈	藤ヶ谷	S52. 2. 21
		石鳥居	塚崎 神明社	S55. 3. 7
		手洗鉢	塚崎 神明社	S52. 2. 21
	有形・彫刻	薬師如来坐像	鷺野谷 医王寺	S50. 12. 4
		如意輪観音像	藤ヶ谷 持法院	S53. 2. 13
		銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	布施 善照寺	S63. 8. 1
	有形・考古資料	おせし様板碑	泉	S50. 12. 4
		阿弥陀様板碑	大井 福満寺	S52. 2. 21
		弁天古墳出土品	柏市教育委員会	H11. 4. 1
	無形・民俗	十二座神楽	塚崎	S50. 12. 4
		若白毛囃子	若白毛	S53. 2. 13
		大室の盆綱引き	大室	S63. 8. 1
		船戸のおびしゃ	船戸	S63. 8. 1
		手賀ばやし	手賀	H15. 4. 1
	記念物・史跡	宮根遺跡	増尾 広幡八幡宮	S41. 4. 1
		今谷刑場跡	今谷上町	S41. 4. 1
		旧手賀教会堂 （建造物としては県指定）	手賀	S50. 12. 4
		金毘羅宮と大沼枕山碑	藤ヶ谷	H15. 4. 1
松ヶ崎城跡		松ヶ崎	H16. 7. 1	
記念物・天然	カタクリ群生地	逆井	S41. 4. 1	
	法林寺の大銀杏	名戸ヶ谷 法林寺	S41. 4. 1	
	杉	大井 妙照寺	S50. 12. 4	
	銀杏	柳戸 弘誓院	S50. 12. 4	
	五葉松	高柳 善龍寺	S50. 12. 4	
	玄圃梨	塚崎 寿量院	S53. 2. 13	

イ 埋蔵文化財

市内には、縄文・古墳時代を中心に508か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。

開発事業等により失われる埋蔵文化財に対して記録保存のための発掘調査を実施

し、その記録及び出土遺物を市の文化財整理室で復元し、報告書を順次刊行することにより、埋蔵文化財の保護を図っている。

ウ 普及・啓発活動

「柏市文化財保存活用地域計画」に基づき、これまで取り組んできた郷土の文化財に関する情報提供や説明案内等の普及啓発に加えて、文化財所有者、市民活動団体などの各種団体、関係機関、庁内関係部署と連携し、文化財の保存と活用に関する事業に取り組んでいく。

また、これらの関係者で構成する計画推進協議会を立ち上げ、計画に紐づく事業の進捗管理や、新規事業の検討を行い、確実な計画の遂行を進めていく。

(9) 柏市郷土資料展示室

平成20年8月にオープンした郷土資料展示室について、令和5年度も引き続き企画展を実施し、日ごろ目に触れることの少ない歴史資料や考古資料などにより市域の歴史や文化財を紹介するとともに、人間国宝芹沢銈介の作品を紹介して美術工芸に対する関心にも応えるよう努めた。

<企画展詳細>

ア 美術系企画展1

期間：令和5年3月22日（水）～令和5年7月2日（日）

内容：第29回 芹沢銈介作品展

「花鳥風月 一心を染めるものがたり」

イ 歴史系企画展1

期間：令和5年7月25日（火）～令和6年3月3日（日）

内容：令和5年度歴史企画展・千葉県誕生150周年記念事業

「BACK TO THE KASHIWA」

ウ 美術系企画展2

期間：令和6年3月26日（火）～令和6年6月30日（日）

内容：第30回 芹沢銈介作品展

「芹沢銈介と人」

（令和5年度中の見学者：3,981人）

(10) 市史編さん

ア 市史刊行事業

(ア) 「柏市史(沼南町史通史編)」(以下、「沼南通史」)刊行

令和5年5月販売開始

令和5年6月16日（金）、「柏市史(沼南町史通史編)」記念講演会を実施
約60人出席

(イ) 「明日話せる柏学～かしわ時空散歩～近現代編」販売普及業務

既存の公共施設販売のみでなく、商業施設等市内5ヶ所の集客施設での販路開拓。発行部数3,000部中、有償頒布分2,200部。令和5年度末時点で約1,110部販売

イ 史料保存活用事業

(ア) 古文書史料等の寄託寄贈業務

現在、柏市教育委員会が保管する古文書史料は、約120家分、約10万点。これらは市の歴史文化等の成り立ちを考える上での基本資料となるものであり、寄贈・寄託・返却など、適切な管理作業を進めている。令和5年度に寄贈を受けた古文書等は4先、寄託を受けた古文書等は0先である。

(イ) 市民ボランティアによる資料整理作業

市民ボランティアによる資料整理を実施し、併せて本市の歴史文化の継承に市民参加の機会を増やし、市民意識の高揚を図った。

事業名	実施日数	参加者数(延べ数)	処理件数
古文書修復	3	47	襖裏張り20枚

(ウ) 歴史資料としての写真を本市内に発信するため、市民団体のフォトアーカイブス柏や広報広聴課と連携し次の写真展等を実施。

a パレット柏写真展「柏の学校Ⅱ みんなの小学校」

期間：令和5年6月22日～25日（4日間）

内容：テーマに関連する古写真をパネル展示し、絵図等其他史料も活用しながら歴史啓発するもの

b 図書館版歴史写真展

期間：令和5年11月1日～令和6年1月16日

内容：①を地域の分館にて分割展示

(エ) 資料デジタル化事業委託

市史編さんの過程で収集した古文書の中から既に目録作成・情報整備できた資料のデジタル化。

・映像データ50点

(オ) 柏市HP「柏市歴史デジタルミュージアム」（歴史ポータルサイト）開設（令和4年1月13日より）

・郷土史情報の一元管理サイトを開設

a 柏市史料デジタルアーカイブ（史料検索エンジン）

b 柏の歴史コーナー

柏の歴史、かしの記憶、歴史発見「かしの時」

柏に輝いた人たち、柏市年表

c デジタルギャラリー

動画歴史講座、古文書にチャレンジ

d 柏市の歴史事業

資料整理ボランティアの活動、歴史刊行物一覧、新刊情報、

史料利用について、柏市史編さん事業について

(カ) 所蔵史料の活用

a 郷土資料展示室での資料公開

本市が保有する古文書、写真などのうち、整理が終了したものを中心に郷土資料展示室での常設展で資料公開を実施。

b 他の教育機関への貸出し等

寄贈寄託された史料は、編年別・項目別に分類整理して収蔵庫に収納するが、単に保存にとどまらず郷土資料展示室などで市民への積極的な公開、他の教育機関への貸出しを実施

ウ 市史啓発事業

(ア) 古文書講読会

市が保有する古文書を読みながらかしの歴史を理解していく講座。

日時：令和5年 9月10日・9月24日・10月15日・10月29日
11月5日・11月19日（計6日間）

会場：柏市中央公民館

受講者数：58名

(イ) 歴史資料展示や講師派遣等の普及活動

令和5年度は、各市民団体等が、実施する普及活動61件。

等において、柏市の歴史に対する市民への啓発活動を実施し、身近な歴史を通して市民が柏市を理解する一助となった。

5 学校教育

(1) 学校の概要

ア 市立小中高等学校数一覧(令和6年4月1日現在)

市立小学校	市立中学校	市立高等学校
42校	21校	1校

イ 市立小学校児童数及び教員数の推移(各年5月1日現在)

年	学校数	学級数	児童数(人)	教員数(人)
R4	42	846	22,018	1,192
R5	42	866	21,948	1,208
R6	42	892	22,125	1,228

※ 教員数は、校長等を含む正規(臨時又は非常勤でない)の教員の数

ウ 市立中学校生徒数及び教員数の推移(各年5月1日現在)

年	学校数	学級数	生徒数(人)	教員数(人)
R4	21	358	10,459	645
R5	21	356	10,538	647
R6	21	353	10,294	646

※ 教員数は、校長等を含む正規(臨時又は非常勤でない)の教員の数

エ 市立柏高等学校の生徒数及び教員数の推移(各年5月1日現在)

年	学級数	生徒数(人)	教員数(人)
R4	29	890	67
R5	29	891	66
R6	29	944	66

※ 教員数は、校長等を含む正規(臨時又は非常勤でない)の教員の数

※ 私立高等学校の生徒数及び教員数は、把握していない。

オ 市立小学校の概要(令和6年5月1日現在)

学校名	開設年月	学級数	児童数 (人)	教員数 (人)	普通 教室	特別 教室
柏市立柏第一小学校	M41.8	24	609	34	24	12
柏市立柏第二小学校	M21.4	20	461	28	20	11
柏市立柏第三小学校	S23.4	39	1043	54	38	11
柏市立柏第四小学校	S31.12	24	659	30	23	6
柏市立柏第五小学校	S31.4	34	921	49	34	12
柏市立柏第六小学校	S39.4	22	546	30	22	10
柏市立光ヶ丘小学校	S32.4	32	881	42	32	7
柏市立土小学校	M31.11	18	454	27	18	8
柏市立富勢小学校	M33.5	24	606	33	24	10
柏市立田中小学校	S6.8	31	840	40	31	9
柏市立田中北小学校	S30.4	36	999	45	36	14
柏市立土南部小学校	S44.4	20	507	26	20	8
柏市立柏第七小学校	S45.4	30	861	38	30	10
柏市立柏第八小学校	S46.4	22	511	29	22	9
柏市立酒井根小学校	S46.4	23	602	30	23	10
柏市立西原小学校	S47.4	24	602	29	23	8
柏市立旭小学校	S48.4	22	548	31	22	7
柏市立藤心小学校	S49.4	13	275	19	13	10
柏市立中原小学校	S50.4	24	617	31	24	8
柏市立酒井根西小学校	S51.4	9	210	17	9	11
柏市立高田小学校	S52.4	19	458	24	19	9
柏市立名戸ヶ谷小学校	S52.4	18	431	24	18	10
柏市立増尾西小学校	S53.4	21	546	31	21	9
柏市立逆井小学校	S53.4	14	290	22	14	11
柏市立富勢東小学校	S54.4	7	102	12	7	13
柏市立豊小学校	S55.4	22	514	31	22	9
柏市立酒井根東小学校	S56.4	16	405	24	16	10
柏市立旭東小学校	S56.4	15	328	21	15	8
柏市立松葉第一小学校	S56.4	26	700	35	26	9
柏市立花野井小学校	S57.4	15	294	21	15	11
柏市立松葉第二小学校	S57.4	25	590	34	25	5
柏市立富勢西小学校	S58.4	10	171	16	10	8
柏市立十余二小学校	S62.4	22	550	29	22	8
柏市立風早南部小学校	M6.3	14	271	21	14	8
柏市立風早北部小学校	S22.6	27	667	35	27	9

柏市立手賀西小学校	M18.4	8	105	13	8	5
柏市立手賀東小学校	M6.3	7	70	11	7	4
柏市立高柳小学校	S47.4	27	688	36	27	7
柏市立大津ヶ丘第一小学校	S53.4	15	312	24	15	12
柏市立大津ヶ丘第二小学校	S53.4	15	311	22	15	9
柏市立高柳西小学校	S55.4	14	259	20	14	8
柏市立柏の葉小学校	H24.4	44	1311	60	43	14
合 計	—	892	22,125	1,228	888	387

カ 市立中学校の概要(令和6年5月1日現在)

学校名	開設年月	学級数	生徒数 (人)	教員数 (人)	普通 教室	特別 教室
柏市立柏中学校	S22.5	16	491	33	16	15
柏市立柏第二中学校	S29.4	26	808	46	26	15
柏市立土中中学校	S22.5	10	238	23	10	15
柏市立富勢中学校	S22.5	17	504	32	17	14
柏市立田中中学校	S22.5	22	640	33	22	12
柏市立光ヶ丘中学校	S42.4	19	579	35	19	15
柏市立柏第三中学校	S47.4	19	554	32	19	15
柏市立柏第四中学校	S48.4	15	427	30	15	16
柏市立南部中学校	S49.4	10	285	21	10	15
柏市立柏第五中学校	S52.4	18	546	33	18	11
柏市立酒井根中学校	S53.4	22	660	36	22	12
柏市立西原中学校	S54.4	17	516	31	17	13
柏市立逆井中学校	S56.4	20	617	35	20	10
柏市立松葉中学校	S56.4	22	646	39	22	13
柏市立中原中学校	S61.4	16	405	28	16	10
柏市立豊四季中学校	H2.4	16	514	33	16	10
柏市立風早中学校	S22.5	11	299	21	11	13
柏市立手賀中学校	S22.5	5	91	14	5	9
柏市立大津ヶ丘中学校	S53.4	20	571	32	20	11
柏市立高柳中学校	S56.4	18	529	33	18	9
柏市立柏の葉中学校	H30.4	14	374	26	14	16
合 計	—	353	10,294	646	353	269

キ 市立柏高等学校の概要(令和6年5月1日現在)

開校年月	学級数	生徒数(人)	教員数(人)	校舎保有面積(m ²)	普通教室	校地保有面積(m ²)	屋内運動場(m ²)	プール(m ²)
S53.4	29	944	66	12,722	29	66,123	5,985	826

※ 教員数は、校長等を含む正規（臨時又は非常勤でない）の教育職の数
 ク 市内高等学校の状況(令和6年5月1日現在)

校名			開校年月
県立	東葛飾高等学校	全日制	T13.4
		定時制	S23.6
	柏高等学校	普通科	S45.4
		理数科	S45.4
	柏南高等学校	S50.4	
	柏陵高等学校	S53.4	
	柏中央高等学校	S56.4	
	柏の葉高等学校	普通科	H19.4
		情報理数科	H19.4
	沼南高等学校	S54.4	
沼南高柳高等学校	S59.4		
市立	柏高等学校	普通科	S53.4
		スポーツ科学科	H10.4
私立	麗澤高等学校	S23.4	
	日本体育大学柏高等学校	S35.4	
	芝浦工業大学柏高等学校	S55.4	
	流通経済大学付属柏高等学校	S60.4	
	二松学舎大学附属柏高等学校	S44.4	

ケ 市内幼稚園の状況（令和6年5月1日現在）

幼稚園名	学級数	園児数 (人)
南柏幼稚園（今谷上町）	8	176
柏幼稚園（中央）	10	208
すみれ幼稚園（みどり台）	12	368
ますお幼稚園（増尾）	6	140
柏陽幼稚園（新富町）	7	164
柏さくら幼稚園（十余二）	12	353
吉田幼稚園（弥生町）	9	150
百合園幼稚園（南増尾）	6	75
きたかしわ幼稚園（十余二）	9	245
にしはら幼稚園（西原）	14	272
高柳台幼稚園（高柳）	3	37
さかいね幼稚園（酒井根）	8	215
加賀幼稚園（加賀）	6	130
風早幼稚園（大津ヶ丘）	6	112
麗澤幼稚園（光ヶ丘）	6	147
合 計	122	2,792

※ 私学助成幼稚園に限る

(2) 育英・奨学

ア 幼児教育・保育の無償化

保護者の経済的負担軽減のため、施設型給付を受けない幼稚園の利用者については月額保育料（月額上限25,700円）、施設型給付を受けない幼稚園又は認定こども園の利用者（教育・保育給付1号認定を受けたかたに限る。）のうち、家庭で保育のできないかた（施設等利用給付2号又は3号認定を受けたかたに限る。）については、預かり保育の利用料（月額上限11,300円）について給付をおこなう。

イ 就学援助

経済的理由のため就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、校外活動費等を支給している。

■ 就学援助費の種類及び支給状況

			就学予定者		小学生			中学生		
年度			R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
学用品	人数	(人)	—	—	1,621	1,512	1,511	1,073	1,065	1,021
	補助額	(千円)	—	—	23,491	21,535	21,706	27,581	27,236	26,336
入学用品	人数	(人)	—	—	51	45	52	42	37	50
	補助額	(千円)	—	—	2,605	2,298	2,812	2,520	2,220	3,000
入学準備	人数	(人)	192	182	311	297	284	—	—	—
	補助額	(千円)	10,380	9,839	18,660	16,140	17,892	—	—	—
修学旅行	人数	(人)	—	—	317	275	293	236	349	358
	補助額	(千円)	—	—	5,807	4,972	6,249	2,634	20,372	20,651
校外活動	人数	(人)	—	—	214	248	267	262	316	304
	補助額	(千円)	—	—	1,156	2,027	2,214	2,464	11,169	10,083
P T A会費	人数	(人)	—	—	1,110	936	984	947	871	843
	補助額	(千円)	—	—	3,194	2,868	2,931	3,204	2,825	2,815
クラブ活動 等費	人数	(人)	—	—	—	1,512	1,515	—	1,066	1,021
	補助額	(千円)	—	—	—	5,673	5,733	—	7,169	6,952
計	補助額	(千円)	10,380	9,839	54,911	55,511	59,534	38,402	70,990	69,835

(3) 教育研究機関

教育委員会における教育調査研究活動の発展を図るため、昭和54年4月1日に「柏市立教育研究所」を設置した。教育研究所の基本方針は以下のとおり。

ア 当面する本市の教育課題解決に即応する事業を行う。

イ 教育現場の実態に即応しつつ、教育実践に結びつく調査研究活動を行う。

ウ 経営の重点「つなぐ 支える 教育研究所 ～学校の役に立つ教育研究所～」

(7) 人材育成の拠点となり、柏市人材育成指針及び指標に基づく、教職員の資質能力の育成を通して、「柏市の教育」の推進を図る。

(イ) 学力・学習状況調査のデータ管理・分析及び活用の拠点となり、学力・学習状況調査の結果を活用した学校訪問や、情報の積極的な発信等を通して、「柏市の教育」の推進を図る。

(ウ) 幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、委員会内各課、その他関係機関との連携拠点となり、学校や時代へのニーズに対応した研修や学校支援を通して、「柏市の教育」の推進を図る。

(4) 学校給食

ア 単独調理場方式（旧柏地域及び風早南部小学校）

(7) 小学校

昭和39年に3校で完全給食を開始し、現在は旧柏地域の34校全校及び風早南部小学校で、週5回（米飯3回以上）、年間180回以上の学校給食を提供している。

■ 給食費の推移

年度	S39～42	S43～45	S46～47	S48	S49～50
年額(円)	8,800	9,900	12,100	14,300	22,000
年度	S51～53	S54～60	S60～H2	H3～8	H9～20
年額(円)	25,300	31,900	36,300	40,700	45,100
年度	H21～R5	R6*～			
年額(円)	47,700	60,480			

※ 令和6年度は値上げ分を公費負担し、保護者負担を据置き

(イ) 中学校

平成5～6年度の2校（柏三中・南部中）での試行期間を経て、平成7年度から順次完全給食を開始し、現在は旧柏地域の全17校で、週5回（米飯3回以上）、年間176回以上の学校給食を提供している。

■ 給食費の推移

年度	H5～8	H9～20	H21～R5	R6*～
年額(円)	52,800	53,900	58,080	71,456

※ 令和6年度は値上げ分を公費負担し、保護者負担を据置き

イ 共同調理場方式（旧沼南地域）

昭和53年5月に学校給食センターを開設し、現在は旧沼南地域の小学校7校及び中学校4校で、週5回（米飯3回以上）、年間188回の学校給食を提供している。

(7) 学校給食センターの施設概要

所在地	柏市大島田305番地2
敷地面積	5,115 m ²
延床面積	1,082 m ²
主な施設	1階：事務室・検収室・下処理室・調理室・洗浄室・ボイラー室 2階：会議室・休憩室・更衣室 等 その他：車庫等

(イ) 給食費の推移

年度		S53～57	S58～63	H1～3	H4～8
年額(円)	小学校	31,900	35,200	36,190	39,820
	中学校	35,200	40,700	41,910	46,090
年度		H9	H10	H11	H12～20
年額(円)	小学校	40,700	41,360	42,130	42,460
	中学校	47,080	47,960	48,950	49,280
年度		H21～25	H26～R5	R6*～	
年額(円)	小学校	47,320	48,880	61,852	
	中学校	55,510	57,340	70,500	

※ 令和6年度は値上げ分を公費負担し、保護者負担を据え置き

(5) 少年補導

青少年の健全な育成を期し、少年の補導活動を総合的に推進するため、昭和41年に少年補導センターを設置した。

現在は、補導・相談・啓発・サイバーパトロールの諸活動、関係情報の収集・活用及び関係団体・機関との連携を行っている。

ア 柏駅周辺街頭補導状況(令和5年度)

対象 行為	児童・生徒・学生				各種学校 生	有職者	無職者	計
	小学生	中学生	高校生	大学生				
怠学	1	1	176	0	0	0	0	178
喫煙	0	0	16	4	3	5	4	32
その他	148	0	2	3	0	1	0	154
計(人)	149	1	194	7	3	6	4	364

※ 小学生のその他はゲームセンターでの声かけ

イ やまびこ電話柏(相談)受理状況(令和5年度)

対象	少年							成人		計
	小学生	中学生	高校生	大学・ 専門	有職者	無職者	その他	保護者	一般・ その他	
件数 (件)	3	48	70	2	2	1	2	46	5	179

ウ 少年相談受理状況(令和5年度)

相談者	保護者 ・親族	学校	本人・ その他	計
件数(件)	28	39	14	81

エ 啓発講演状況（令和5年度）

講演先 内容	団体・機関				計
	小学校	中学校	高校	その他	
SNSネット情報モラル	51	24	0	8	83
薬物乱用防止	1	9	0	0	10
その他	3	1	0	5	9
計(延べ件)	55	34	0	13	102

※1 複数種別内容の講演はその他1件として数えている

※2 県立私立の学校はその他として数えている

※3 複数種別団体の合同講演はその他1件として数えている

オ サイバーパトロール学校通報状況（令和5年度）

投稿者	小学生	中学生	高校生	その他	計
件数(件)	0	11	0	0	11

第 1 4 編 經濟産業

1 商業

(1) 商業の現況

本市は、JR常磐線と東武アーバンパークラインが柏駅で接続しているほか、国道6号・16号とが交差する交通結節点にある。

人口急増に比例するように、柏駅中心に百貨店や専門店、また郊外住宅地等にスーパー等大型店が相次いで出店した。特に昭和48年の柏駅東口市街地再開発事業完成を契機として大きな伸長が見られ、県北西部の中核的商業都市として著しい発展を遂げている。また市の北部地域では常磐自動車道が横断しており、平成17年にはつくばエクスプレス（TX）が開通し、時期を同じくTX柏の葉キャンパス駅前に開業した大型商業施設が平成26年6月に増床するなど、沿線地域を中心に開発が進んでいる。加えて平成27年に上野東京ラインが開通し、平成28年5月に国道16号沿いに大型商業施設が開業した。一方で、平成28年9月、令和6年10月に柏駅東口の大型商業施設が開店、柏駅周辺の商業者を取り巻く環境は大きく変化している。

■ 商業統計の推移

年度		H6	H9	H11	H14	H16	H19	H28	R3
商店数 (店)	旧柏市	2,912	2,605	2,797	2,618	2,471	2,824	2,398	2,259
	旧沼南町	353	347	376	363	357			
	計	3,265	2,952	3,173	2,981	2,828			
従業者数 (人)	旧柏市	23,945	21,183	24,782	24,791	23,716	28,443	26,006	27,215
	旧沼南町	2,448	2,820	3,294	3,368	3,642			
	計	26,393	24,003	28,076	28,159	27,358			
年間販売額 (百万円)	旧柏市	853,345	805,651	820,753	839,804	797,936	893,424	917,295	893,877
	旧沼南町	68,878	78,560	100,280	98,063	103,715			
	計	922,223	884,211	921,033	937,867	901,651			
売場面積 (㎡)	旧柏市	291,113	322,677	323,989	377,523	365,538	450,719	508,154	488,309
	旧沼南町	24,500	38,566	42,352	50,219	59,383			
	計	315,613	361,243	366,341	427,742	424,921			

※上記数値は、卸売業、小売業を対象に調査したもので、飲食店は含まれていない。また、売場面積は小売業のみを対象としている。

(2) 大規模小売店舗の出店状況

令和5年12月末日現在で、大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡超)は102店、売場面積は延べ553,348㎡である。

(3) 商圏人口

令和3年度柏市商業実態調査の結果、本市の商圏範囲は18市3町、商圏人口は

326. 9万人で、本市の吸引人口は78.5万人、吸引率は24.0%と推定される。平成28年度と比較して、吸引人口は8.3万人の増、吸引率は5.6ポイントの減となっている。

商勢圏	吸引率	項目	平成28年度	令和3年度
第1次圏	80%～	商圏人口	410,033	429,567
		吸引人口	346,478	358,688
		市町村名	柏市	柏市
	30%～	商圏人口	310,312	131,559
		吸引人口	115,581	54,729
		市町村名	我孫子市, 流山市	我孫子市
小計	商圏人口	720,345	561,126	
	吸引人口	462,059	413,417	
	吸引率	3市(64.1%)	2市(73.7%)	
第2次圏	20～30%	商圏人口	281,004	625,010
		吸引人口	70,558	150,847
		市町村名	野田市, 取手市, 利根町	流山市, 取手市, 利根町, 牛久市, 白井市, 野田市
	10～20%	商圏人口	903,450	1,080,429
		吸引人口	136,974	158,439
		市町村名	龍ヶ崎市, 松戸市, 守谷市, 栄町, 白井市, 牛久市, つくばみらい市, 阿見町	龍ヶ崎市, 松戸市, 栄町, 鎌ヶ谷市, つくばみらい市, 守谷市, 坂東市, 八千代市
	小計	商圏人口	1,184,454	1,705,439
		吸引人口	207,532	309,286
		吸引率	8市3町(17.5%)	12市2町(18.1%)
第3次圏	5～10%	商圏人口	468,410	1,002,758
		吸引人口	32,253	62,380
		市町村名	鎌ヶ谷市, 坂東市, 土浦市, 印西市, 常総市	土浦市, 印西市, 阿見町, 常総市, 船橋市
		吸引率	5市(6.9%)	4市1町(6.2%)
総計	商圏人口	2,373,209	3,269,323	
	吸引人口	701,844	785,084	
	吸引率	16市3町(29.6%)	18市3町(24.0%)	

(4) 商店街活性化の補助事業等

ア 商工団体共同施設設置補助事業

商工業の振興に効果のある共同施設、街路灯等の建設、維持等に対して補助を行う。省電力化を図るために共同施設の修繕や街路灯・アーチの照明器具を設置する場合などに限り、費用の3分の2以内の補助率とする。

区分	設置費	維持費	修繕費	撤去費
街路灯	建設費の3分の2以内。 1基20万円が限度	1年間の電気料金の2分の1以内	修繕費の3分の2以内	撤去費の3分の2以内
アーチ	建設費の3分の2以内			
アーケード	建設費の2分の1以内			
防犯カメラ	建設費の2分の1以内	1年間の電気料金の2分の1以内		
カラー舗装道路	建設費の2分の1以内			
駐車場	用地賃貸料(期間5年以内)及び設置工事費の2分の1以内	1年間の電気料金の2分の1以内(機械式駐車場に限る。)		
自転車駐輪場	用地賃貸料(期間5年以内)及び設置工事費の2分の1以内	管理費用の2分の1以内		
共同福利厚生施設	建設費の10分の3以内			
その他	建設費の3分の2以内			撤去費の3分の2以内

イ 商店街活性化補助事業

商店街活性化を目的に商店会が実施する次の事業に対して補助を行う。

対象事業	対象経費	補助金の額	限度額
販売促進事業	報償費、事務費、印刷製本費、委託費	対象経費の2分の1以内の額	50万円
商店街連携事業			150万円
商業環境等調査・分析事業			50万円
商店街活性化計画策定事業			

地域課題対応事業	報償費、事務費、印刷製本費、委託費、備品購入費		50万円
ホームページ作成事業	委託費、事務費	対象経費の3分の1以内の額	100万円
空き店舗対策事業	建物賃借料(開業から3年以内の期間に係るものに限る。)	対象経費の2分の1以内の額	50万円
	工事請負費(開業前に取得するものに限る。)		200万円
	備品購入費(開業前に取得するものに限る。)		50万円

2 工業

(1) 工業の現況

本市の工業は、都心に近接しているという好条件を活かして、東京の城北・城東地域からの移転、用地拡張等によって高度成長期に著しく成長し、その過程で高度な技術集積地として発展してきた。機械・金属、電気・電子といったメカトロニクス分野を中心に、大工場から小工場まで数多くの工場が活発な生産活動を続け、首都圏を代表する先進的技術集積地の一つとなっている。

また、柏の葉地区では、「東葛テクノプラザ」、「東大柏ベンチャープラザ」等の産業支援機関、「東京大学柏キャンパス」、「千葉大学環境健康フィールド科学センター」、「国立がん研究センター東病院」、「産業技術総合研究所柏センター」等の学術・研究機関が多く立地しており、新産業の創出や先端産業の集積を促進する創造的な産業空間が醸成されている。

■ 工業の累年比較（千葉県工業統計調査より令和6年3月時点確報）

年度	事業所数(社)	従業員数(人)	製造品出荷額等(万円)
H16	371	14,691	39,295,251
H17	373	13,778	36,654,954
H18	352	13,606	37,788,813
H19	372	13,034	36,964,750
H20	367	12,250	32,762,898
H21	319	11,110	29,722,952
H22	296	10,560	28,156,065
H23	303	10,117	28,251,026
H24	281	9,177	25,064,455
H25	277	9,328	25,998,583
H26	252	8,753	26,274,845
H27	287	9,174	30,083,254
H28	247	9,203	24,308,833

H29	247	8,586	23,845,224
H30	252	9,379	24,386,817
R1	251	10,066	25,518,261
R2	222	9,014	25,064,336

※平成16年度の数值は、旧柏市と旧沼南町の合計

(2) 工業振興

近年、本市では、国や県等の支援施策を活用することにより、大学や関係機関、関係省庁そして地元企業や商工団体など一丸となって工業振興施策を進めてきた。

東葛テクノプラザが地元企業にとって利用しやすい施設となるよう、商工会議所とともに、平成10年のオープン前から市内工業者の希望や意見を取りまとめて県に具申するなど、利用促進に努めて来た。その結果、本市外からの入居も増加し、企業誘致の役割も果たしているほか、入居企業のみならず、数多くの地元企業が試験・測定機器や会議室等を利用したり、セミナーや講座に参加したりするなど、大いに活用が図られているところである。

さらに、経済産業省の「大学発ベンチャー1000社構想」に基づき、地域振興整備公団（現在の独立行政法人中小企業基盤整備機構）が、大学の技術シーズや知見を活用した大学発ベンチャーの起業や中堅・中小企業の新事業展開への支援を目的に、東京大学柏キャンパス近隣（東葛テクノプラザ隣地）に平成16年8月、東京大学連携型起業家育成施設「東大柏ベンチャープラザ」を開設した。この施設は、大学の研究者との共同研究や、技術指導等の連携を実践している企業が入居対象となり、本市は県と共に、創業経過年数に応じた家賃補助等の多面的なサポートを行っている。

このほか、国・県等の各種補助金や、新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認、専門家派遣事業や国際化支援事業など、各々の企業ニーズに合致する補助・支援メニューについて、適宜紹介や申請に向けての支援を行っている。

一方、本市独自の工業支援施策として、これら補助・支援メニューの利用促進や、令和5年度より展開している「スタートアップ支援パッケージ」の推進を行っている。

また、平成11年から産学共同プロジェクト支援事業として開始し、平成12年にはその成果として開発した製品の販路開拓支援事業を開始し、平成16年からは両事業を統合すると共に異分野の企業が連携して行う研究開発事業を支援対象とする新産業創出促進事業を実施してきた。本事業をさらに効果的・効率的に実施するため、平成25年度から柏商工会議所に事業集約し、展示会共同出展事業を実施している。

(3) スタートアップ企業向け支援メニュー

令和5年度より、「資金」「拠点」「交流・サポート」「周知」の4つを基礎とした、スタートアップ支援パッケージを展開した。

ア 資金

柏市制度融資の創業支援資金について、令和5年度より融資限度額引き上げを実

施した。また、同資金については信用保証料の補助を行っている。

イ 拠点

市内インキュベーション施設の入居者に対し賃料補助を行い、また、インキュベーション施設を退去し市内に立地した企業に対しても賃料補助を行っている。

ウ 交流・サポート

令和5年度より、スタートアップコンシエルジュを設置し、ビジネスモデルのブラッシュアップや経営支援、ビジネスマッチング、資金調達支援、本市・国・県・支援者等で行っているスタートアップ支援事業(補助金、経営支援、セミナー等)の紹介等を行う個別の相談に対応している。

エ 周知

令和5年度よりスタートアップ企業をターゲットとした特設ホームページを作成し、周知を行っている。

(4) 工業団地の現況

■ 工業団地の概要

団地名	分譲開始	事業主体	総面積 (㎡)	工業用地 (㎡)	企業数 (社)
十余二工業団地	S46	柏市	653,792	551,202	23
根戸工業団地	S44	柏市開発協会	187,468	173,652	2
柏三勢工業団地	S60	柏市工業団地協同組合	39,608	24,587	11
沼南工業団地	S40	(財)千葉県開発公社	179,000	160,000	17
風早工業団地	H7	(財)千葉県開発公社	417,000	321,000	30
柏サイエンスパーク	H17	柏市柏インター第一・第二土地区画整理組合	394,000	154,000	62

ア 十余二工業団地

首都圏整備計画に基づく近郊整備地帯計画の一環として造成され、国道16号に面し、また常磐自動車道の柏インターチェンジが隣接するなど、恵まれた立地条件下にある(金属製造業、機械器具製造業、食品製造業その他)。

イ 根戸工業団地

JR北柏駅前に位置し、国道6号及び16号に隣接している。地元住民の要望を受け、柏市開発協会(現在の柏市まちづくり公社)が柏市総合開発計画に基づいて造成した(食品製造業、繊維工業)。

ウ 柏三勢工業団地

住工混在に悩む市内中小の移転希望企業が協同組合を設立し、国の公害防止事業団(現在の独立行政法人環境再生保全機構)及び中小企業総合事業団(現在の独立行政法人中小企業基盤整備機構)の資金を利用して造成した(金属製品製造業、合成樹脂製造業、機械部品製造業、食品製造業その他)。

エ 沼南工業団地

旧財団法人千葉県開発公社が、旧沼南町の工業振興及び雇用確保を目的として造成した。輸送に恵まれた国道16号に近接している(金属製品製造業、機械製造業、

機械部品製造業，一般貨物運送業その他）。

オ 風早工業団地

沼南町第二工業団地土地区画整理組合が，国道16号の近接地のうち自衛隊航空基地の騒音影響下にある住居系に不向きな地区に，旧沼南町の人口急増に伴う雇用確保・財政基盤確立を目的として造成した（自動車部品卸売業，機械器具卸売業，食品卸売業，一般貨物運送業その他）。

カ 柏サイエンスパーク

地域産業の自立発展の基盤強化を目的に制定された地域産業集積活性化法に基づいて国の認証を受けた「東葛・川口地域基盤の技術産業集積活性化計画」のエリア内で，国道16号と交差する常磐自動車道・柏インターチェンジの東西に隣接する地域において，土地区画整理組合が区画整理事業を進めている。

(5) 東葛テクノプラザ

東葛地域のポテンシャルを活かし，地元中小企業の，より高付加価値型の生産加工を可能とする研究開発型企業への転換を促すとともに，先端分野に取り組む気風を醸成し，メカトロニクス分野を中心とする高度な研究開発型企業の集積を図るための先導的支援施設。千葉県が設置主体となり，平成10年11月にオープンした（入居区画50室）。

この施設は，産学官共同研究のコーディネータや，中小企業の要望に即した高性能の機械設備を設置し，これらの設備を活かした技術支援を積極的に実施している。

(6) 東大柏ベンチャープラザ

大学の技術シーズや知見を活かした事業化，ベンチャー企業創出への結実を目的とするインキュベーション施設。独立行政法人中小企業基盤整備機構（旧・地域振興整備公団）が設置主体となり，東大柏キャンパス近隣（東葛テクノプラザ隣接地）に平成16年8月にオープンした（入居区画34室）。

本市及び千葉県では，大学発ベンチャーや創業して間もない企業，新たな事業展開に挑戦する既存の企業など，入居者及び周辺に所在する事業者に対して，多面的な支援を実施している。

3 中小企業資金融資制度

昭和33年に融資制度が発足し，平成20年度には小口事業資金を設け，融資制度の充実を図った。さらに利子補給を行うなど，中小企業の振興に努めている。

また，政府系金融機関等が行う一部の資金についても利子補給を行っている。

■ 中小企業資金融資制度の概要

資金の種類	融資対象	融資限度額	融資期間
事業資金	運 転 資 金 原材料，商品等の仕入及び手形・買掛金決済等に必要な資金。ただし，納税赤字補填資金及び借換資金を除く。	2,000万円以内	60カ月以内
	設 備 資 金 市内の店舗・工場等の新增築・改装及び機械の購入，その他各種設備の設置等に 必要な資金	5,000万円以内	120カ月以内

挑戦資金	運転資金	中小企業者等のうち、市内で事業を営もうとするもの又は事業を開始した日以降1年を経過しないものであって、次に掲げる要件のいずれかを備えているもの。 (1) 事業を継続しつつ経済環境等の変化に対応して事業の転換又は多角化を図るため新たな事業を開始すること。 (2) 従来従事していた又は営んでいた事業に係る知識、経験等を活用した事業を開始すること。	1,000万円以内	60カ月以内
	設備資金	(3) 法令に基づく資格のうち規則で定めるものを有し、当該資格に係る技能又は知識を活用した事業を開始すること。 (4) 公共職業能力開発施設における職業訓練その他市長が適当と認める研修を受け、当該職業訓練又は研修で習得した技能又は知識を活用した事業を開始すること。	2,000万円以内	120カ月以内
創業支援資金	運転資金	(1) 市内で新たな事業を開始するための具体的な計画を有すること。 (2) 創業支援資金の融資を受けようとする額以上の自己資金を有すること。 (3) 創業等関連保証を受けること。	3,500万円以内	60カ月以内
	設備資金			120カ月以内
小口事業資金	運転資金	国が定める小口零細企業保証制度の対象となる資金で、常時使用する従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人及び個人で事業経営上必要な設備資金又は運転資金。	1,250万円以内 (既存の保証協会 の保証付き融資残 高との合計)	60カ月以内
	設備資金			120カ月以内

※利率（令和5年4月1日現在）

1年以内	年1.8%
1年超3年以内	年2.0%
3年超5年以内	年2.2%
5年超10年以内	年2.4%

※このほか、公害防止施設資金、工場移転資金及び大型店進出対策資金がある。

4 労政

(1) かしわ地域若者サポートステーション

平成21年7月に、若年者の就労拠点施設として、保健勤労会館2階にかしわ地域若者サポートステーションをオープンし、若者の職業自立支援事業を実施している。

令和2年度からは、前年度まで15歳から39歳までとしていた支援対象を49歳までに拡大し、就職氷河期世代に対する就労支援にも取り組んでいる。

■ 主な実施事業

- ア 臨床心理士相談
- イ キャリア開発プログラム
- ウ 各種トレーニング（作業、PC、事務）
- エ 求人開拓員の配置

令和5年度実績

新規登録者数	就職決定者数	求人開拓企業
161名	72名	147社

(2) 公益社団法人柏市シルバー人材センター

60歳以上の高齢者に対し、補助的な就業機会の実現を図り、生きがいの充実や社会参加を図るために、高齢者の就業に関する情報の収集及び提供、就業機会の開拓及び提供等の事業を行っている。平成28年8月1日より、保健勤労会館2階に事務所を移転し、事業をおこなっている。

5 観光

(1) 観光の現況

本市には、都心部から最も近い天然湖沼である手賀沼や、手賀沼中央部に位置し、年間120万人を超える集客を誇る農産物直売所の道の駅しょうなん、四季折々の花を楽しめるあけぼの山農業公園・県立柏の葉公園など様々な観光資源がある。また、サッカーJリーグ所属の柏レイソルやラグビーのNECグリーンロケッツ東葛などのプロスポーツチームの本拠地ともなっており、スポーツ資源も豊富である。さらに、本市の観光の特徴として、夏の大イベントである「柏まつり」「手賀沼花火大会」をはじめとし、年間を通して多種多様なイベントが市内各所で実施されており、多くの集客が図られている。令和5年度には市内の産品を使用したパルイベント「手賀沼オータムバル」を手賀沼近くの柏ふるさと公園で初開催し、多くの来場者で賑わった。

令和5年度に策定した柏市観光基本計画においては、「手賀沼及び手賀沼周辺地域における観光振興」「柏駅周辺におけるタウンツーリズム」「スポーツツーリズム・スポーツタウン柏」を重点3分野とし、観光振興に取り組んでいる。

(2) 主な観光情報発信

- ア かしわインフォメーションセンターの運営
- イ 観光マップ（かしわおでかけマップ）の作成
- ウ 柏市ふるさと産品の認定・PRの実施
- エ 柏市・我孫子市・印西市の3市で広域連携した観光振興事業の実施

6 農業

(1) 農業の現況

本市の農業は、都市化の進展に伴い耕地面積及び農家数の減少や農地と住宅地との混在化が進み、また、農業従事者の高齢化及び後継者の不足といった環境変化の影響を受けているものの、軟弱野菜を中心に県下でも有数の近郊野菜産地を維持している。

また、柏北部地域では、農業に気軽にふれあい、体験できる地域の拠点として、あけぼの山農業公園を設置し、市民農園や体験農園等の交流施設として活用している。

一方、柏東部地域では、都市農業センター（道の駅しょうなん）を手賀沼地域の玄関口として、集客や情報発信を行い、農業振興と地域全体の活性化に取り組んでいる。

ア 農家数

区 分	戸数(戸)	構成比(%)
総 数	1,218	100.0
販売農家	735	60.3
自給的農家	483	39.7

※この表は、2020年農林業センサス（令和2年2月1日調査）結果による。

イ 基幹的農業従業者数（男女別）

計(人)	男(人)	女(人)
1,342	753	589

※この表は、2020年農林業センサス（令和2年2月1日調査）結果による。

ウ 基幹的農業従業者数（年齢別）

区 分	計(人)	構成比(%)
総 数	1,342	100.0
15～29 歳	22	1.6
30～39 歳	79	5.9
40～49 歳	119	8.9
50～59 歳	131	9.8
60～69 歳	417	31.1
70～74 歳	249	18.5
75 歳以上	325	24.2

※この表は、2020年農林業センサス（令和2年2月1日調査）結果による。

エ 認定農業者（令和3年4月1日現在）

計(人)	男(人)	女(人)	法人
194	161	21	12

オ 経営耕地面積

経営耕地面積(ha)
計
1,892

※この表は、2020年農林業センサス（令和2年2月1日調査）結果による。

カ 農業の生産額（出荷額）

（単位：千万円）

耕 種									畜 産	産 出 額 計
米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	花き	その他	小計		
77	x	6	8	479	26	x	x	630	22	652

※この表は、農林水産省統計 令和4年市町村別農業産出額（推計）による。

※この表における「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

キ 主な農産物の作付面積及び飼養羽数

米	830ha	だいこん	59ha
ねぎ	157ha	トマト	13ha
かぶ	231ha	きゅうり	10ha
ほうれんそう	126ha	採卵鶏	85千羽
日本なし	50ha	花き類・花木	8ha

※この表は、2005年農林業センサス（平成17年2月1日調査）結果及び千葉県農林水産統計年報（平成17年）による。

ク 農業産出額上位10位の農産物（単位：千万円）

柏市の総農業産出額(千万円)			1,078		
作物名	農業産出額 (千万円)	総産出額 に占める 割合(%)	作物名	農業産出額 (千万円)	総産出額 に占める 割合(%)
ね ぎ	190	17.6	だ い こ ん	55	5.1
か ぶ	171	15.9	ト マ ト	44	4.1
ほうれんそう	164	15.2	え だ ま め	33	3.1
米	144	13.4	鶏 卵	29	2.7
日 本 な し	62	5.8	き ゅ う り	27	2.5

※この表は、関東農政局千葉統計・情報センター編及び平成17年千葉県生産農業所得統計による。

(2) 農業基盤の整備

農用地区域内の水田は、圃場整備事業により、おおむね30aの区画に整備されている。

■ 県営圃場整備事業の概要

地区名	工 期	事業内容
利根地区	S44～H元	区画整理 196ha(柏市面積分)
利根Ⅱ期地区	S46～H元	区画整理 375ha
手賀泉1期地区	S40～S51	区画整理 520ha(柏市面積分)
手賀泉2期地区	S42～S51	区画整理 257ha(柏市面積分)
第2千拓地区	S42～S47	区画整理 122ha(柏市面積分)

(3) 柏市あけぼの山農業公園

都市と農村が交流し、共生するための基盤とするふるさとづくり及び都市農業振興を目的として設置され、春のチューリップを始め四季おりおりの植物に触れ合うことができる。

農業公園の周辺には、関東三大弁天の一つである「東海寺布施弁天」、桜の名所である「あけぼの山公園」があり、観光及びレクリエーションの拠点となっている。

(4) 都市農業センター（道の駅しょうなん）

都市農業センターは、本市の農業経営における効率化及び安定化並びに本市の地域の特性に即した農業の振興に資することを目的として設置され、千葉県簡易駐車場と併せて、県内8番目の道の駅として登録され、平成30年度に重点道の駅に指定されている。

国道6号線と国道16号線を結ぶ県道船橋我孫子線沿いに位置し、手賀沼フィッシングセンターや手賀沼ふれあい緑道などの観光ポイントが点在しているほか、地域の農業者が行う野菜の収穫体験や、手賀沼を活用した水辺アクティビティ等の手賀沼観光のエントランス拠点にもなっている。令和3年12月には新設棟がオープンし、農産物直売所や駐車場等が拡張したほか、新たに飲食施設や加工体験室、芝生広場等が整備された。

既存施設の事業費は約7.5億円、事業期間は平成9年度から同12年度まで。

拡張施設の事業費は約20億円、事業期間は平成28年度から令和3年度まで。

■ 施設の概要

施設名称	面積(m ²)	施設内容
都市農業センター (つばさ棟)	6,795 (869)	地域情報施設・農芸交流館(物販施設・ベーカリー)・レストラン(2店舗)・事務室・トイレ10器(男小3, 男大2, 女4, 身障者1)・駐車場30台
都市農業センター (てんと棟)	35,452 (2,949)	地域情報施設・農産物直売所・飲食施設・加工体験室・会議室・事務室・トイレ12器(男小3, 男大3, 女5, 身障者1)・駐車場306台

※面積の欄の()は、延べ床面積

(5) 市民農園・体験農園

市民の方々に農作業を通じて土に親しみ、農業への理解を深め、地産地消を推進するため、農園利用形式による市民農園・体験農園の普及・支援を行っている。

(6) 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業の取り組みに対して支援を行っている。

(7) 防災協力農地制度

大地震などの非常災害時に、市街地の農地を防災空間として活用し、市民の安全の確保と円滑な復旧活動に役立てる防災協力農地制度を創設した。現在の登録は18件である。

7 農業委員会

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員

(令和6年8月1日現在：農業委員16名 農地利用最適化推進委員15人)

農業委員	伊藤 透 遠藤 秀生 大宮 茂男 岡田 英夫 坂巻 洋行 染谷 織恵 ◎染谷 茂 豊田佐智子 成嶋 君美 橋本 英介 日暮 悟 平川 徹 深山 敬子 ○村越 等 谷田貝和代 山崎 明久					
	農地利用最適化推進委員	田中地区	砂 川 晴 彦 寺 島 和 彦			
	富勢地区	嶋 田 等 関 根 勝 一敏				
	柏地区	江 口 武 木 村 美智子				
	土地地区	清 水 良 晃 友 野 博 之				
	風早地区	坂 巻 儀 治 鈴 木 幸 夫 富 澤 智 彦				
	手賀地区	大 塚 信 幸 鹿 倉 健 次 中 村 衛 林 敏 夫				

※ ◎…会長 ○…職務代理者

(2) 会議の開催状況

年度	総会(回)	その他(回)	計(回)
R3	13	37	50
R4	12	32	44
R5	12	29	41

(3) 農地転用状況

年度	転用件数 (件)	転用面積(m ²)		
		(内訳)	田	畑
R3	415	204,283.36	23,455.08	180,828.28
R4	304	218,803.00	28,214.61	190,588.39
R5	313	292,298.20	46,415.98	245,882.22

(4) 農業者年金加入状況

年度	加入者数(人)	受給者数(人)	
		うち新規加入者数(人)	
R3	19	0	106
R4	20	1	92
R5	21	1	80

8 柏市公設総合地方卸売市場

昭和46年11月、区域内(3市1町)の7青果市場を統合し、青果部及び関連付属営業(食料品の問屋)をもって開場し、昭和49年4月に花き部を開設した。

その後、人口の急激な増加や供給圏の拡大にこたえるため、昭和52年4月に水産物部を開設した。また、市場取扱量の増加に対応するため、昭和62年3月には隣接する民営施設を取得した。

平成29年4月に隣接する松戸北部市場との統合により、柏市場の青果部門が大幅に強化された。

所在地		柏市若柴69番地の1			
敷地面積(m ²)		80,058			
建物面積(m ²)	青果部	7,478			
	花き部	1,185			
	水産物部	10,318			
	一般食品売場	10,302			
	管理事務所	1,407			
	その他	385			
		青果部	花き部	水産物部	
業務開始		S46.11.25	S49.4.1	S52.4.26	
入場業者	卸売業者(者)	1	1	1	
	仲卸業者(者)	5	3	21	
	売買参加者(人)	147	123	—	
	関連事業者(者)	49			
年間取扱状況	R3年度	取扱高(kg・千点)	39,847,108	14,538	11,057,786
		金額(千円)	9,772,112	1,060,995	12,932,365
	R4年度	取扱高(kg・千点)	37,253,486	14,015	9,210,015
		金額(千円)	9,527,212	1,057,240	12,385,745
	R5年度	取扱高(kg・千点)	34,140,073	12,919	8,190,153
		金額(千円)	9,492,940	1,025,764	11,532,489

(令和6年4月1日現在)

第 1 5 編 都 市

1 市街化区域・市街化調整区域

都市の無秩序な市街化を防止し、健全で計画的な市街化を図るため、都市計画区域内の市街地を積極的に整備する区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）とに区分し、各区域について、整備、開発及び保全の方針を都市計画に定めている。

柏都市計画区域11,490ha（100%）のうち、市街化区域は5,484ha（48%）、市街化調整区域は6,006ha（52%）となっている（令和6年4月1日現在）。

2 地域地区

都市における土地利用の計画を実現していくための規制や誘導を行い、土地の自然的条件や土地利用の動向を検討し、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能の維持、住環境の保護、商業・工業等の利便の増進、美観風致の維持、公害の防止など都市環境を保持するために定めている。

本市では、用途地域、高度利用地区、高度地区、防火地域及び準防火地域、生産緑地地区などを定めている。

(1) 用途地域（令和6年4月1日現在）

種 類	面積(ha)	比率(%)	種 類	面積(ha)	比率(%)
第一種低層住居専用地域	約2,635	48.1	近隣商業地域	約111	2.0
第二種低層住居専用地域	約21	0.4	商 業 地 域	約85	1.5
第一種中高層住居専用地域	約315	5.7	準工業地域	約169	3.1
第二種中高層住居専用地域	約15	0.3	工 業 地 域	約198	3.6
第一種住居地域	約1,302	23.7	工業専用地域	約236	4.3
第二種住居地域	約229	4.2	合 計	約5,484	100.0
準住居地域	約168	3.1			

(2) 高度利用地区（令和6年4月1日現在）

項 目 地区名	面積(ha)	容積率(%)		最低建築 面積(m ²)	最高建ぺ い率(%)	壁面の位置 の制限(m)
		最低	最高			
柏駅東口駅前地区(1)	約1.7	400	800	300	100	—
柏駅東口駅前地区(2)	約1.2	300	600	200	100	—
柏駅東口駅前地区(3)	約0.1	200	450	200	70	2m及び1m
	約0.4	300	600	500	50	3m及び2m
柏駅東口E街区第一地区	約0.4	200	500	200	60	4m及び2m
	約0.1	200	400	200	60	4m及び2m
柏駅西口B-2地区	約0.5	300	650	500	50	4m及び2m
柏駅東口D街区第一地区	約0.6	200	600	500	50	4m及び2m
	約0.1	200	400	200	70	4m
	約0.1	200	300	200	70	—

(3) 高度地区，防火地域及び準防火地域（令和6年4月1日現在）

種 類	面積(ha)
第1種高度地区	約 889
第2種高度地区	約 967
防火地域	約 37
準防火地域	約 196

(4) 特別緑地保全地区，生産緑地地区（令和6年4月1日現在）

名 称	地区数	面積(ha)
特別緑地保全地区	8	約 7.7
生産緑地地区	507	約 142.13

(5) 地区計画（令和6年4月1日現在）

良好な市街地環境を形成または保全していくために，現在37地区を定めている。

地 区 名	面積(ha)	備 考
逆井・藤心地区	約9.5	土地区画整理事業による良好な居住環境の維持・保全を図る。
柏駅東口E街区第一地区	約0.5	商業機能の再配置，公共施設や立体駐車場，文化娯楽機能の整備により，広域生活拠点の形成を目指す。
柏駅東口A街区元町通り地区	約0.8	新たな商業ゾーンの形成を目指して，市街地再開発事業と併せてオープンスペースを創出し，防災性・安全性の向上を図るとともに，商業機能を誘導し，良好な都市環境を形成・保持することを目標とする。
柏駅西口B-2地区	約0.5	新たな商業・業務ゾーン形成のため，末広あけぼの線の整備及び市街地再開発事業によるオープンスペースや歩行者空間の創設を図り良好な都市環境の形成を目標とする。
松ヶ崎第一地区	約23.7	魅力ある商業，文化，健康の施設が複合集積する住民サービス機能と住宅施設が調和した市街地形成を目標とする。
南柏駅東口地区	約7.7	公共施設と商業・業務施設，都市型住宅が調和した良好な駅前中心地の街並み形成を目標とする。
豊四季駅南口地区	約4.5	公共施設と商業・業務施設，都市型住宅が調和した良好な街並み形成を目標とする。
柏インター第一地区	約29.9	新たな産業の創出を促す新産業団地を整備し，「モノづくり拠点の形成」の推進に寄与するとともに，就業・就学者の住宅施設及び住民サービス施設が調和した「職住一致のまち」を目標とする。

柏インター第二地区	約 9.3	物流機能、生産機能を中心とした新産業の団地を整備し、「モノづくり拠点の形成」の推進に寄与するまちづくりを目標とする。
柏北部中央・柏の葉キャンパス駅周辺地区	約 97.1	良好な都市景観を備えた広域的な都市拠点の形成を目標とする。
柏北部中央・こんぶくろ池北地区	約 0.9	こんぶくろ池周辺の緑地と調和した市街地の形成を目標とする。
柏北部東・柏たなか駅西地区	約 45.0	駅前や幹線道路沿道、住宅地などの土地利用が調和した市街地の形成を目標とする。
藤心四・五丁目地区	約 1.8	都市基盤の整備及び緑あふれる街並みを将来にわたり保全していくことを目標とする。(再開発等促進区)
沼南風早工業団地地区	約 43.1	緑豊かな良好な操業環境の創出と保全、並びに国道16号沿線の良好な街並み形成を図る。
高柳西部地区	約 46.4	計画的に形成された良好な住環境を維持するとともに均衡ある土地利用を促進し、地区の特性に応じた、緑豊かでうるおいのある住宅市街地の促進を図る。
高柳駅西側地区	約 15.2	公共施設と商業・業務施設と都市型住宅が調和した親しみとにぎわいのある良好な街並み形成を図る。
湖南地区	約 49.0	計画的に整備された良好な住環境の維持と緑化推進に努めると共に、均衡ある土地利用を促進し、緑豊かでうるおいのある住宅市街地の形成を図る。
柏の葉三丁目地区	約 0.6	良好な街並みを将来にわたり保全していくことを目標とする。
北柏駅北口駅前地区	約 13.4	商業・業務施設、沿道型のサービス施設及び都市型住宅などが調和した良好な駅前中心地の街並みの形成を目標とする。
柏北部東・柏たなか駅北地区	約 36.3	既存の伝統的な集落景観と地域コミュニティを備えた緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地の形成を目標とする。
柏駅東口D街区第一地区	約 0.8	新たな商業ゾーンの形成を目指して、市街地再開発事業と合わせてオープンスペースを創出し、防災性・安全性の向上を図るとともに、商業機能を誘導し、良好な都市環境を形成・保持することを目標とする。
加賀地区	約 31.0	大規模な宅地開発事業により計画的に配置された住宅地や商業地からなる良好な市街地環境の保全並びに安心して安全に暮らすことのできる「まちづくり」への寄与を目標とする。

逆井駅東口地区	約 1.5	駅前広場などの公共施設と日常サービス施設，都市型住宅が調和した親しみとにぎわいのある良好な街並み形成に併せて，既存住宅地や隣接した住宅市街地の環境保護および調和を目標とする。
柏北部中央・北地区	約 56.7	ふるさとの景観や歴史・文化等に配慮しながら生活関連都市基盤の整備を図り，緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地の形成を目標とする。
柏北部中央・こんぶくろ池東地区	約 15.3	こんぶくろ池公園とのつながりに配慮した公園住宅地区として，緑が十分に配置された環境共生型の居住環境の創出を目標とする。
柏北部中央・南地区	約 53.5	多様な居住空間の整備と商業・業務等の必要な都市機能の整備を図ることを目標とする。
柏の葉五丁目西地区	約 2.6	地域として不足する機能を補完，充実させる施設を誘導するとともに，隣接する市街地と連携した計画的な土地利用の誘導を図ることを目標とする。
豊四季台地区	約 37.9	良好な住環境を形成するとともに，隣接する市街地に配慮した計画的な土地利用の誘導を図ることを目標とする。
大津ヶ丘地区	約 0.8	周辺の住宅地や商業地と調和した良好でゆとりある街並みの形成を図ることを目標とする。
沼南中央地区	約 45.9	柏南部地域の地域産業の活性化及び新たな産業の育成に寄与する商業機能，業務機能，工業機能を持つ拠点づくりを目標とする。
大室東地区	約 42.0	既存の伝統的な集落景観と地域コミュニティを備えた健全な市街地形成の誘導を図り，みどり豊かなゆとりある住環境と農あるまちなみの形成を目標とする。
柏北部東・柏たなか駅東地区	約 46.7	駅前や幹線道路沿道，住宅地などの土地利用と既存の自然環境が調和した市街地の形成を目標とする。
手賀・狸穴地区	約 2.2	潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅の建設を促進し，定住人口の増加を図ること及び地域のコミュニティ形成に資すること並びにみどり豊かなゆとりある住環境の形成を目標とする。
柏北部中央・こんぶくろ池中央地区	約 10.6	駅前や幹線道路沿道，住宅地などの土地利用と既存の伝統的な集落景観が調和した市街地の形成を目標とする。
柏インター西地区	約 30.6	地域産業の活性化及び新たな産業の育成に寄与する流通業務及び研究開発機能等を持つ拠点の形成を目標とする。

布施南地区	約 10.7	周辺環境に配慮した規制・誘導を行い調和を図りながら、企業用地としての土地活用を目標とする。
柏鷲野谷テクノパーク工業団地地区	約 1.6	周辺の自然環境との調和を図りながら、計画的に開発された良好な工業団地の形成を通じて、地域産業の振興に資することを目標とする。

(6) 駐車場整備地区（令和 6 年 4 月 1 日現在）

名 称	面積 (ha)	備 考
柏駅周辺駐車場整備地区	約 78	当初決定 H7. 2. 28

3 都市計画マスタープラン

市民のみならずの意向や総合計画等を踏まえ、民産学公が、それぞれの役割を果たしながら、より良いまちづくりを実現するための指針として、「柏市都市計画マスタープラン」を平成 21 年 6 月に策定・公表した。

計画策定から約 10 年が経過する中で、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりが求められるなか、平成 30 年 4 月に「柏市立地適正化計画」を策定し、それと合わせて「柏市都市計画マスタープラン」についても改訂を行った。

さらに、「持続可能なまち」、「活力あるまち」、「安心・快適なまち」をまちづくりの目標としているなかで、近年の社会情勢の変化に対応したまちづくりをより推進するため、令和 6 年 3 月に一部改訂を行った。

4 景観まちづくり

「柏市都市景観基本計画」を平成 4 年 3 月に策定し、この計画を実現化するための方を規定した「柏市景観まちづくり条例」を平成 13 年 3 月に制定した。

条例では、協働による景観まちづくりを進めるために市・市民・事業者の責務、景観まちづくりの基本方針、市民参加のための支援施策、そして支援組織として「都市景観デザイン委員会」・「景観アドバイザー」などを規定している。

また、重点的に都市景観形成が必要と認める地域については、「重点地区景観形成基準」を定め、届出制度による景観誘導を図っている。

平成 17 年度には、県知事の同意を受け、景観法に基づく景観行政を担う主体として景観行政団体となった（平成 17 年 11 月 15 日）。

平成 19 年度には、市の景観まちづくりの諸施策を景観法のもと一体化した「柏市景観計画」を策定し、届出や指定に関する事項を定めるため、景観まちづくり条例の改正を行い、平成 20 年 4 月 1 日より施行している。

(1) 大規模建築物等の新築等の届出

年度	建築物	工作物
R3	82	10
R4	84	17
R5	47	28

(2) 重点地区（令和6年4月1日現在）

ア 新条例に基づく重点地区

名 称	面積(ha)
豊四季台景観重点地区	約 37.9
柏の葉キャンパス駅周辺景観重点地区	約 33.0
柏の葉2号調整池周辺景観重点地区	約 25.0

イ 旧条例に基づく重点地区

名 称	面積(ha)
柏の葉一丁目景観重点地区	約 5.3
柏の葉三丁目景観重点地区	約 6.8
柏の葉三丁目第二景観重点地区	約 0.6

※旧条例とは、平成20年4月1日改正前の景観まちづくり条例を指し、新条例とは、平成20年4月1日改正後の景観まちづくり条例を指す。

5 屋外広告物

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、柏市屋外広告物条例を制定し、広告物の掲出に関する許可、違反広告物の除却等を行っている。

(1) 許可件数

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
はり紙・はり札	0	0	0
立 看 板	0	0	0
ア ー チ	0	0	0
のぼり・広告旗	79	27	23
アドバルーン	0	0	0
自動車の広告物	8	2	1
電柱類の広告物	2	2	1
広 告 板 等	283	265	254

(2) 除却件数

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
はり紙・はり札	611	139	163
立 看 板	0	0	0
のぼり・広告旗	0	0	0

6 交通政策

(1) かしわコミュニティバス ワニバス（市役所ルート）

駅周辺への公共施設へのアクセス向上のため、バス事業者にワニバス（市役所ルート）の運行補助をしている。

年 度	R5
利用 者 数	13,833
運 行 日 数(日)	85
1 日平均利用者数(人)	163
1 便平均利用者数	4.07

※令和 5 年 11 月 20 日から運行を開始

(2) かしわコミュニティバス ワニバス（逆井・南増尾・沼南コース）

南部、東部地区の公共交通空白・不便地域の解消を図るため、ワンボックス車によるワニバス（逆井・南増尾・沼南コース）の運行補助をしている。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
コ ー ス	逆井・南増尾・沼南				
利 用 者 数	39,497	21,450	28,230	32,465	37,557
運 行 日 数(日)	360	359	359	359	360
1 日平均利用者数(人)	109.7	59.7	78.6	90.4	104.6

(3) 予約型相乗りタクシー カシワニクル

東部地区の公共交通空白・不便地域の解消を図るため、セダン型車両による予約型相乗りタクシーを運行している。

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
利 用 者 数	9,663	8,444	10,555	11,508	11,410
会員登録者数(累計)	1,446	1,595	1,818	2,088	2,357
運 行 日 数(日)	290	293	293	293	293
1 日平均利用者数(人)	33.33	28.85	36.02	39.29	38.94

※平成 25 年 1 月 15 日から運行を開始

7 北部地域総合整備

(1) 主な経緯

昭和 60 年	7 月	運輸政策審議会において常磐新線の整備を答申
平成 元年	6 月	「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」（宅鉄法）の制定（同年 9 月施行）
3 年	3 月	常磐新線の整備主体となる「首都圏新都市鉄道(株)」が設立
	10 月	1 都 3 県は、宅鉄法に基づく基本計画を策定し、運輸・建設・自治大臣が承認
6 年	3 月	市内の整備区域内の用地先買いの開始
	10 月	常磐新線起工式（秋葉原・新浅草間）

- 8年 3月 緑園都市構想策定
7月～ 地権者を対象としたまちづくり説明会の実施
- 10年 3月 常磐新線及び沿線整備に関する柏都市計画説明会の実施
4月 柏都市計画素案の公聴会の実施
7月 柏都市計画案と環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の実施
- 11年 1月 環境影響評価準備書に対する公聴会の実施
- 11年 2月 県都市計画地方審議会の開催
- 11年 3月 都市計画決定の公告及び環境影響評価書の縦覧
9月 柏北部中央地区土地区画整理事業、事業計画案の説明会の実施
10月 柏北部中央地区土地区画整理事業、事業計画（案）の縦覧
12月～ 利根川橋りょう下部工工事の着手
- 12年 4月 柏北部東地区土地区画整理事業、事業計画案及び施行規程説明会の実施
5月 柏北部東地区土地区画整理事業、事業計画（案）及び施行規程の縦覧
8月 柏北部中央地区土地区画整理事業、事業認可
12月 柏北部中央地区土地区画整理審議会設置
- 13年 2月 鉄道新名称を「つくばエクスプレス」に決定
十余二地区鉄道工事着手
3月 国道16号横断部鉄道工事着手
柏北部東地区土地区画整理事業、事業認可
9月 柏北部東地区土地区画整理審議会設置
柏ゴルフ倶楽部閉鎖
- 14年 3月 国土交通省が事業の認可告示（千葉県内）
柏北部中央地区事業計画変更認可（第1回）
8月 つくばエクスプレス車両デザイン決定
12月 つくばエクスプレス柏市新駅候補名決定
- 15年 4月 つくばエクスプレス車両披露式
つくばエクスプレス第一期走行試験開始
7月 柏北部中央駅安全祈願祭
10月 つくばエクスプレス駅名決定
- 16年 4月 つくばエクスプレス第二期走行試験開始
5月 つくばエクスプレスレール締結式（軌道工事100%完了）
11月 つくばエクスプレス全線走行試験開始
- 17年 2月 つくばエクスプレスイメージキャラクターの名前が「スピー
フィ」に決定
つくばエクスプレスの開業日が8月24日に決定
3月 つくばエクスプレス運行計画概要発表
国土交通省がつくばエクスプレスの運賃認可

	8月	つくばエクスプレス開業
19年	9月	柏北部中央地区事業計画変更認可（第2回）
20年	3月	柏の葉国際キャンパスタウン構想策定
	10月	柏北部東地区事業計画変更認可（第1回）
21年	3月	柏北部中央地区事業計画変更認可（第3回）
21年	4月	つくばエクスプレスの1日平均輸送人員（21年4月時）が 27万人を突破
22年	4月	柏たなか駅前に環境コンビニステーション開設
23年	4月	つくばエクスプレスの1年間の旅客輸送人員が1億人を突破
23年	12月	柏の葉キャンパスを中心とし、内閣府より「総合特区」及び 「環境未来都市」の対象地域として指定
24年	4月	柏市立柏の葉小学校開校
24年	10月	柏の葉キャンパス交番業務開始
25年	4月	つくばエクスプレスの1日平均輸送人員が30万人を突破
25年	11月	柏北部中央地区事業計画変更認可（第4回）
26年	3月	柏の葉国際キャンパスタウン構想充実化版策定
26年	9月	柏北部東地区事業計画変更認可（第2回）
27年	8月	つくばエクスプレスが開業10周年を迎える
27年	11月	柏北部中央地区事業計画変更認可（第5回）
28年	2月	柏北部東地区事業計画変更認可（第3回）
29年	2月	柏北部東地区換地計画認可
29年	6月	柏北部東地区換地処分公告
30年	3月	柏北部中央地区事業計画変更認可（第6回） 環境コンビニステーションがセナリオハウスパーク柏たなか （柏たなか駅前公園）に移設
30年	4月	柏市立柏の葉中学校開校
令和	元年	11月 柏の葉国際キャンパスタウン構想改定
令和	3年	12月 柏北部中央地区事業計画変更認可（第7回）
令和	4年	3月 柏北部東地区（清算期間を含む）事業完了
令和	5年	4月 柏市立田中北小学校移転開校

(2) つくばエクスプレスの概要

- ア 開業日 平成17年8月24日
- イ 建設事業費 約8,081億円
- ウ 鉄道整備・運営の主体 首都圏新都市鉄道株式会社
- エ 路線内訳 秋葉原～つくば間 58.3km（45分）
- (ア) 東京都 13.2km（千代田区 台東区 荒川区 足立区）
- (イ) 埼玉県 7.4km（八潮市 三郷市）
- (ウ) 千葉県 13.5km（流山市 柏市）
- (エ) 茨城県 24.2km（守谷市 つくばみらい市 つくば市）
- オ 駅数 20駅

カ 柏市域内の計画

(ア) 路線延長 5.6 km

(イ) 設置駅 柏の葉キャンパス駅、柏たなか駅

(ウ) 構造 高架構造

キ つくばエクスプレス1日当たり輸送人員

年度	1日当たり輸送人員 (単位/人)
※平成17年度	150,700
平成18年度	195,300
平成19年度	234,200
平成20年度	257,600
平成21年度	270,300
平成22年度	282,600
平成23年度	289,700
平成24年度	305,900
平成25年度	324,000
平成26年度	326,000
平成27年度	340,000
平成28年度	354,000
平成29年度	370,000
平成30年度	386,000
令和元年度	395,000
令和2年度	278,000
令和3年度	306,000
令和4年度	349,000
令和5年度	383,000

※平成17年度は、平成17年8月24日から平成18年3月31日までの期間

(3) つくばエクスプレス沿線のまちづくり計画

北部地域は、「宅鉄法」を踏まえて「都市の活力と環境が調和した職住近接のまちづくり」を基本理念として平成8年に策定された「緑園都市構想」および公・民・学連携による国際学術研究都市・次世代環境都市を目指す「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に基づき、本市都心部に次ぐ第二の拠点を形成するための都市整備を推進し、多様な都市機能が集積する国際的な拠点都市の形成を目指してまちづくりを進めている。

北部地域には、柏の葉キャンパス駅、柏たなか駅の2駅が設置されており、この2駅を中心とした柏北部中央地区・柏北部東地区の2地区において、一体型特定土地区画整理事業による沿線整備を行っている。なお、柏北部東地区については、平成29年6月30日に換地処分公告を行い、令和4年3月31日に清算手続き等を含め、区画整理事業は完了している。

事業地区名	事業主体	施行区域面積	計画人口
柏北部東地区	独立行政法人都市再生機構	約 128.0ha	約 12,800 人
柏北部中央地区	千葉県	約 272.9ha	約 26,000 人

8 建築行政等

昭和56年4月から特定行政庁として、建築物等について確認事務を行っている。

その他、指定確認検査機関（民間）で行った確認等の報告に基づく台帳等の整備、建築計画概要書等の写しの交付、位置指定道路の指定及び木造住宅等の耐震補助業務等を行っている。

(1) 確認申請等件数（柏市受付分）

年度	建築物	建築設備	工作物
R3	24(15)	7(5)	4(0)
R4	27(15)	3(3)	3(2)
R5	25(14)	5(4)	18(15)

※上記の件数には、計画通知を含む。（ ）内は、計画通知の件数（内数）

(2) 指定確認検査機関（民間）から確認業務を引き受けした旨の報告があった件数

年度	建築物	建築設備	工作物
R3	2104	74	17
R4	2121	82	17
R5	2196	83	16

(3) 建築計画概要書等の写し等の交付件数

年度	建築計画概要書等の写し	確認証明書	道路位置指定図面の写し	道路位置指定証明書
R3	5729	1553	1820	6
R4	6258	1783	2052	17
R5	6097	1674	1918	8

(4) 道路位置指定申請等取扱件数

年度	申請(件)	指定(件)	指定延長(m)
R3	11	8	137.47
R4	11	13	314.97
R5	13	12	360.22

(5) 木造住宅等の耐震補助金交付件数

年度	木造住宅耐震診断	木造住宅耐震改修	マンション耐震診断		危険コンクリートブロック塀等除却
			予備診断	本診断	
R3	16	8	0	1	9
R4	12	8	0	0	10
R5	24	11	0	0	9

9 開発事業調整等

開発事業等に係る紛争の予防及びラブホテルの建築の規制

条例	条例の目的	届出等の区分	各年度の届出等の件数		
			R3	R4	R5
柏市ラブホテル建築規制条例	ラブホテルの建築に関し必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を保持するとともに、青少年の健全な育成を図る。	ホテル等建築審査申請	0	0	0
柏市開発事業等計画公開等条例	開発事業等に係る紛争の解決のあっせん及び調停その他必要な事項を定め、開発事業等に係る紛争の予防及び解決を図り、地域における良好な近隣関係の形成に資する。	開発事業等に係る構想又は計画の届出	103	108	93

10 開発許可

都市計画法29条に基づく開発行為の許可状況は、次のとおりである。

年度	件数	面積 (m ²)
R3	66	217,468.39
R4	69	214,886.51
R5	68	170,026.79

1 1 土地区画整理事業

(1) 施行済の事業

地区名	施行者	都市計画決定年月日	施行地区面積 (ha)	認可公告年月日	減歩率(%)		施行期間 (年度)	事業費 (千円)	備考
					公共	合算			
南柏第一	組合		13.8	S28.8.3	18.70	21.20	S28～S34	3,929	南柏
柏駅西口	市	S32.12.24	41.7	S33.10.1	13.62	21.01	S33～S48	540,862	明原, 向原, 末広町, 旭町
百秀会	組合		16.3	S37.12.14	8.72	25.60	S37～S48	184,601	亀甲台
豊四季	組合		13.9	S44.5.9	10.42	29.03	S44～S54	407,361	豊上町, 新富町
北柏駅南口	市	S46.2.5	41.1	S47.3.1	27.27	30.76	S46～S58	3,173,300	北柏
北柏	公団	S43.12.28	109.9	S48.5.9	23.65	39.15	S48～S59	12,544,733	松葉町
名戸ヶ谷	組合		6.7	S48.6.19	13.19	28.72	S48～S53	497,300	あかね町
名戸ヶ谷前	組合		32.5	S54.10.12	17.05	36.08	S54～S61	5,462,000	新柏
根戸中馬場	組合		3.9	S57.12.24	21.85	39.90	S57～S63	1,045,566	北柏台
逆井・藤心	組合		9.4	S58.9.27	25.14	42.17	S58～S63	2,247,693	逆井藤ノ台
柏通信所跡地	県	S58.12.13	187.8	S59.3.30	9.40	12.90	S58～H2	7,557,292	柏の葉
松ヶ崎第一	組合		18.9	H6.12.27	15.66	24.75	H6～H11	4,249,000	大山台
花野井農住	個人		1.4	H7.12.15	19.45	41.34	H7～H11	594,842	花野井
花野井第三	組合		1.0	H11.11.5	21.81	39.85	H11～H15	300,883	花野井
花野井前留	組合		1.6	H11.11.19	21.93	44.82	H11～H15	582,304	花野井
篠籠田寺前	組合		1.7	H14.1.9	25.79	45.95	H13～H15	444,025	篠籠田
豊四季駅南口	組合	H8.9.20	4.2	H9.1.13	31.52	39.45	H8～H16	2,534,000	豊四季
高柳第一	組合	S56.3.27	28.7	S56.5.26	17.19	29.94	S56～H4	3,622,000	高南台

塚崎	組合		11.2	S57.3.9	13.60	41.10	S56～S61	2,740,000	塚崎
大井東部	組合		9.9	S60.8.27	13.68	36.45	S60～H3	2,083,184	緑台
第二工業団地	組合		41.6	H3.7.5	20.16	28.89	H3～H9	6,329,219	風早
高柳向原	組合		5.1	H4.4.24	27.44	38.69	H4～H9	1,153,824	南高柳
沼南台	公団	S43.12.28	111.8	S47.6.21	20.90	37.90	S47～S52	8,100,359	大津ヶ丘
高柳西部第一	公団	S61.12.26	37.1 (39.3)	S63.5.20	23.92	38.00	S63～H17	18,979,401	しいの木台
高柳西部第二	公団	S61.12.26	9.2	S63.5.20	34.45	38.00	S63～H17	6,146,311	しいの木台
湖南	組合	H13.3.30	49.1	H13.10.19	27.62	52.62	H13～H22	8,388,700	手賀の杜
白井・沼南	組合		3.7 (53.2)	H6.2.4	32.77	54.98	H5～H16	11,480,000	西白井
柏インター第二	組合	H13.3.30	9.4	H14.7.2	13.31	39.84	H14～H28	2,101,279	柏インター東
沼南中央	組合	H22.12.3	46.2	H23.4.25	18.18	51.34	H23～H29	8,930,611	大島田
柏インター第一	組合	H13.3.30	30.0	H14.3.29	13.09	39.28	H13～H30	6,542,702	柏インター南、柏の葉
高柳駅西側	組合	H8.9.20	15.7	H9.9.26	27.03	36.88	H9～H31	5,697,000	高柳
柏北部東	都市機構	H11.3.30	128.0	H13.3.26	23.9	43.1	H12～R3	44,839,543	大室, 小 青田, 船 戸
吉祥院北	組合		1.9	R1.12.27	20.35	48.00	R1～R4	399,739	大室

※ () 内の数値は、隣接市の行政区域を含んだ施行地区全体の面積

(2) 施行中の事業

地区名	施行者	都市計画決定年月日	施行地区面積 (ha)	認可公告年月日	減歩率 (%)		施行期間 (年度)	事業費 (千円)	備考
					公共	合算			
北柏駅北口	市	H10.4.28	12.3	H13.3.16	28.37	28.37	H12～R7	12,099,194	
柏北部中央	県	H11.3.30	272.9	H12.8.25	26.01	40.0	H12～R10	109,100,000	
柏インター西	組合		30.4	R2.1.27	20.30	54.93	R1～R7	10,287,780	

1 2 柏駅周辺市街地再開発事業

(1) 柏駅東口地区市街地再開発事業

常磐線の複々線化着工を契機として行われた市街地再開発事業である。昭和46年8月31日に事業計画認可公告、昭和48年9月14日に建築工事完了公告を行った。権利変換は都市再開発法第111条による特則型（地上権非設定）で、権利者の約66%が、また、従前資産に対して約92%が施設建築物に変換した。

ア 土地利用比較

区 分		施行前		施行後		備 考
		面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	
公用 共有	道路	3,870	20.5	5,169	27.4	
	広場	1,440	7.7	5,308	28.1	従前の広場はJR用地
	水路	84	0.4	—	—	
建築敷地		13,469	71.4	8,386	44.5	
計		18,863	100.0	18,863	100.0	

イ 施設建築物

区 分	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	容積率 (%)	階 数	高 さ (m)
A 棟	3,166.27	3,031.07	25,388.45	799.13	地下 2階 地上 8階	32.6
B 棟	5,220.10	4,484.06	47,668.35	799.67	地下 3階 地上 14階	59.65

(2) 柏駅東口E街区第一地区市街地再開発事業

昭和63年に策定された都市活力再生拠点整備事業による地区再生計画に基づき、商業施設として、権利者7人からなる市街地再開発組合により施行された。なお、本市は、参加組合員として事業に参入し、市営駐車場を設置した。

平成6年2月18日に組合設立認可公告、平成11年2月17日に建築工事完了公告を行った。権利変換方式は、都市再開発法第110条による全員同意型（地上権非設定・一部定期借地権設定）である。

ア 土地利用比較

区 分		施行前		施行後		備 考
		面積 (㎡)	構成比 (%)	面積 (㎡)	構成比 (%)	
道 路		1,445	27.2	2,221	41.8	
建築敷地		3,862	72.8	3,086	58.2	
計		5,307	100.0	5,307	100.0	

イ 施設建築物

敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	容積率 (%)	階数	高さ (m)
3,086.1	2,204.7	18,054.4 (14,442)	468	地下 2階 地上 7階	28

(3) 柏駅西口B-2地区第一種市街地再開発事業

平成2年度に策定された柏駅西口地区整備計画に基づき、平成5年に創設された沿道再開発型街路事業を適用し、都市計画道路（末広あけぼの線）整備と併せて、権利者5人からなる市街地再開発組合により施行された。

平成9年1月21日に組合設立認可公告、平成12年10月26日に建築工事完了公告を行った。権利変換方式は、都市再開発法第110条による全員同意型（地上権非設定）である。

ア 土地利用比較

区分	施行前		施行後		備考
	面積(㎡)	構成比(%)	面積(㎡)	構成比(%)	
道路	1,131	30.0	2,279	46.3	
建築敷地	3,791	70.0	2,643	53.7	
計	4,922	100.0	4,922	100.0	

イ 施設建築物

敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	容積率 (%)	階数	高さ (m)
2,642.7	1,806.7	20,408.9 (17,175.4)	649.9	地下 2階 地上 15階	75

(4) 柏駅東口A街区第二地区第一種市街地再開発事業

昭和63年3月に策定された都市活力再生拠点整備事業による地区再生計画に基づき、事業化を検討。平成6年12月に再開発準備組合を設立。

平成15年7月に柏駅周辺地域が「都市再生緊急整備地域」の指定を受けたことに伴い、平成17年12月に事業方針を住宅用途主体とした都市計画の変更並びに、市街地再開発組合設立認可公告を行った。

平成19年2月に建築工事着工、平成22年6月に建築工事完了公告を行った。なお、権利変換方式は都市再開発法第111条による地上権非設定型である。

ア 土地利用比較

区分	施行前		施行後		備考
	面積(㎡)	構成比(%)	面積(㎡)	構成比(%)	
道路	413	10.7	931	24.2	
建築敷地	3,437	89.3	2,919	75.8	
計	3,850	100.0	3,850	100.0	

イ 施設建築物

敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	容積率 (%)	階数	高さ (m)
2,918.83	1,448.42	26,122.69 (17,475.34)	598.71	地下 1階 地上 2 9階	99.9

(5) 柏駅東口D街区第一地区第一種市街地再開発事業

昭和63年3月に策定された都市活力再生拠点整備事業による地区再生計画に基づき事業化された。

平成24年8月に市街地再開発組合設立認可公告、平成25年5月に権利変換計画認可公告を行った。

平成25年12月に建築工事着工、平成28年4月に建築工事完了公告を行った。なお、権利変換方式は都市再開発法第111条による地上権非設定型である。

ア 土地利用比較

区分	施行前		施行後		備考
	面積(㎡)	構成比(%)	面積(㎡)	構成比(%)	
道路	626	7.5	1,433	17.1	
建築敷地	7,753	92.5	6,946	82.9	
計	8,379	100.0	8,379	100.0	

イ 施設建築物

区分	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	容積率 (%)	階数	高さ (m)
D棟	4,532	3,144	34,130 (26,500)	585	地下 1階 地上 2 7階	約99
E棟	2,414	1,624	9,957 (7,861)	326	地下 1階 地上 6階	約26

(6) 都市再生緊急整備地域の指定

平成15年7月18日、柏駅周辺地域約20haが都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の第3次指定を受けた。その後、平成23年12月8日、地域整備方針の見直しがあった。

ア 地域整備方針（整備の目標）

- (ア) 千葉県北西部の中心であり、JR常磐線・東武野田線の交通結節点として発展してきた柏駅周辺地域において、その立地特性を活かし、共同化等により商業をはじめとする多機能複合市街地を形成する。
- (イ) 大震災の教訓を踏まえ、建築物の不燃化や耐震化、延焼防止対策及び街路整備等による避難路の確保など、災害に強いまちづくりを推進する。
- (ウ) 人口減少を見越し、公共公益施設や商業施設等の適正な立地を促進し、コンパクトな都市づくりを推進する。
- (エ) 地球温暖化対策として、良好な都市環境の形成、ヒートアイランド現象の抑制など低炭素型都市づくりを推進する。

1 3 市営住宅

市営住宅の戸数については、現在、公営住宅 7 1 2 戸，改良住宅 9 6 戸，公共住宅 2 4 戸，合計 8 3 2 戸である。

(1) 公営住宅（令和 6 年 4 月 1 日現在）

団地名	棟番号	タイプ	管理戸数	構造	建設年度
根戸団地	5号棟	2 K	40	中層耐火 (4階建)	S43
	6号棟	3 K	40		S44
	7号棟	3 K	40		S45
	8号棟	3 K	32		S47
宿連寺団地	9号棟	3 D K	32	中層耐火 (4階建)	S49
高田団地	10号棟	3 D K	18	中層耐火 (3階建)	S51
	11号棟	3 D K	18		S52
	12号棟	3 D K	18		S53
逆井団地	13号棟	3 D K	18	中層耐火 (3階建)	S54
	14号棟	3 D K	18		S55
	15号棟	3 D K	18		S56
	16号棟	3 D K	18		S57
東十余二団地	1号棟	3 D K	11	中層耐火 (3階建)	S59
		車椅子対応	1		
	2号棟	3 D K	10		S59
		車椅子対応 老人同居向	1		
逆井第2団地	17号棟	3 D K	12	中層耐火 (3階建)	S62
市営北柏	A棟	3 D K	30	高層耐火 (10階建)	H3
		2 D K	10		
	C棟	3 D K	19	高層耐火 (7階建)	H6
		2 D K	14		
	D棟	3 D K	6	中層耐火 (4階建)	H6
		2 D K	10		
		車椅子対応	2		
	B棟	3 D K	12	高層耐火 (7階建)	H9
2 D K		31			
車椅子対応		4			
単身 1 D K		4			

	E 棟	2DK	18	高層耐火 (7階建)	H12	
		シルバーパワジソグ (2DK)	12			
		シルバーパワジソグ (1DK)	8			
		車椅子対応	2			
高柳第3団地	1号棟	2DK	7	簡準二 (2階建)	S43	
	2号棟		3		S43	
	3号棟		3		S43	
	4号棟		7		S43	
	5号棟		5		S44	
	6号棟		4		S44	
	7号棟		6		S44	
	10号棟		6		S45	
	11号棟		4		S45	
	12号棟		3		S45	
塚崎団地	1号棟	1DK	4	中層耐火 (3階建)	H7	
		2DK	2			
		3DK	8			
	2号棟	2DK	4		H7	
		3DK	8			
	3号棟	2DK	4		H7	
		3DK	8			
	4号棟	2DK	4		H8	
		3DK	8			
	5号棟	1DK	4		H8	
		2DK	4			
		3DK	12			
	6号棟	2DK	4		H9	
		3DK	8			
	7号棟	2DK	6		中層耐火 (4階建)	H9
		3DK	18			
	8号棟	2DK	6			H10
		3DK	18			
9号棟	2DK	2	中層耐火 (3階建)	H11		
	3DK	4				

(2) 改良住宅・公共住宅

団地名	棟番号	タイプ	管理戸数	構造	建設年度
高野台改良住宅団地	1号棟	2 K	24	中層耐火 (4階建)	S39
	2号棟		24		S40
	3号棟		24		S41
	4号棟		24		S42
向原団地公共住宅		3 K	24	中層耐火 (4階建)	S46

第 1 6 編 建 設

1 道路

市道の現況は、8,572路線、実延長1,446,707mである。そのうち舗装道の延長は、1,260,398m、舗装率87.1%である。また改良済延長は、1,189,057m、改良率82.2%である。

(1) 市道の状況（令和6年3月31日現在）

等級	延長(m)	面積(m ²)	改良済延長(m)	改良率(%)	歩道延長(m)
1級	159,052	1,879,411	158,510	99.7	93,325
2級	93,458	781,848	89,144	95.4	36,123
その他	1,187,381	6,033,797	6,033,797	79.3	45,455
独立自歩道	6,816	39,065			
計	1,446,707	8,734,121	1,189,057	82.2	174,903

(2) 道路整備状況（各年度3月31日現在）

年度	実延長(m)			総面積(m ²)	道路舗装率(%)
	総計	未舗装道	舗装道		
R3	1,432,679	187,470	1,245,209	8,608,816	86.9
R4	1,440,830	186,601	1,254,229	8,672,421	87.0
R5	1,446,707	186,309	1,260,398	8,734,121	87.1

(3) 私有下列敷寄附採納状況

年度	件数(件)
R3	12
R4	14
R5	15

2 都市計画道路

本市では、昭和29年5月11日に柏国道6号線ほか9路線を都市計画決定したのをはじめとして、令和6年3月31日現在、国道及び一部県道を含めた都市計画道路は63路線、計画総延長は150,120mであり、整備延長60,044m、整備率は約40.0%となっている。

■ 柏都市計画道路・路線別整備状況（令和6年3月31日現在）

路線番号	路線名	計画延長(m)	幅員(m)	改良済延長(m)	改良率(%)
3・1・1	東京第2外郭環状柏線	4,920	40	0	-
3・3・2	箕輪青葉台線	8,100	25	1,010	12
3・3・3	北柏駅前線	250	25	250	100
3・4・4	柏国道16号線	15,300	21	13,130	86
3・4・5	南柏一本松線	1,650	20	0	-
3・4・6	豊四季宿連寺線	6,450	20	1,450	22
3・4・7	十余二花野井線	2,910	20	1,270	44

3・4・8	柏国道6号線	5,100	18	5,100	100
3・4・9	葉山十余二線	5,720	18	2,260	40
3・4・10	呼塚新田向中原線	6,060	18	1,790	30
3・4・11	名戸ヶ谷捕込線	6,550	18	810	12
3・4・12	南柏逆井線	4,300	18	1,450	34
3・4・13	南柏光ヶ丘線	2,100	18	132	6
3・4・14	南柏駅前線	200	18	200	100
3・4・15	柏駅小堤台線	1,080	16	1,080	100
3・4・16	柏駅前塚崎線	4,840	16	2,546	53
3・4・17	向中原山越線	3,960	16	1,628	41
3・4・18	藤心逆井線	3,500	16	160	5
3・4・19	南増尾光ヶ丘線	3,400	16	120	4
3・4・20	中原中新宿線	900	16	220	24
3・4・21	上大門向中原線	4,260	16	1,990	47
3・4・22	吉野沢高野台線	5,750	16	2,620	46
3・4・23	一本松向神山線	1,760	16	0	-
3・4・24	豊四季駅前線	2,590	16	449	17
3・4・25	西原線	2,050	16	0	-
3・4・26	御立山線	320	16	0	-
3・4・27	根戸新田宿連寺線	2,390	18	2,030	85
3・3・28	末広あけぼの線	280	25	0	-
3・5・29	柏駅西口線	2,750	15	1,040	38
3・5・30	乗馬ヶ谷向中原線	2,820	12	0	-
3・5・31	向神山富士見台線	650	12	0	-
3・5・32	幸通り線	550	12	550	100
3・6・33	東谷台向中原線	1,650	11	1,650	100
3・3・34	江戸川台船戸線	2,800	27	970	35
3・4・35	柏の葉公園線	1,400	16	1,400	100
3・4・36	豊四季駅南口線	90	17	90	100
3・4・37	根戸花戸原線	590	16	0	-
3・4・38	北柏駅北口線	120	16	0	-
3・4・39	北柏高野台線	900	16	0	-
3・2・40	十余二船戸線	5,720	32	1,350	24
3・2・41	柏の葉キャンパス駅東口駅前線	110	30	110	100
3・2・42	柏の葉キャンパス駅西口駅前線	190	30	190	100
3・3・43	柏の葉キャンパス駅南連絡線	350	27	350	100
3・3・44	高田若柴線	2,010	25	773	38
3・3・45	船戸若柴線	3,600	22	2,110	59

3・4・46	柏の葉キャンパス駅北連絡線	1,300	20	719	55
3・4・47	柏たなか駅東口駅前線	210	20	210	100
3・4・48	柏たなか駅西口駅前線	200	20	200	100
3・4・49	駒木十余二線	200	16	0	-
3・3・50	高柳駅前線	280	22	223	80
3・4・51	柏船橋取手線	4,800	18	666	14
3・4・52	高柳藤ヶ谷新田線	3,400	16	0	-
3・5・53	高柳新田線	1,550	14	1,550	100
3・4・54	しいの木台高柳新田線	430	16	430	100
3・4・55	高柳駅前西口線	360	18	337	94
3・4・56	箕輪若白毛線	2,570	16	2,570	100
7・6・1	泉町通り線	550	8	550	100
7・6・2	南通り線	270	11	70	26
7・5・3	元町通り線	270	12	0	-
7・6・4	中通り線	330	8	28	8
8・7・1	小柳町通り線	270	6	73	27
8・7・2	小青田線	90	7	90	100
8・7・3	南柏駅東口線	50	5	50	100
合計	63路線	150,120		60,044	40.0

※改良済延長：道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長を指す。

3 公園・緑化

公園は、規模や目的などによりいくつかの種類に分かれており、市民が身近に利用できる街区公園や、近隣市町に住む人々のレクリエーション需要に応えるための広域公園などがあり、本市の令和5年度末の都市公園数は計666カ所、総面積は256.60haで、市民1人当たりの公園面積は4.78㎡となっている。その他、児童の健全な発育のための児童遊園10カ所、子供の遊び場27カ所が設置されている。

(1) 都市公園・緑地の設置状況

年度	総面積	公園						緑地			
		街区公園		近隣公園		その他		都市緑地		緑道	
		数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積
H28	238.37	486	42.94	15	31.39	8	100.02	62	32.53	35	31.49
H29	248.45	490	43.15	16	33.86	9	101.72	67	38.23	35	31.49
H30	251.48	505	44.25	17	35.08	9	101.72	67	38.94	35	31.49
R1	255.24	516	45.14	17	37.64	9	101.72	69	39.25	35	31.49
R2	255.23	520	45.31	17	37.42	9	101.72	69	39.29	35	31.49
R3	255.90	522	45.90	17	37.42	9	101.80	69	39.29	35	31.49
R4	256.21	525	45.96	17	37.42	9	101.85	70	39.49	35	31.49
R5	256.60	534	46.16	17	37.42	9	101.85	71	39.68	35	31.49

(2) 緑の保全及び緑化事業

柏市緑を守り育てる条例に基づく「緑の基本計画」を指針として、緑の保全、道路、公園、河川等の公共空間の緑化及び民有地の緑化を推進している。

ア 特別緑地保全地区

緑の保全のため特別緑地保全地区8カ所、約7.7haを指定している。

イ 開発行為等の緑化指導

民有地の緑化を進めるために、500㎡を超える開発行為等に対し、緑化基準を定めて緑地の確保に努めるとともに、緑地保存協定の締結を行っている。

ウ その他の事業

緑地保全や緑化事業を展開するため、一般財団法人柏市みどりの基金（平成7年4月3日許可、基本財産5億円）を設立し、緑の保全助成金、カシニワ制度助成金、春に開催するカシニワフェスタ等の緑化啓発事業を通じ、緑化の推進に努めている。

4 交通安全

(1) 柏市駐輪場駅別定期利用許可状況（令和6年3月31日現在）

駅名	駐輪場数 (箇所)	許可台数 (台)(※1)	駅名等	駐輪場数 (箇所)	許可台数 (台)(※1)
柏駅	13	8,720	増尾駅	4	1,135
南柏駅	2	2,663	逆井駅	2	611
北柏駅	5	2,946	高柳駅	4	1,127
豊四季駅	2	779	大津ヶ丘・中ノ橋(※2)	2	33
新柏駅	3	631	合計	37	18,645

※1 許可台数には原動機付自転車及び自動二輪車も含む。

※2 「大津ヶ丘」及び「中ノ橋」は、サイクルアンドバスライド駐輪場。

(2) 柏市市営駐車場

ア 施設の概要

所在地		柏市中央町1番1号
構造・規模	構造	鉄骨鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 地下2階・地上7階 10層
	敷地面積	1,418.7 m ²
	建築面積	999.28 m ²
	延べ床面積	8,760.68 m ²
	収容台数	270台
利用料金	普通駐車料金	210円/30分・台 [最大料金] 全日：1,000円/台（駐車後24時間・ 交通ICパーク&ライド優待サービス (1,000円/台→900円/台)） ※ 最長駐車時間：48時間
	定期駐車料金 (入庫保証有り)	全日：45,830円/月・台 平日：15,280円/月・台
	定期駐車料金 (入庫保証無し)	全日：30,560円/月・台 平日：15,280円/月・台
	回数駐車券発行額	1,680円（額面：210円・発行単位：10枚）
供用時間・入出庫取扱時間		午前零時から午後12時まで

イ 利用状況

(単位：台)

年度	一般時間貸し	特約店利用	定期利用	合計
R3	98,055	65,329	11,627	175,011
R4	102,148	61,527	11,300	174,975
R5	102,930	58,349	11,545	172,824

5 治水

「柏市公共下水道全体計画」に基づき雨水幹線の整備を進めるとともに、「柏市環境治水基本計画」に基づき水環境に配慮した治水事業を実施している。

(1) 雨水幹線の整備状況

流域名	計画延長	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
		整備延長 (m)	進捗率 (%)	整備延長 (m)	進捗率 (%)	整備延長 (m)	進捗率 (%)
大堀川排水区	35,917	26,693	74.3	27,979	77.9	29,137	81.1
大津川排水区	33,408	17,076	51.1	17,076	51.1	17,076	51.1
富士川排水区	3,015	355	11.8	355	11.8	355	11.8
坂川排水区	120	0	0	0	0	0	0
利根川排水区	11,663	9,721	83.3	9,721	83.3	9,721	83.3
利根運河排水区	6,660	766	11.5	766	11.5	766	11.5
手賀沼排水区	5,421	0	0	0	0	0	0
染井入落排水区	6,567	132	2.0	132	2.0	132	2.0
金山落排水区	3,485	0	0	0	0	0	0
松戸排水区	96	96	100	96	100	96	100
沼南台排水区	2,215	2,085	94.1	2,085	94.1	2,085	94.1
合計	108,567	56,924	52.4	58,210	53.6	59,368	54.7

(2) 貯留浸透施設の整備状況

流域名	令和3年度末		令和4年度末		令和5年度末	
	箇所数	容量(t)	箇所数	容量(t)	箇所数	容量(t)
調整池	146	1,063,082	147	1,065,341	147	1,065,341
浸透施設	5,409	170,336	5,483	186,486	5,558	194,788

第 1 7 編 外郭団体等

1 一般財団法人 柏市まちづくり公社

(1) 目的

柏市及びその周辺における都市機能及び都市環境の充実向上を目指し、民産官学の協働によるまちづくり事業を推進し、もって柏市及びその周辺の健全な発展と、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 公益目的事業

(ア) まちづくり事業

- a まちづくりの普及啓発事業(情報発信事業)
- b まちづくりに関する相談、助言、支援事業
- c まちづくりの調査研究事業(調査研究事業)
- d 市街地等活性化推進事業(道路空間利活用推進事業)

イ 収益事業

(ア) 開発(用地等)事業

- a 用地等の管理、処分事業
- b 不動産貸付事業
- c 施設整備等事業

(イ) 駐車場管理運営事業

(ウ) 広告事業

(エ) イノベーションコンサルティング等事業

(3) 組織人員 (令和6年7月2日現在)

ア 役員等

- (ア) 評議員 5人
- (イ) 理事 7人
- (ウ) 監事 1人
- (エ) 顧問 1人

イ 職員

事務局 6人(理事長1人(都市部理事派遣)・事務局長1人, 派遣1人, 一般 3人)

2 柏市土地開発公社

(1) 目的

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的として、平成4年4月1日に設立された。

(2) 組織 (令和6年3月31日現在)

ア 基本財産 10,000,000円(市出資金)

イ 役員

- (ア) 理事 定員 12人以内
現員 9人

- (内訳) 理事長(副市長) 1人, 市議会議員 4人, 市部長職 4人
 (イ) 監事 定員 2人以内
 現員 1人
 (内訳) 会計管理者 1人

ウ 職員

事務局長 1人, 職員 4人 (いずれも市職員が兼務)

(3) 事業内容

公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定する業務

3 公益財団法人 柏市医療公社

(1) 目的

この法人は、医療及び公衆衛生に関する各種事業を行い、もって柏市域等における住民の健康の増進を図ることを目的として、平成8年4月1日に設立された。平成24年3月28日付け、千葉県医指令第2485号で千葉県から、公益財団法人の認定を受け、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

(2) 組織 (令和6年3月31日現在)

ア 基本財産

501,000,000円

イ 役員等

理事 5人, 監事 1人, 評議員 7人

ウ 職員

施設(事業)名	職員構成 ※()内は非常勤職員	
	総数(人)	内訳(人)
柏市医療センター	11(80)	歯科医師 2(3) 歯科麻酔医師 0(15) 看護師 3(21) 医療技術者等 3(14) 事務職等 3(27)
柏市立柏病院	321(130)	医師 41(51) 医療技術者等 104(24) 看護師等 130(26) 事務職等 46(29)
柏市立 介護老人保健施設はみんぐ	44(23)	【施設】 医師 1(0) 医療技術者等 9(5) 看護師等 7(4) 介護士 25(12) 事務職等 2(2)
	5(16)	【通所リハビリ】 看護師 0(1) 介護士 3(6) 医療技術者等 2(1) 運転手 0(8)
はみんぐ居宅介護支援事業所	3(0)	介護支援専門員 3(0)
はみんぐ 訪問看護ステーション	7(3)	看護師 7(2) 事務職 0(1)
北柏ダイサービスセンター	3(26)	生活相談員 2(0) 看護師 0(4)

		介護士等 1(12) 医療技術者等 0(3) 運転手 0(5) 事務職等 0(2)
北柏 地域包括支援センター	5(4)	介護支援専門員 1(3) 保健師等 1(0) 社会福祉士 3(0) 事務職 0(1)
北柏第2 地域包括支援センター	5(4)	介護支援専門員 1(3) 保健師等 2(0) 社会福祉士 2(0) 事務職 0(1)

(3) 事業内容

- ア 夜間急病診療事業に関する事。
- イ 障害児・者等歯科診療事業に関する事。
- ウ 病院事業に関する事。
- エ 介護老人保健施設事業に関する事。
- オ 検診等事業に関する事。
- カ 指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業に関する事。
- キ 訪問看護ステーション事業に関する事。
- ク 指定居宅サービス事業、指定介護予防サービス事業、身体障害者デイサービス事業及び生活援助員派遣事業に関する事。
- ケ 地域包括支援センター事業に関する事。
- コ 休日急患歯科診療事業に関する事。
- サ 売店事業に関する事。
- シ その他この法人の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(4) 事務所

- ア 主たる事務所：柏市布施1番地3 柏市立柏病院内
- イ 従たる事務所：柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内
柏市根戸467番地の18
柏市大山台2丁目3番地 モラージュ柏2階

4 一般財団法人 柏市みどりの基金

(1) 目的

市民、行政、企業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、花や緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア みどりの普及啓発に関する事業
- イ みどりの支援に関する事業
- ウ みどりの調査研究に関する事業
- エ 緑地保全に関する事業
- オ みどりのコンサルティングに関する事業
- カ 公園等管理運営に関する事業

- キ まちづくりの推進に関する事業
- ク 駐車場管理運営に関する事業
- ケ 物販・貸出事業に関する事業
- コ その他定款第4条の事業を達成するために必要な事業

(3) 組織人員（令和6年4月1日現在）

- ア 基本財産 500,000,000円
 - イ 役員
 - (ア) 評議員 6人
 - (イ) 理事 7人
 - (ウ) 監事 2人
 - ウ 職員
 - 事務局 17人（派遣5人，臨時12人）
 - 旧吉田家住宅歴史公園 13人（臨時13人）

5 社会福祉法人 柏市社会福祉協議会

(1) 目的等

柏市社会福祉協議会は、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達と、社会福祉に関する活動の活性化による地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和31年7月30日に設立された。平成12年6月の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域福祉推進の中核としての役割が法的にも明確化された。

(2) 法人認可 昭和47年2月14日

(3) 基本財産（令和6年3月31日現在）

- ア 4,000,000円
- イ 建物1棟

(4) 会員（令和6年3月31日現在）

- ア 住民会員 276町会等
- イ 特別会員 179法人等
- ウ 団体会員 40団体
- エ 個人会員 631人

(5) 役員等（令和6年3月31日現在）

- ア 理事 定数 13人，任期 2年
- イ 監事 定数 2人，任期 2年
- ウ 評議員 定数 21人，任期 4年

(6) 主な事業内容

- ア 法人運営・計画・団体事務局等
 - 理事会・評議員会等，柏市地域健康福祉活動計画，柏市住民福祉大会，啓発活動，社会福祉関係行事の後援等，柏市民生委員児童委員協議会事務局，他機関への協力・支援（委員・講師等）
- イ 会員・寄附・共同募金等

会員会費，寄附，共同募金（千葉県共同募金会柏市支会）共同募金・歳末たすけあい配分事業，自動販売機設置経営事業

ウ 地域支援・ボランティア

地域活動拠点事業，地区社会福祉協議会への支援，ボランティア活動（ボランティアセンター），災害ボランティアセンター，ふれあい型給食サービス，生活支援体制整備事業，かしわファミリー・サポート・センター事業，地域子育て支援拠点事業，利用者支援事業，エリアごとの支援体制整備事業、地域活動コーディネート支援事業、子どもの居場所支援及び食材保管庫管理事業

エ 福祉教育

福祉教育事業，体験学習支援，「福祉の心」作品展，実習生の受入

オ 在宅福祉サービス

さわやかサービス，移動サービス，車椅子の貸出

カ 介護予防

老人福祉センターの介護予防事業，沼南地域包括支援センターの介護予防事業

キ 相談支援・貸付・援護金・基金運営

福祉相談事業，福祉資金・生活福祉資金貸付事業，特例貸付債権管理事業，緊急援護金支給事業，交通遺児援護金等支給，子ども子育て活動支援事業，支えあい活動支援事業，障害者就労支援に係る職場体験・実習の受入，自殺予防対策事業

ク 権利擁護，地域包括支援センター

成年後見事業，柏市市民後見推進事業，福祉サービス利用援助事業，沼南地域包括支援センター

ケ 施設管理

沼南社会福祉センター設置経営事業，介護予防センター管理及び経営事業，老人福祉センター管理及び経営事業，地域活動館の管理運営，総合福祉センター施設管理事業